第１回群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会

Ｈ　Ｐ　公　開　用　資　料

- 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程（令和元年度～令和４年度）
- 最低賃金の改正決定について（諮問）写
- 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）
  （１）全労連・全国一般　群馬労働組合
  「最低賃金の改善を求める意見書」
  （２）群馬県労働組合会議
  「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」
  （３）生協労連　コープネットグループ労働組合
  「2022 年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」
  （４）群馬県自治体一般労働組合
  「最低賃金の改善を求める意見書」
  （５）群馬県医療労働組合連合会
  「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」
- 生活保護法
- 生活扶助基準額（令和２年 10 月改定反映）
- 群馬県級地別人口（令和２年国勢調査データによる）
- 北関東三県比較対照表
  （１）年度別地域別最低賃金の比較表
  （２）新規高卒者初任給の推移（企業規模 10 人以上）
  （３）標準生計費の推移（一人世帯、18 歳程度）
  （４）有効求人倍率の推移（パートタイムを含む）
  （５）都道府県（各県庁所在都市）別消費者物価指数の推移
- 毎月勤労統計調査　令和３年分結果確報
  厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
- 消費者物価地域差指数－小売物価統計調査（構造編）2021 年（令和３年）結果－
  総務省統計局統計調査部
- 第２回目安に関する小委員会配付資料　中央最低賃金審議会資料
- 第３回目安に関する小委員会配付資料　中央最低賃金審議会資料
- 第４回目安に関する小委員会配付資料　中央最低賃金審議会資料

※　資料は HP 公開用に一部抜粋したものとなっております。
全資料を閲覧したい場合は群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能となっております。

群 馬 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
群馬県最低賃金専門部会委員名簿

（令和４年７月 20 日任命）

（敬称略、五十音順）

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	高　橋　　徹	（株）上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷　口　　聡	高崎経済大学教授
	米　本　　清	高崎経済大学准教授
労働者代表	新　井　　和　成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	木　闇　　裕　治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	鷲　澤　　猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五　十　嵐　亮　二	（一社）群馬県経営者協会専務理事
	加　藤　　英　明	元（株）ナカヨ取締役
	毒　島　　豊	（医）日望会常務理事本部長

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
地域最低賃金		**地域最低賃金**		**地域最低賃金**		**地域最低賃金**	
7月5日　（金　）	・429回本審(地域諮問)	6月30日　（火　）	・435回本審(地域諮問)	7月2日　（金　）	・440回本審(地域諮問)	6月30日　（木　）	・446回本審(地域諮問)
14:00　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	16:00　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	13:30　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	13:30　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）
群馬労働局大渡町分庁舎901会議室		1階共用会議室		1階共用会議室		1階共用会議室	
（予備　局長室、相談室）		（予備　7階会議室、8階相談室、9階会議室）		（予備　8階相談室）		（予備　8階相談室、9階会議室）	
7月26日　（金　）		7月28日　（火　）		7月27日　（火　）		7月26日　（火　）	
10:00 ～	・①地域部会（中間報告）	16:30 ～	・①地域部会（中間報告）	16:30 ～	・①地域部会（中間報告）	10:00 ～	・①地域部会（中間報告）
7階大会議室		7階大会議室		1階共用会議室		1階共用会議室	
（予備　7階小・大会議室、8階相談室）		（予備　7階小・大会議室、8階相談室）		（予備　8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）	
8月6日　（火　）	・430回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	7月31日　（金　）	・436回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	7月29日　（木　）	・441回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	8月1日　（月　）	・447回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）
17:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	14:00　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	13:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	16:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）
7階大会議室	・②地域部会（基礎調査説明）	1階共用会議室	・②地域部会（基礎調査説明）	1階共用会議室	・②地域部会（基礎調査説明）	1階共用会議室	・②地域部会（基礎調査説明）
（予備　7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室）		（予備　7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）	
8月9日　（金　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	8月7日　（金　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	8月6日　（金　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	8月8日　（月　）	・③地域部会（最低賃金額審議）
9:30　～		13:30　～		13:30　～	・④地域部会（最低賃金額審議）	16:30　～	
7階大会議室	・431回本審(地域答申)	1階共用会議室	・437回本審(地域答申)	1階共用会議室	・442回本審(地域答申)	1階共用会議室	・448回本審(地域答申)
	（特定必要性答申・改正諮問）		（特定必要性答申・改正諮問）		（特定必要性答申・改正諮問）		（特定必要性答申・改正諮問）
（予備　7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室）		（予備　7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）	
8月27日　（火　）	・432回本審(地域諮問)	8月25日　（火　）	・438回本審(地域諮問)	8月24日　（火　）	・443回本審(地域諮問)	8月24日　（水　）	・449回本審(地域諮問)
17:30　～	（地域異議申出諮問・答申）	10:00　～	（地域異議申出諮問・答申）	10:00　～	（地域異議申出諮問・答申）	10:00　～	（地域異議申出諮問・答申）
7階大会議室		1階共用会議室		1階共用会議室		1階共用会議室	
（予備　7階大・小会議室、8階相談室）		（予備　7階大・小会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）	
特　定　最　低　賃　金		**特　定　最　低　賃　金**		**特　定　最　低　賃　金**		**特　定　最　低　賃　金**	
月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会
開催せず		開催せず		開催せず			
10月4日　（金）	・特定部会①（鉄鋼）	10月2日　（金）	・特定部会①（鉄鋼）	10月5日　（火）	・特定部会①（電気）	月　日　（　）	・特定部会①
	10:00～大渡庁舎901会議室		14:00～1階共用会議室		10:00～1階共用会議室		
10月7日　（月）	・特定部会①（電気）	10月2日　（金）	・特定部会①（機械）	10月5日　（火）	・特定部会①（輸送）	月　日　（　）	・特定部会①
	10:00～7階大会議室		14:45～1階共用会議室		11:00～1階共用会議室		
10月8日　（火）	・特定部会①（輸送）	10月9日　（金）	・特定部会①（電気）	10月5日　（火）	・特定部会①（機械）	月　日　（　）	・特定部会①
	17:30～7階大会議室		9:30～7階大会議室		13:30～1階共用会議室		
10月9日　（水）	・特定部会①（機械）	10月9日　（金）	・特定部会①（輸送）	10月7日　（木）	・特定部会①（鉄鋼）	月　日　（　）	・特定部会①
	17:30～7階大会議室		10:15～7階大会議室		13:30～1階共用会議室		
10月28日　（月）	・特定部会②（機械）	10月23日　（金）	・特定部会②（鉄鋼）	10月19日　（火）	・特定部会②（電気）	月　日　（　）	・特定部会②
	17:30～7階大会議室		9:30～7階大会議室		13:30～1階共用会議室		
10月29日　（火）	・特定部会②（電気）	10月23日　（金）	・特定部会②（機械）	10月19日　（火）	・特定部会②（輸送）	月　日　（　）	・特定部会②
	17:30～7階大会議室		10:30～7階大会議室		14:30～1階共用会議室		
10月29日　（火）	・特定部会②（輸送）	10月27日　（火）	・特定部会②（電気）	10月22日　（金）	・特定部会②（機械）	月　日　（　）	・特定部会②
	18:15～7階大会議室		16:00～1階共用会議室		13:30～1階共用会議室		
10月30日　（水）	・特定部会②（鉄鋼）	10月30日　（金）	・特定部会②（輸送）	10月28日　（木）	・特定部会②（鉄鋼）	月　日　（　）	・特定部会②
	10:00～7階大会議室		13:45～1階共用会議室		13:45～1階共用会議室		
10月30日　（水）	・433回本審(特定報告)	10月30日　（金）	・439回本審(特定報告)	10月28日　（木）	・444回本審(特定報告)	月　日　（　）	・　回本審(特定報告)
	10:45～7階大会議室		15:00～1階共用会議室		15:00～1階共用会議室		
11月15日　（金）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月20日　（金）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月16日　（火）	・本審(異議申出なく開催なし)	月　日　（　）	・本審(異議申出)
3月3日　（火）	・434回本審（特定意向表明）	3月2日　（火）	・（特定意向表明）	3月11日　（金）	・445回本審（特定意向表明）	月　日　（　）	・　回本審（特定意向表明）
	14:00～　1階共用会議室		文書通知に代替		9:30～群馬県市町村会館		

写

群労発基0630第1号
令和 4年 6月30日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 殿

群馬労働局長
加藤 博人

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

２０２２年7月１２日

群馬地方最低賃金審議会

会長　谷　口　　聡　様



全労連・全国一般　群馬労働組[redacted]

執行委員長 [redacted]

最低賃金の改善を求める意見書

平素、労働者の賃金改善に向けて群馬地方最低賃金審議会の各位がご尽力されていることにまずもって敬意を表するものです。

冒頭に若干の情勢に触れておきます。

1　下がり続ける日本の賃金

日本の実質賃金は１９９７年を100とした指数での比較で、２０２０年は９０．３と２０年余りで約１０％下がっています。また、右表にあるようにＯＥＣＤ(経済協力開発機構)の調査によれば加盟３５ヶ国中、日本は２２位まで順位を下げています。日本の平均年間賃金は、約４２３万円ですが、アメリカは約７６３万円と３４０万円の差がつけられ、お隣の韓国にも約３１，０００円ほど差をつけられています。経済大国３位と言われている日本の労働者の賃金がどれほど低賃金に抑えられているかの証です。

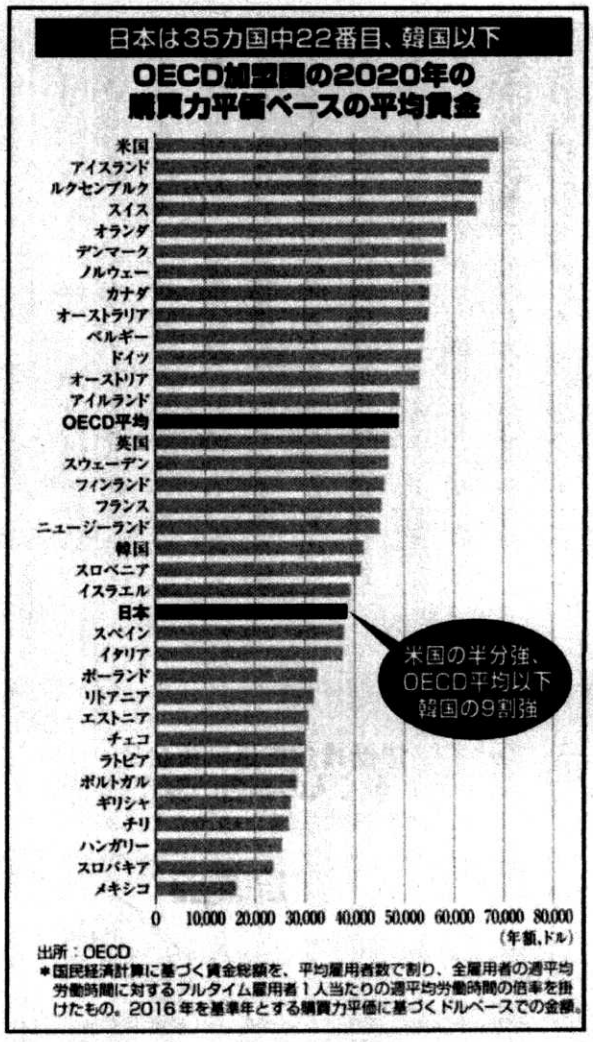

2　日本経済の落ち込みと大企業

は大もうけ

このような低賃金・不安定雇用が　　もたらしているのは、日本経済の大幅な落ち込みです。２０２０年度の国内総生産（ＧＤＰ）は、前年度比－４．６％です。この下落幅はリーマンショック期の２００８年度の－３．６％を上回る戦後最悪の数値になっています。

一方で大企業・富裕層は大もうけを続けています。コロナ禍にあっても資本金１０億円以上の大企業は利益を２３８兆円から２４１兆円と３兆円も増やしています。また、内部留保は２０２０年度末で４５９兆円にも膨れ上がっています。

以上のような情勢を念頭において、２０２２年の群馬地方最低賃金改定作業にあたり、最低賃金の抜本的な引き上げを求めて下記事項のように意見を申し述べるものです。

なお、下記事項について意見陳述できる機会を設けていただけますことも要望するものです。

記

1　賃金の「底上げ」が景気回復の早道です。

多くの若者が「好景気」を経験せずに「不景気」の社会に生活してきています。国は一部の大企業や富裕層だけをさらにもうけを蓄える政策は、失敗だったと認め、庶民・労働者の生活を充実させることこそが景気回復の第１歩だと確信します。社会保障制度の充実や労働者の賃金を上げることが重要であると考えます。

最低賃金の引き上げは労働者全体の「賃金の底上げ」となり、景気回復への大きなステップとなります。国際的に１，３００円～１，５００円となっているロードマップを策定し、労働者の生活に安定感を担保することが肝要だと思います。

2　どこで働いても同じ最賃（全国一律最低賃金）にしてください。

現在、Ａランク最上位の東京都とＤランク最下位の県との差は２２１円あります。２００６年の差は１０９円でしたので、１５年間で格差が２倍以上に広がっています。

全国展開している「コンビニエンスストア」で同じ価格の商品を扱っている

仕事をしていても住んでいる地域で時給２００円を超える格差がつけられてもよいのでしょうか。これは「同一労働同一賃金」に反すると断ぜざるを得ません。また、法律で格差を肯定するようなことがあってはならないと言わざるを得ません。

現在、最低賃金の関東最下位群馬県(865円) とトップの東京都(1,041円)との差は１７６円です。隣接する埼玉県(956円)とは９１円の差があります。これは東京都で１０ヶ月、埼玉で１１ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になります。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾が生じていることになります。先進国の多くは「地域別最低賃金」ではなく「全国一律最低賃金」制度を導入しています。

この最低賃金の地域間格差によって労働力人口流出現象が起こっている統計調査もあります。また、私どもの上部組織全労連の調査ではどこに住んでいようが、月額ベースで約２３万円前後で、時給ベースで１，５００円必要であるという調査結果が出ています。北海道から沖縄まで時給ベースで１,５００円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一挙に解決できると確信します。

また、群馬県内の労働者の労働時間が都道府県別で一番長いと聞いています。賃金明細書を見ると「基本給」だけでは最賃割れになってしまうケースを多く見受けられます。このことは、残業しないと生活できる賃金が確保できていない証拠です。私どもの組合に寄せられる争議案件は、パワハラや長時間労働による不当な未払い残業であったり、体力の限界まで連日働かせる違法残業であったりすることにより発生する事案が多く、メンタル不全に陥るケースが多く見受けられます。「全国一律最低賃金制度」を一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるようにすることです。

3　政労使合意は国民・労働者への約束です。

議論の前提におかなくてはならないことがあります。それは、２０１０年政労使合意です。

「早期に８００円にし、全国平均１，０００円を目指す」

とし、その到達年は２０２０年でした。結果として到達しませんでした。残念至極です。国民・労働者に対して約束した合意文書の約束を果たせなかったのですから、急いでその約束を果たしてください。当時の安倍首相をして、

「最低賃金を全国平均１，０００円を目指す」とした最低賃金引き上げ構想は１年につき３％ずつ引き上げるとしたロードマップです。その計画で実行すると到達年は２０２６年となってしまいます。これでは２０１０年政労使合意を反故にすることになってしまいます。３％と言わず、一気に引き上げる措置を講じてください。私たち国民・労働者は、そんな先まで待っていられません。一刻も早く、約束を果たしてください。大幅に最低賃金を引き上げてください。

イギリスでは、２０２３年４月から最賃を６．６％引き上げて全国一律１，４８０円（時給）にすると正式に表明がありました。「できない」ではなく「どうやるか」が大事なことだと思います。貴最低賃金審議会の英断を期待します。

４　最低低賃金の引き上げには中小・零細企業支援をしっかり行うことが重要です。

①新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない中、企業の休廃業・解散・倒産が相継ぎ２０２０年で約５７，０００件程度の企業が市場から消えたことになります（東京商工リサーチ）。その結果、失業率２．４％→２．９％まで上昇し、非正規雇用労働者は１０７万人失職しています(2020/2と2021/2比較)。

このような危機的状況を好循環させるためにも中小・零細企業に対する支援策をしっかり行うことが重要だと考えます。そのことが、最低賃金１，５００円の早期実現につながることだと考えます。

②先進国で１，０００～１，５００円の最低賃金が実現できているのは国の手厚い支援政策が実行されているからです。日本が８７億円(2013～2015)なのに対して、

・韓国……９，８００億円(2017年から５年間)
・アメリカ……８，８００億円（2007～2011）
・フランス……２兆２，８００億円(2019)

と桁外れの支援を行っています。日本でも政治が力を発揮して中小企業支援策を拡充するよう貴最低賃金審議会として国に働きかけられるよう要望するものです。

以上

２０２２年7月１３日

群馬地方最低賃金審議会　御中



前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

副議長 [redacted]

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、６月２１日、審議会長および労働局長に「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」を提出しました。私は、県労会議「要請書」の「要請趣旨」及び「要請事項」が、本年の審議の中で活かされることを要望します。

そのうえで、以下について意見を述べ、群馬県における地域別最低賃金をただちに１，０００円以上に引上げ、１，５００円の実現をめざすこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

１．いわゆる「先進国」では日本だけが賃金が上がらない国となっています。賃金が上がらないもとで、いま労働者に急激な物価高騰が襲いかかっています。とくに食料品や生活に直結したエネルギー価格の高騰は、所得の低い労働者とその家族の生存権をも脅かしています。物価高騰を抑える施策はもとより、賃金の引上げ、とりわけ賃金の底上げは喫緊の課題です。

それだけに、今年度の最低賃金の改定においては、急激な物価高騰に十分配慮し、「８時間働けば、人間らしく暮らせる最低賃金」への大幅な引上げが切実に求められています。

２．現在の最低賃金には、２つの大きな問題があります。

一つは、あまりにも低額であること、二つには、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったことです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「８時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の

各地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」（調査結果総括表は、６月２１日付県労会議要請書・別紙）によれば、２５歳単身者の最低生計費は、月額（税込）２２万円～２６万円程であり、月１５０時間換算で、ほぼ1，５００円となります（現在の物価高騰のもとでは、生計費の相当な増加が見込まれます）。これに比して、群馬県の最低賃金額８６５円は6割未満であり、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1，０００円以上に引上げ、１，５００円の実現をめざすことを強く求めます。

３．最低賃金の二つ目の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

コンビニエンスストアは全国各地にあり、同じ系列のお店であれば、品揃えや商品価格はほぼ同じに設定されています。そして、そこでの仕事内容も同様なものと考えられます。そこで、大手コンビニエンスストアのホームページからアルバイトの時給について比較してみました。

確認した事例（7月7日現在・同系列のコンビニエンスストア）によれば、昼間の時給は、群馬県内の「伊勢崎坂東大橋店」（伊勢崎市八斗島町）は８７０円、坂東大橋で利根川を渡った埼玉県内の「坂東大橋店」（本庄市沼和田）では９６０円となっています。（店舗間は約2㎞）

同じ商品を同じ価格で同じように販売する仕事でありながら、なぜ、時給は埼玉県内の「坂東大橋店」の方が９０円も高くなっているのでしょうか。それは、群馬県と埼玉県の最低賃金が違うということ以外に考えられません。

最低賃金は、群馬県８６５円、埼玉県９５６円で、９１円の較差があります。また、東京都1，０４１円と群馬県８６５円との較差は１７６円です。これは1時間当たりの賃金差ですから、年収で考えると、（月１５０時間・年1，８００時間働くとして）群馬県と埼玉県の較差は１６３，８００円、群馬県と東京都の較差は、３１６，８００円にもなります。これは、群馬県内において最低賃金で年間1，８００時間働いて得る年収1，５５７，７００円を、埼玉県内では１１ヵ月働けば（1，５７７，４００円）、東京都内では１０ヵ月働けば（1，５６１，５００円）上回ってしまうことになります。これは、あまりに「不合理な格差」ではないでしょうか。

こうした都道府県間の最低賃金較差の拡大は、最低賃金の低い地方から、高い首都圏等への労働者の移動を促進し、地方での人手不足を招き、地方経済の活力を奪うことにも繋がってい

ます。また、同一労働同一賃金の原則からも、賃金の生計費原則からも逸脱しています。

それだけに、現在の都道府県別の最低賃金制度は廃止し、全国一律最低賃金制度を創設することが必要となっています。

ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

4．冒頭で「いわゆる『先進国』では日本だけが賃金が上がらない国となっています」と述べましたが、「先進国」では最低賃金の引上げが加速しています。イギリスでは、今年４月から１，４９０円となり、１０月からは１，５４２円に引き上げます。ドイツは、今年７月から１，４４９円に引上げ、１０月からは１，６６４円に。フランスは、今年５月から１，５０５円に引き上げました。オーストリアは、今年７月から１，９８０円に。韓国も、今年１月から９５８円となり、来年１月からは１，００６円と１，０００円を超えます。そして、アメリカでは、連邦最低賃金は２００９年７月から９８５円に据え置かれていますが、州・市などで上積みされており、ニューヨーク市では今年１月から２，０３８円、サンフランシスコ市では今年７月から２，３０９円に引き上げられました。(各国の最低賃金額については、２０２２年7月７日午後のYahoo!ファイナンスの為替レートにより円換算／１円未満切り上げ)

労働者の消費購買力を引上げ、内需拡大による経済成長を促進するためにも、日本の最低賃金の抜本的な引上げが強く求められています。

5．最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。しかし、上記の大手コンビニエンスストアの２店舗で、どれだけの「賃金支払い能力」の違いがあるのでしょうか。

地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるというのでしょうか。

明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

自由民主党内につくられている最低賃金一元化推進議員連盟が、昨年５月２５日に当時の菅

総理大臣に「最低賃金制度のあり方に関する提言」を行いましたが、その中では「支払い能力という概念は他の国には見られない要素であり、またその概念は極めて曖昧であり、この要素が最低賃金引き上げの抑制要因として機能してきたと推察される」と述べられています。

「極めて曖昧」な概念で審議するのではなく、明確な根拠を示したうえでの審議が必要です。

6．群馬地方最低賃金審議会は、昨年８月６日の「群馬県最低賃金の改正決定について（答申）」において初めて中小企業支援について言及し、「大幅な最低賃金上昇による人件費の増加という、企業経営上重大な問題に対して、直接的でかつ即効性のある新たな支援策を、早急に検討・実施するよう政府に強く要望する」と労働局長に答申しました。私は、昨年度の意見書において、「中小企業に最低賃金引き上げの余力がないと言われるなら、ぜひ、中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込み、国に実現を求めて下さい」と求めていただけに、答申に最低賃金引上げのための中小企業支援策の政府要望を盛り込んだことを高く評価するものです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに１，０００円以上に引上げ、１，５００円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金１，５００円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。

今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

以　上



群馬労働局
群労　第　号
4　7.　13

2022年7月14日

群馬県地方最低賃金審議会
会長　谷口　聡　殿

生協労連　コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [redacted]

2022年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。

運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。

今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1.2022年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増しています。2021年度は、政府が「より早期に平均1000円をめざして引き上げに取り組む」と表明し、厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会で全国加重平均を28円引き上げ930円とする目安がまとめられました。それに伴い群馬県の最低賃金引上げ額は、過去最高となる28円でした。非正規労働者にとって最低賃金の充実は切実なものです。

一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標であるSDGsの目標のディーセントワークの実現の柱でもある最低賃金の引き上げは、重要な位置づけとなっています。コロナ禍での非正規の生活は、より厳しくあらたな負担も出てきています。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく1,400円～1,500円という結果が出ています。つまり、群馬県の最低賃金865円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

2.全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

群馬県の最低賃金865円で、フルタイム（厚労省の起算値173時間）で働いても月額149,645円です。この収入では、憲法で保障されている健康で文化的な生活をおくることはできません。病気や怪我をしても費用が気になり病院にも行けませんし、ましてや将来へ向けての貯蓄などできるはずもありません。フルタイムで働いても、いまの最低賃金では貧困状態です。

私たち生協の職場でもエッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染のリスクと隣り合わせのなか働いています。どの仕事に就いていても心身ともに疲弊していることは同じ状況です。また、職を失うことへの不安感や住み慣れた土地で働けることを望む声もあります。

どこで暮らしても同じ仕事には同じ賃金が得られる同一労働同一賃金を実現することで、いまのような地域間格差を解消することが必要です。

最低生計費を満たさない現在の最低賃金額は、暮らしていく収入として不十分ですし、働く者の貧困は改善されません。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、直ちに最低生計費を保証する最低賃金として、2022年度に最低賃金額1,000円の実現をめざす審議をお願いします。

私たちが取り組んでいる「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、5月11日の中央行動の中で趣旨に賛同いただいている紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は110人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。

3.最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

コロナ禍で経済が困難だからこそ最低賃金を上げが必要との声があるなかで、2020年の最低賃金の引き上げ額は、全国平均でわずか1円でした。引き上げに消極的だった背景には「企業の支払能力」があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この「支払能力」を中小企業にだけ求める政策を転換する必要があります。中小企業に対して賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算額は約23億円と全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」を実現するには、労働者のみならず中小企業への支援を厚くするべきです。こうした政策を早期に実行することが、個人消費を回復し経済の活性化にもつながります。

4.最後に

働く者の生存権とは、労働力を再生産できる人間らしい生き方、生活ができる最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきものです。よって私たちは、憲法および労働基準法、最低賃金法に基づき、働く者の生存権を保証する最低賃金として全国一律制と1,500円を求めます。

群馬地方最低賃金審議会運営規程の定めでは、会議は原則として公開とするとされています。しかし、2022年度の群馬県の地域最低賃金の審議会は、具体的な金額を審議する専門部会の公開することは、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合があるとの理由で、非公開とすることが確認されました。このことは残念でなりません。

鳥取地方最低賃金審議会では2008年以降「完全公開」「意見聴取の実質化」「傍聴の自由化」の3つの原則を確立させ定着させています。こうした事例に学び、群馬県でも審議会の透明性、公正性を高めるために鳥取地方最低賃金審議会が示している3つの原則を是非実現していただくようお願いいたします。

以上

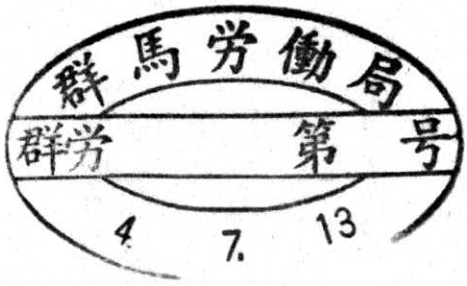

２０２２年　７月１３日

群馬労働局長
　　加藤　博人　様
群馬地方最低賃金審議会長
　　谷口　聡　　様

群馬県前橋市本町３-９-
群馬県自治体一般労働組
執行委員長 [redacted]

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連がまとめた最低生計費試算結果を活用して、最低賃金の抜本的な引き上げを審議してください。

コロナ感染拡大のもとで、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療・介護・保育・学童保育などの労働者は感染のリスクを背負いながら社会機能維持のため働いてきました。その結果、国は経済対策として「ケア労働者の処遇改善」を提示しましたが、十分な改善になりませんでした。特に自治体で働く労働者には不十分な状況に置かれたままです。エッセンシャルワーカーの多くは低賃金や不安定雇用の非正規雇用労働者であり、公務公共も民間の同じ状況下にあり早期に改善が求められいます。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。コロナ禍・物価上昇に対応するため最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立が必要です。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

自治体非正規職員の賃金は、２０２０年の県内全自治体の調査によると、群馬県最低賃金８６５円に対して、一番低い時給は８６５円（2自治体）で、続いて８６８円です。２０２０年度から会計年度任用職員制度が実施され時給８９７円（1級1号対応）が１８自治体で、９００円台が１１自治体でした。これが自治体非正規職員の低賃金の実態です。公務労働者の賃金は長年にわたり据え置きが続くなか、苦しい生活を抜け出すためには最低賃金の大幅な引上げ以外にありません。

現行の最低賃金では「８時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮らせる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこで

も大差はなく、２５歳男性の１人暮らしでは月額２２万円～２７万円で月１５０時間換算で1,４４１円～1,７７２円と時給1,５００円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

２０２１年地域別最低賃金は東京で1，０４１円、埼玉で９５６円、群馬は８６５円でこの格差は東京で１０ヵ月・埼玉で１１ヵ月働けば、群馬県で１２ヵ月働いた年収を上回るほどに拡大しています。賃金が労働評価を示す対価とすれば、自治体で同じような業務を行っていても、群馬の労働評価は関東で最低とされていることになります。これも若者が県内から流出する原因の一つではないでしょうか。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1，０００円以上引上げ、生計費原則に基づき1，５００円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

1　群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1，０００円以上に引き上げ、1，５００円を目指すこと。
2　全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
3　最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
4　審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。

以上、意見書を提出します。

2022年7月11日

群馬労働局長　加藤　博人　局長　様
群馬地方最低賃金審議会　会長　様
群馬地方最低賃金審議会委員　　各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長　[redacted]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合って、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれました。この間、不十分ながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



<参考>

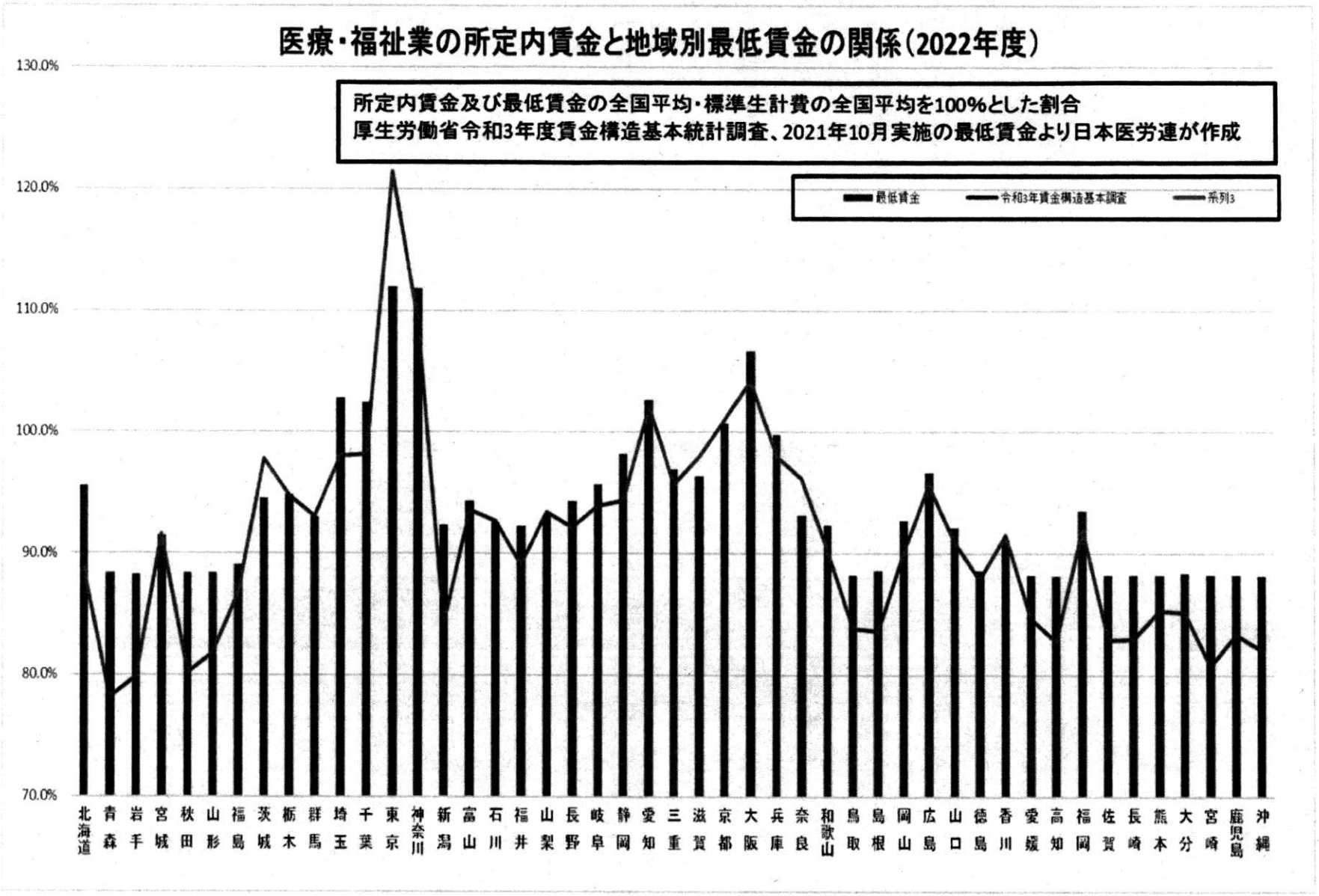
医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係（2022年度）
所定内賃金及び最低賃金の全国平均・標準生計費の全国平均を100%とした割合
厚生労働省令和3年度賃金構造基本統計調査、2021年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成
最低賃金
令和3年賃金構造基本調査
系列3
130.0%
120.0%
110.0%
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
北海道
青森
岩手
宮城
秋田
山形
福島
茨城
栃木
群馬
埼玉
千葉
東京
神奈川
新潟
富山
石川
福井
山梨
長野
岐阜
静岡
愛知
三重
滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
和歌山
鳥取
島根
岡山
広島
山口
徳島
香川
愛媛
高知
福岡
佐賀
長崎
熊本
大分
宮崎
鹿児島
沖縄

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　保護の原則（第七条―第十条）
第三章　保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）
第四章　保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）
第五章　保護の方法（第三十条―第三十七条の二）
第六章　保護施設（第三十八条―第四十八条）
第七章　医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十五条の三）
第八章　就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）
第九章　被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七―第五十五条の九）
第十章　被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）
第十一章　不服申立て（第六十四条―第六十九条）
第十二章　費用（第七十条―第八十条）
第十三章　雑則（第八十一条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条　この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第四条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

２　民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

３　前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条　前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

（用語の定義）

第六条　この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

２　この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

３　この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

４　この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

５　この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章　保護の原則

（申請保護の原則）

第七条　保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条　保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

２　前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条　保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第十条　保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章　保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条　保護の種類は、次のとおりとする。

一　生活扶助
二　教育扶助
三　住宅扶助
四　医療扶助
五　介護扶助
六　出産扶助
七　生業扶助

八　葬祭扶助

2　前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（生活扶助）

第十二条　生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二　移送

（教育扶助）

第十三条　教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二　義務教育に伴つて必要な通学用品

三　学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

（住宅扶助）

第十四条　住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　住居

二　補修その他住宅の維持のために必要なもの

（医療扶助）

第十五条　医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　診察

二　薬剤又は治療材料

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　移送

（介護扶助）

第十五条の二　介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二　福祉用具

三　住宅改修

四　施設介護

五　介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六　介護予防福祉用具

七　介護予防住宅改修

八　介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九　移送

2　前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3　第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4　第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5　第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6　第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7　第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第十六条　出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　分べんの介助

二　分べん前及び分べん後の処置

三　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第十七条　生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

一　生業に必要な資金、器具又は資料

二　生業に必要な技能の修得

三　就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第十八条　葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　検案

二　死体の運搬

三　火葬又は埋葬

四　納骨その他葬祭のために必要なもの

2　左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一　被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二　死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章　保護の機関及び実施

（実施機関）

第十九条　都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一　その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二　居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2　居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3　第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

一　居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　居宅介護を行う者

二　施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）　介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三　介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　介護予防を行う者

4　前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5　保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。

6　福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

7　町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。

一　要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二　第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三　保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。

四　保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

（職権の委任）

第二十条　都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

（補助機関）

第二十一条　社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

（民生委員の協力）

第二十二条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

（事務監査）

第二十三条　厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2　前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3　第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条　保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一　要保護者の氏名及び住所又は居所

二　申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三　保護を受けようとする理由

四　要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五　その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2　前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3　保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4　前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5　第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6　保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7　保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8　保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9　第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10　保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

（職権による保護の開始及び変更）

第二十五条　保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2　保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3　町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

（保護の停止及び廃止）

第二十六条　保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

（指導及び指示）

第二十七条　保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2　前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3　第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

（相談及び助言）

第二十七条の二　保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

（報告、調査及び検診）

第二十八条　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3　第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（資料の提供等）

第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年

法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一　要保護者又は被保護者であつた者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二　前号に掲げる者の扶養義務者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2　別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（行政手続法の適用除外）

第二十九条の二　この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第五章　保護の方法

（生活扶助の方法）

第三十条　生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2　前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3　保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条　生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3　居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4　地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5　前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

（教育扶助の方法）

第三十二条　教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

（住宅扶助の方法）

第三十三条　住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3　第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4　住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

（医療扶助の方法）

第三十四条　医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2　前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3　前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4　第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5　急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6　医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（介護扶助の方法）

第三十四条の二　介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2　前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3　前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

（出産扶助の方法）

第三十五条　出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3　第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

（生業扶助の方法）

第三十六条　生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3　生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

（葬祭扶助の方法）

第三十七条　葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

（保護の方法の特例）

第三十七条の二　保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第六章　保護施設

（種類）

第三十八条　保護施設の種類は、左の通りとする。

一　救護施設
二　更生施設
三　医療保護施設
四　授産施設
五　宿所提供施設

2　救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3　更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4　医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5　授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6　宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

（保護施設の基準）

第三十九条　都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　保護施設に配置する職員及びその員数
二　保護施設に係る居室の床面積
三　保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　保護施設の利用定員
3　保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
（都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設）
第四十条　都道府県は、保護施設を設置することができる。
2　市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
3　保護施設を設置した都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、現に入所中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。
4　都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。
（社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置）
第四十一条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。
2　社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。
一　保護施設の名称及び種類
二　設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
三　寄附行為、定款その他の基本約款
四　建物その他の設備の規模及び構造
五　取扱定員
六　事業開始の予定年月日
七　経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
八　経理の方針
3　都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。
一　設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。
二　その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。
三　保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。
4　第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附することができる。
5　第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。
（社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止）
第四十二条　社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。
（指導）
第四十三条　都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。
2　社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。
（報告の徴収及び立入検査）
第四十四条　都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2　第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
（改善命令等）
第四十五条　厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。
一　その保護施設が第三十九条第一項の基準に適合しなくなつたとき。
二　その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。
三　その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
2　都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。
一　その保護施設が前項各号の一に該当するとき。
二　その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
三　その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
四　正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日（同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
五　第四十一条第五項の規定に違反したとき。
3　前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。
4　都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
5　第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
（管理規程）
第四十六条　保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一　事業の目的及び方針
二　職員の定数、区分及び職務内容
三　その施設を利用する者に対する処遇方法
四　その施設を利用する者が守るべき規律
五　入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
六　その他施設の管理についての重要事項

2　都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。

3　都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

（保護施設の義務）

第四十七条　保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

2　保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

3　保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

4　保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

（保護施設の長）

第四十八条　保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

2　保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。

3　都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

4　保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

第七章　医療機関、介護機関及び助産機関

（医療機関の指定）

第四十九条　厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二　厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2　厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五　申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七　第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八　申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一　被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二　前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4　前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三　第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
4　前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（指定医療機関の義務）
第五十条　第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
2　指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。
（変更の届出等）
第五十条の二　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
（指定の辞退及び取消し）
第五十一条　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
2　指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
一　指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
二　指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
三　指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
四　指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
五　指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
六　指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
七　指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
十　指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
（診療方針及び診療報酬）
第五十二条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
（医療費の審査及び支払）
第五十三条　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
2　指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。
（報告等）
第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
（介護機関の指定等）
第五十四条の二　厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
2　介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
3　前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4　第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

5　第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条　都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2　第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第五十五条の二　第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第五十五条の三　厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一　第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二　第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三　第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四　第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章　就労自立給付金及び進学準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省

令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。
2　前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
3　第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。
（進学準備給付金の支給）
第五十五条の五　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。
2　前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。
（報告）
第五十五条の六　第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章　被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

（被保護者就労支援事業）
第五十五条の七　保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。
2　保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
3　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（被保護者健康管理支援事業）
第五十五条の八　保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。
2　保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。
3　前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。
（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）
第五十五条の九　厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。
2　保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。
3　厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。
4　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章　被保護者の権利及び義務

（不利益変更の禁止）
第五十六条　被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
（公課禁止）
第五十七条　被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。
（差押禁止）
第五十八条　被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。
（譲渡禁止）
第五十九条　保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。
（生活上の義務）
第六十条　被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。
（届出の義務）
第六十一条　被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。
（指示等に従う義務）
第六十二条　被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
2　保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
3　保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4　保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（費用返還義務）

第六十三条　被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第十一章　不服申立て

（審査庁）

第六十四条　第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一　行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

2　審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一　当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

（再審査請求）

第六十六条　市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2　前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条　削除

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条　この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章　費用

（市町村の支弁）

第七十条　市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ　保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ　第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ　第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四　その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五　その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七　この法律の施行に伴い必要なその人件費

八　この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）

第七十一条　都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
四　その設置する保護施設の設備費
五　その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用
六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用
七　この法律の施行に伴い必要なその人件費
八　この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）

第七十二条　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

3　町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第七十三条　都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
一　居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
二　宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
三　居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一
四　宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

（都道府県の補助）

第七十四条　都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
一　その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。
二　その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

2　第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。
一　厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。
二　厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。
三　厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（準用規定）

第七十四条の二　社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）

第七十五条　国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
一　市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三
二　市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の三
三　市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四　都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2　国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

（遺留金品の処分）

第七十六条　第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2　都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

（損害賠償請求権）

第七十六条の二　都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第七十六条の三　就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）

第七十七条　被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2　前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2　偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3　偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4　前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二　保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2　第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3　前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三　第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2　保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3　就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（返還命令）

第七十九条　国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一　補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

二　詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

三　保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四　保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

（返還の免除）

第八十条　保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十三章　雑則

（後見人選任の請求）

第八十一条　被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二　都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三　保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（町村の一部事務組合等）

第八十二条　町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）

第八十三条　町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

（厚生労働大臣への通知）

第八十三条の二　都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

（実施命令）

第八十四条　この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（大都市等の特例）

第八十四条の二　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2　第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

第八十四条の四　第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2　前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第八十四条の五　別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第八十四条の六　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（罰則）

第八十五条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2　偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして支けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二　第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条　第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

（生活保護法の廃止）

2　生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4　この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

6　この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（読替規定）

8　他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

（国の無利子貸付け等）

9　国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11　前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

12　国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13　都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14　第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

（介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

15　第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行つている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

16　当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

附　則　（昭和二五年五月一五日法律第一八二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年四月一日法律第一一六号）　抄

1　この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年五月三一日法律第一六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2　第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3　社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附　則　（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和二八年三月二三日法律第二一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二八年八月一日法律第一一五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）　抄

1　この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

3　この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附　則　（昭和二九年三月三一日法律第二八号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1　この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
2　この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附　則（昭和三一年一二月二〇日法律第一七九号）

1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附　則（昭和三三年一二月二七日法律第一九三号）　抄

この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。

附　則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
6　この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7　この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
8　前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附　則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和三八年七月一一日法律第一三三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附　則（昭和三九年六月三〇日法律第一二〇号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和四五年四月一四日法律第一九号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和四八年七月二七日法律第六七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）　抄

（施行期日等）
1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度におけ

る事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3　この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（生活保護法等の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2　第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つている市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附　則　（昭和六一年五月八日法律第四六号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成元年四月一〇日法律第二二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

3　第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成五年一一月一二日法律第八九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第五六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附　則　（平成九年六月一一日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附　則　（平成九年一二月一七日法律第一二四号）　抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

第六十九条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

（新地方自治法第百五十六条第四項の適用の特例）

第七十条　第百六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であって、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の位置と同一の位置に設けられるもの（地方社会保険事務局にあっては、都道府県庁の置かれている市（特別区を含む。）に設けられるものに限る。）については、新地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

（社会保険関係地方事務官に関する経過措置）

第七十一条　この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第百五十八条において「社会保険関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

（地方社会保険医療協議会に関する経過措置）

第七十二条　第百六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（準備行為）

第七十三条　第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条　施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、第百五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置）

第七十五条　この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第百六　条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第百六条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月八日法律第一五一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一二年六月七日法律第一一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二　第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定　平成十五年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一四年二月八日法律第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一七年六月二九日法律第七七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定　公布の日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二条から第三十四条まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地とする。次項及び次条において同じ。）を有する被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2　前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第十九条　この法律の施行の際現に第十四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五条の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一条において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によって定めるものとする。

第二十条　この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第二十一条　この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われている被保護者であって、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二条　新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五十五条　この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条　附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成一七年一一月七日法律第一二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百十六条から第百十八条まで及び第百二十二条の規定　公布の日

二　第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限

る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第百十一条及び第百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百五条、第百八条、第百十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五条の規定　平成十八年十月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　附則第七十八条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一条　当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号)」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2　前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3　附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百二十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年三月三一日法律第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2　第四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。附則第十三項において「一部改正法」という。）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市等を除く。次項において同じ。）又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月七日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百九十五条第二項、第百九十六条第一項及び第二項、第百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定　公布の日

二　第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第百九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二　第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定　平成十九年三月一日

三　第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定　平成十九年四月一日

四　第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定　平成二十年四月一日

五　第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定　平成二十年十月一日

六　第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定　平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月二八日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定　公布の日

三　第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定　平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附　則　（平成二三年五月二日法律第四〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条　新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になったものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十

一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定　平成二十四年四月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第百二十三条第二項において「新生活保護法」という。）第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

附　則　（平成二四年六月二七日法律第五一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条及び第二十八条の規定　公布の日

二　第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定　平成二十六年四月一日

附　則　（平成二四年九月五日法律第七二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十条、第百十一条、第百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二四年一一月二六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定　公布の日

（政令への委任）

第二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二五年一一月二七日法律第八四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第百条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百一条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第十七条の規定　薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定　公布の日

二　第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定　平成二十六年一月一日

三　第二条の規定　平成二十七年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（申請による保護の開始及び変更に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた保護の開始又は変更の申請であって、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の生活保護法（以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。）第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

（調査の嘱託に関する経過措置）

第四条　施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧法」という。）第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。

（指定医療機関に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法第四十九条（附則第十六条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号。次条第一項において「旧道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている病院若しくは診療所（旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。）又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条（附則第十六条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（次条第一項において「新道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の指定を受けたものとみなす。

2　前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所（同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であって厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

3　第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4　この法律の施行の際現に旧法第四十九条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2　前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

（助産機関等に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

（指定医療機関等の申請に関する経過措置）

第八条　平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項（同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その申請をすることができる。

（指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置）

第九条　平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号（これらの規定を同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第二項各号（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

（就労自立給付金に係る施行前の準備）

第十条　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

（費用等の徴収に関する経過措置）

第十一条　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年六月一三日法律第六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成二六年六月二五日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日

三　第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、

第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定　平成二十七年四月一日

六　第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定　平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあっては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であって附則第十一条に規定する者に相当する者であった者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条　新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。）の手続その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二七年五月二九日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定　公布の日

二　第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定　平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二八年六月三日法律第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二九年六月二日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定　公布の日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成三〇年六月八日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定　公布の日

四　第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定　平成三十二年四月一日

五　第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　平成三十三年一月一日

（進学準備給付金の支給に関する特例）

第二条　第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に係る経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

（費用の徴収に関する経過措置）

第四条　第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成三〇年七月六日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「（平成十年法律第四十六号）」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和二年六月一〇日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定　公布の日

二　第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定　令和二年十月一日

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和二年六月一二日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険

法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定　公布の日

附　則　（令和三年六月一一日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二～五　略

六　第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項及び第百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項及び第百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百十四条の二第二項及び第百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第二十九条関係）

一　総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二　厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する情報 三　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八　公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三　市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三　健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 四　戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
四　国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報 四　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報 五　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報 六　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報

五　税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報
六　都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 三　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六　生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七　都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八　厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九　日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報
十　市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二　高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報
十一　厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報
十二　都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十三　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十四　総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
十五　その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報
備考　厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一　一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令　総務大臣 二　三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　法務大臣 三　四の項下欄の厚生労働省令　国土交通大臣 四　五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　財務大臣 五　八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　文部科学大臣	

六　十二の項下欄の厚生労働省令　環境大臣

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第四十一条第一項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十二条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十三第一項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービ	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消し	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項

	ス事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定	があつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人福祉施設	介護保険法第四十八条第一項第一号の指定	同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人保健施設	介護保険法第九十四条第一項の許可	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護医療院	介護保険法第百七条第一項の許可	同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者	介護保険法第五十三条第一項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定	同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第	同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

		百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第五十八条第一項の指定	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

別表第三（第八十四条の五関係）

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府県	第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項

【別添１】

生活扶助基準額（令和２年 10 月改定反映）

○第１類費、第２類費　合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	１級地－１	１級地－２	２級地－１	２級地－２	３級地－１	３級地－２
18～19 歳 １人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和２年 10 月改定に基づく計算式等については参考２を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
Ⅰ区・１人	12,780	10 月から４月まで
Ⅱ区・１人	9,030	10 月から４月まで
Ⅲ区・１人	7,460	11 月から４月まで
Ⅳ区・１人	6,790	11 月から４月まで
Ⅴ区・１人	4,630	11 月から３月まで
Ⅵ区・１人	2,630	11 月から３月まで

（冬季加算地区区分）

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費［12 月のみ］（単位：円）

世帯人員	１級地－１	１級地－２	２級地－１	２級地－２	３級地－１	３級地－２
１人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

群馬県級地別人口（令和2年国勢調査データによる）

	市町村	人　口	2級地―1合計	3級地―1合計	3級地―2合計
2級地-1	前橋市	332,149			
	高崎市	372,973			
	桐生市	106,445			
	（小計）	811,567	811,567		
3級地-1	伊勢崎市	211,850			
	太田市	223,014			
	沼田市	45,337			
	館林市	75,309			
	渋川市	74,581			
	藤岡市	63,261			
	富岡市	47,446			
	安中市	54,907			
	草津町	6,049			
	みなかみ町	17,195			
	大泉町	42,089			
	（小計）	861,038		861,038	
3級地-2	みどり市	49,648			
	榛東村	14,216			
	吉岡町	21,792			
	上野村	1,128			
	神流町	1,645			
	下仁田町	6,576			
	南牧村	1,611			
	甘楽町	12,491			
	中之条町	15,386			
	東吾妻町	12,728			
	長野原町	5,095			
	嬬恋村	8,850			
	高山村	3,511			
	片品村	3,993			
	川場村	3,480			
	昭和村	6,953			
	玉村町	36,054			
	板倉町	14,083			
	明和町	10,882			
	千代田町	10,861			
	邑楽町	25,522			
	（小計）	266,505			266,505
	総数（人）	1,939,110	811,567	861,038	266,505
	構成比（%）		41.85%	44.40%	13.74%

（令和2年10月1日現在の市町村の境域による）

北 関 東 三 県 比 較 対 照 表

令和4年7月26日

群馬労働局労働基準部賃金室作成

（1）年度別地域別最低賃金の比較表

（単位：円）

県　名	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
	目安額								
群　馬	日額								
	引上げ額								
	時間額	721	737	759	783	809	835	837	865
	引上げ額	14	16	22	24	26	26	2	28
	発効日	10/5	10/8	10/6	10/7	10/6	10/6	10/3	10/2
栃　木	日額								
	引上げ額								
	時間額	733	751	775	800	826	853	854	882
	引上げ額	15	18	24	25	26	27	1	28
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差（時間額）	12	14	16	17	17	18	17	17
茨　城	日額								
	引上げ額								
	時間額	729	747	771	796	822	849	851	879
	引上げ額	16	18	24	25	26	27	2	28
	発効日	10/4	10/4	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差（時間額）	8	10	12	13	13	14	14	14

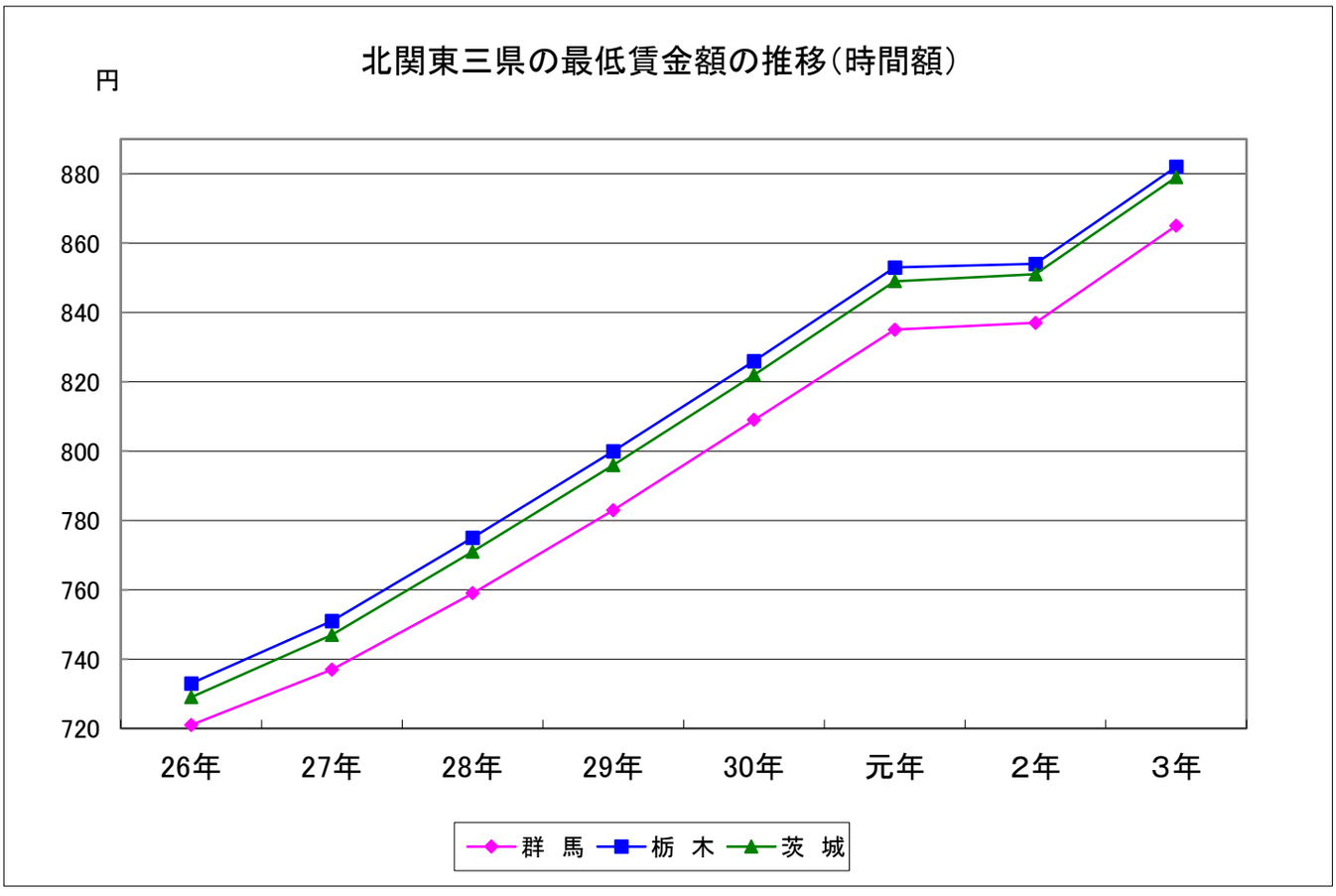

（2）新規高卒者初任給の推移【企業規模10人以上】

男子	初任給額（千円）	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
		群馬	161.9	162.6	167.1	167.7	168.2	183.5	180.2
		栃木	169.9	162.4	163.0	164.3	167.4	180.8	179.5
		茨城	165.2	165.5	164.2	168.6	171.9	181.9	185.4
		全国	163.4	163.5	164.2	166.6	168.9	179.5	181.6
	地域格差（東京＝100）	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
		群馬	89	93	96	96	95	101	94
		栃木	94	93	94	94	95	99	93
		茨城	90	95	94	96	97	100	96
女子	初任給額（千円）	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
		群馬	154.4	155.2	159.3	162.0	166.2	177.2	172.3
		栃木	155.9	160.8	160.5	160.3	158.3	170.6	169.1
		茨城	161.5	156.5	158.3	164.2	164.4	169.8	174.2
		全国	156.2	157.2	158.4	162.3	164.6	174.6	176.3
	地域格差（東京＝100）	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
		群馬	91	91	94	93	92	95	81
		栃木	91	95	94	92	88	91	80
		茨城	95	92	93	94	91	91	82

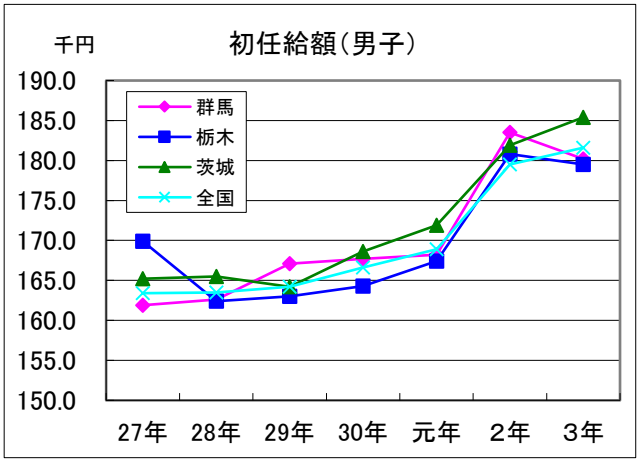

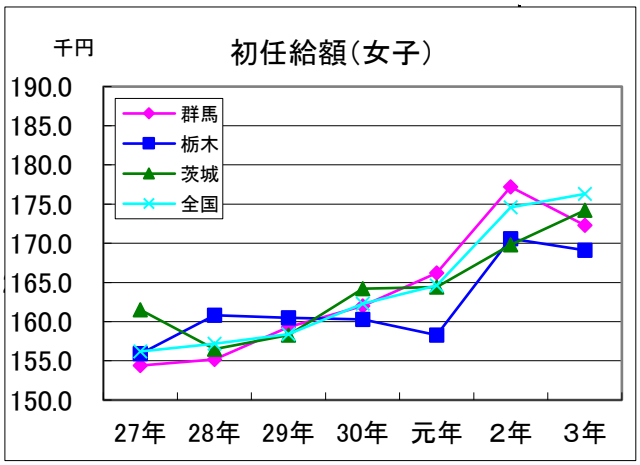

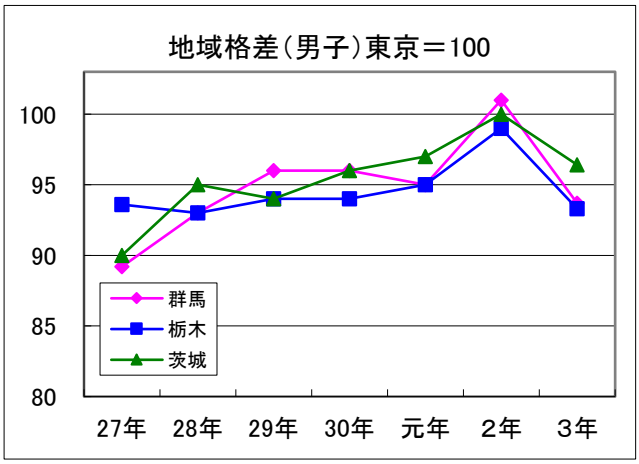

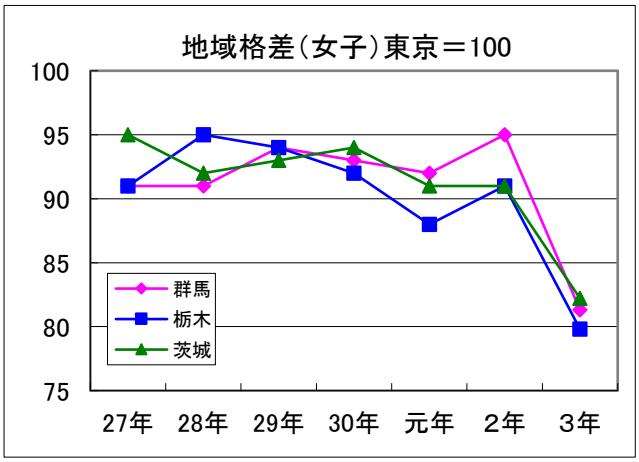

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
※令和2年調査より、『新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更』・『通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更』となっている

（3）標準生計費の推移【一人世帯、18歳程度】

（各県庁所在都市）　　（単位：円）

年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
群馬	104,590	122,850	99,210	101,110	107,960	115,050	101,790
栃木	111,512	97,071	111,660	111,959	123,483	109,107	101,476
茨城	119,412	118,755	115,084	99,315	110,768	96,857	95,244
全国	114,720	115,530	116,560	116,930	120,190	110,610	114,720

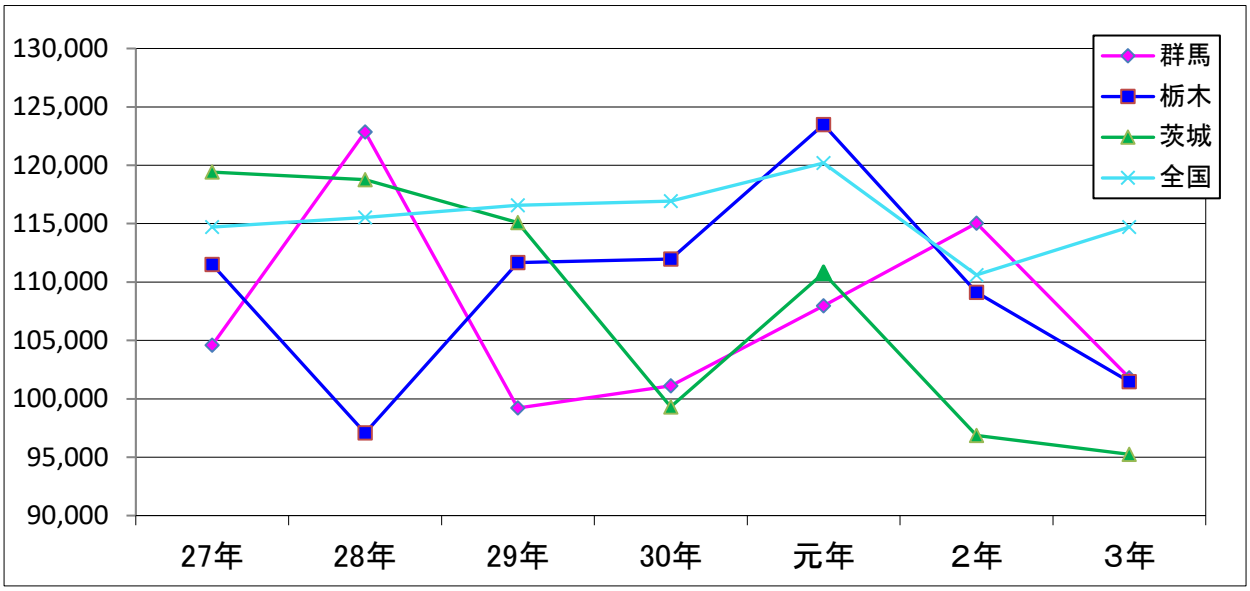

資料出所：人事院、各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

（4）有効求人倍率の推移【パート含む】

（単位：倍）

年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
群馬	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26	1.36
栃木	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06
茨城	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35
全国	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13

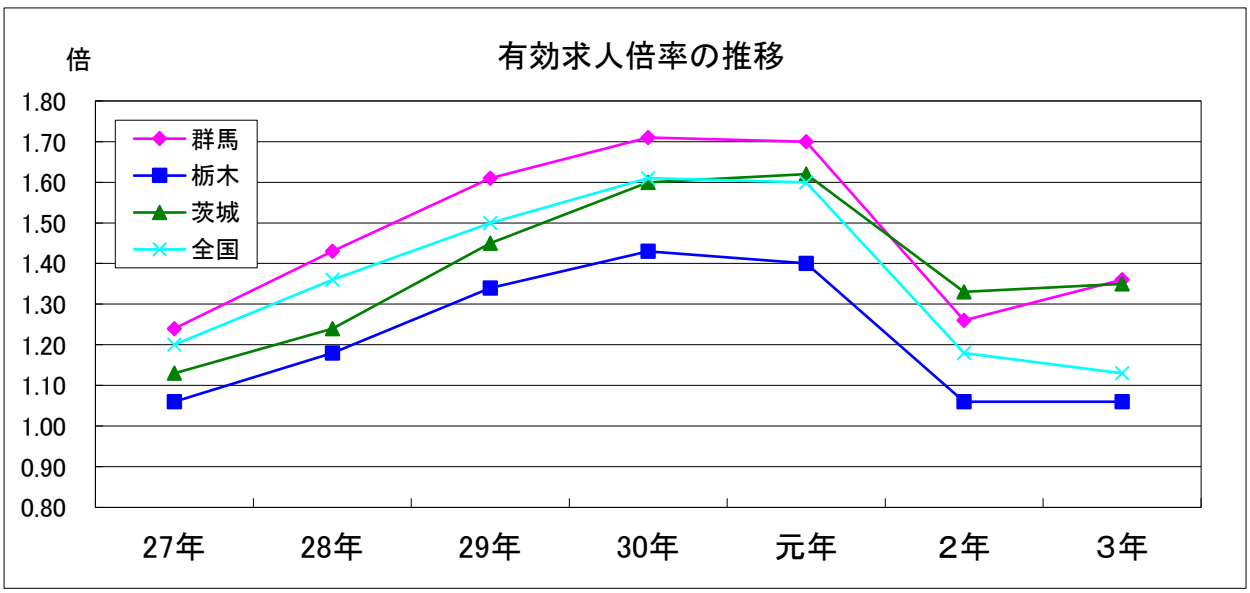

資料出所：各労働局、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

（5）都道府県（各県庁所在都市）別消費者物価指数の推移

対前年上昇率　%	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
群馬　（前橋市）	0.9	−0.2	0.6	1.5	0.6	−0.4	−0.3
栃木　（宇都宮市）	1.1	−0.3	0.2	0.5	0.5	0.2	−0.5
茨城　（水戸市）	0.8	−0.4	0.6	1.2	0.7	−0.1	−0.2
全国	0.8	−0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	−0.2

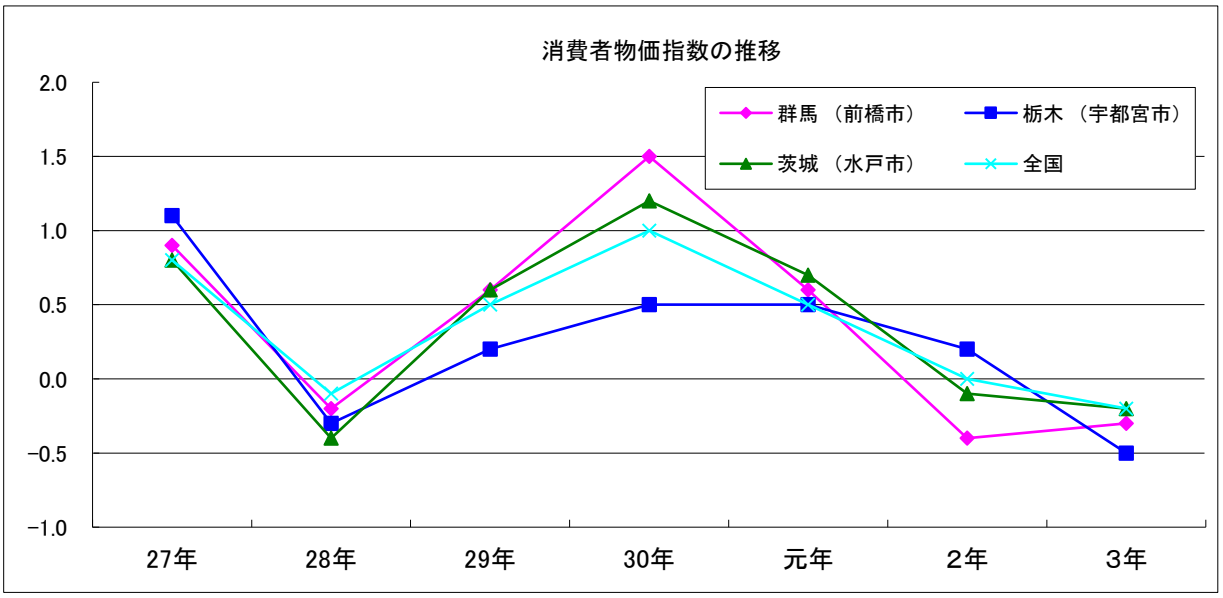

消費者物価地域差指数

総　　合
東京都区部＝100

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
群馬　（前橋市）	92.6	91.2	91.4	91.7	91.7	91.1	91.6
栃木　（宇都宮市）	96.3	94.5	94.6	94.4	94	94.1	94.5
茨城　（水戸市）	95.1	93.5	93.8	93.8	93.6	92.7	93.6

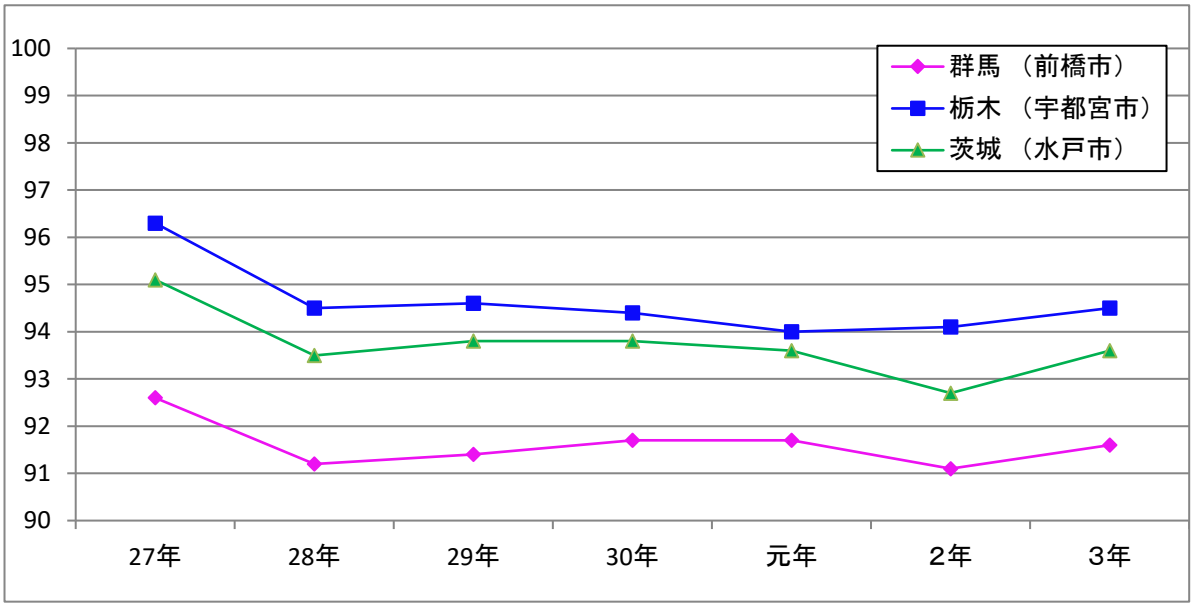

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」を加工
令和2年までは「平成27年＝100」、令和3年からは「令和2年＝100」とした数値による。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和４年２月24日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統 計 管 理 官　野口　智明
室 長 補 佐　髙田　崇司
毎勤調整係・企画調整係
（代表電話）03(5253)1111（内線7609,7610）
（直通電話）03(3595)3145

毎月勤労統計調査　令和３年分結果確報

（前年と比較して）

○ 現金給与総額は319,461円(0.3%増)となった。うち一般労働者が419,500円(0.5%増)、パートタイム労働者が99,532円(0.1%増)となり、パートタイム労働者比率が31.28%(0.15ポイント上昇)となった。
なお、一般労働者の所定内給与は314,712円(0.4%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,223円(0.8%増)となった。

○ 就業形態計の所定外労働時間は9.7時間(5.1%増)となった。

○ 就業形態計の常用雇用は1.2%増となった。

（事業所規模５人以上、令和３年確報）

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
		前年比（差）		前年比（差）		前年比（差）
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	319,461	0.3	419,500	0.5	99,532	0.1
きまって支給する給与	263,739	0.5	339,807	0.8	96,510	0.2
所定内給与	245,709	0.3	314,712	0.4	94,012	0.3
（時間当たり給与）	—	—	—	—	1,223	0.8
所定外給与	18,030	3.9	25,095	4.5	2,498	-6.6
特別に支払われた給与	55,722	-0.8	79,693	-0.4	3,022	0.6
実質賃金						
現金給与総額	—	0.0	—	0.2	—	-0.2
きまって支給する給与	—	0.2	—	0.5	—	-0.1
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	136.1	0.6	162.1	1.1	78.8	-0.7
所定内労働時間	126.4	0.4	148.9	0.6	76.8	-0.4
所定外労働時間	9.7	5.1	13.2	6.2	2.0	-6.4
	日	日	日	日	日	日
出勤日数	17.7	0.0	19.5	0.1	13.9	0.0
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	51,893	1.2	35,662	0.9	16,231	1.6
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	31.28	0.15	—	—	—	—
入職率	1.96	-0.01	1.38	-0.01	3.23	-0.03
離職率	1.93	-0.05	1.41	0.02	3.10	-0.20

注１：前年比（差）は、単位が%のものは前年比、ポイント又は日のものは前年差である。

※１　調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。
※２　毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL（厚生労働省ホームページ）にも掲載しております。
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html)
また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL（政府統計の総合窓口（e-Stat））に掲載しております。
(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011791)

付表　前年比（%）、前年差（ポイント）の推移（調査産業計、事業所規模５人以上）

年月	賃金									(注2) 実質賃金（総額）	(参考) (注3) 消費者物価指数	労働時間				常用雇用	
	現金給与総額		きまって支給する給与	所定内給与				所定外給与	特別に支払われた給与			総実労働時間					(注4) パートタイム労働者比率
		一般		一般	一般		(注1) パート時間当						所定内労働時間	所定外労働時間	製造業		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント
平成26年	0.5	1.0	0.0	0.4	-0.3	0.1	1.4	2.9	3.2	-2.8	3.3	-0.3	-0.7	4.1	6.4	1.2	0.33
平成27年	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	1.4	0.6	-0.7	-0.8	1.0	-0.3	-0.3	-1.0	0.1	2.1	0.74
平成28年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.5	-0.5	2.5	0.8	-0.2	-0.6	-0.4	-1.5	-1.7	2.1	0.22
平成29年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.4	0.5	0.6	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	3.1	2.5	0.06
平成30年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.5	1.5	1.1	0.19
令和元年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-1.0	0.6	-2.2	-2.2	-1.9	-8.5	2.0	0.65
令和２年	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-1.2	0.0	-2.8	-2.0	-13.2	-20.7	1.0	-0.40
速報→ 令和３年	0.3	0.6	0.5	0.8	0.3	0.4	0.8	3.8	-0.7	0.0	0.4	0.6	0.4	5.1	14.1	1.2	0.15
確報時改訂 令和３年	**0.3**	**r0.5**	**0.5**	**0.8**	**0.3**	**0.4**	**0.8**	**r3.9**	**r-0.8**	**0.0**	**0.4**	**0.6**	**0.4**	**5.1**	**14.1**	**1.2**	**0.15**
令和２年１月～３月	0.7	0.6	0.5	0.2	0.6	0.5	2.8	-2.5	6.6	0.1	0.6	-0.7	-0.3	-4.1	-10.7	1.9	-0.10
４月～６月	-1.7	-2.2	-1.5	-1.8	0.2	-0.1	7.5	-21.2	-2.6	-1.7	0.1	-5.8	-4.1	-24.4	-33.8	0.9	-0.69
７月～９月	-1.2	-2.0	-1.0	-1.7	0.0	-0.5	3.4	-14.3	-2.9	-1.5	0.2	-3.1	-2.3	-14.6	-26.8	0.6	-0.55
10月～12月	-2.1	-2.6	-0.7	-1.1	0.1	-0.1	2.2	-10.5	-5.6	-1.2	-1.0	-1.6	-1.0	-9.6	-11.7	0.7	-0.26
令和３年１月～３月	-0.3	-0.8	-0.1	-0.4	0.5	0.2	2.8	-6.9	-7.0	0.1	-0.5	-1.5	-1.3	-6.6	-5.5	0.6	-0.48
４月～６月	1.0	1.0	1.4	1.4	0.5	0.6	-2.3	13.8	-0.9	1.1	-0.2	4.5	3.4	19.1	32.6	1.5	0.32
７月～９月	0.5	1.1	0.6	1.2	0.0	0.6	1.3	7.4	0.0	0.0	0.6	0.0	-0.5	7.3	27.9	1.4	0.37
速報→ 10月～12月	0.1	0.6	0.3	0.7	0.0	0.3	1.7	3.3	-0.2	-1.4	1.5	0.1	-0.2	4.1	8.9	1.1	0.36
確報時改訂 10月～12月	**r0.0**	**r0.5**	**0.3**	**0.7**	**0.0**	**0.3**	**r1.6**	**r3.5**	**r-0.4**	**r-1.5**	**1.5**	**0.1**	**-0.2**	**4.1**	**r9.2**	**1.1**	**r0.37**

注1：パート時間当は、所定内給与（パートタイム労働者）を所定内労働時間（パートタイム労働者）で除して算出している。
注2：実質賃金（総額）は、現金給与総額指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。
注3：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年比を掲載している（平成29年分以降は平成27年基準）。
　　ただし、令和３年７月～９月及び10月～12月については、総務省で公表している各月の指数（平成27年基準）を単純平均した値を用いて算出した前年比を掲載している。
注4：パートタイム労働者比率は、前年差（ポイント）の推移となっている。
注5：rは速報から確報時に改訂（revised）された値を示す。

１－１図　賃金の動き　労働者全体

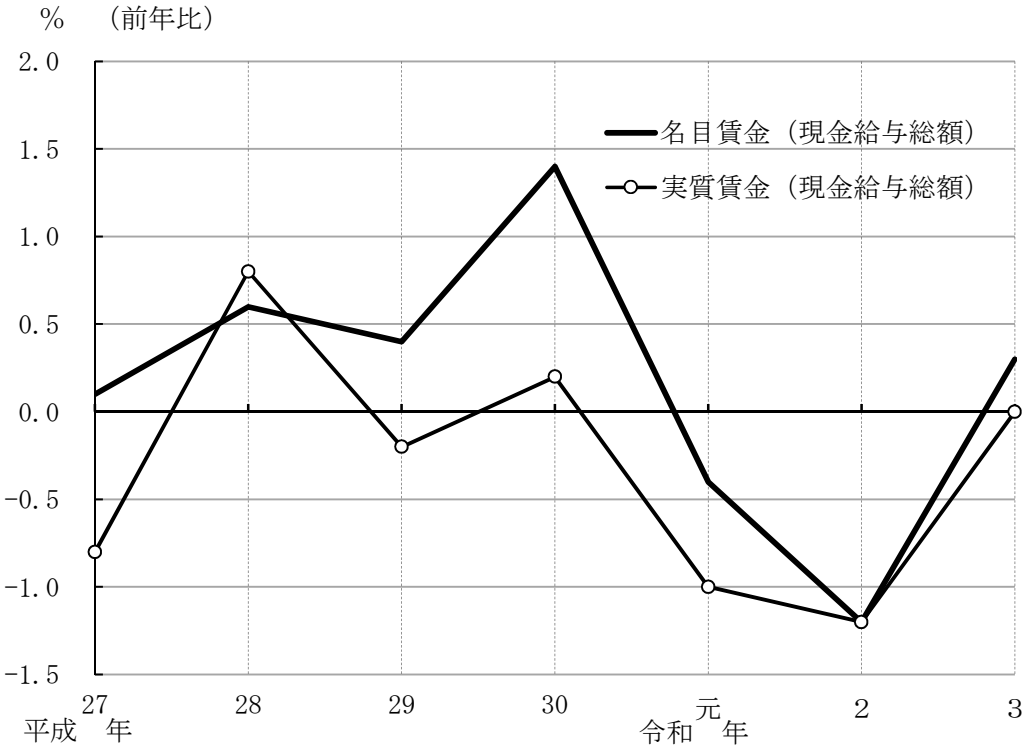

１－２図　賃金の動き　一般労働者とパートタイム労働者

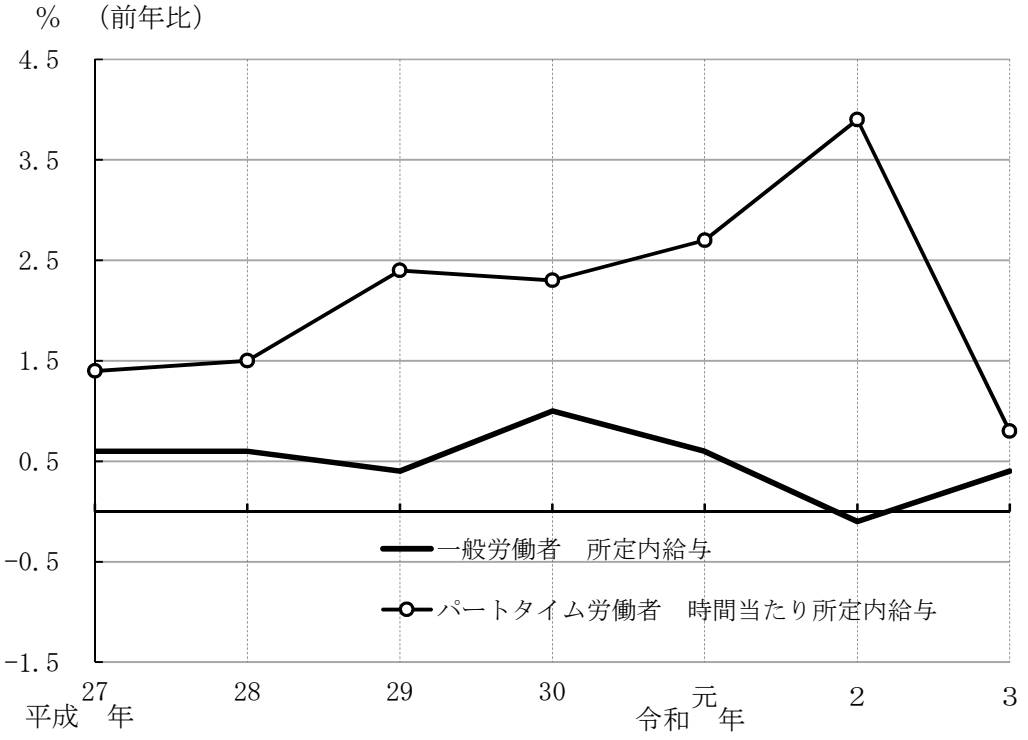

１－３図　名目賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解

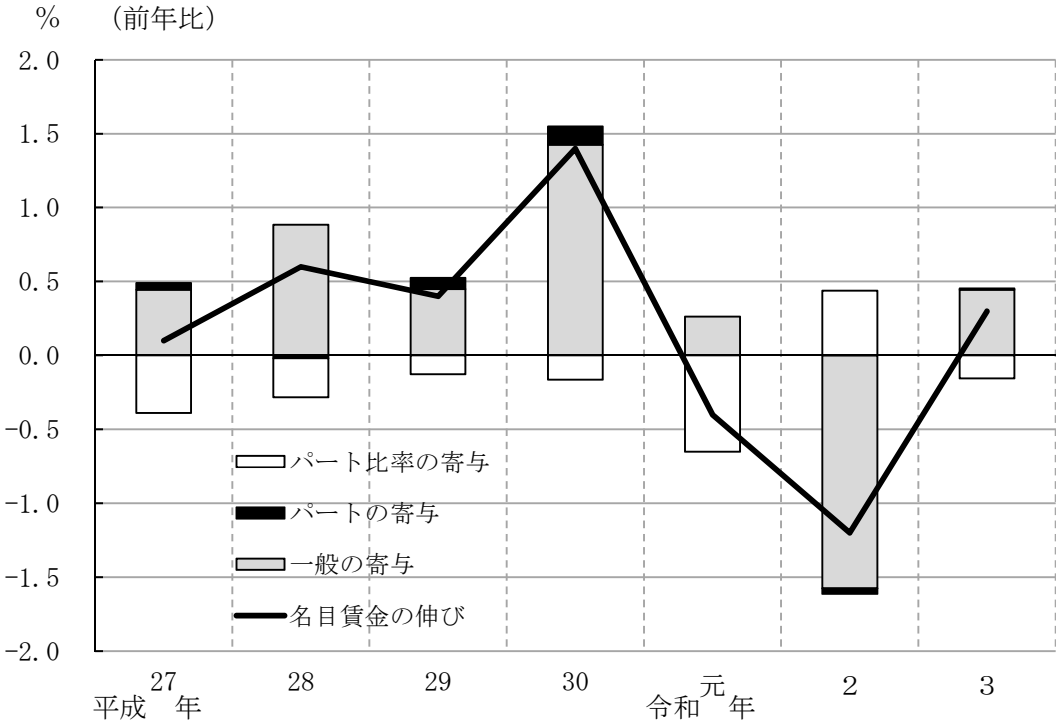

１－４図　実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解

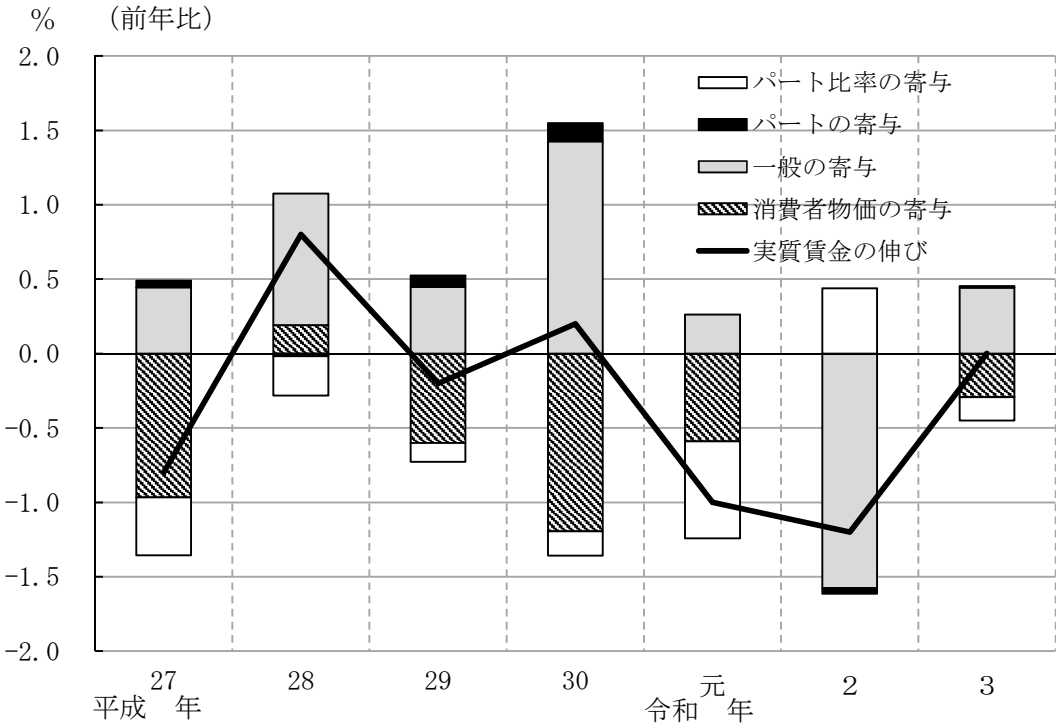

２図　労働時間の動き

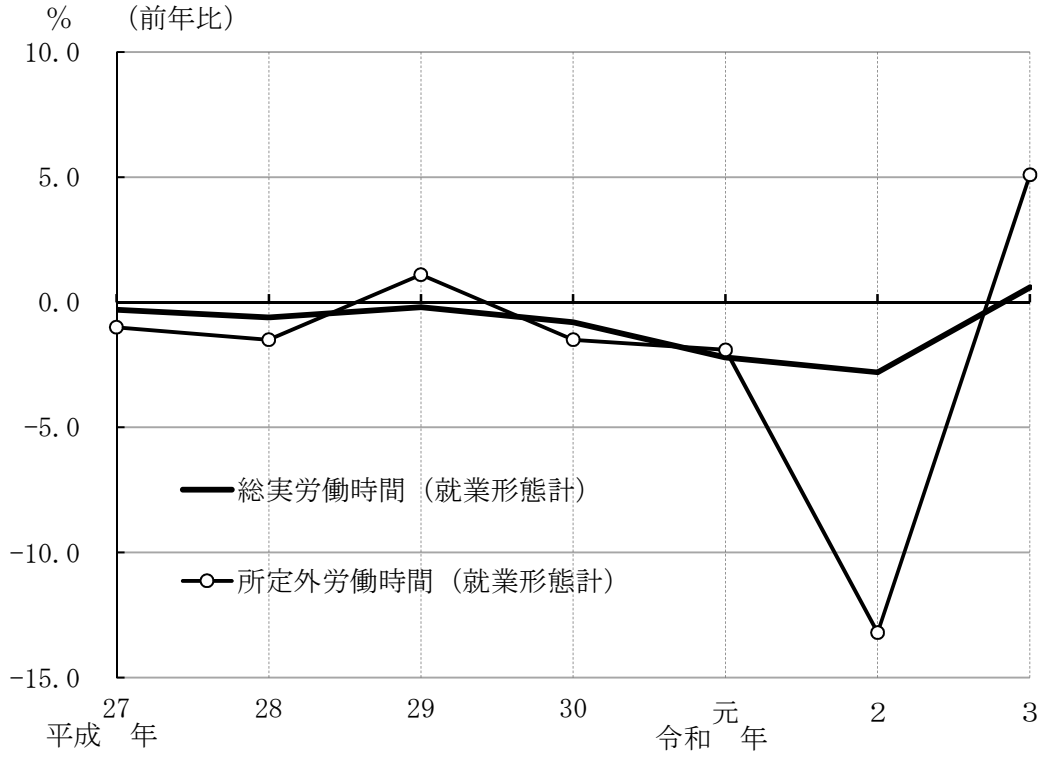

３図　常用雇用、パートタイム労働者比率の動き

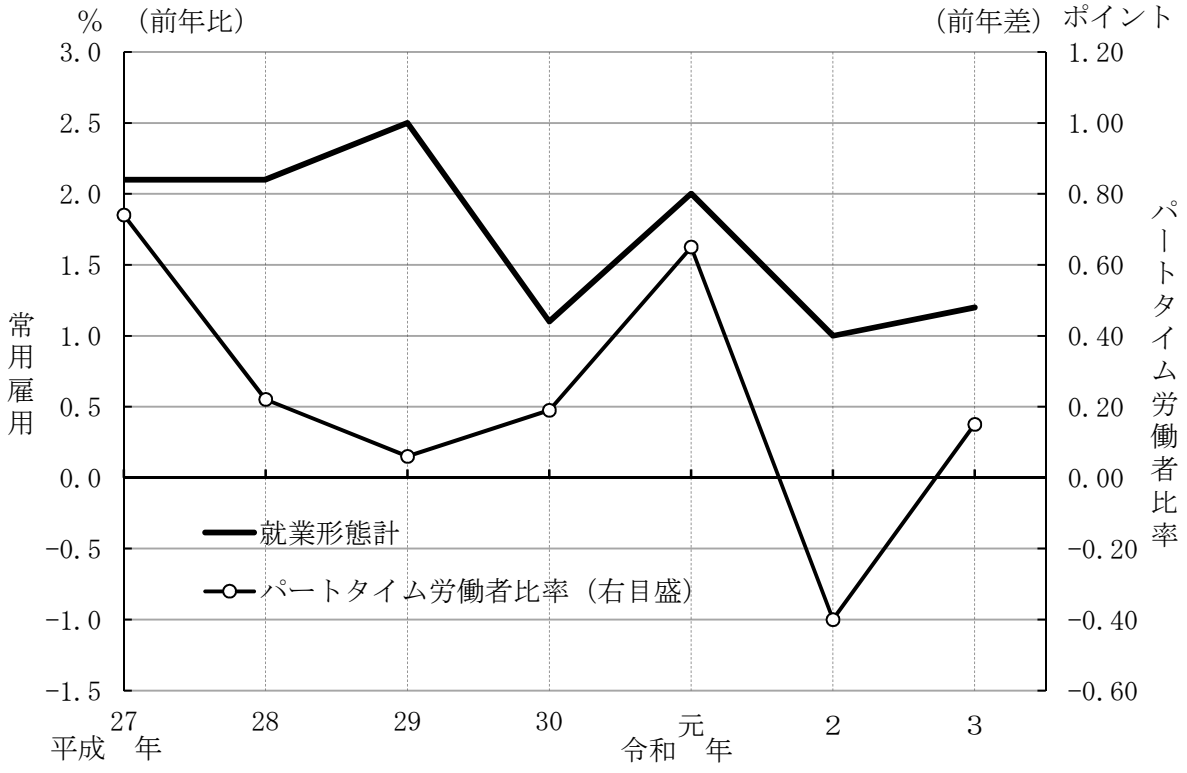

統　計　表
第１表　月間現金給与額

（事業所規模５人以上、令和３年確報）

産業	現金給与総額	前年比	きまって支給する給与	前年比	所定内給与	前年比	所定外給与	前年比	特別に支払われた給与	前年比
就業形態計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	18,030	3.9	55,722	-0.8
鉱業，採石業等	432,181	11.9	346,531	10.3	320,981	12.8	25,550	-13.7	85,650	19.1
建設業	416,278	-0.3	344,665	1.0	319,609	0.9	25,056	0.8	71,613	-5.7
製造業	384,765	2.0	308,762	1.8	279,638	0.6	29,124	13.2	76,003	2.8
電気・ガス業	572,188	1.1	442,674	1.7	392,100	2.7	50,574	-4.3	129,514	-1.3
情報通信業	487,110	-0.8	381,634	-0.6	349,553	-0.9	32,081	3.1	105,476	-1.6
運輸業，郵便業	344,926	0.4	296,172	1.0	256,071	1.2	40,101	0.1	48,754	-3.0
卸売業，小売業	288,500	2.1	237,701	1.4	226,403	1.4	11,298	2.2	50,799	5.1
金融業，保険業	476,589	-2.1	361,872	-2.2	337,917	-2.1	23,955	-2.4	114,717	-2.0
不動産・物品賃貸業	379,265	5.4	301,101	3.6	282,063	3.0	19,038	12.8	78,164	13.6
学術研究等	469,320	-1.3	371,781	-0.4	346,060	-0.9	25,721	5.3	97,539	-4.6
飲食サービス業等	117,182	-0.4	111,424	-0.3	107,305	0.7	4,119	-23.7	5,758	-1.3
生活関連サービス等	207,747	1.3	192,124	2.4	185,155	2.2	6,969	8.2	15,623	-9.5
教育，学習支援業	367,260	-2.9	287,346	-2.0	281,021	-2.3	6,325	13.3	79,914	-5.9
医療，福祉	296,620	-1.0	252,439	-0.1	238,916	-0.3	13,523	2.0	44,181	-5.5
複合サービス事業	368,967	-0.1	289,950	-0.2	274,238	0.1	15,712	-6.7	79,017	0.4
その他のサービス業	264,075	3.4	229,537	2.8	212,007	2.3	17,530	9.7	34,538	7.6
一般労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	419,500	0.5	339,807	0.8	314,712	0.4	25,095	4.5	79,693	-0.4
鉱業，採石業等	439,233	11.0	351,822	9.4	325,746	11.9	26,076	-14.9	87,411	18.3
建設業	433,760	-0.2	358,257	1.0	331,823	1.0	26,434	1.2	75,503	-5.5
製造業	425,261	2.0	338,173	1.8	305,437	0.7	32,736	13.2	87,088	3.0
電気・ガス業	590,948	-0.1	456,332	0.7	403,473	1.6	52,859	-5.7	134,616	-2.8
情報通信業	507,732	-0.6	396,447	-0.4	362,815	-0.8	33,632	3.3	111,285	-1.3
運輸業，郵便業	388,457	-0.5	330,918	0.2	284,564	0.3	46,354	-0.6	57,539	-4.4
卸売業，小売業	427,917	1.0	341,608	0.4	323,542	0.4	18,066	0.8	86,309	3.1
金融業，保険業	517,505	-2.3	389,796	-2.3	363,159	-2.3	26,637	-2.5	127,709	-2.1
不動産・物品賃貸業	455,321	4.0	356,429	2.0	332,736	1.4	23,693	11.9	98,892	12.0
学術研究等	506,876	-2.1	399,280	-1.0	370,883	-1.4	28,397	4.3	107,596	-5.7
飲食サービス業等	278,633	1.3	255,342	1.4	242,004	3.1	13,338	-21.9	23,291	1.1
生活関連サービス等	309,763	-1.2	281,689	-0.1	270,353	-0.3	11,336	5.0	28,074	-11.1
教育，学習支援業	512,906	0.4	392,962	1.2	383,730	0.9	9,232	19.4	119,944	-1.9
医療，福祉	386,751	0.1	322,667	0.8	303,414	0.7	19,253	3.7	64,084	-3.5
複合サービス事業	414,852	-1.1	321,184	-1.1	304,060	-0.8	17,124	-5.1	93,668	-1.1
その他のサービス業	331,832	2.6	283,551	1.9	260,057	1.4	23,494	9.0	48,281	6.8
パートタイム労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	99,532	0.1	96,510	0.2	94,012	0.3	2,498	-6.6	3,022	0.6
鉱業，採石業等	111,569	0.7	105,979	1.7	104,350	1.3	1,629	18.5	5,590	-14.8
建設業	125,324	9.3	118,459	7.9	116,340	8.2	2,119	-7.7	6,865	42.2
製造業	124,024	1.7	119,396	1.7	113,530	1.0	5,866	14.8	4,628	2.4
電気・ガス業	180,464	9.4	157,492	7.9	154,641	8.5	2,851	-16.8	22,972	20.2
情報通信業	131,911	3.8	126,490	3.2	121,123	2.9	5,367	14.1	5,421	19.8
運輸業，郵便業	122,489	2.0	118,625	1.5	110,473	2.3	8,152	-8.4	3,864	20.0
卸売業，小売業	97,795	-0.7	95,570	-0.7	93,531	-0.7	2,039	-4.4	2,225	1.1
金融業，保険業	146,130	-0.6	136,344	-1.4	134,049	-1.2	2,295	-10.8	9,786	12.7
不動産・物品賃貸業	104,504	8.1	101,220	6.9	99,001	7.5	2,219	-12.5	3,284	70.4
学術研究等	140,162	-0.3	130,764	-1.9	128,500	-1.9	2,264	-3.8	9,398	28.2
飲食サービス業等	70,693	-1.4	69,983	-1.3	68,519	-0.6	1,464	-26.8	710	-3.6
生活関連サービス等	94,195	5.4	92,430	5.4	90,322	5.2	2,108	15.0	1,765	1.9
教育，学習支援業	94,342	-3.2	89,437	-3.2	88,559	-3.1	878	-17.9	4,905	-2.5
医療，福祉	120,061	0.8	114,868	1.3	112,571	1.4	2,297	1.0	5,193	-9.9
複合サービス事業	149,810	-3.0	140,769	-3.2	131,803	-1.6	8,966	-22.3	9,041	-0.2
その他のサービス業	105,637	1.7	103,235	1.7	99,650	1.8	3,585	-0.5	2,402	1.3

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

第２表　月間実労働時間及び出勤日数

（事業所規模５人以上、令和３年確報）

産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		前年比		前年比		前年比		前年差
就業形態計	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7	0.0
鉱業，採石業等	164.0	-2.8	152.6	-0.5	11.4	-26.0	20.3	-0.3
建設業	165.3	-0.1	151.5	-0.3	13.8	2.4	20.3	0.0
製造業	155.9	1.8	142.3	0.7	13.6	14.1	18.8	0.1
電気・ガス業	155.1	0.8	140.6	1.5	14.5	-4.5	18.7	0.2
情報通信業	158.3	1.4	142.8	1.0	15.5	4.7	18.7	0.1
運輸業，郵便業	163.6	1.4	141.5	0.7	22.1	4.9	19.2	0.0
卸売業，小売業	130.8	0.6	123.8	0.5	7.0	3.6	17.9	0.0
金融業，保険業	146.1	0.8	134.4	1.0	11.7	-0.4	18.4	0.1
不動産・物品賃貸業	146.9	1.9	135.4	0.9	11.5	15.5	18.5	0.1
学術研究等	153.6	1.9	139.9	1.4	13.7	6.4	18.6	0.2
飲食サービス業等	83.7	-2.4	80.4	-1.4	3.3	-21.8	13.6	-0.1
生活関連サービス等	119.2	6.3	113.9	5.9	5.3	15.0	16.6	0.8
教育，学習支援業	121.0	-0.5	111.8	-1.2	9.2	9.1	16.1	0.0
医療，福祉	130.5	0.0	125.9	0.1	4.6	-0.8	17.7	0.0
複合サービス事業	147.8	0.8	139.5	0.7	8.3	3.6	18.9	0.1
その他のサービス業	137.1	1.7	127.0	1.2	10.1	9.8	17.9	0.1
一般労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	162.1	1.1	148.9	0.6	13.2	6.2	19.5	0.1
鉱業，採石業等	165.5	-3.3	153.9	-0.9	11.6	-27.1	20.4	-0.4
建設業	169.9	0.1	155.4	-0.1	14.5	2.9	20.6	0.0
製造業	163.5	1.9	148.5	0.8	15.0	13.9	19.2	0.2
電気・ガス業	157.3	0.2	142.2	0.8	15.1	-5.5	18.9	0.2
情報通信業	162.4	1.6	146.2	1.2	16.2	4.4	19.0	0.1
運輸業，郵便業	176.2	1.0	150.9	0.3	25.3	4.3	19.9	0.1
卸売業，小売業	162.5	0.4	151.7	0.2	10.8	3.7	19.7	0.0
金融業，保険業	151.6	0.9	138.7	1.0	12.9	-0.4	18.7	0.1
不動産・物品賃貸業	163.4	1.0	149.3	-0.3	14.1	14.6	19.6	0.0
学術研究等	160.7	1.0	145.6	0.6	15.1	5.8	19.1	0.0
飲食サービス業等	155.7	-2.7	146.0	-1.4	9.7	-19.3	19.2	-0.1
生活関連サービス等	159.3	5.0	151.0	4.7	8.3	10.5	19.7	0.7
教育，学習支援業	157.0	2.3	143.2	1.4	13.8	13.2	19.1	0.3
医療，福祉	157.5	0.8	151.2	0.8	6.3	0.7	19.7	0.1
複合サービス事業	155.4	0.8	146.5	0.7	8.9	3.0	19.2	0.1
その他のサービス業	159.1	1.4	145.8	0.7	13.3	9.4	19.2	0.1
パートタイム労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	78.8	-0.7	76.8	-0.4	2.0	-6.4	13.9	0.0
鉱業，採石業等	96.2	-3.9	93.4	-4.8	2.8	56.2	16.1	0.5
建設業	89.3	1.2	87.9	1.4	1.4	-7.1	14.7	0.2
製造業	107.1	1.3	102.3	0.5	4.8	18.3	16.5	0.1
電気・ガス業	108.7	7.1	107.1	7.6	1.6	-23.3	16.0	0.5
情報通信業	88.1	3.2	85.2	3.0	2.9	12.6	14.2	0.5
運輸業，郵便業	99.2	0.2	93.3	0.3	5.9	-2.3	15.6	-0.5
卸売業，小売業	87.5	-1.0	85.6	-1.0	1.9	-7.3	15.5	-0.2
金融業，保険業	101.5	-0.9	99.8	-0.6	1.7	-13.5	16.1	0.1
不動産・物品賃貸業	86.8	3.6	84.9	3.4	1.9	4.1	14.6	0.4
学術研究等	91.8	7.1	90.3	7.5	1.5	-12.8	14.4	1.0
飲食サービス業等	63.0	-1.8	61.5	-1.1	1.5	-24.8	12.0	-0.1
生活関連サービス等	74.6	6.4	72.6	5.9	2.0	28.5	13.0	0.6
教育，学習支援業	53.5	-2.4	52.8	-2.2	0.7	-11.7	10.5	0.2
医療，福祉	77.4	1.0	76.3	1.1	1.1	0.8	13.7	0.1
複合サービス事業	111.1	-2.4	105.6	-2.7	5.5	3.9	17.4	0.0
その他のサービス業	85.5	0.2	83.1	0.3	2.4	-1.8	14.8	0.0

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

第３表　常用雇用及び労働異動率

（事業所規模５人以上、令和３年確報）

産業	労働者総数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
		前年比		前年差		前年差		前年差
就業形態計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	51,893	1.2	31.28	0.15	1.96	-0.01	1.93	-0.05
鉱業，採石業等	13	-0.1	2.16	-1.34	1.19	0.35	1.18	0.18
建設業	2,856	2.0	5.67	0.37	1.23	0.00	1.17	-0.05
製造業	8,010	-1.2	13.45	0.10	1.04	0.04	1.14	0.11
電気・ガス業	252	-0.3	4.57	-1.46	1.18	-0.10	1.34	0.04
情報通信業	1,601	1.1	5.48	0.35	1.47	0.02	1.45	0.09
運輸業，郵便業	3,171	-0.3	16.35	-1.05	1.30	-0.19	1.42	0.02
卸売業，小売業	9,606	1.1	42.23	-1.22	1.85	-0.10	1.84	-0.11
金融業，保険業	1,362	-0.3	11.01	-0.24	1.77	0.01	1.82	0.04
不動産・物品賃貸業	801	1.5	21.67	-1.29	1.77	-0.14	1.85	0.05
学術研究等	1,515	0.9	10.25	-0.96	1.37	0.03	1.38	0.11
飲食サービス業等	4,891	4.1	77.66	0.32	3.99	-0.02	3.90	-0.36
生活関連サービス等	1,655	-2.4	47.34	-1.12	2.47	-0.17	2.81	-0.11
教育，学習支援業	3,474	3.3	34.83	2.66	2.78	0.06	2.63	0.14
医療，福祉	7,868	2.5	33.82	1.29	1.78	-0.01	1.61	-0.11
複合サービス事業	463	-1.1	17.30	-1.59	1.53	-0.13	1.70	-0.05
その他のサービス業	4,356	1.0	29.96	-1.07	2.61	0.09	2.48	-0.16
一般労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	35,662	0.9	—	—	1.38	-0.01	1.41	0.02
鉱業，採石業等	12	1.3	—	—	1.17	0.35	1.19	0.23
建設業	2,694	1.6	—	—	1.09	-0.02	1.08	-0.05
製造業	6,933	-1.3	—	—	0.85	0.01	0.96	0.09
電気・ガス業	240	1.3	—	—	1.13	-0.06	1.29	0.08
情報通信業	1,513	0.7	—	—	1.36	0.03	1.34	0.12
運輸業，郵便業	2,652	0.9	—	—	1.14	-0.09	1.23	0.09
卸売業，小売業	5,549	3.3	—	—	1.37	-0.05	1.38	-0.07
金融業，保険業	1,212	0.0	—	—	1.80	-0.01	1.82	0.03
不動産・物品賃貸業	627	3.2	—	—	1.63	-0.12	1.70	0.22
学術研究等	1,360	2.0	—	—	1.18	0.06	1.21	0.13
飲食サービス業等	1,092	2.7	—	—	2.22	-0.19	2.47	-0.07
生活関連サービス等	871	-0.2	—	—	1.73	0.06	2.07	0.28
教育，学習支援業	2,264	-0.8	—	—	1.73	-0.01	1.72	0.05
医療，福祉	5,208	0.5	—	—	1.40	-0.04	1.33	-0.06
複合サービス事業	383	0.9	—	—	1.51	-0.14	1.66	-0.02
その他のサービス業	3,050	2.6	—	—	2.20	0.10	2.11	-0.07
パートタイム労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	16,231	1.6	—	—	3.23	-0.03	3.10	-0.20
鉱業，採石業等	0	-38.2	—	—	3.28	1.74	0.98	-1.05
建設業	162	9.2	—	—	3.46	0.10	2.67	-0.05
製造業	1,077	-0.3	—	—	2.27	0.26	2.28	0.19
電気・ガス業	12	-24.4	—	—	2.16	-0.57	2.38	-0.41
情報通信業	88	8.0	—	—	3.27	-0.33	3.36	-0.59
運輸業，郵便業	518	-6.3	—	—	2.13	-0.59	2.42	-0.16
卸売業，小売業	4,057	-1.7	—	—	2.50	-0.14	2.46	-0.14
金融業，保険業	150	-2.5	—	—	1.51	0.10	1.82	0.12
不動産・物品賃貸業	174	-4.2	—	—	2.30	-0.17	2.37	-0.48
学術研究等	155	-7.7	—	—	3.05	-0.03	2.90	0.08
飲食サービス業等	3,799	4.5	—	—	4.51	0.02	4.31	-0.45
生活関連サービス等	783	-4.6	—	—	3.29	-0.37	3.62	-0.51
教育，学習支援業	1,210	11.7	—	—	4.77	-0.07	4.35	0.09
医療，福祉	2,661	6.5	—	—	2.52	0.02	2.18	-0.22
複合サービス事業	80	-9.4	—	—	1.63	-0.13	1.87	-0.17
その他のサービス業	1,305	-2.5	—	—	3.55	0.11	3.32	-0.33

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

時系列表第１表　　賃金指数

（事業所規模５人以上）　　（平成２７年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%	%	%	%
現金給与総額									
平成26年	99.9	0.5	99.5	1.0	99.5	0.6	1.8	0.5	0.4
平成27年	100.0	0.1	100.0	0.5	100.0	0.5	0.4	-0.2	0.2
平成28年	100.7	0.6	101.0	1.0	99.8	-0.2	0.7	1.9	0.8
平成29年	101.1	0.4	101.5	0.5	100.6	0.8	1.5	0.5	1.5
平成30年	102.5	1.4	103.1	1.6	101.9	1.3	1.8	3.8	-1.8
令和元年	102.1	-0.4	103.4	0.3	101.9	0.0	-0.3	-1.4	0.3
令和２年	100.9	-1.2	101.6	-1.7	101.5	-0.4	-3.4	0.1	0.2
令和３年	101.2	0.3	102.1	0.5	101.6	0.1	2.0	2.1	-1.0
令和３年１月～３月	86.7	-0.3	86.3	-0.8	97.5	-1.2	0.6	0.7	0.1
４月～６月	105.2	1.0	106.0	1.0	102.6	2.7	3.3	3.7	-1.1
７月～９月	96.8	0.5	97.2	1.1	100.8	-1.2	2.1	1.9	-0.5
10月～12月	116.1	0.0	119.1	0.5	105.5	0.2	1.8	2.1	-2.0
きまって支給する給与									
平成26年	99.7	0.0	99.4	0.4	99.4	0.6	0.7	0.0	0.1
平成27年	100.0	0.3	100.0	0.6	100.0	0.5	0.4	-0.1	0.9
平成28年	100.2	0.2	100.5	0.5	99.8	-0.2	0.5	1.0	0.7
平成29年	100.7	0.5	101.0	0.5	100.7	0.9	1.1	1.0	1.3
平成30年	101.6	0.9	102.0	1.0	101.9	1.2	1.4	2.6	-1.4
令和元年	101.4	-0.2	102.5	0.5	101.8	-0.1	-0.1	-0.5	0.1
令和２年	100.7	-0.7	101.4	-1.1	100.9	-0.9	-2.2	0.4	0.2
令和３年	101.2	0.5	102.2	0.8	101.1	0.2	1.8	1.4	-0.1
令和３年１月～３月	100.6	-0.1	101.7	-0.4	98.7	-1.4	-0.1	1.1	0.0
４月～６月	101.6	1.4	102.1	1.4	101.8	2.7	3.2	2.0	0.1
７月～９月	101.1	0.6	102.0	1.2	100.8	-1.3	2.5	1.2	0.1
10月～12月	101.6	0.3	102.8	0.7	103.0	0.5	1.3	1.6	-0.9
所定内給与									
平成26年	99.7	-0.3	99.4	0.1	99.5	0.4	0.1	-0.1	0.0
平成27年	100.0	0.3	100.0	0.6	100.0	0.5	0.1	-0.1	1.2
平成28年	100.3	0.3	100.6	0.6	99.8	-0.2	0.6	0.7	0.7
平成29年	100.8	0.5	101.0	0.4	100.8	1.0	0.9	1.0	1.3
平成30年	101.6	0.8	102.0	1.0	102.2	1.4	1.3	2.8	-1.4
令和元年	101.5	-0.1	102.6	0.6	102.2	0.0	0.7	-0.9	0.2
令和２年	101.7	0.2	102.5	-0.1	101.8	-0.4	-0.2	1.1	0.8
令和３年	102.0	0.3	102.9	0.4	102.1	0.3	0.6	1.4	-0.3
令和３年１月～３月	101.4	0.5	102.6	0.2	99.7	-0.9	0.5	1.6	0.4
４月～６月	102.5	0.5	103.0	0.6	102.9	2.8	1.2	1.6	-0.3
７月～９月	101.9	0.0	102.8	0.6	101.9	-1.1	0.5	1.1	-0.2
10月～12月	102.2	0.0	103.3	0.3	103.9	0.5	0.4	1.4	-1.0

時系列表第２表　　労働時間指数

（事業所規模５人以上）　　（平成２７年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%	%	%	%
総実労働時間									
平成26年	100.4	-0.3	99.9	0.1	101.0	-0.9	0.4	-0.6	-0.2
平成27年	100.0	-0.3	100.0	0.1	100.0	-1.0	0.3	-0.3	0.1
平成28年	99.5	-0.6	99.9	-0.1	98.3	-1.7	-0.3	-0.3	0.0
平成29年	99.3	-0.2	99.9	0.0	96.9	-1.4	0.4	-0.8	0.0
平成30年	98.5	-0.8	99.3	-0.6	96.0	-0.9	0.0	-0.6	-0.4
令和元年	96.3	-2.2	97.6	-1.7	93.5	-2.6	-2.3	-1.9	-2.3
令和２年	93.6	-2.8	95.1	-2.6	89.1	-4.7	-4.1	-1.3	-1.0
令和３年	94.2	0.6	96.1	1.1	88.5	-0.7	1.8	0.6	0.0
令和３年１月～３月	91.8	-1.5	93.5	-1.5	86.3	-4.0	-2.5	-1.2	0.2
４月～６月	95.6	4.5	97.2	4.4	89.4	4.9	5.8	3.6	1.2
７月～９月	93.5	0.0	95.2	0.7	88.2	-2.3	3.0	0.1	-0.2
10月～12月	96.1	0.1	98.3	0.5	90.2	-1.1	1.0	0.2	-1.0
所定内労働時間									
平成26年	100.3	-0.7	100.0	-0.3	100.9	-1.1	-0.1	-0.8	-0.3
平成27年	100.0	-0.3	100.0	0.0	100.0	-0.8	0.2	-0.2	0.2
平成28年	99.6	-0.4	100.0	0.0	98.4	-1.7	0.0	-0.5	0.0
平成29年	99.2	-0.4	99.9	-0.1	97.1	-1.3	0.2	-0.7	-0.1
平成30年	98.4	-0.8	99.3	-0.6	96.1	-1.0	-0.2	-0.8	-0.4
令和元年	96.2	-2.2	97.6	-1.7	93.6	-2.6	-1.6	-2.0	-2.4
令和２年	94.3	-2.0	96.1	-1.5	89.7	-4.2	-2.3	-0.8	-0.5
令和３年	94.7	0.4	96.7	0.6	89.3	-0.4	0.7	0.5	0.1
令和３年１月～３月	92.1	-1.3	94.0	-0.9	87.0	-3.5	-2.4	-0.5	0.7
４月～６月	96.2	3.4	98.0	3.2	90.3	5.1	3.8	3.1	1.1
７月～９月	94.0	-0.5	95.9	0.1	88.8	-2.3	1.2	-0.3	-0.3
10月～12月	96.4	-0.2	98.7	0.1	90.9	-1.0	0.3	-0.1	-1.0
所定外労働時間									
平成26年	101.1	4.1	100.1	4.8	105.2	2.2	6.4	3.2	2.7
平成27年	100.0	-1.0	100.0	-0.1	100.0	-4.9	0.1	-0.9	-2.7
平成28年	98.5	-1.5	98.8	-1.3	97.1	-2.9	-1.7	2.5	0.3
平成29年	99.6	1.1	100.7	1.9	92.3	-4.9	3.1	-0.3	1.6
平成30年	98.1	-1.5	99.5	-1.2	90.2	-2.3	1.5	1.0	-0.6
令和元年	96.2	-1.9	98.3	-1.2	88.0	-2.4	-8.5	0.7	-0.2
令和２年	83.5	-13.2	85.5	-13.0	72.1	-18.1	-20.7	-10.6	-13.0
令和３年	87.8	5.1	90.8	6.2	67.5	-6.4	14.1	3.6	-0.8
令和３年１月～３月	86.3	-6.6	89.7	-5.8	65.5	-19.7	-5.5	-9.1	-11.4
４月～６月	87.3	19.1	89.9	20.7	64.4	0.0	32.6	15.4	4.7
７月～９月	85.8	7.3	88.5	8.5	69.0	-1.6	27.9	6.2	3.1
10月～12月	91.8	4.1	95.2	4.8	71.3	-1.5	9.2	4.8	2.3

時系列表第３表　　常用雇用指数

（事業所規模５人以上）　　（平成２７年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%	%	%	%
平成26年	98.0	1.2	98.9	0.8	95.8	2.3	-0.8	0.7	4.3
平成27年	100.0	2.1	100.0	1.0	100.0	4.5	0.4	1.0	3.3
平成28年	102.0	2.1	101.8	1.8	102.7	2.7	0.4	1.3	3.0
平成29年	104.7	2.5	104.3	2.5	105.4	2.7	0.7	1.5	2.5
平成30年	105.8	1.1	104.9	0.6	107.9	2.4	0.4	1.3	-0.8
令和元年	107.9	2.0	106.0	1.0	112.4	4.2	1.0	1.2	2.4
令和２年	109.0	1.0	107.7	1.6	112.1	-0.3	0.3	0.5	1.8
令和３年	110.3	1.2	108.7	0.9	113.9	1.6	-1.2	1.1	2.5
令和３年１月～３月	109.2	0.6	107.8	1.4	112.7	-0.9	-0.7	0.8	1.8
４月～６月	110.3	1.5	109.5	1.1	112.2	2.6	-1.2	1.4	2.7
７月～９月	110.6	1.4	109.0	0.8	114.2	2.5	-1.4	1.3	2.6
10月～12月	110.9	1.1	108.5	0.6	116.4	2.4	-1.3	0.9	2.8

時系列表第４表
パートタイム労働者比率

（事業所規模５人以上）

年　月	パートタイム労働者比率	
		前年差
	%	ﾎﾟｲﾝﾄ
平成26年	29.67	0.33
平成27年	30.41	0.74
平成28年	30.63	0.22
平成29年	30.69	0.06
平成30年	30.88	0.19
令和元年	31.53	0.65
令和２年	31.13	-0.40
令和３年	31.28	0.15
令和３年１月～３月	31.24	-0.48
４月～６月	30.81	0.32
７月～９月	31.29	0.37
10月～12月	31.78	0.37

時系列表第５表　　労働異動率

（事業所規模５人以上）

年　月	入職率		離職率	
		前年差		前年差
	%	ﾎﾟｲﾝﾄ	%	ﾎﾟｲﾝﾄ
平成26年	2.05	-0.01	1.98	-0.06
平成27年	2.14	0.09	2.03	0.05
平成28年	2.15	0.01	2.04	0.01
平成29年	2.15	0.00	2.04	0.00
平成30年	2.11	-0.04	2.02	-0.02
令和元年	2.16	0.05	2.06	0.04
令和２年	1.97	-0.19	1.98	-0.08
令和３年	1.96	-0.01	1.93	-0.05
令和３年１月～３月	1.52	-0.07	1.87	-0.07
４月～６月	2.98	0.03	2.61	-0.22
７月～９月	1.60	-0.06	1.68	0.05
10月～12月	1.73	0.05	1.58	0.05

時系列表第６表
実質賃金指数

（事業所規模５人以上）　　（平成２７年平均＝１００）

年　月	現金給与総額		きまって支給する給与	
		前年比		前年比
		%		%
平成26年	100.9	-2.8	100.7	-3.2
平成27年	100.0	-0.8	100.0	-0.7
平成28年	100.8	0.8	100.3	0.4
平成29年	100.6	-0.2	100.2	-0.1
平成30年	100.8	0.2	99.9	-0.3
令和元年	99.8	-1.0	99.1	-0.8
令和２年	98.6	-1.2	98.4	-0.7
令和３年	98.6	0.0	98.6	0.2
令和３年１月～３月	85.0	0.1	98.6	0.4
４月～６月	103.0	1.1	99.5	1.6
７月～９月	94.0	0.0	98.2	0.1
10月～12月	112.3	-1.5	98.3	-1.2

注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の
　　帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

時系列表第７表
時間当たり給与（パートタイム労働者）

（事業所規模５人以上）

年　月	時間当たり給与	
		前年比
	円	%
平成26年	1,054	1.4
平成27年	1,069	1.4
平成28年	1,085	1.5
平成29年	1,111	2.4
平成30年	1,136	2.3
令和元年	1,167	2.7
令和２年	1,213	3.9
令和３年	1,223	0.8
令和３年１月～３月	1,225	2.8
４月～６月	1,218	-2.3
７月～９月	1,227	1.3
10月～12月	1,223	1.6

注：時間当たり給与は、所定内給与を
　　所定内労働時間で除して算出している。

用語の説明

1）**常用労働者**とは、
　①　期間を定めずに雇われている者
　②　１か月以上の期間を定めて雇われている者
のいずれかに該当する者をいう。（平成30年１月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）

2）**パートタイム労働者**とは、常用労働者のうち、
　①　１日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
　②　１日の所定労働時間が一般の労働者と同じで１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
のいずれかに該当する者をいう。

3）**一般労働者**とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

4）**入職（離職）率**とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（%）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。

5）**現金給与額**について
　賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
- **現金給与総額**：以下に述べる**きまって支給する給与**と**特別に支払われた給与**の合計額。
- **きまって支給する給与（定期給与）**：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
- **所定内給与**：**きまって支給する給与**のうち次の**所定外給与**以外のもの。
- **所定外給与（超過労働給与）**：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- **特別に支払われた給与（特別給与）**：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
  ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
  ②支給事由の発生が不定期なもの
  ③３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
  ④いわゆるベースアップの差額追給分

6）**実労働時間、出勤日数**について
　労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- **総実労働時間数**：次の**所定内労働時間数**と**所定外労働時間数**の合計。
- **所定内労働時間数**：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
- **所定外労働時間数**：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
- **出勤日数**：業務のため実際に出勤した日数。１時間でも就業すれば１出勤日とする。

利用上の注意

1）毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
【平成15年12月以前】
毎月の集計結果
【平成16年１月～平成23年12月】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
【平成24年１月～令和元年５月】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
【令和元年６月以降】
毎月の集計結果
※令和元年６月から令和２年５月までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている

2）統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、事業所規模５人以上、常用労働者（パートタイム労働者を含む。）に関するものである。

3）「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。四半期の場合、「前年比」、「前年差」は、前年同期と比較している。

4）産業名で、「鉱業，採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

5）前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

6）平成29年1月分速報発表時から、指数は、平成27年平均を100とする平成27年基準とする。これに伴い、平成29年1月分以降と比較できるように、平成28年12月分までの指数を平成27年平均が100となるように改訂した。平成28年12月分までの増減率は、平成22年基準指数で計算したものとする。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

7）調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の２～３年に一度行う総入替え方式から、毎年１月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。

※１月は30人以上規模の事業所について入替え前後の両方の事業所を調べており、令和３年１月に標本の部分入替えを行った際の新旧事業所の結果を比較したところ、現金給与総額では-2,089円（-0.8%）、きまって支給する給与では-306円（-0.1%）の断層が生じている。

8）常用雇用指数及びその増減率は、平成30年１月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（平成26年経済センサス-基礎調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。また、季節調整値及びその前月比は、原則、毎年１月分速報公表時に過去に遡って改訂している。
（参考）https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/sisuu/sisuu.html
なお、平成30年１月のベンチマーク更新に伴い、平成30年の賃金と労働時間の前年同月比には一定の断層が生じている。

9）最新年の速報値は、１月～11月分結果確報及び12月分結果速報に基づき作成している。

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則８時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
1月分	3月8日		4月5日	
2月分	4月5日	年末賞与	4月22日	
3月分	5月9日		5月24日	年度平均

報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和４年６月 10 日

消費者物価地域差指数

－小売物価統計調査（構造編）2021年（令和３年）結果－

総務省では、地域別の物価を明らかにすることを目的とし、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数※を毎年作成しています。

この度、2021年（令和３年）の結果を取りまとめたので、公表します。

※各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したものであり、全国平均を基準（＝100）とした指数を、地域別（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市）に作成したもの

１．「総合」の物価水準（２ページ）

- □ 物価水準が最も高いのは東京都（104.5）で９年連続、一方、物価水準が最も低いのは宮崎県（96.2）で４年連続
- □ 2020年（令和２年）と比較して、物価水準の地域差はやや縮小
- □ 物価水準が高い東京都及び神奈川県は「住居」が最もプラスに寄与し、物価水準が低い宮崎県は「食料」が、群馬県は「教育」が最もマイナスに寄与

２．10大費目別の物価水準（４ページ）

- □ 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている
- □ 宮崎県は「住居」が低く、群馬県は「教育」が極めて低くなっている

※本資料の注意事項

消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。

１.「総合」の物価水準

- □　物価水準が最も高いのは東京都で９年連続、物価水準が最も低いのは宮崎県で４年連続
- □　2020年と比較して、物価水準の地域差はやや縮小
- □　物価水準が高い東京都及び神奈川県は「住居」が最もプラスに寄与し、物価水準が低い宮崎県は「食料」が、群馬県は「教育」が最もマイナスに寄与

（１）都道府県の物価水準

2021年（令和３年）平均消費者物価地域差指数（全国平均＝100）の「総合」を都道府県別にみると、東京都が104.5と最も高く、次いで神奈川県（103.0）などとなっており、小売物価統計調査（構造編）の調査を開始した2013年（平成25年）以降、９年連続で同様の傾向となっている。

一方、最も低いのは宮崎県（96.2）で、次いで群馬県（96.6）などとなっており、宮崎県は４年連続で最も低い都道府県となっている。

次に、物価水準が最も高い東京都と最も低い宮崎県との比率をみると、1.09倍（＝（104.5）÷（96.2））となっている。これは、2020年（令和２年）の比率1.10倍（＝東京都（105.2）÷宮崎県（95.9））と比較して0.01ポイント低下している。また、10都道府県で指数が100（全国平均）以上と、2020年の８都道府県(注1)と比べて増加していることからも、物価水準の地域差がやや縮小しているといえる。

なお、指数が100（全国平均）以上の10都道府県のうち、４都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）が南関東の地域となっている。

（図１、別表１）

（２）都道府県と都市の物価水準の傾向

都市(注2)別にみると、物価水準が高い東京都及び神奈川県では、東京都区部105.3、川崎市104.2、横浜市103.6及び相模原市101.8といずれの都市も物価水準は高く、一方、物価水準が低い群馬県及び宮崎県では、前橋市96.5及び宮崎市96.9と両都市とも低くなっており、都道府県と都市の物価水準は同様の傾向となっている。

（図２、別表２）

（３）都道府県の「総合」に対する10大費目別寄与度

物価水準が高い東京都及び神奈川県について「総合」に対する内訳として10大費目別寄与度をみると、いずれも「住居」（2.21及び1.11）が最もプラスに寄与しており、逆にマイナスに寄与しているのは「光熱・水道」（-0.50及び-0.31）のみとなっている。

一方、物価水準が低い宮崎県では「食料」（-1.36）が、群馬県では「教育」（-0.88）が最もマイナスに寄与しており、逆にプラスに寄与しているのは、宮崎県及び群馬県共に「光熱・水道」（0.17及び0.03）のみとなっている。

（図３、別表３）

（注１） 東京都、神奈川県、京都府、千葉県、埼玉県、山形県、北海道及び石川県
（注２） 都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）を指す。

図１　消費者物価地域差指数（総合）（都道府県）

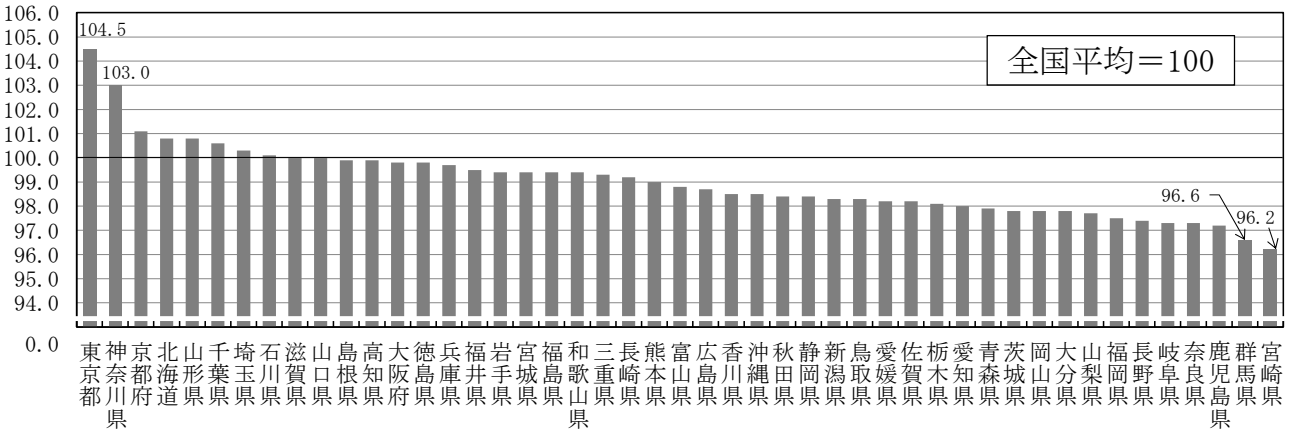

図２　消費者物価地域差指数（総合）（都市）

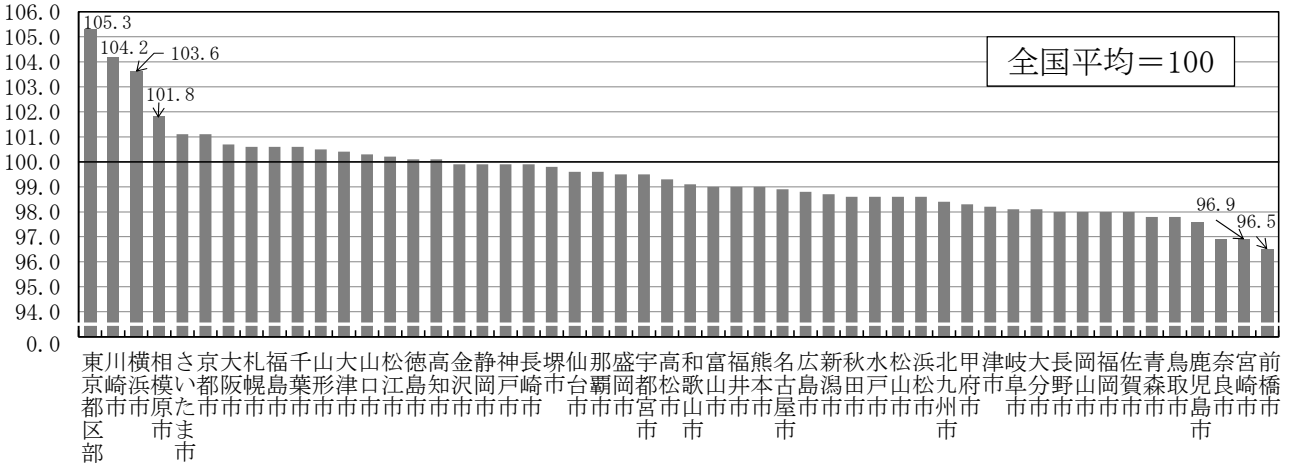

図３　「総合」に対する10大費目別寄与度（東京都、神奈川県、群馬県及び宮崎県）

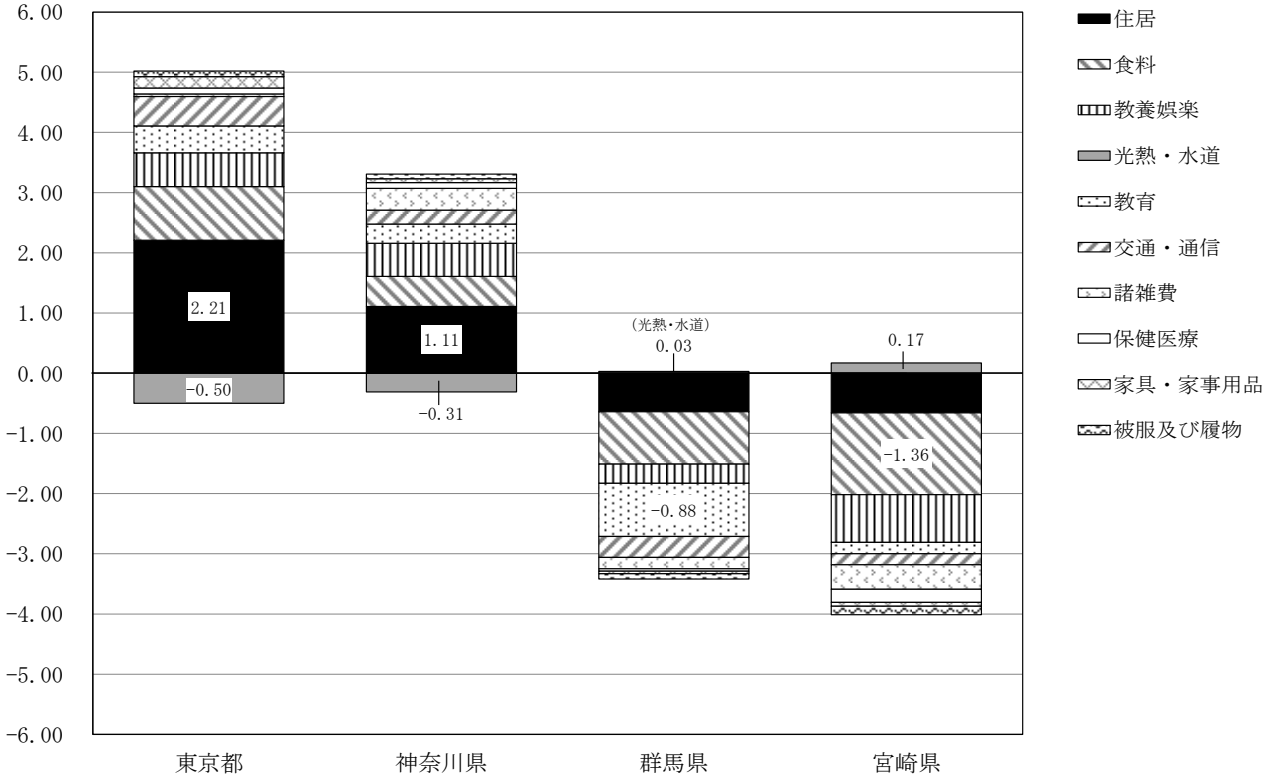

２．10大費目別の物価水準

□　物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている
□　宮崎県は「住居」が低く、群馬県は「教育」が極めて低くなっている

「総合」の物価水準が高い東京都及び神奈川県について、10大費目別に物価水準をみると、「住居」が極めて高く、次いで「教育」も高くなっている。

（図４－１、別表１）

図４－１　10大費目別消費者物価地域差指数（東京都及び神奈川県）

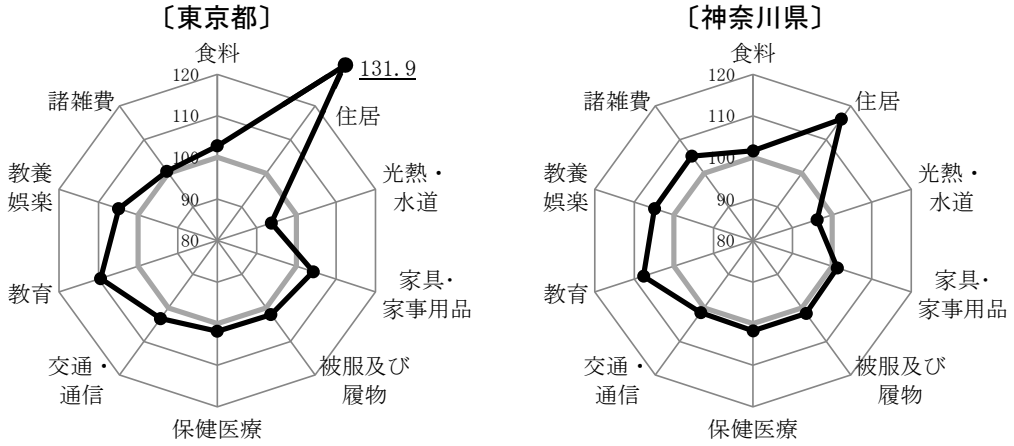

一方、「総合」の物価水準が低い宮崎県及び群馬県をみると、宮崎県は「住居」が低く、他の費目も全般的に低い傾向となっており、群馬県は「教育」が極めて低く、次いで「住居」も低くなっている。

（図４－２、別表１）

図４－２　10大費目別消費者物価地域差指数（宮崎県及び群馬県）

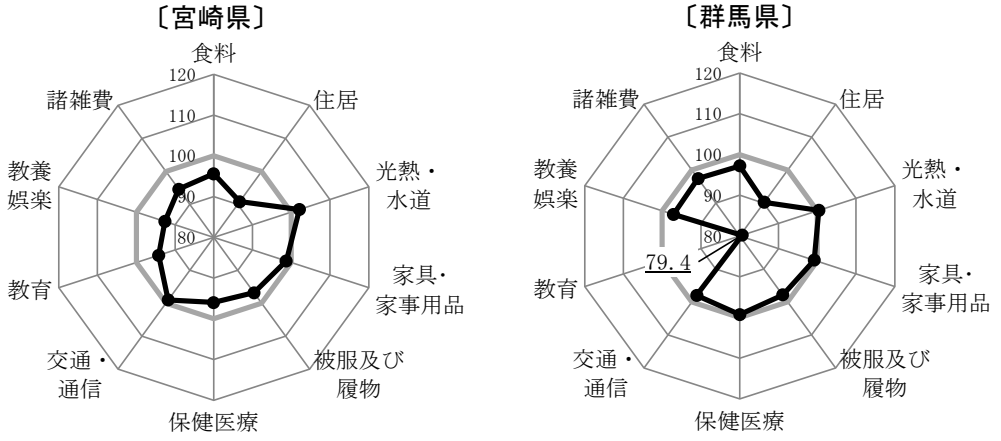

次に、各10大費目において物価水準が最も高い都道府県及び最も低い都道府県について、10大費目別に物価水準をみると、以下のとおりとなっている。

（図４－３、別表１）

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
食料	**〔福井県〕** 他の費目と比べても「食料」が最も高い。一方で「住居」及び「教養・娯楽」は低い。 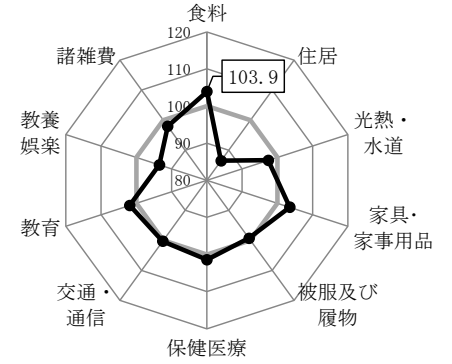 **〔沖縄県〕** 他の費目と比べても「食料」が最も高い。一方で「住居」及び「教育」は低い。 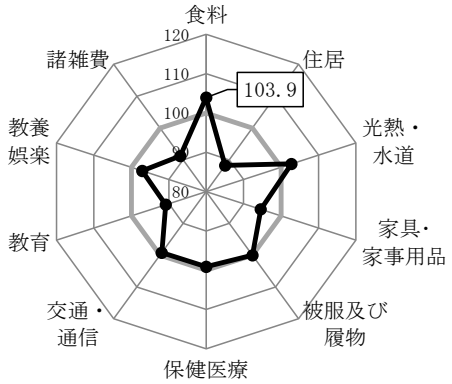 	**〔長野県〕** 他の費目と比べると「食料」は低いが、「教育」及び「住居」は更に低い。 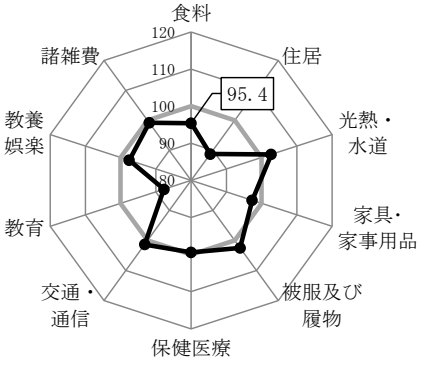
住居	**〔東京都〕** 他の費目と比べても「住居」が極めて高く、「教育」も高い傾向にある。 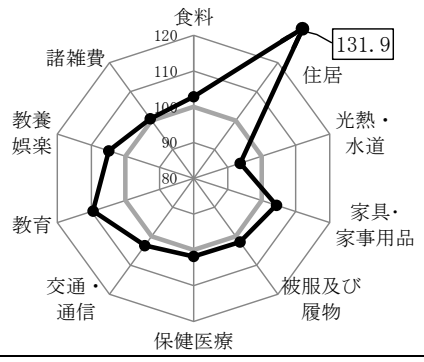 	**〔香川県〕** 他の費目と比べても「住居」が極めて低く、「教育」も低い傾向にある。 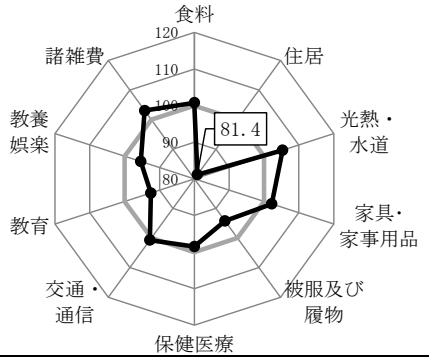

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
光熱・水道	**〔北海道〕** 他の費目と比べても「光熱・水道」が極めて高い。一方で「住居」は低い。 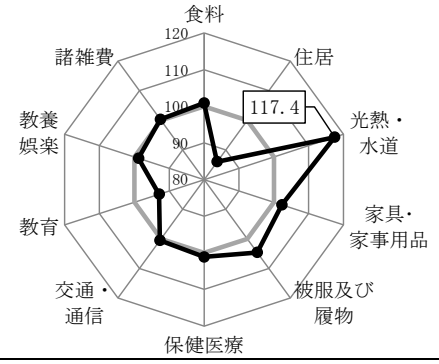 	**〔東京都〕** 他の費目と比べても「光熱・水道」が最も低く、この費目のみ全国平均を下回っている。 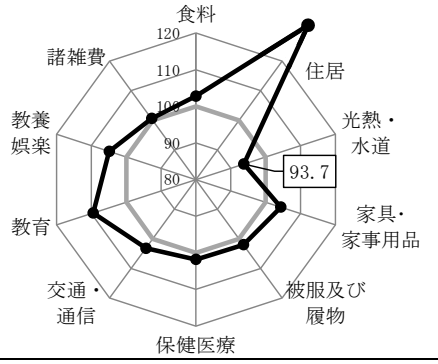
家具・家事用品	**〔東京都〕** 他の費目と比べると「家具・家事用品」よりも高い費目が「住居」など３費目ある。 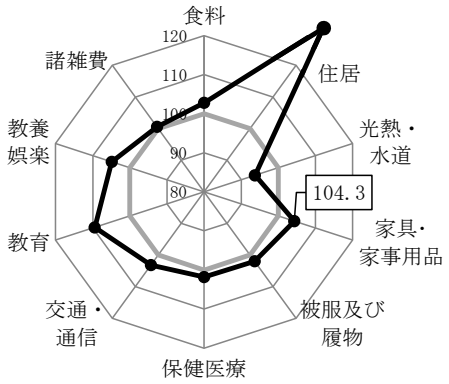 	**〔茨城県〕** 他の費目と比べると「家具・家事用品」は低いが「教育」は更に低い。 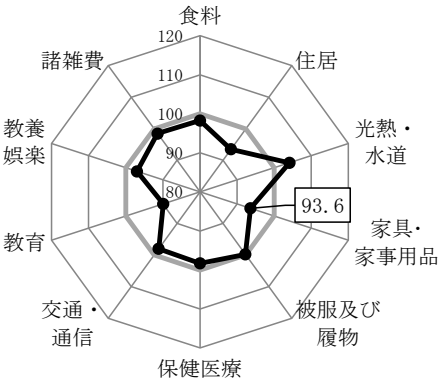 **〔広島県〕** 他の費目と比べると「家具・家事用品」は低いが「住居」は更に低い。 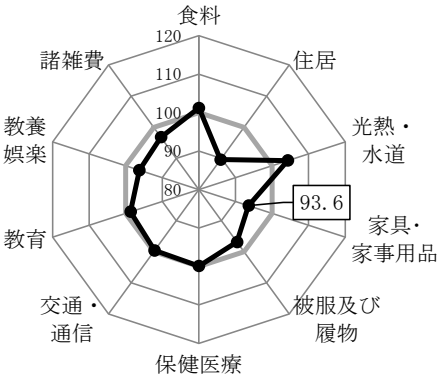

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
被服及び履物	**〔栃木県〕** 他の費目と比べても「被服及び履物」が最も高い。一方で「住居」は低い。 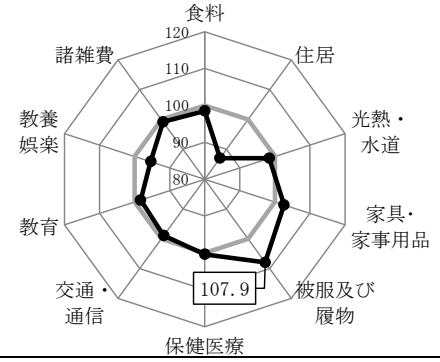	**〔山形県〕** 他の費目と比べても「被服及び履物」が最も低い。一方で「光熱・水道」は高い。 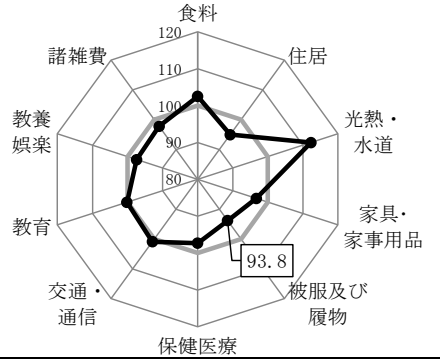
保健医療	**〔東京都〕** 他の費目と比べると「保健医療」よりも高い費目が「住居」など７費目ある。 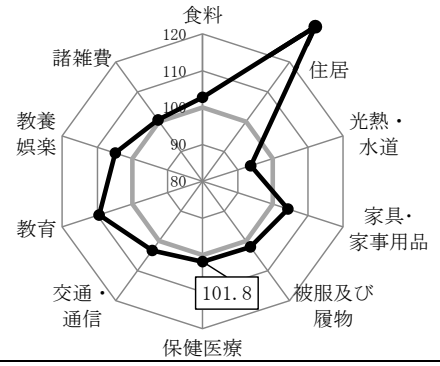	**〔宮崎県〕** 他の費目と比べると「保健医療」よりも低い費目が「住居」など５費目ある。 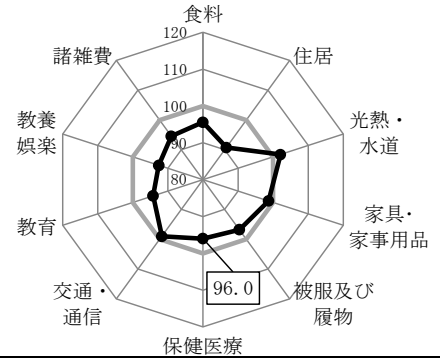
交通・通信	**〔東京都〕** 他の費目と比べると「交通・通信」よりも高い費目が、「住居」など４費目ある。 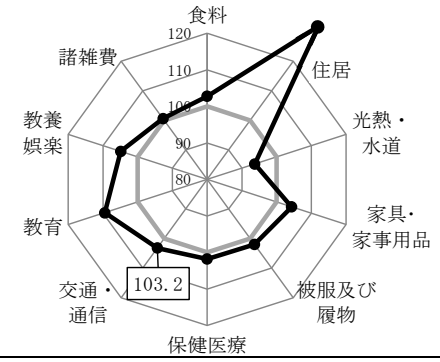	**〔愛知県〕** 他の費目と比べると「交通・通信」よりも、「住居」及び「光熱・水道」の方が低い。 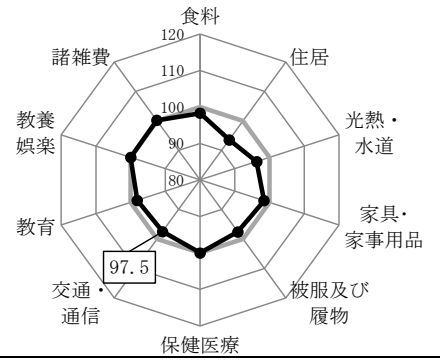
教育	**〔大阪府〕** 他の費目と比べても「教育」が極めて高い。一方で、「光熱・水道」は低い。 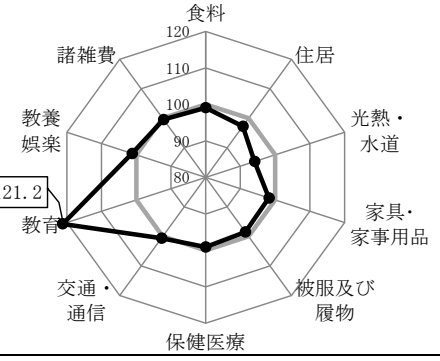	**〔群馬県〕** 他の費目と比べても「教育」が極めて低く、「住居」も低い傾向にある。 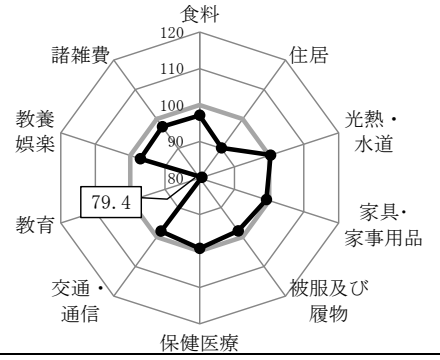

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
教養娯楽	**〔東京都〕** 他の費目と比べると「教養娯楽」は高いが、「住居」は更に高い。 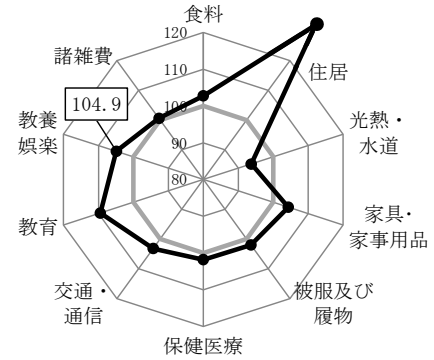 **〔神奈川県〕** 他の費目と比べると「教養娯楽」よりも高い費目が「住居」など３費目ある。 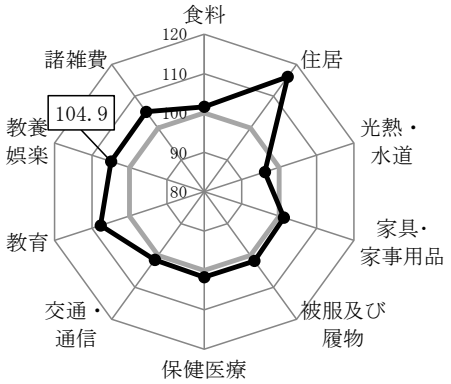 	**〔宮崎県〕** 他の費目と比べると「教養娯楽」は低いが、「住居」は更に低い。 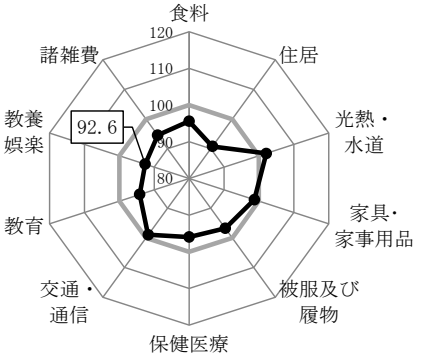
諸雑費	**〔神奈川県〕** 他の費目と比べると「諸雑費」は高いが、「住居」は更に高い。 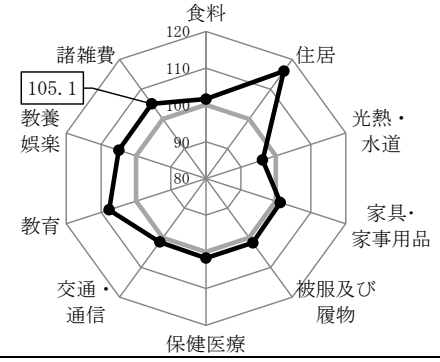 	**〔沖縄県〕** 他の費目と比べると「諸雑費」は低いが、「住居」は更に低い。 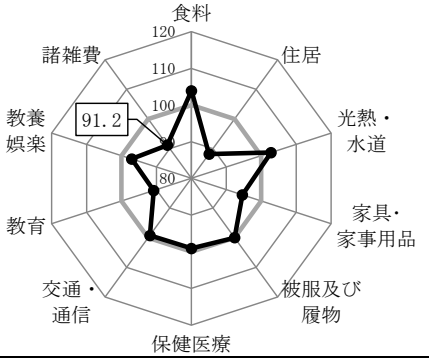

別表１　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）

（全国平均＝100）

都道府県	総合	家賃を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	100.8	101.7	100.9	86.0	117.4	102.3	104.6	101.1	100.5	92.9	98.8	100.3
青森県	97.9	98.9	97.5	86.4	111.2	98.9	102.0	98.5	99.3	94.0	95.0	94.1
岩手県	99.4	100.0	98.7	90.6	112.5	99.7	98.9	100.5	100.1	89.7	99.5	96.4
宮城県	99.4	99.6	98.1	94.5	104.4	100.3	99.6	101.7	100.1	97.5	99.0	101.4
秋田県	98.4	98.9	98.3	82.2	109.3	104.1	99.3	98.5	99.5	85.6	97.7	99.9
山形県	100.8	101.2	102.5	95.0	112.3	96.7	93.8	97.3	100.9	100.2	97.4	97.8
福島県	99.4	100.0	99.8	90.5	110.0	99.7	101.3	98.5	100.3	94.0	94.8	100.9
茨城県	97.8	98.2	98.3	93.5	104.1	93.6	99.8	98.3	98.0	89.9	97.0	98.5
栃木県	98.1	98.6	98.5	87.0	98.4	102.6	107.9	100.4	98.9	98.3	95.4	99.2
群馬県	96.6	97.2	97.2	90.2	100.4	99.2	97.9	99.3	98.0	79.4	97.1	97.4
埼玉県	100.3	99.9	99.1	106.9	94.0	102.5	103.6	99.9	100.1	97.8	103.2	101.9
千葉県	100.6	100.2	100.2	112.5	99.8	101.0	97.5	99.3	99.2	95.3	101.9	100.6
東京都	104.5	102.7	102.8	131.9	93.7	104.3	102.0	101.8	103.2	109.5	104.9	100.6
神奈川県	103.0	102.4	101.6	116.1	96.2	101.3	101.7	101.7	101.4	107.7	104.9	105.1
新潟県	98.3	98.5	99.5	86.9	100.3	96.1	101.5	99.3	99.1	92.5	99.5	98.9
富山県	98.8	99.2	101.5	93.2	102.6	98.7	99.0	101.5	98.6	81.0	95.0	101.1
石川県	100.1	100.7	103.4	83.1	104.6	97.9	106.1	100.5	98.8	102.1	97.0	100.2
福井県	99.5	99.9	103.9	86.5	97.4	103.5	99.3	101.4	100.3	101.9	93.5	98.0
山梨県	97.7	98.3	98.1	92.9	97.9	99.1	98.2	99.1	100.1	87.7	97.4	97.2
長野県	97.4	97.9	95.4	88.8	102.7	97.3	102.5	99.4	101.3	87.7	97.6	99.2
岐阜県	97.3	97.9	98.3	84.6	94.8	95.4	96.6	99.2	101.2	92.2	98.0	99.7
静岡県	98.4	98.7	98.9	95.2	97.4	102.4	100.3	100.3	100.2	84.8	99.2	97.2
愛知県	98.0	98.4	98.3	93.6	96.3	98.4	97.6	100.0	97.5	98.1	100.0	100.2
三重県	99.3	99.6	100.6	95.0	97.2	100.2	99.1	98.5	100.3	95.6	98.3	100.4
滋賀県	100.0	100.3	99.2	94.8	98.6	101.1	98.7	100.1	100.7	115.9	97.5	104.6
京都府	101.1	101.0	101.2	101.7	99.7	96.8	96.5	98.0	100.8	116.4	101.4	102.6
大阪府	99.8	99.8	99.1	97.3	94.1	98.2	98.5	99.1	100.6	121.2	101.2	99.6
兵庫県	99.7	99.8	100.2	95.2	96.2	101.9	100.9	98.6	99.0	107.7	100.0	101.8
奈良県	97.3	98.0	96.8	85.8	100.7	97.5	97.5	98.9	99.9	97.1	98.8	98.0
和歌山県	99.4	100.2	100.8	90.1	99.2	98.4	97.9	101.0	101.1	113.0	95.9	98.5
鳥取県	98.3	99.1	101.5	83.1	108.1	97.7	103.5	98.0	98.8	91.3	93.1	97.6
島根県	99.9	100.6	102.2	86.8	112.6	100.0	97.4	100.9	99.9	93.9	95.8	98.8
岡山県	97.8	98.4	100.1	83.6	105.8	96.4	98.0	101.2	98.0	88.0	96.3	99.1
広島県	98.7	99.2	101.2	89.6	104.3	93.6	96.9	99.9	99.6	98.7	96.3	96.8
山口県	100.0	100.7	102.6	94.3	110.0	98.9	101.9	101.0	99.0	84.8	95.6	98.9
徳島県	99.8	100.5	102.0	93.1	105.1	100.9	102.5	99.0	98.0	96.4	97.3	99.2
香川県	98.5	99.6	100.8	81.4	105.3	102.2	94.2	98.5	100.7	92.5	95.4	103.1
愛媛県	98.2	99.0	100.9	84.4	106.9	100.6	97.5	100.2	99.1	84.6	96.9	96.2
高知県	99.9	100.4	101.6	92.8	104.4	100.4	103.4	101.5	99.9	93.4	96.5	99.9
福岡県	97.5	98.5	97.1	90.0	104.5	98.1	95.8	99.3	98.7	92.2	98.0	99.2
佐賀県	98.2	99.1	97.9	88.0	111.6	99.1	104.0	100.4	99.8	91.2	93.3	97.8
長崎県	99.2	99.9	99.7	91.7	111.9	100.2	104.0	100.5	99.6	87.7	94.5	97.0
熊本県	99.0	99.8	100.7	94.3	102.0	97.0	99.6	100.7	99.1	90.8	96.8	99.9
大分県	97.8	98.9	99.6	84.4	105.0	101.3	95.1	96.9	98.6	104.1	96.3	93.9
宮崎県	96.2	97.1	95.6	90.8	102.1	98.7	96.8	96.0	99.0	94.2	92.6	94.6
鹿児島県	97.2	97.7	99.1	88.2	101.2	98.7	95.0	98.8	98.7	97.3	92.9	94.8
沖縄県	98.5	99.9	103.9	88.2	102.8	94.6	100.0	99.1	99.2	90.8	97.1	91.2

別表２　消費者物価地域差指数（総合、家賃を除く総合及び食料）（都市）

（全国平均＝100）

	都市	総合	家賃を除く総合	食料		都市	総合	家賃を除く総合	食料
都道府県庁所在市	札幌市	100.6	101.4	101.7	都道府県庁所在市	神戸市	99.9	99.9	100.3
	青森市	97.8	98.7	98.8		奈良市	96.9	97.5	95.8
	盛岡市	99.5	99.9	100.0		和歌山市	99.1	100.1	101.1
	仙台市	99.6	99.7	98.4		鳥取市	97.8	98.8	101.0
	秋田市	98.6	99.0	98.6		松江市	100.2	100.8	103.1
	山形市	100.5	101.1	101.8		岡山市	98.0	98.5	101.1
	福島市	100.6	101.0	102.2		広島市	98.8	99.2	101.3
	水戸市	98.6	99.0	97.6		山口市	100.3	101.2	102.9
	宇都宮市	99.5	100.0	100.3		徳島市	100.1	101.1	104.1
	前橋市	96.5	97.1	97.5		高松市	99.3	100.3	101.5
	さいたま市	101.1	101.0	99.6		松山市	98.6	99.5	101.0
	千葉市	100.6	100.8	101.9		高知市	100.1	100.6	102.1
	東京都区部	105.3	103.0	102.9		福岡市	98.0	98.7	97.2
	横浜市	103.6	102.9	102.0		佐賀市	98.0	98.7	97.5
	新潟市	98.7	99.1	101.0		長崎市	99.9	100.2	100.3
	富山市	99.0	99.4	102.6		熊本市	99.0	99.9	99.7
	金沢市	99.9	100.6	103.3		大分市	98.1	99.4	100.6
	福井市	99.0	99.7	102.9		宮崎市	96.9	97.7	97.9
	甲府市	98.3	99.0	99.6		鹿児島市	97.6	98.2	99.8
	長野市	98.0	98.6	95.8		那覇市	99.6	100.2	104.9
	岐阜市	98.1	98.7	99.1					
	静岡市	99.9	99.7	99.9					
	名古屋市	98.9	98.9	99.2	政令指定都市	川崎市	104.2	102.6	101.8
	津市	98.2	98.6	98.7		相模原市	101.8	101.5	101.6
	大津市	100.4	100.5	99.9		浜松市	98.6	99.0	99.7
	京都市	101.1	100.8	101.5		堺市	99.8	100.0	99.3
	大阪市	100.7	100.1	100.3		北九州市	98.4	99.0	99.3

（注）都市とは都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）のことである。

別表３　「総合」に対する10大費目別寄与度（都道府県）

都道府県	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	0.28	-1.11	1.52	0.10	0.19	0.06	0.09	-0.20	-0.13	0.02
青森県	-0.78	-1.00	0.98	-0.05	0.08	-0.09	-0.12	-0.19	-0.51	-0.44
岩手県	-0.41	-0.63	1.10	-0.01	-0.04	0.03	0.01	-0.31	-0.05	-0.26
宮城県	-0.60	-0.39	0.39	0.02	-0.02	0.10	0.01	-0.09	-0.11	0.10
秋田県	-0.55	-1.17	0.85	0.18	-0.02	-0.09	-0.08	-0.44	-0.23	-0.01
山形県	0.77	-0.31	1.11	-0.15	-0.26	-0.14	0.16	0.02	-0.27	-0.16
福島県	-0.08	-0.66	0.84	-0.01	0.06	-0.08	0.05	-0.17	-0.56	0.06
茨城県	-0.52	-0.43	0.33	-0.30	-0.01	-0.09	-0.37	-0.38	-0.33	-0.11
栃木県	-0.46	-0.90	-0.13	0.12	0.32	0.02	-0.20	-0.06	-0.51	-0.06
群馬県	-0.87	-0.64	0.03	-0.04	-0.09	-0.04	-0.35	-0.88	-0.32	-0.19
埼玉県	-0.30	0.46	-0.50	0.11	0.15	0.00	0.01	-0.09	0.35	0.14
千葉県	0.07	0.79	-0.02	0.05	-0.11	-0.04	-0.14	-0.20	0.21	0.04
東京都	0.89	2.21	-0.50	0.19	0.09	0.10	0.49	0.45	0.56	0.04
神奈川県	0.50	1.11	-0.31	0.06	0.08	0.10	0.23	0.32	0.55	0.36
新潟県	-0.15	-0.88	0.03	-0.17	0.06	-0.04	-0.17	-0.27	-0.06	-0.08
富山県	0.47	-0.45	0.22	-0.05	-0.04	0.08	-0.26	-0.70	-0.56	0.08
石川県	1.05	-1.10	0.39	-0.09	0.25	0.03	-0.23	0.08	-0.32	0.02
福井県	1.20	-0.91	-0.24	0.15	-0.02	0.07	0.04	0.07	-0.73	-0.15
山梨県	-0.58	-0.47	-0.18	-0.04	-0.08	-0.05	0.02	-0.48	-0.28	-0.20
長野県	-1.43	-0.78	0.22	-0.13	0.10	-0.03	0.22	-0.44	-0.26	-0.06
岐阜県	-0.51	-1.05	-0.43	-0.21	-0.15	-0.04	0.22	-0.30	-0.21	-0.02
静岡県	-0.33	-0.31	-0.21	0.11	0.01	0.02	0.03	-0.60	-0.09	-0.21
愛知県	-0.54	-0.45	-0.29	-0.07	-0.11	0.00	-0.46	-0.07	0.00	0.01
三重県	0.19	-0.33	-0.22	0.01	-0.04	-0.08	0.07	-0.17	-0.19	0.03
滋賀県	-0.24	-0.34	-0.11	0.05	-0.06	0.01	0.13	0.56	-0.28	0.32
京都府	0.40	0.11	-0.02	-0.15	-0.16	-0.11	0.13	0.56	0.15	0.19
大阪府	-0.28	-0.20	-0.49	-0.08	-0.06	-0.05	0.09	0.76	0.14	-0.03
兵庫県	0.08	-0.35	-0.30	0.08	0.04	-0.08	-0.17	0.31	0.00	0.13
奈良県	-1.02	-1.02	0.05	-0.11	-0.11	-0.06	-0.01	-0.11	-0.13	-0.14
和歌山県	0.25	-0.66	-0.07	-0.07	-0.09	0.05	0.19	0.40	-0.45	-0.11
鳥取県	0.45	-1.33	0.65	-0.11	0.14	-0.11	-0.22	-0.25	-0.75	-0.18
島根県	0.66	-0.97	1.03	0.00	-0.11	0.05	-0.01	-0.20	-0.45	-0.09
岡山県	0.03	-1.25	0.46	-0.17	-0.08	0.07	-0.37	-0.44	-0.39	-0.07
広島県	0.37	-0.77	0.34	-0.30	-0.13	-0.01	-0.07	-0.04	-0.39	-0.25
山口県	0.78	-0.40	0.78	-0.05	0.08	0.05	-0.20	-0.51	-0.47	-0.09
徳島県	0.62	-0.47	0.44	0.04	0.11	-0.06	-0.36	-0.11	-0.30	-0.06
香川県	0.23	-1.47	0.42	0.10	-0.25	-0.08	0.12	-0.26	-0.50	0.23
愛媛県	0.28	-1.22	0.56	0.03	-0.11	0.01	-0.16	-0.57	-0.33	-0.28
高知県	0.48	-0.55	0.36	0.02	0.14	0.08	-0.03	-0.23	-0.37	-0.01
福岡県	-0.90	-0.79	0.34	-0.08	-0.20	-0.04	-0.24	-0.29	-0.21	-0.06
佐賀県	-0.63	-0.97	0.92	-0.04	0.17	0.02	-0.04	-0.32	-0.72	-0.17
長崎県	-0.08	-0.64	0.93	0.01	0.18	0.03	-0.07	-0.40	-0.57	-0.22
熊本県	0.22	-0.41	0.16	-0.14	-0.02	0.04	-0.16	-0.33	-0.34	0.00
大分県	-0.12	-1.13	0.40	0.06	-0.23	-0.17	-0.25	0.13	-0.40	-0.48
宮崎県	-1.36	-0.66	0.17	-0.06	-0.14	-0.22	-0.18	-0.19	-0.79	-0.41
鹿児島県	-0.26	-0.82	0.10	-0.06	-0.23	-0.07	-0.23	-0.10	-0.76	-0.40
沖縄県	1.22	-1.27	0.24	-0.25	0.00	-0.05	-0.14	-0.31	-0.28	-0.64

参考　小売物価統計調査（構造編）の概要

（１）調査の目的と沿革

物価構造については、2007年（平成19年）まで５年ごとに全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、５年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきた。このことから、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として、小売物価統計調査に盛り込み、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止することとした。

小売物価統計調査（構造編）は、地域別、店舗の形態別等の物価を明らかにすることを目的とし、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査の種別を設け、2013年（平成25年）１月から実施している。

（２）各調査の概要

	1　地域別価格差調査	2　店舗形態別価格調査※2	3　銘柄別価格調査※2
目的	主として都道府県別消費者物価地域差指数を作成	店舗形態別価格表の作成	構造編で独自に指定した銘柄の価格表の作成
調査地域	動向編調査地域（167市町村）以外の91市※1	道府県庁所在市46市（東京都区部除く）	東京都区部
調査月	奇数月	偶数月	偶数月
調査品目	57品目（58銘柄） 店舗や地域により価格差が見られるもの、ウエイトの大きいもの等の条件を満たす品目を選定	９品目（９銘柄） スーパー以外でも価格を取集でき、店舗形態別の価格差が見込める代表的な品目を選定	９品目（９銘柄） 今後、動向編の調査銘柄となりそうな銘柄や、まとめ売りなどの販売形態の異なる銘柄が存在する品目から選定

※１　https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/kchosasi.pdf に掲載

※２　2021年（令和３年）12月の調査を最後に中止した。

（３）調査価格

各品目の代表的な価格を調査するという観点から、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしているため、短期間（７日以内）の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は調査しない。

（４）結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の６月までに公表する予定である。ただし、消費者物価指数の基準年の集計結果については、基準改定に伴う公表が完了した後（９月頃）に公表する。

〈問合せ先〉

総務省統計局

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室審査発表係
〒162-8668 東京都新宿区若松町19番１号
電話　　：(03) 5273-1179
E-mail　：w-bukka@soumu.go.jp

・小売物価統計調査（構造編）ホームページ

https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/index.html

・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/g_2021.pdf

・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。

・本調査の統計データを引用又は転載する場合には、出典（総務省「小売物価統計調査（構造編）結果」）の表記をお願いします。

・引用又は転載した場合は、審査発表係まで御連絡ください。

令和４年７月 12 日（火）13 時～

於　三田共用会議所　第四特別会議室（４階）

第２回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

資料 No.1　令和４年賃金改定状況調査結果

資料 No.2　生活保護と最低賃金

資料 No.3　地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No.4　賃金分布に関する資料

資料 No.5　最新の経済指標の動向

参考資料 No.1　委員からの追加要望資料

参考資料 No.2　足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3　主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

資料 No.1

令和４年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,861 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和２年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

４．集計労働者　30,533 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和４年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和４年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和４年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和２年度分、令和３年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和４年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和４年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和３年６月分、令和４年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和３年６月分、令和４年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和３年６月分、令和４年６月分〕

6．利用上の注意

（1）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（2）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（3）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（4）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R３年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R３年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R３年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R３年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R３年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
男女計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
一般パート計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R３年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R３年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R３年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和３年	令和４年
40.1	40.9

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和３年	令和４年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和２年度	令和３年度
243.3	242.9

資料No.2

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

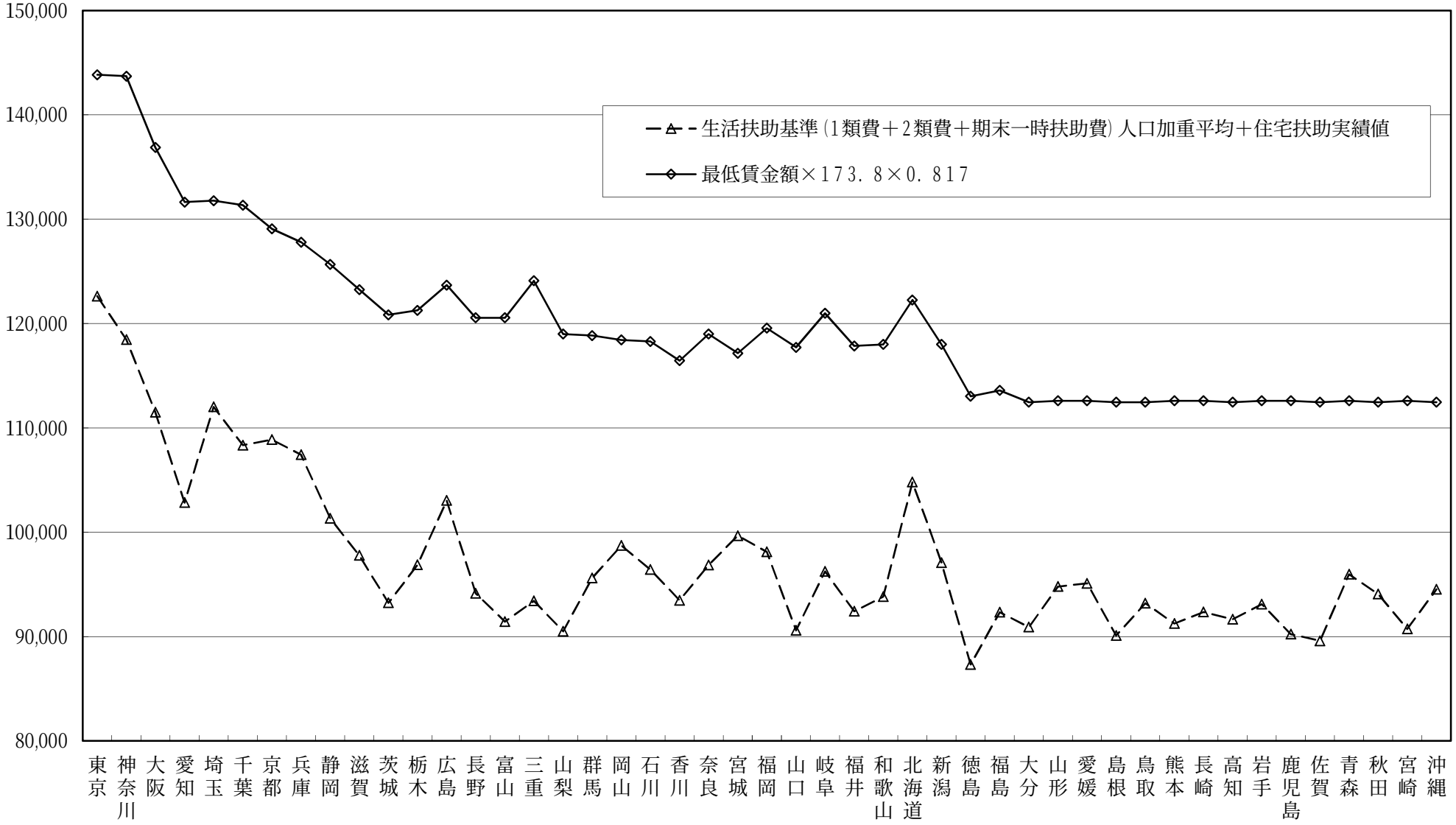

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和3年度最低賃金
改定額反映版

生活保護(生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)＋住宅扶助)と最低賃金

単位:円

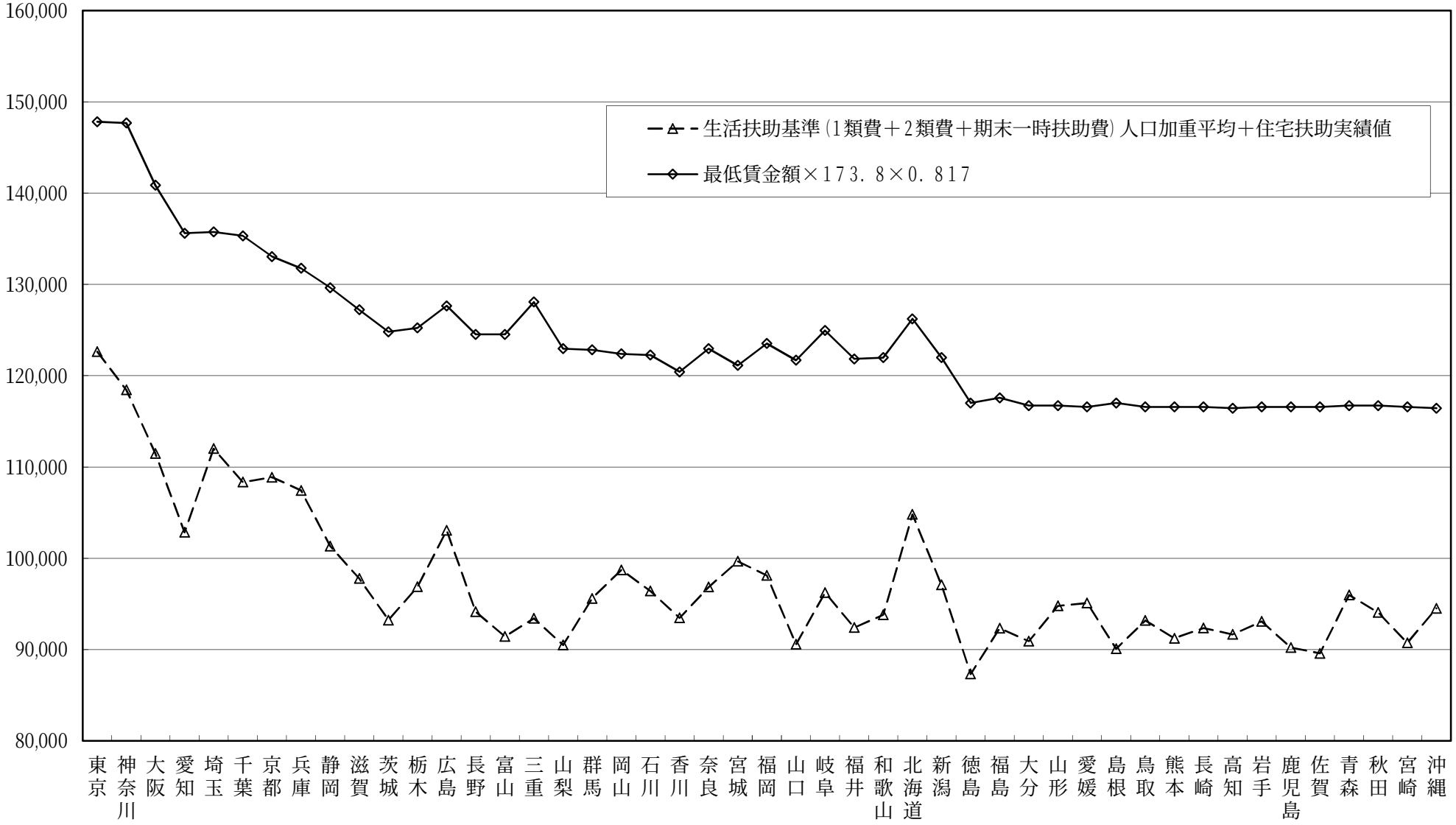

注1)生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税･社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和２年度データに基づく乖離額	令和３年度地域別最低賃金引上げ額	最新の乖離額	昨年度の目安小委で示した乖離額	乖離の変動額				
	（A）	（B）	（C） （＝A－B）	（D）	（E） （＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.817)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青　森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩　手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮　城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋　田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山　形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福　島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨　城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃　木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群　馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼　玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千　葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△4	0
東　京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△6	0
新　潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△1	0
富　山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△2	0
石　川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福　井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△1	0
山　梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	0	0
長　野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	△1	0
岐　阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	0	0
静　岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△2	0
愛　知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△3	0
三　重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△1	0
滋　賀	△179	28	△207	△178	△30	△28	0	△2	0
京　都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△4	0
大　阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△6	0
兵　庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△4	0
奈　良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥　取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島　根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△1	0
岡　山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△5	0
広　島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△6	0
山　口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	△1	0
徳　島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	0	0
香　川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	△1	0
愛　媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高　知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	0	0
福　岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	△4	0
佐　賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	0	0
長　崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	△1	0
熊　本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	0	0
大　分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	△1	0
宮　崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	0	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	△1	0
沖　縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和２年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
※３　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成24～令和３年度）

年度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度	３年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		７４９ (12)	７６４ (15)	７８０ (16)	７９８ (18)	８２３ (25)	８４８ (25)	８７４ (26)	９０１ (27)	９０２ (1)	９３０ (28)
Ａランク	未満率（%）	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9
	影響率（%）	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4
Ｂランク	未満率（%）	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
	影響率（%）	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
Ｃランク	未満率（%）	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7
	影響率（%）	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4
Ｄランク	未満率（%）	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5
	影響率（%）	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9
計	未満率（%）	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
	影響率（%）	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24～令和３年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
　　２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
　　３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
　　４　各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率（令和３年）

未満率（全国加重平均） １．７％
影響率（全国加重平均） １６．２％

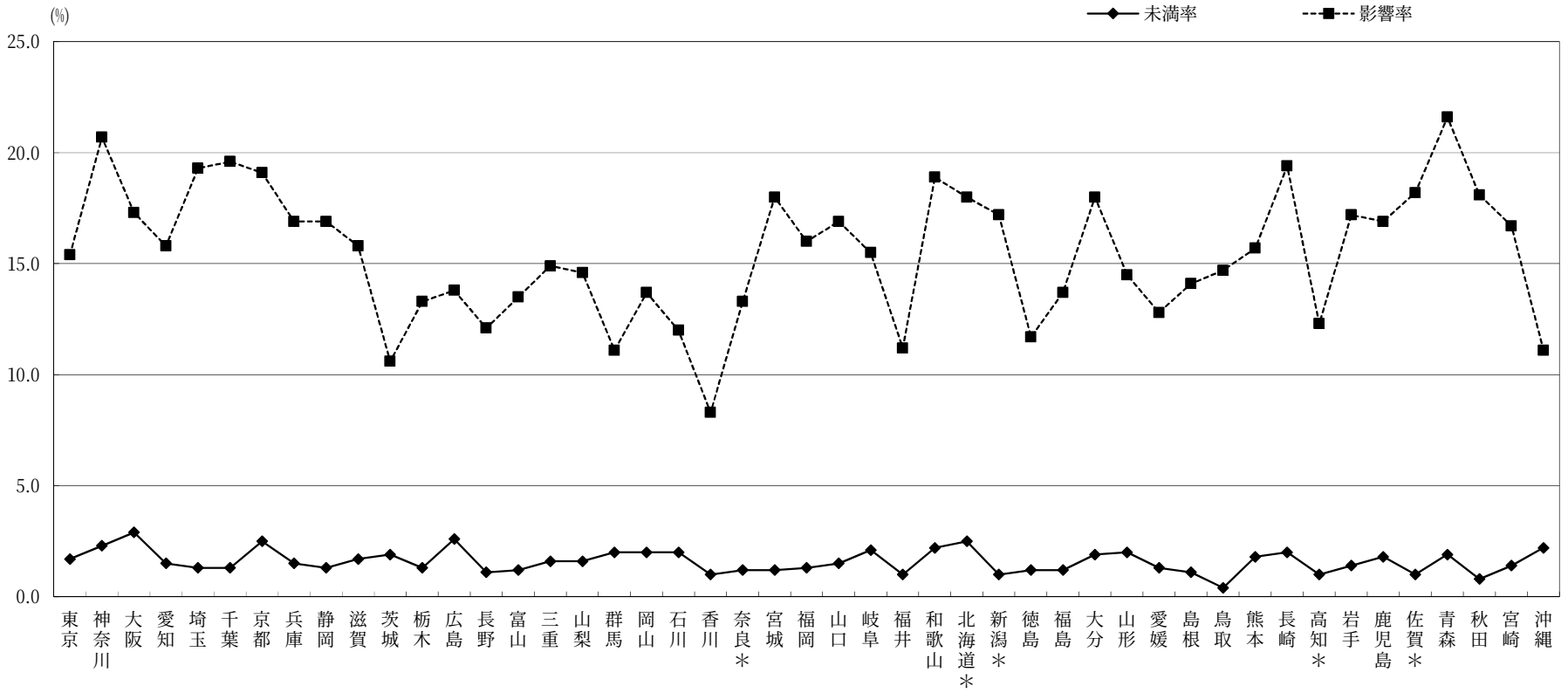

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良＊	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道＊	新潟＊	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知＊	岩手	鹿児島	佐賀＊	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	1.7	2.3	2.9	1.5	1.3	1.3	2.5	1.5	1.3	1.7	1.9	1.3	2.6	1.1	1.2	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.5	2.1	1.0	2.2	2.5	1.0	1.2	1.2	1.9	2.0	1.3	1.1	0.4	1.8	2.0	1.0	1.4	1.8	1.0	1.9	0.8	1.4	2.2	1.7
影響率	15.4	20.7	17.3	15.8	19.3	19.6	19.1	16.9	16.9	15.8	10.6	13.3	13.8	12.1	13.5	14.9	14.6	11.1	13.7	12.0	8.3	13.3	18.0	16.0	16.9	15.5	11.2	18.9	18.0	17.2	11.7	13.7	18.0	14.5	12.8	14.1	14.7	15.7	19.4	12.3	17.2	16.9	18.2	21.6	18.1	16.7	11.1	16.2

資料出所　厚生労働省「令和３年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、令和３年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
　　表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（令和３年）

未満率（全国加重平均） １．９％
影響率（全国加重平均） ５．９％

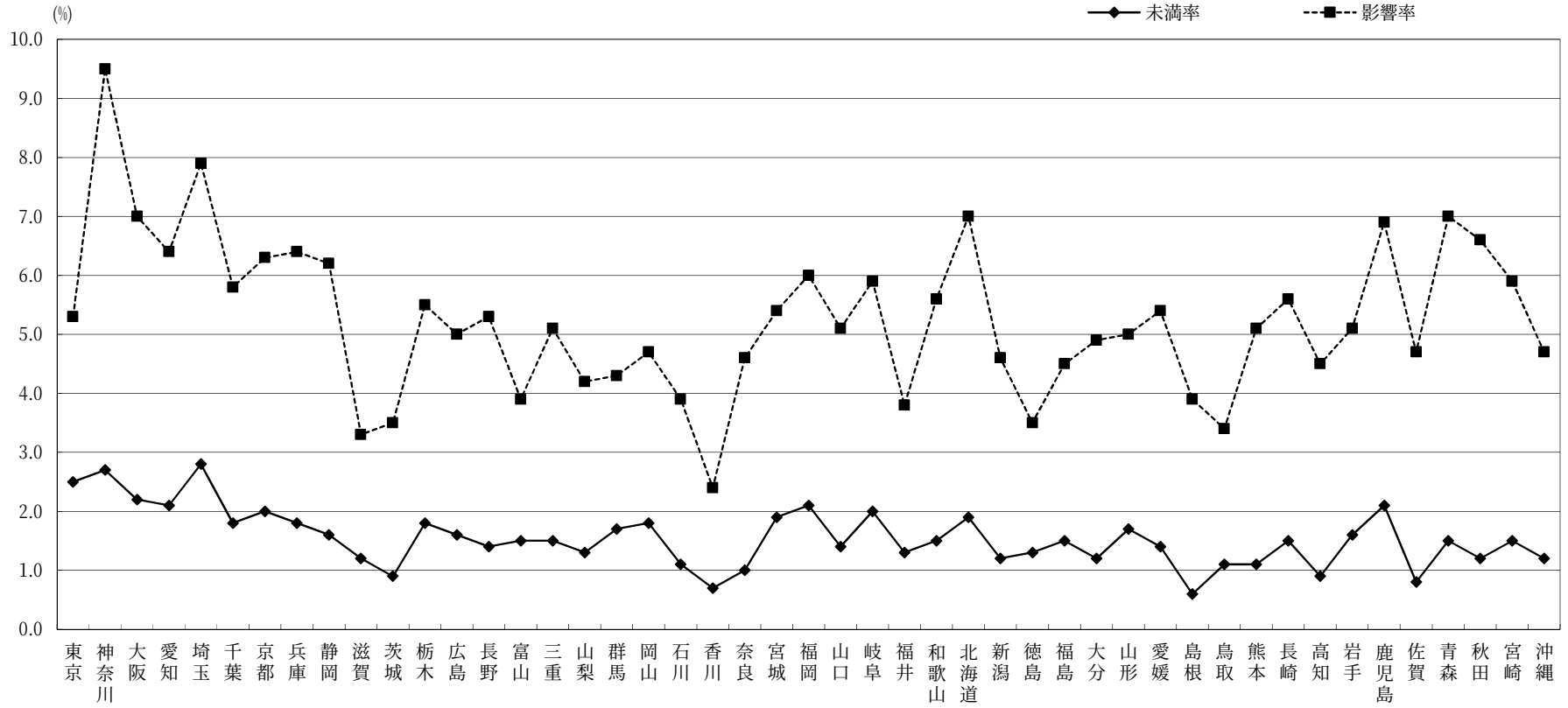

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	2.5	2.7	2.2	2.1	2.8	1.8	2.0	1.8	1.6	1.2	0.9	1.8	1.6	1.4	1.5	1.5	1.3	1.7	1.8	1.1	0.7	1.0	1.9	2.1	1.4	2.0	1.3	1.5	1.9	1.2	1.3	1.5	1.2	1.7	1.4	0.6	1.1	1.1	1.5	0.9	1.6	2.1	0.8	1.5	1.2	1.5	1.2	1.9
影響率	5.3	9.5	7.0	6.4	7.9	5.8	6.3	6.4	6.2	3.3	3.5	5.5	5.0	5.3	3.9	5.1	4.2	4.3	4.7	3.9	2.4	4.6	5.4	6.0	5.1	5.9	3.8	5.6	7.0	4.6	3.5	4.5	4.9	5.0	5.4	3.9	3.4	5.1	5.6	4.5	5.1	6.9	4.7	7.0	6.6	5.9	4.7	5.9

資料出所　厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

資料No.4

賃金分布に関する資料

（都道府県別、総合指数順）

資料No.4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）　･･･1

資料No.4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者）　･･･15

資料No.4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者）　･･･29

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4－1

東京（A）

1013円

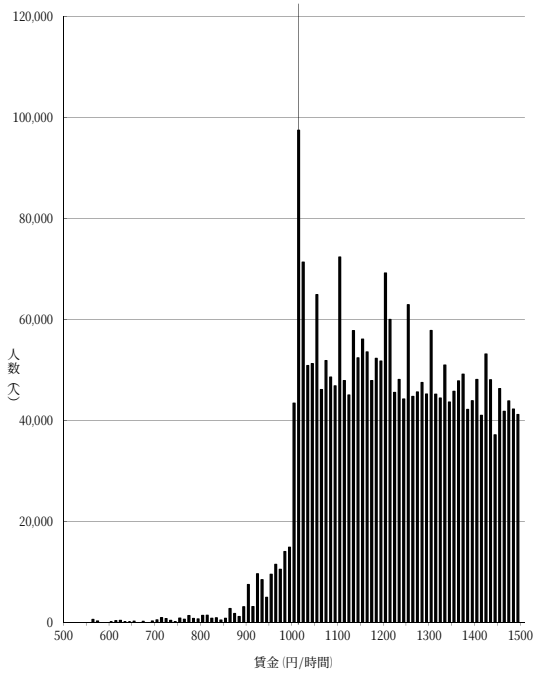

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川（A）

1012円

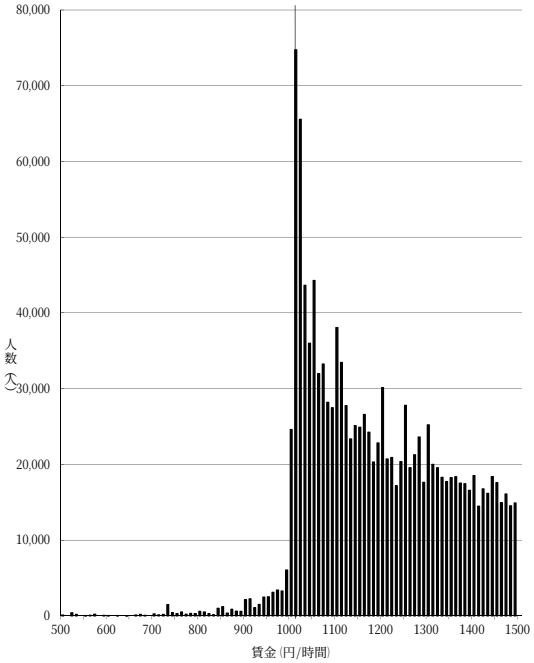

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪（A）

964円

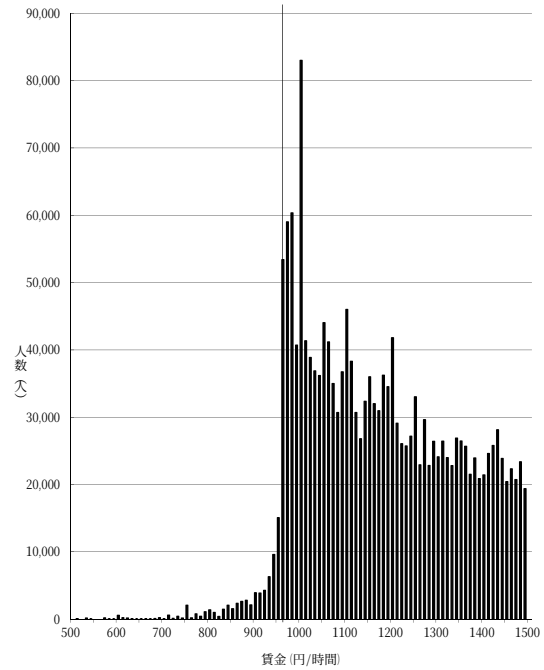

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知（A）

927円

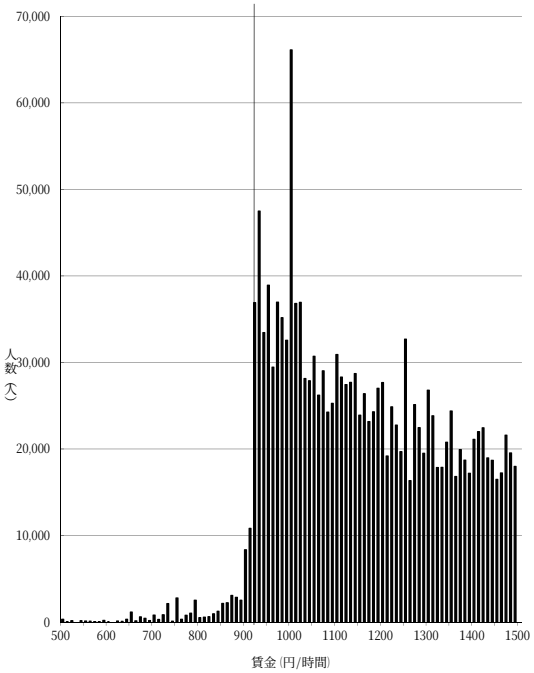

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉（A）

928円

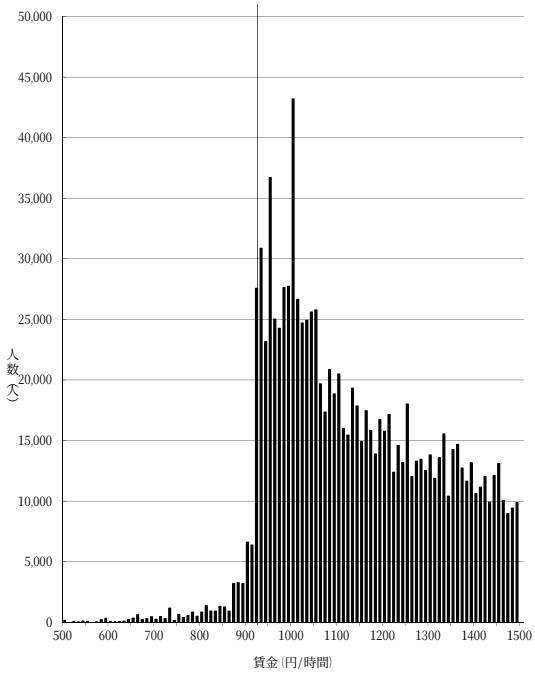

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉（A）

925円

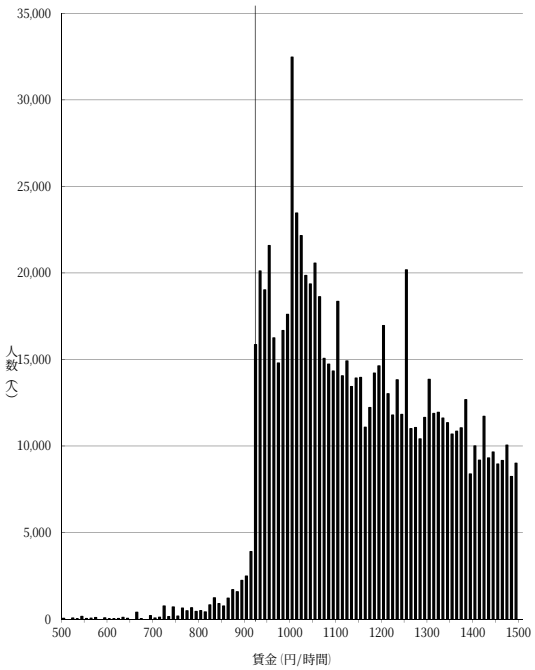

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都（B）

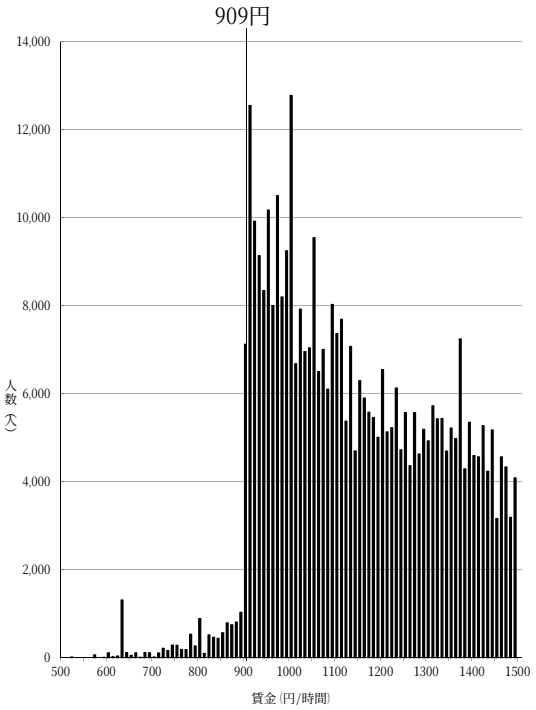

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫（B）

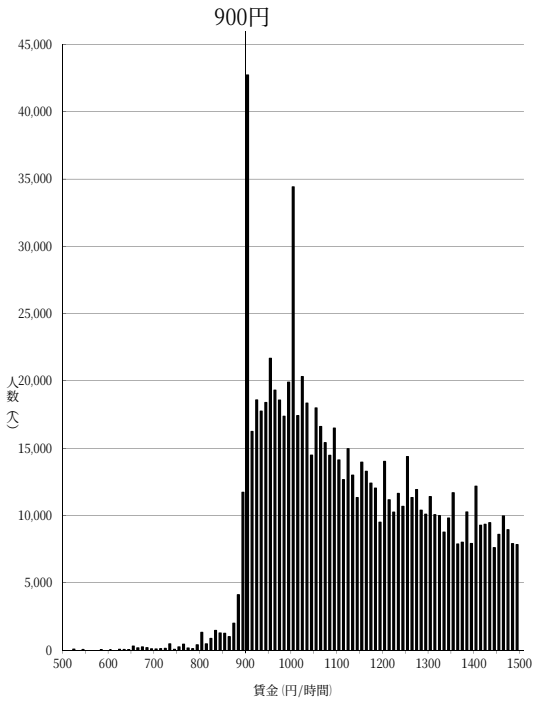

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡（B）

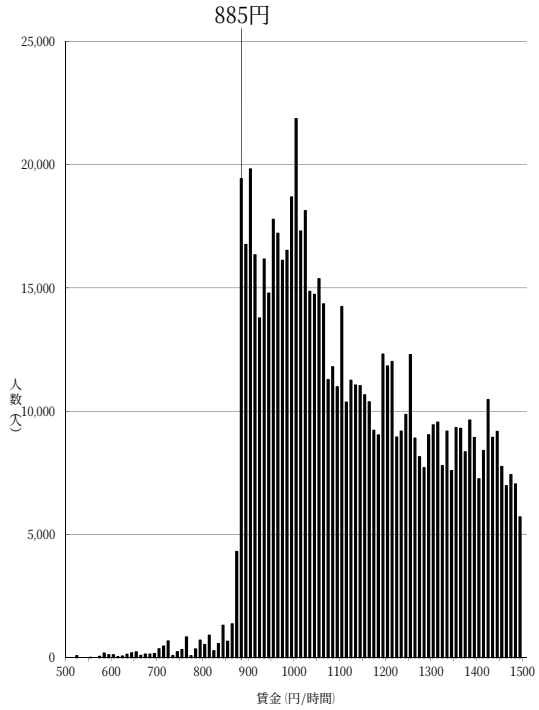

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀（B）

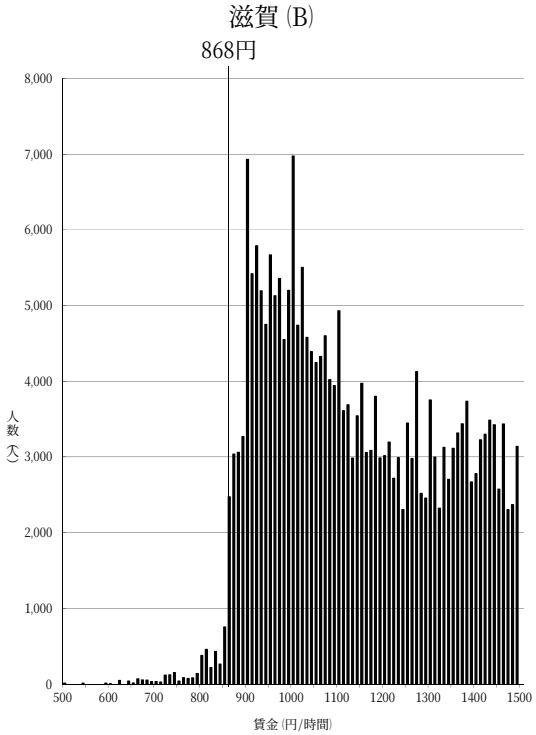

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城（B）

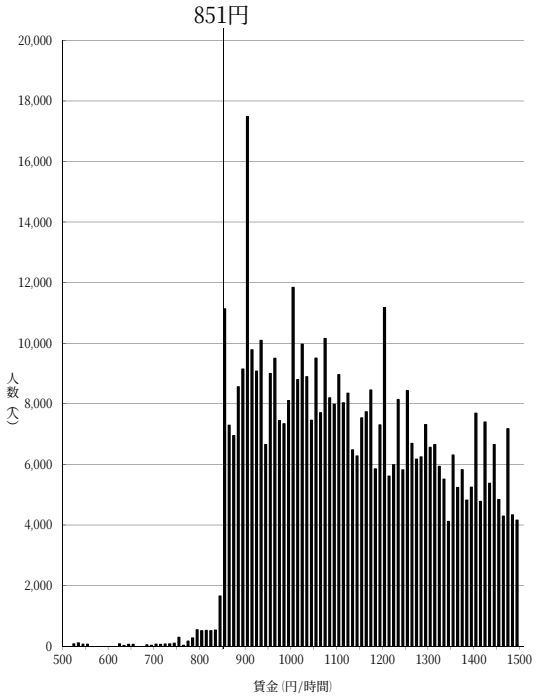

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木（B）

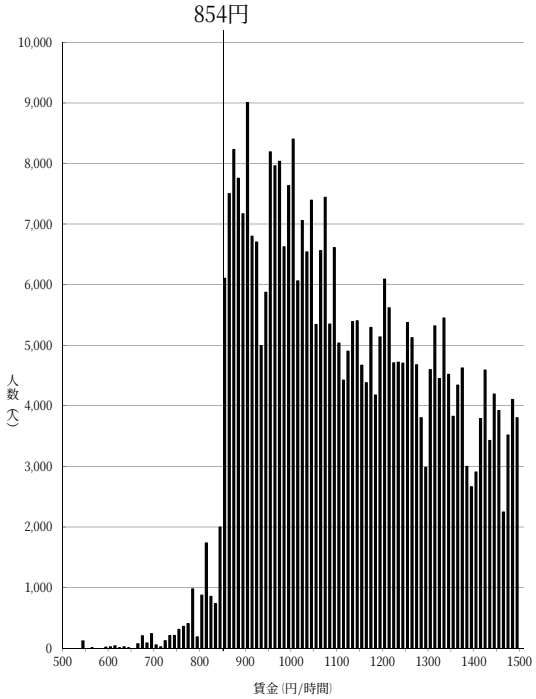

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島（B）

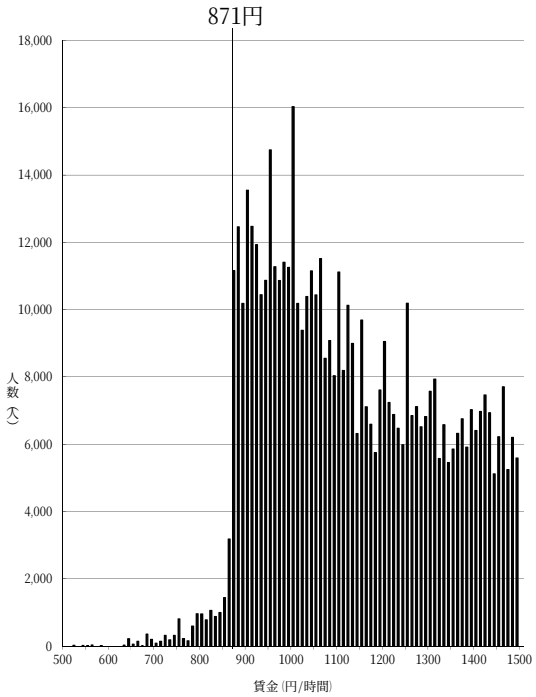

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野（B）

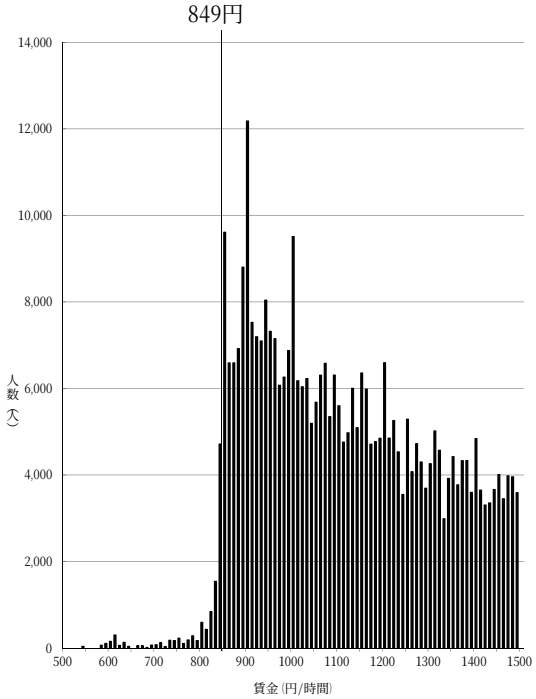

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山（B）

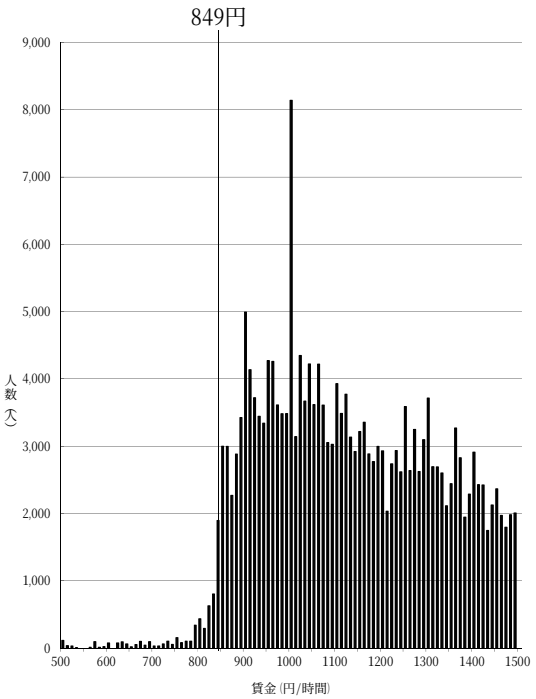

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
　　２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重（B）

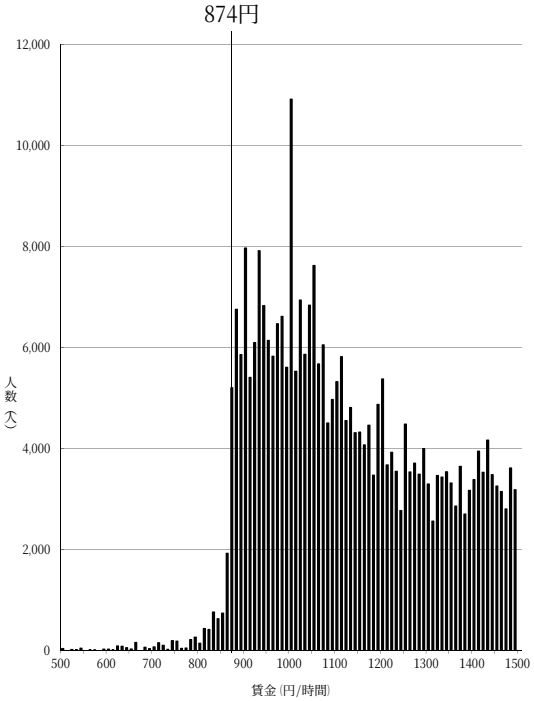

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
　　２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨（B）

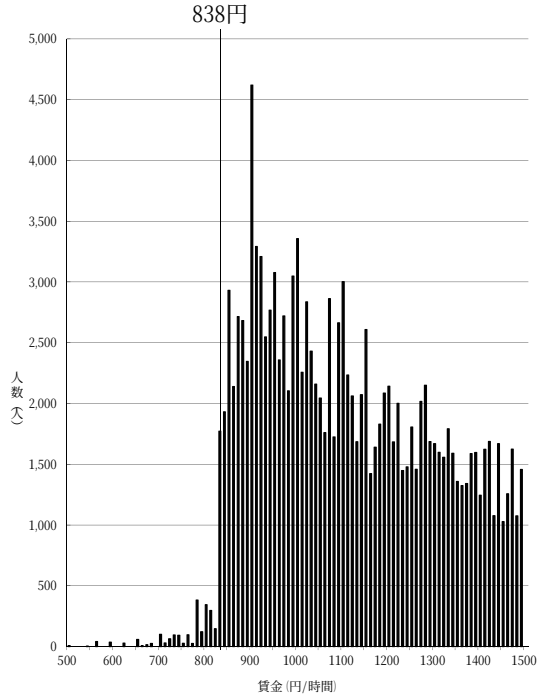

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
　　２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬（C）

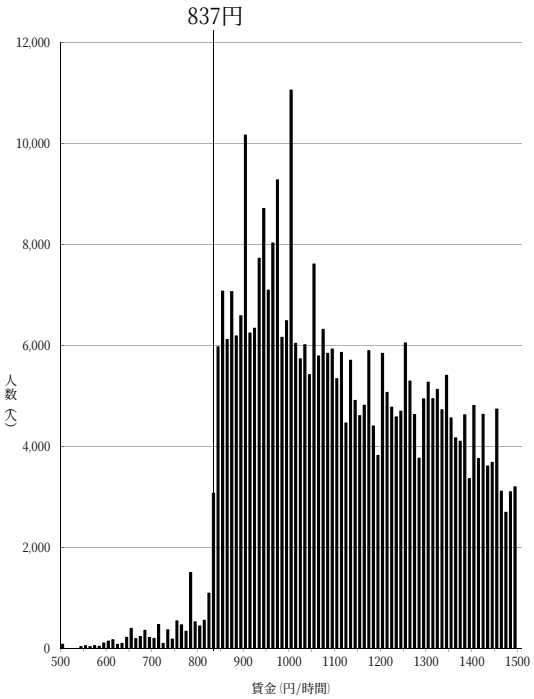

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山（C）

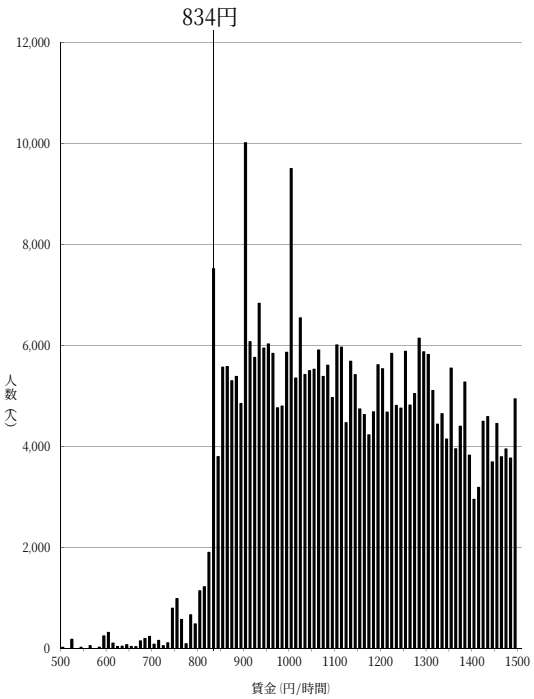

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川（C）

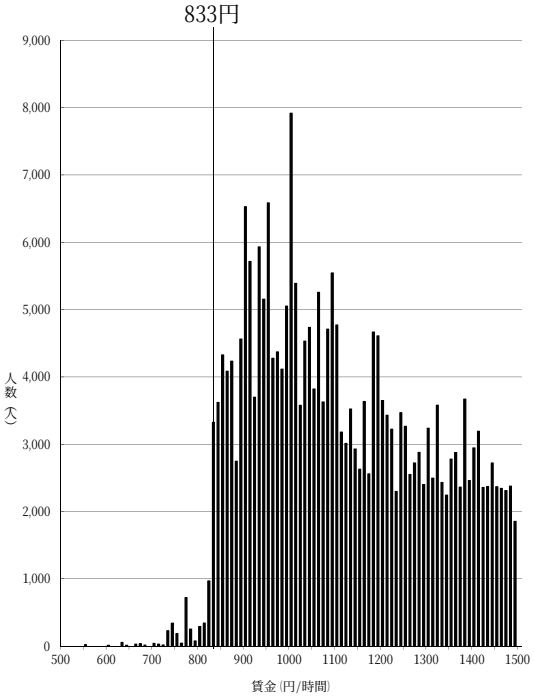

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川（C）

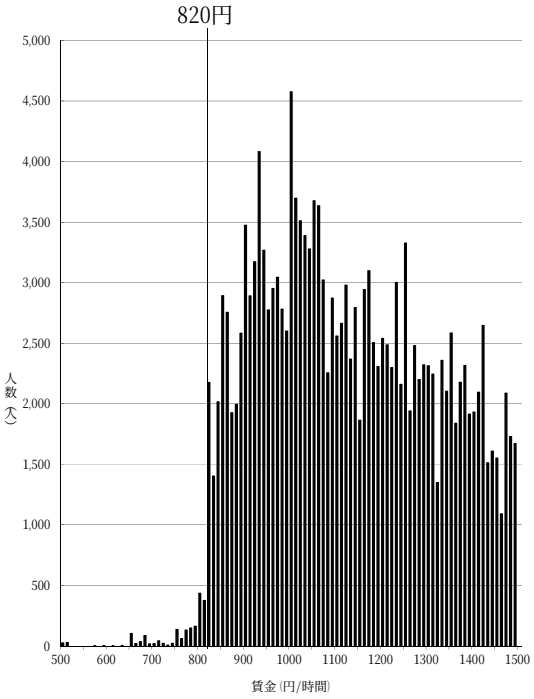

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良（C）

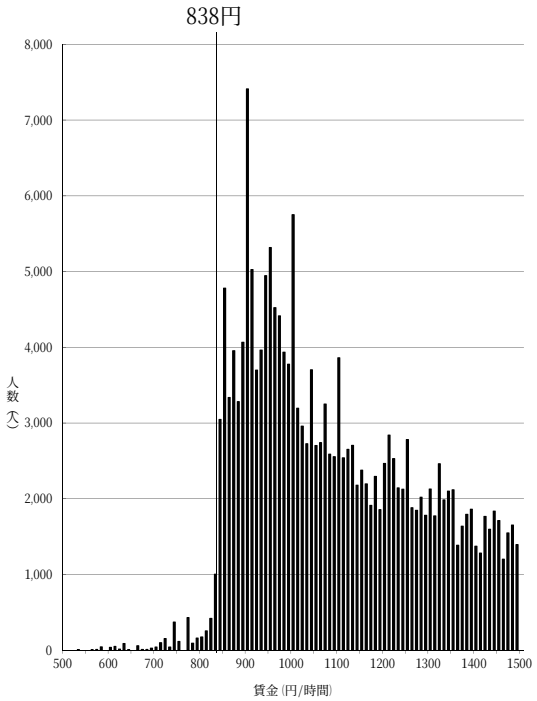

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城（C）

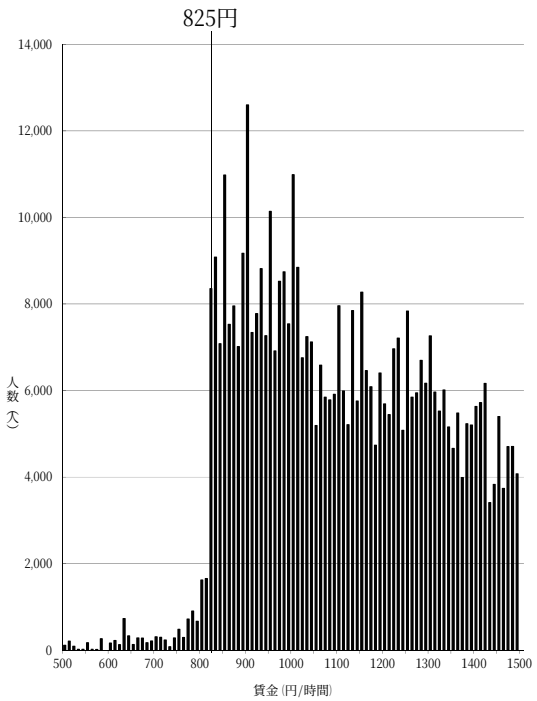

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡（C）

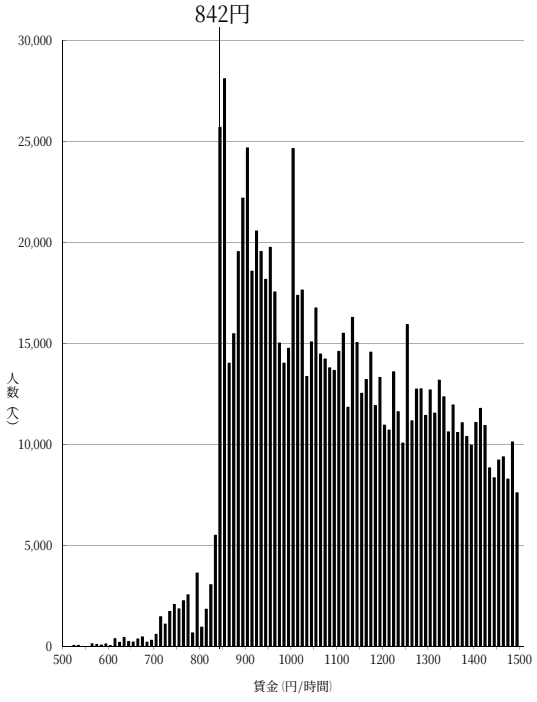

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口（C）

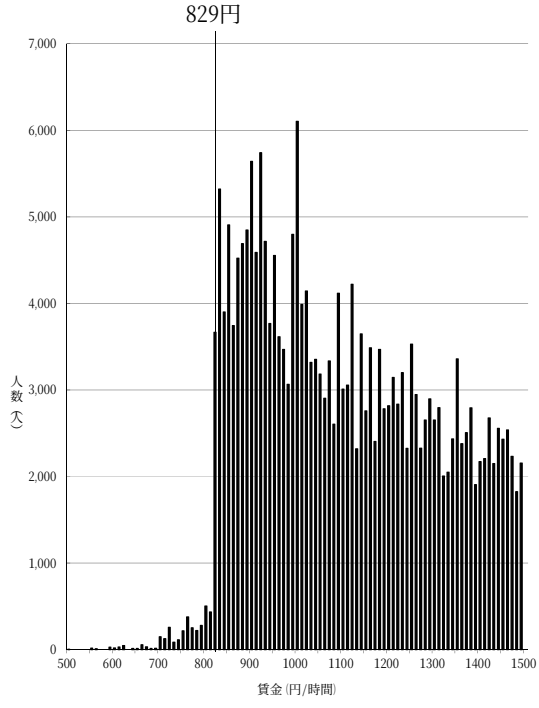

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜（C）

852円

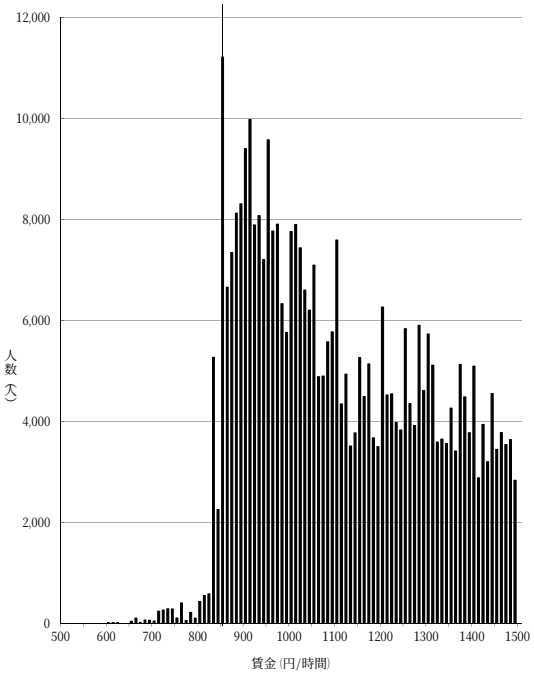

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井（C）

830円

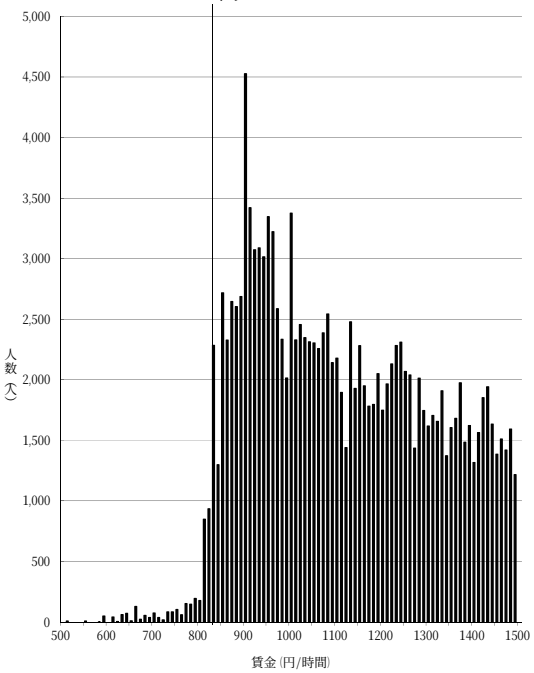

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山（C）

831円

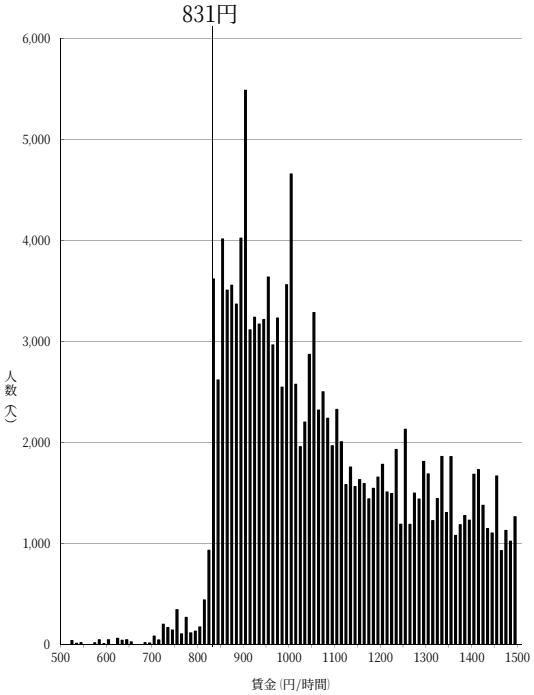

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道（C）

861円

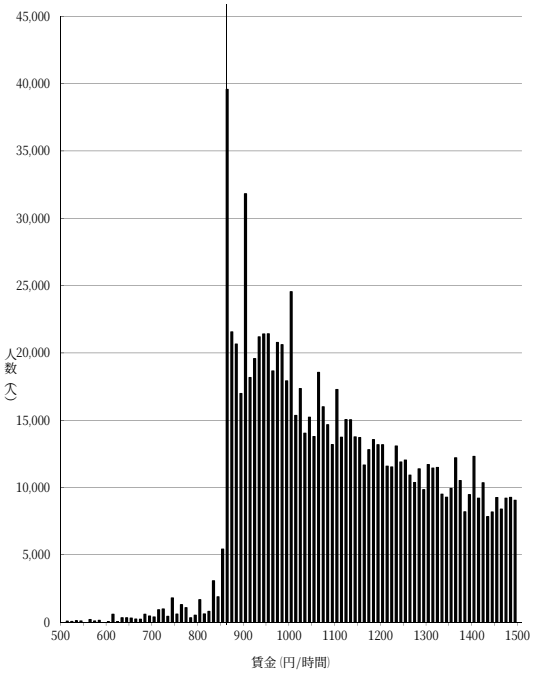

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟（C）

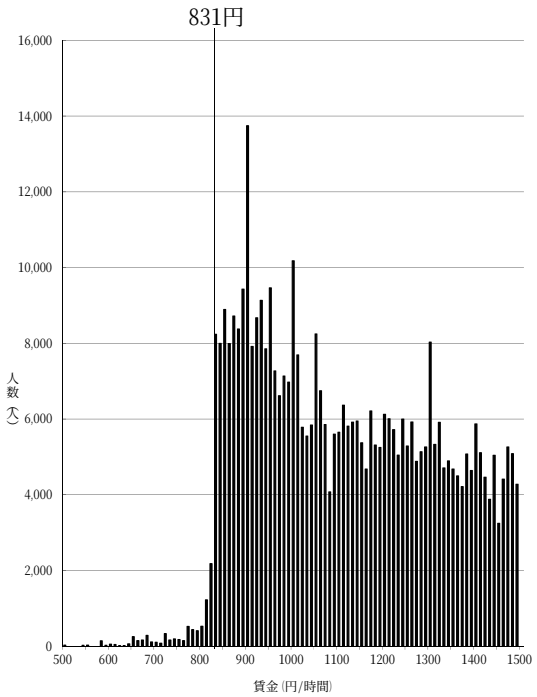

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島（C）

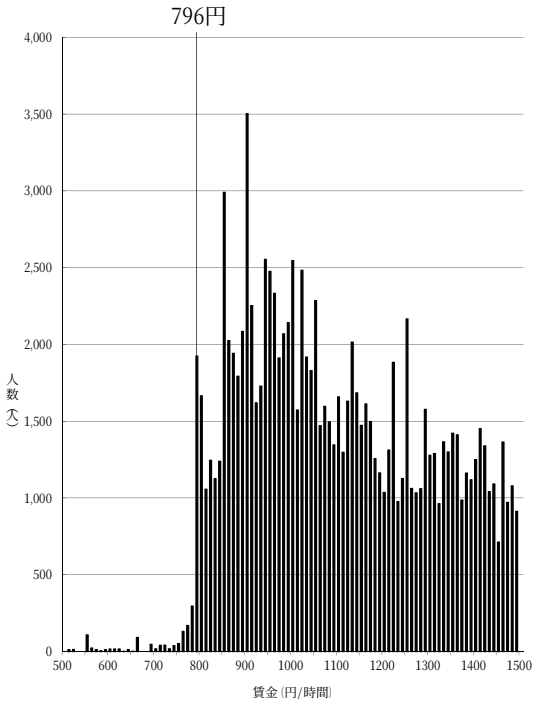

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島（D）

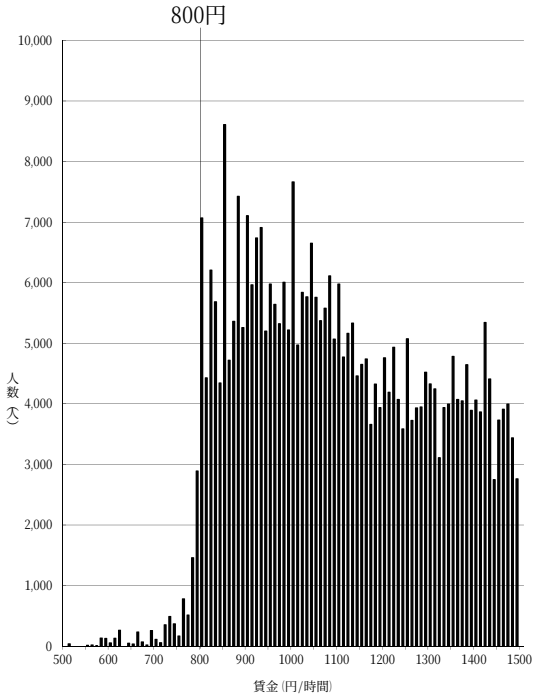

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分（D）

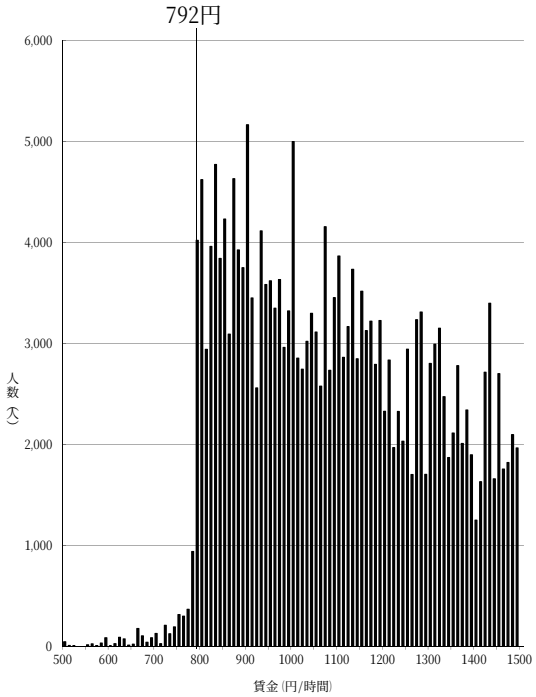

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形（D）

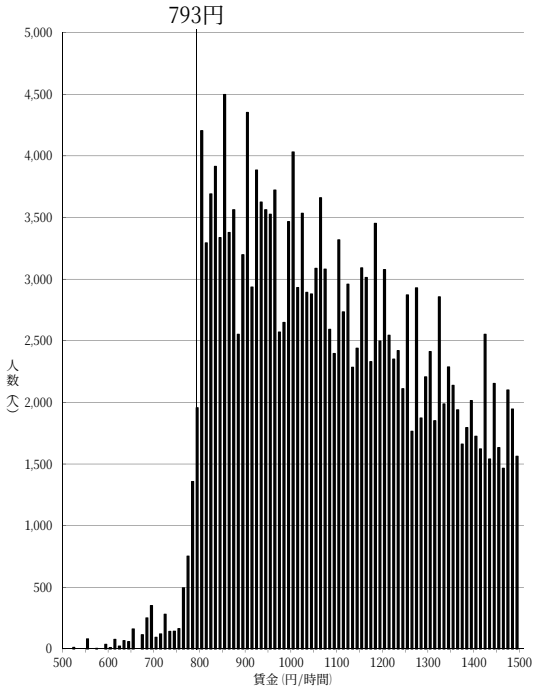

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛（D）

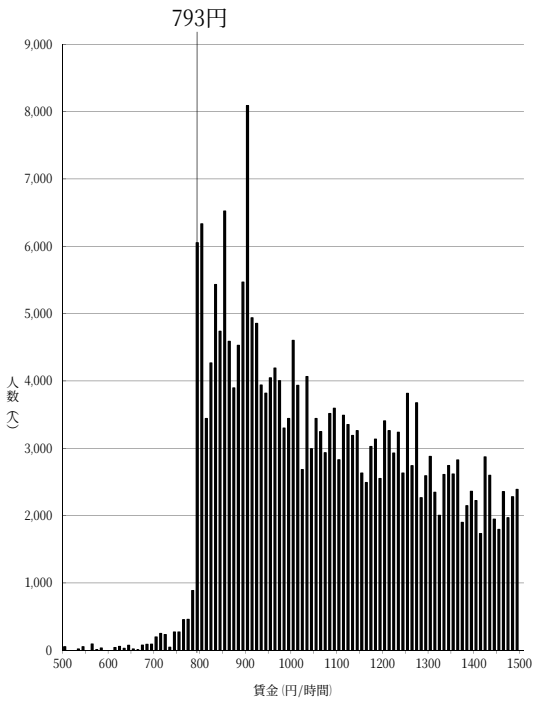

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根（D）

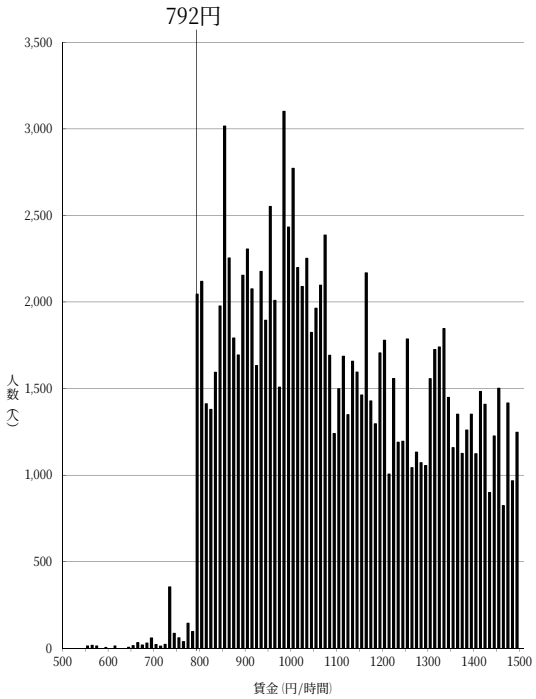

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取（D）

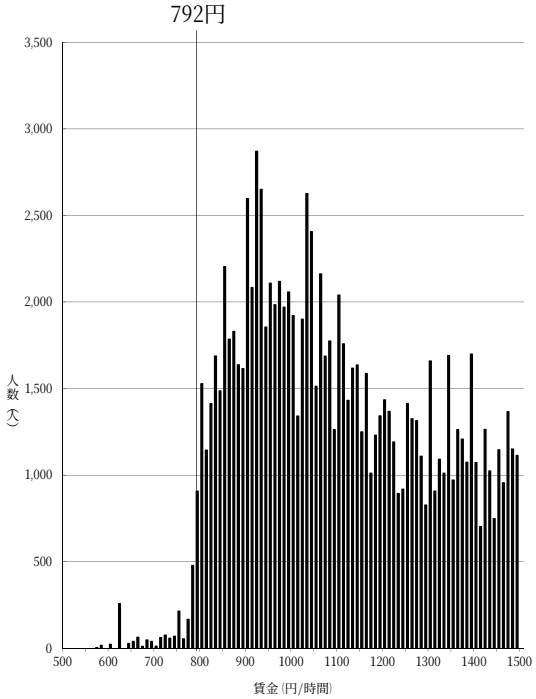

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本（D）

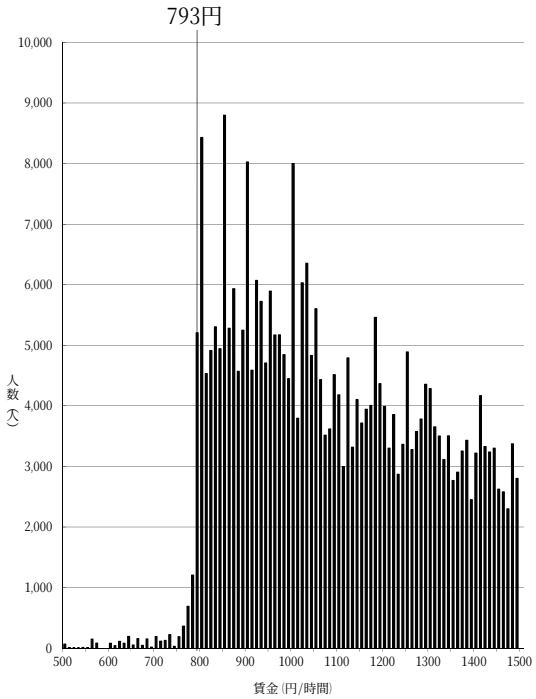

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎（D）

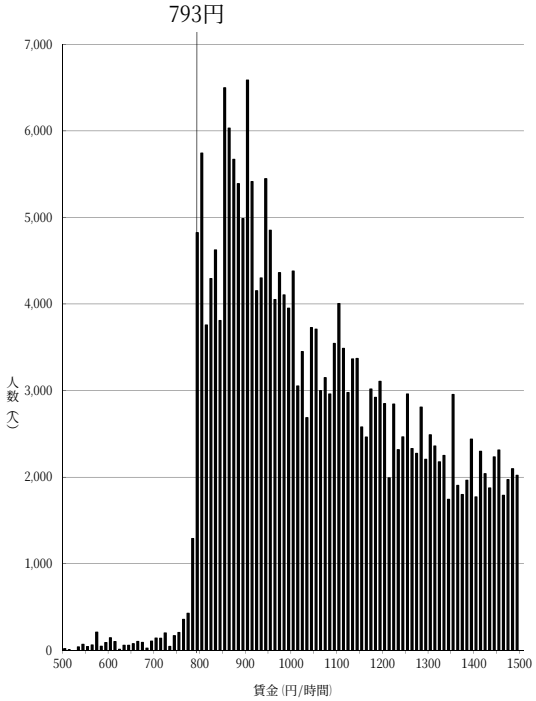

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知（D）

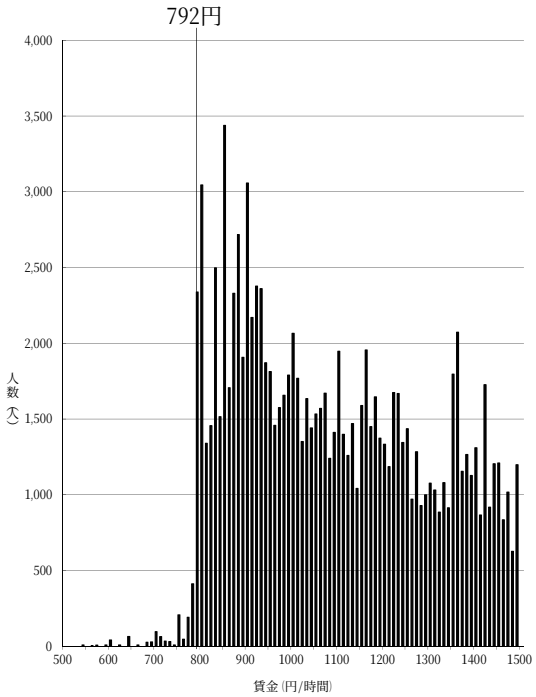

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手（D）

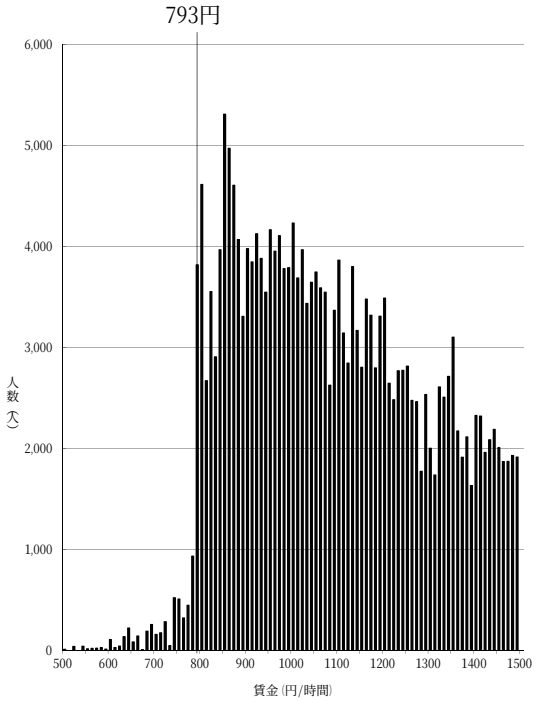

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島（D）

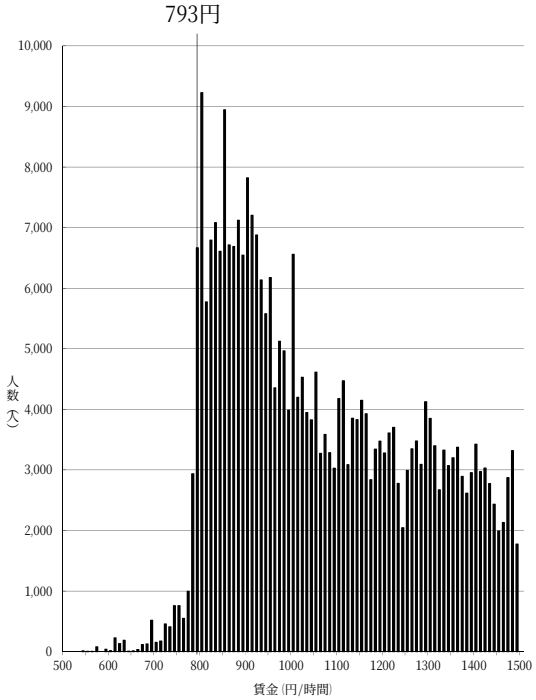

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀（D）

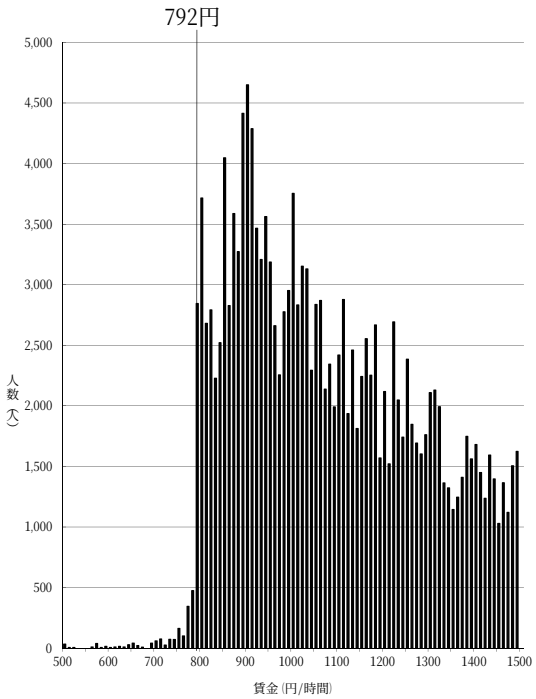

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森（D）

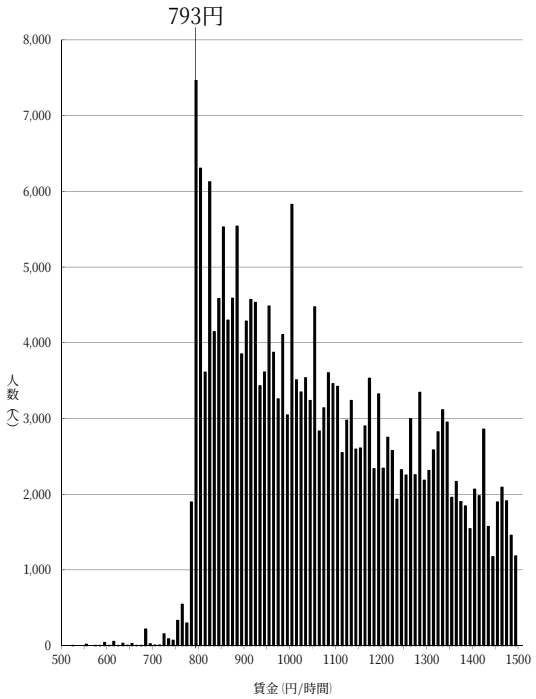

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田（D）

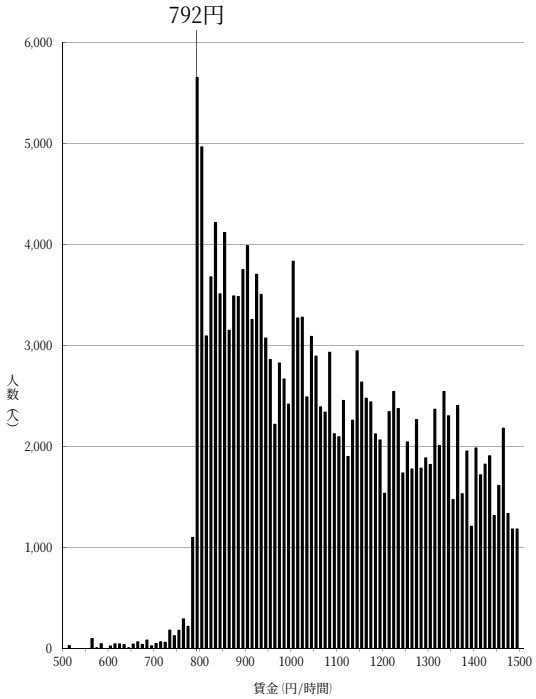

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎（D）

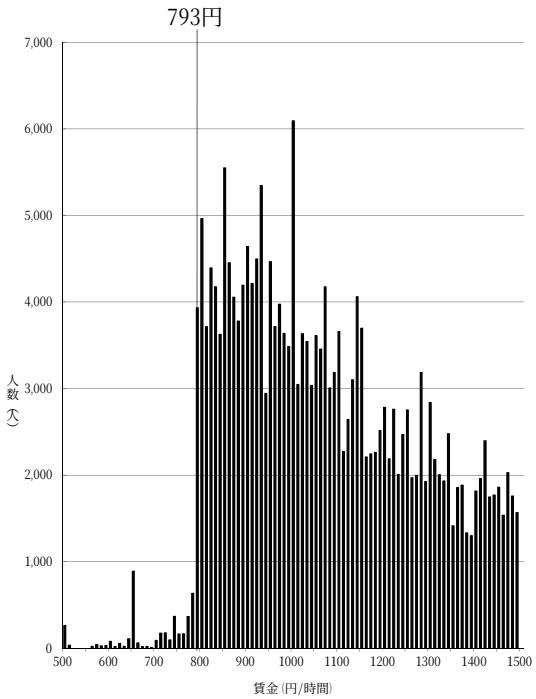

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄（D）

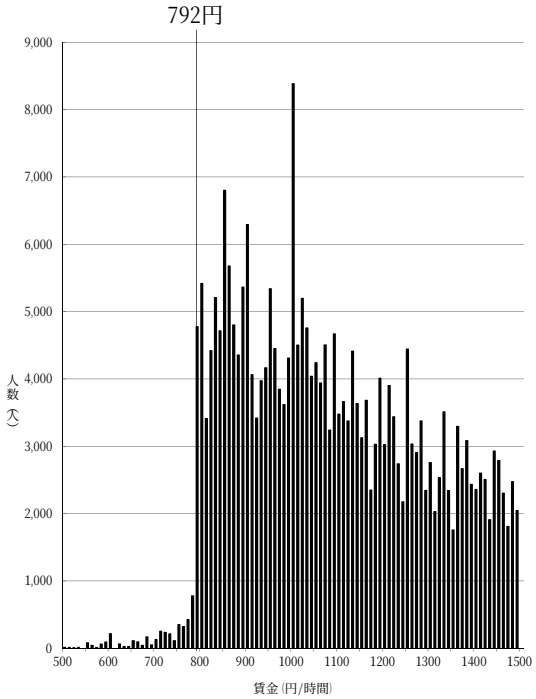

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

資料No. 4－2

東京（A）

1013円

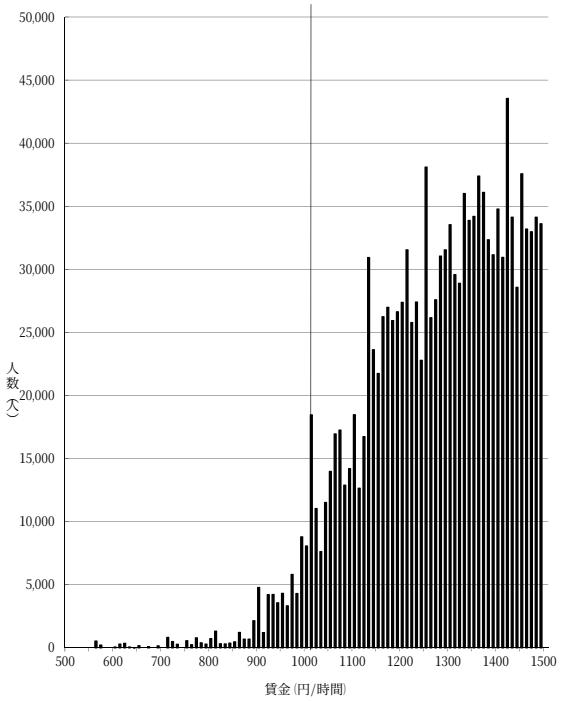

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川（A）

1012円

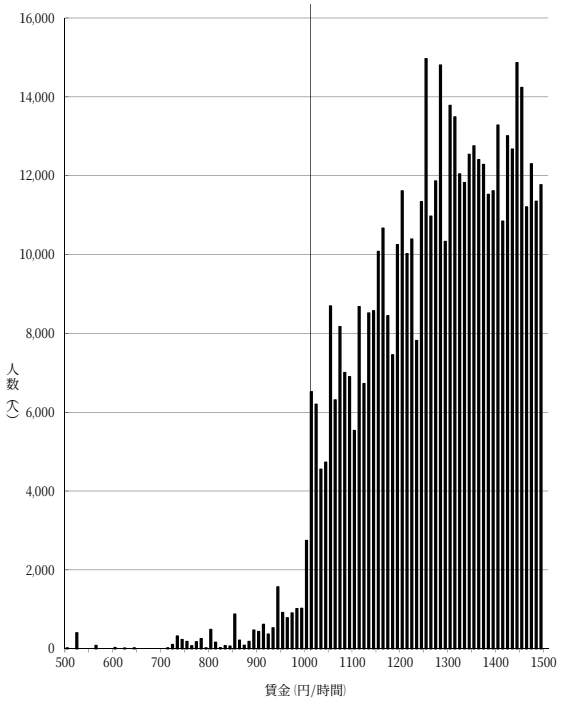

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪（A）

964円

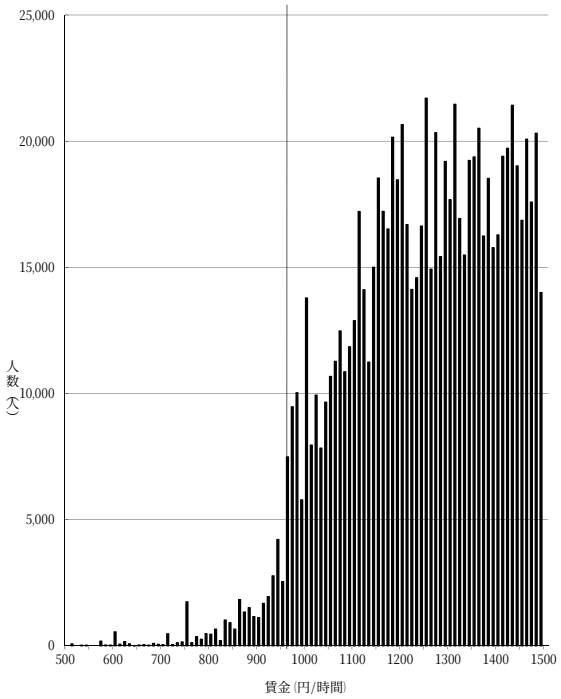

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知（A）

927円

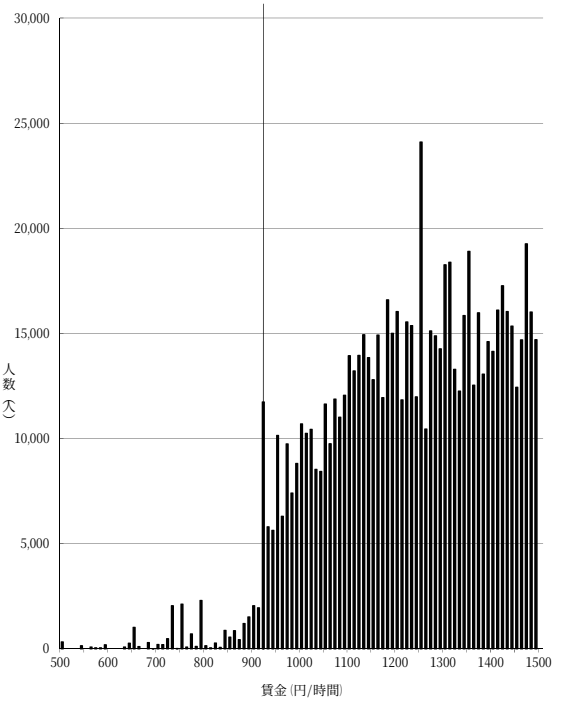

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉（A）

928円

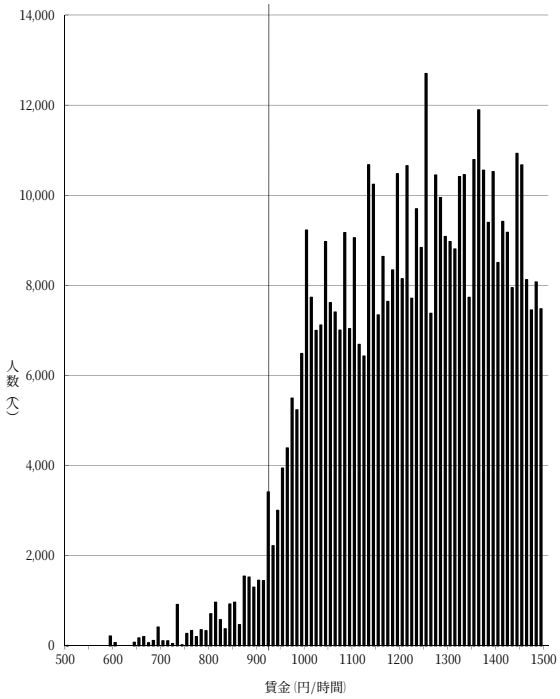

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉（A）

925円

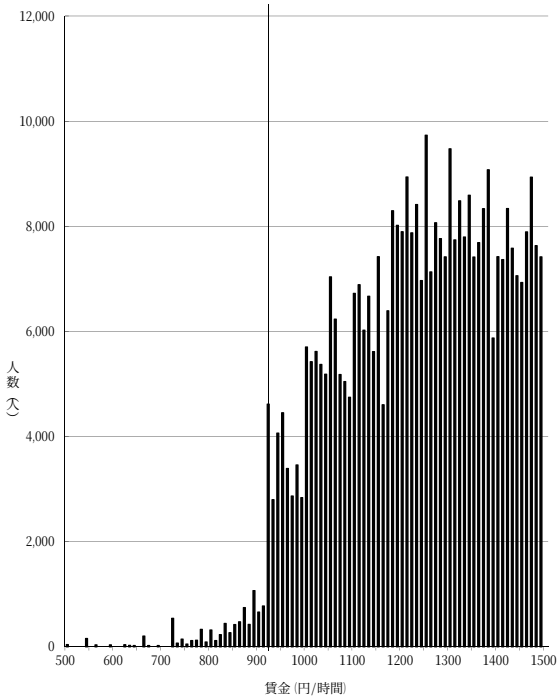

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都（B）

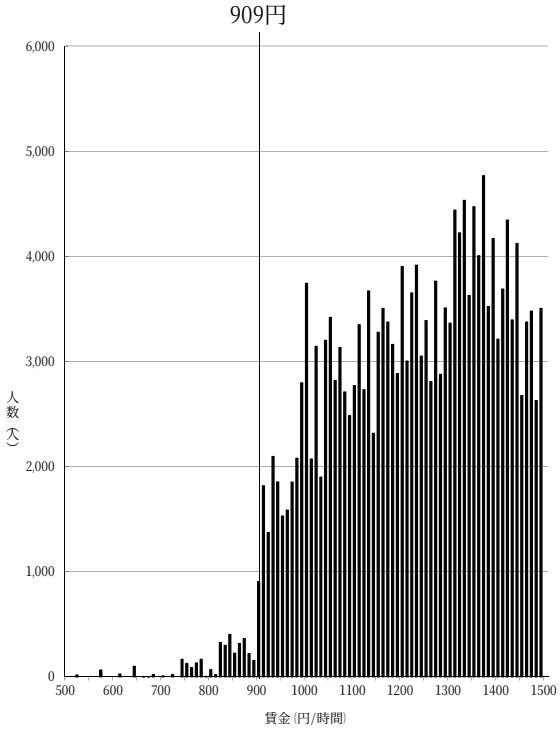

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫（B）

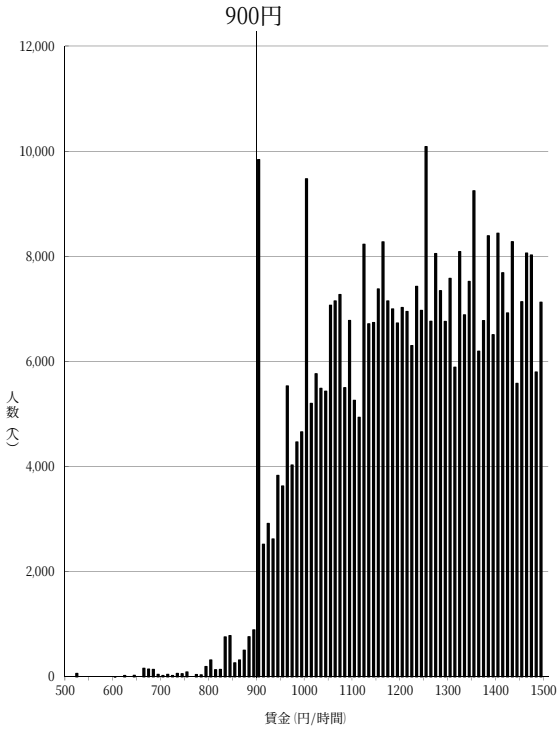

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡（B）

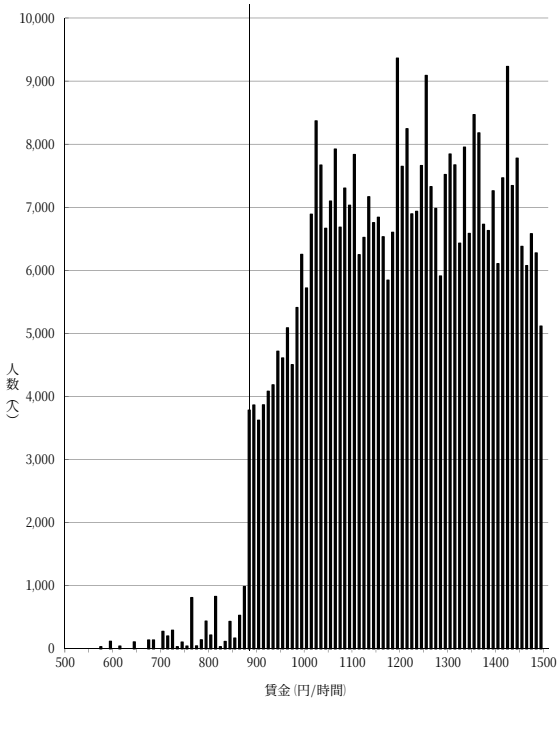

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀（B）

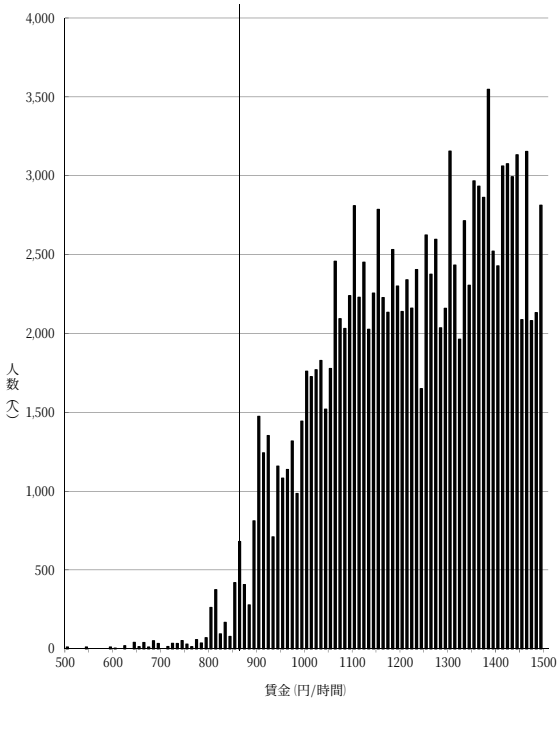

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城（B）

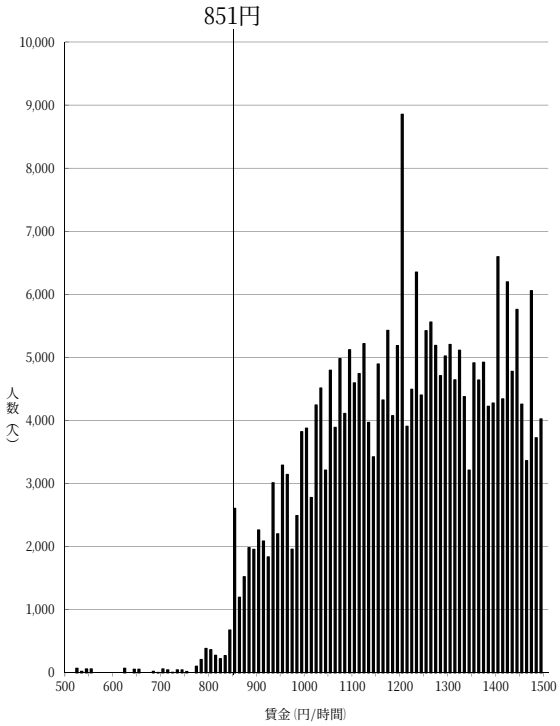

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木（B）

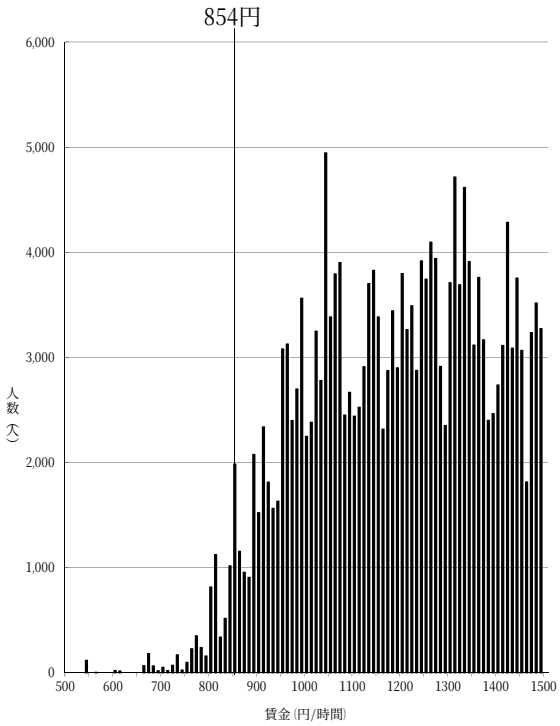

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島（B）

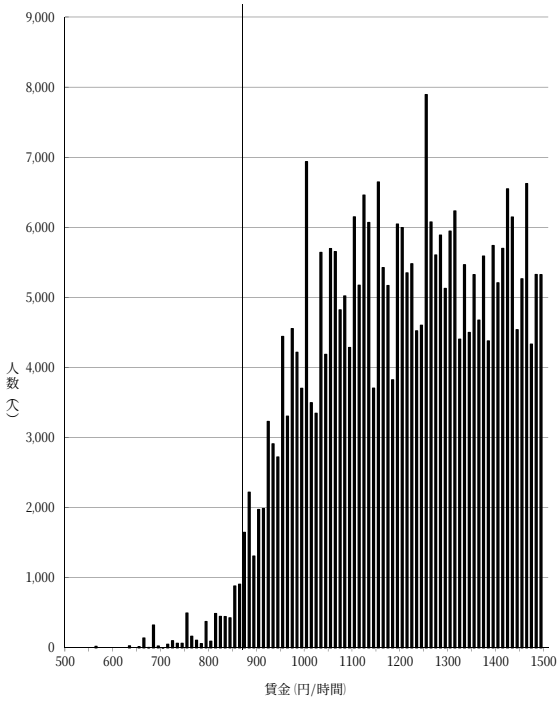

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野（B）

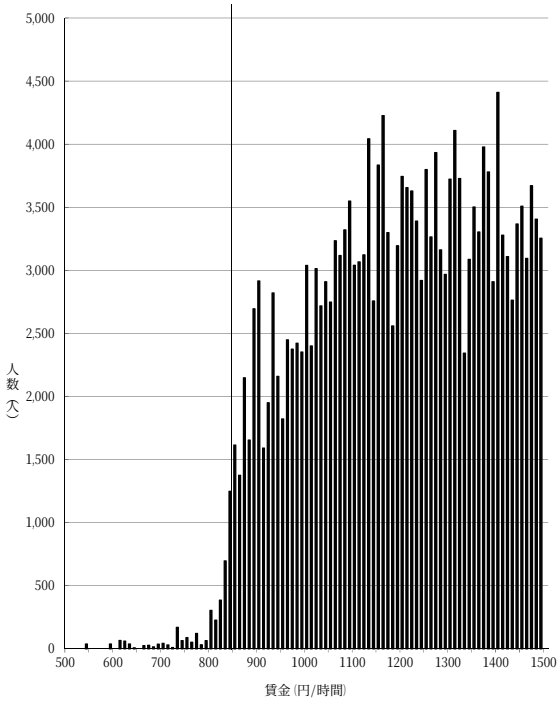

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山（B）

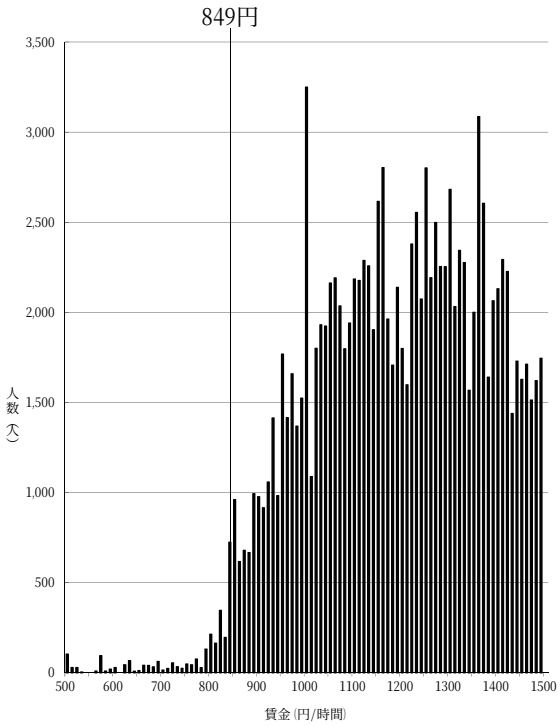

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重（B）

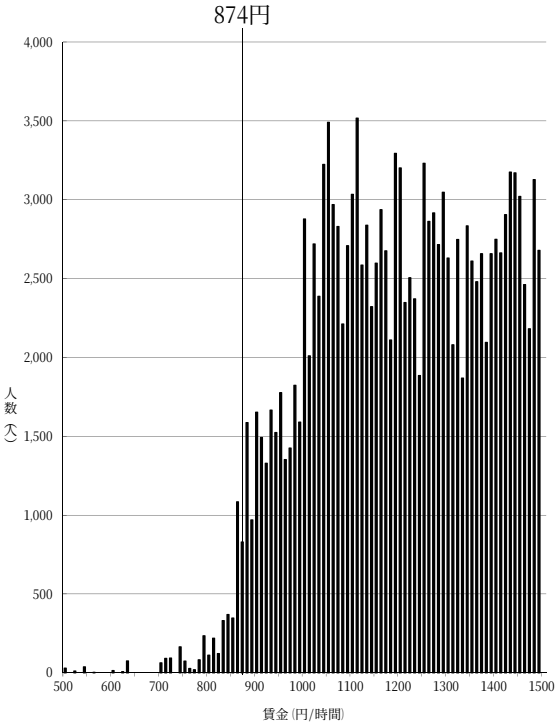

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨（B）

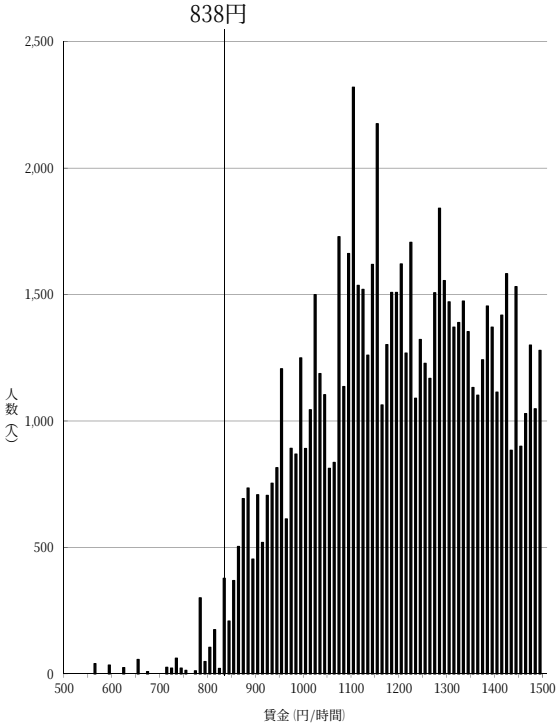

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬（C）

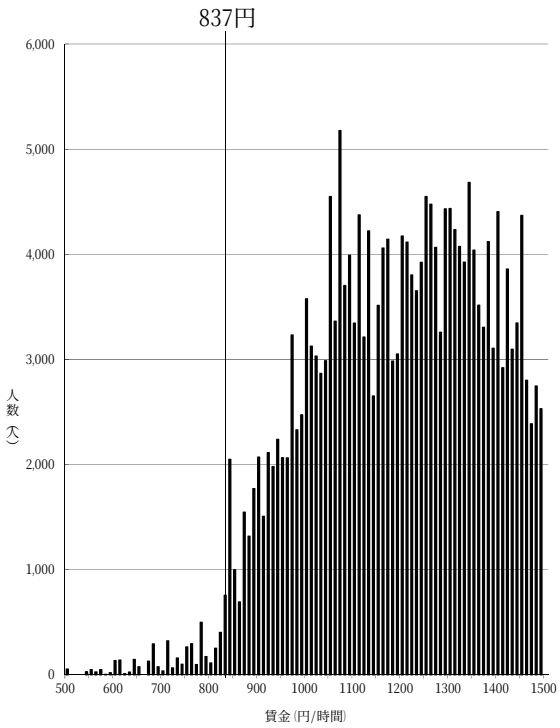

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山（C）

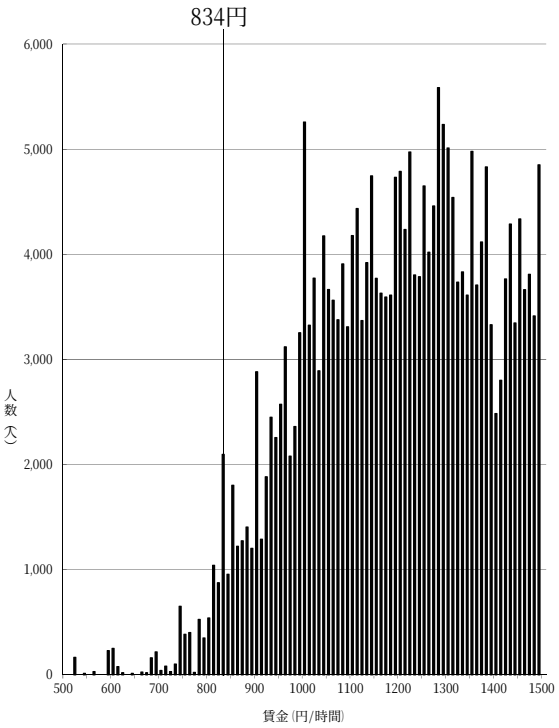

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川（C）

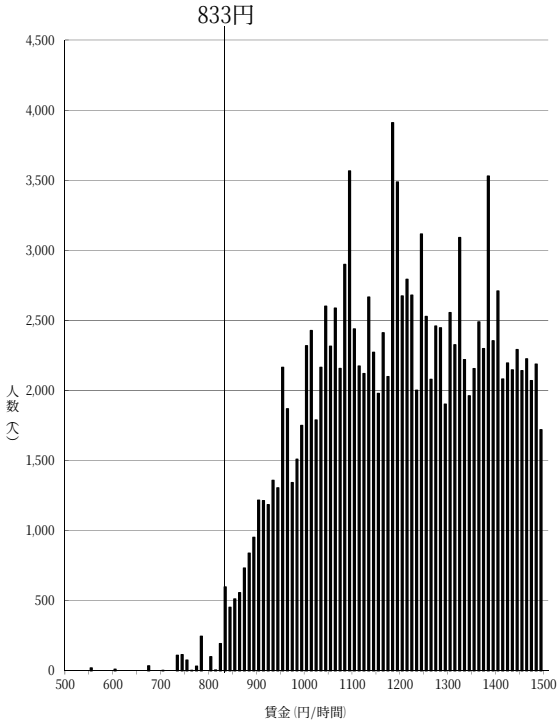

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川（C）

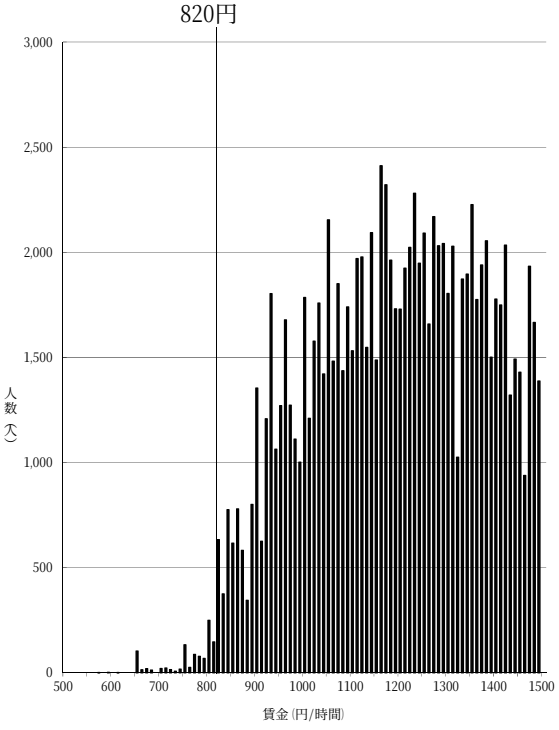

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良（C）

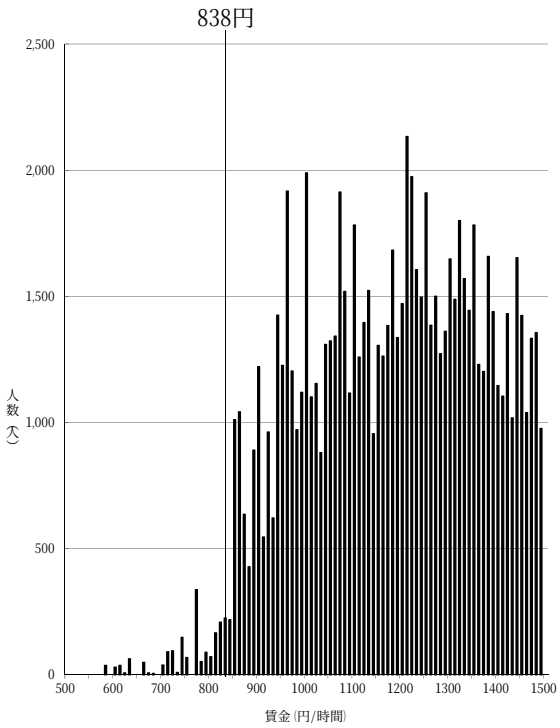

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城（C）

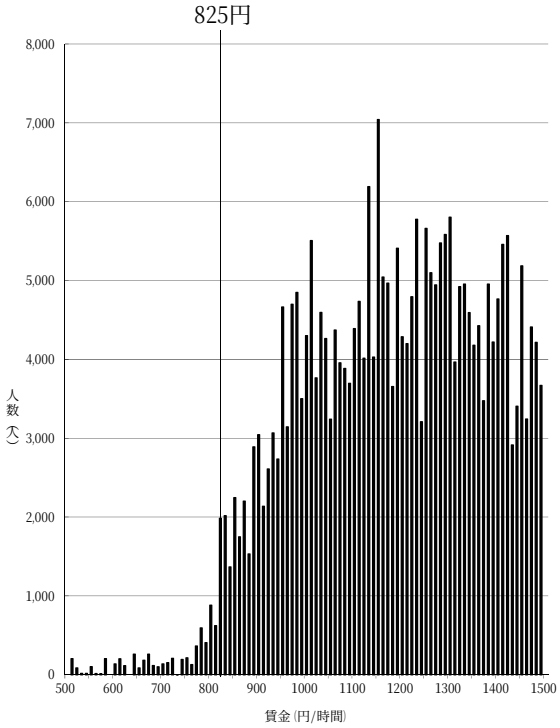

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡（C）

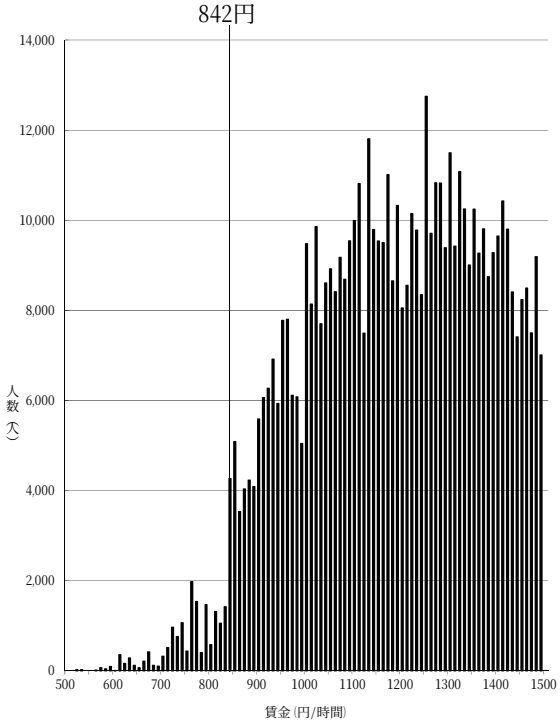

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口（C）

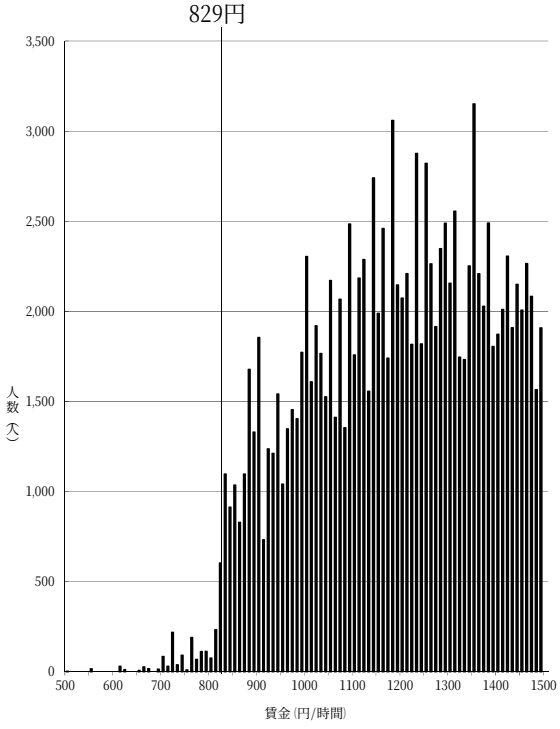

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜（C）

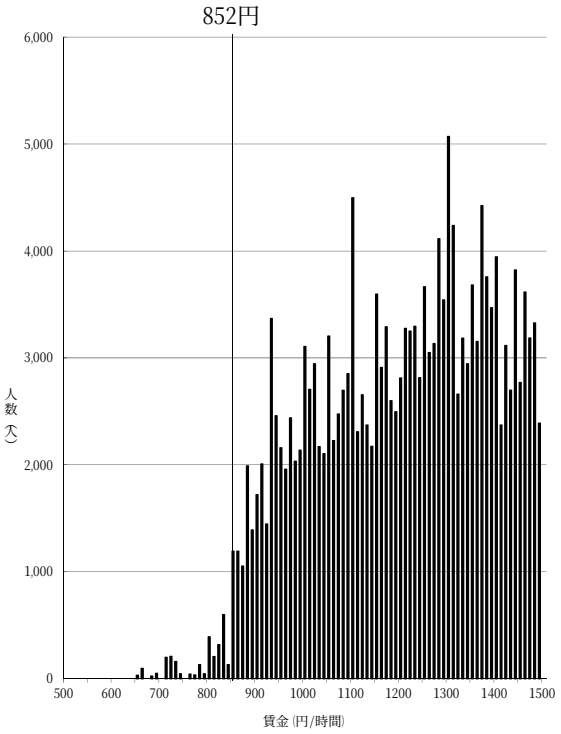

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井（C）

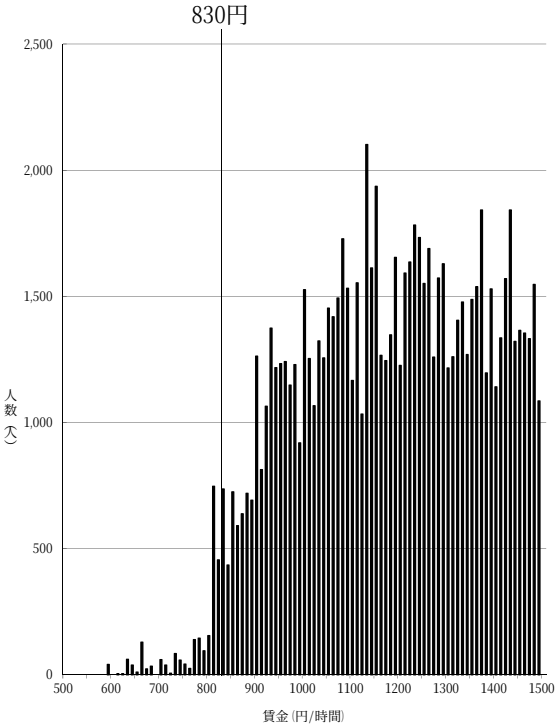

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山（C）

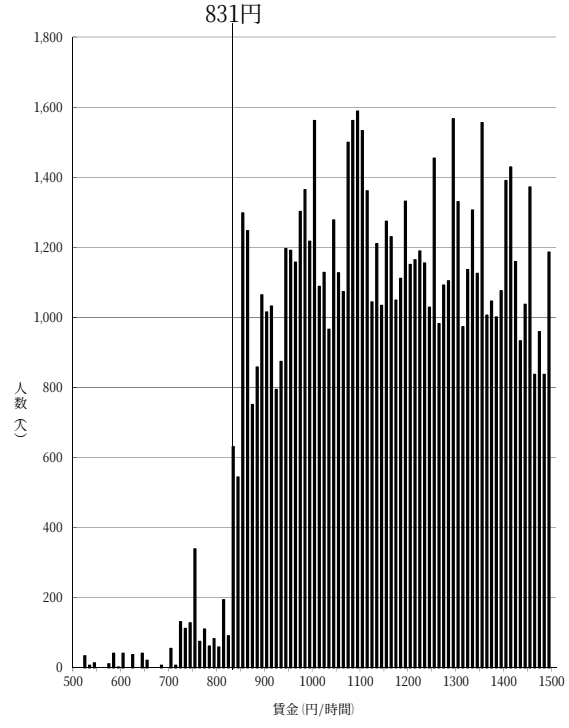

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道（C）

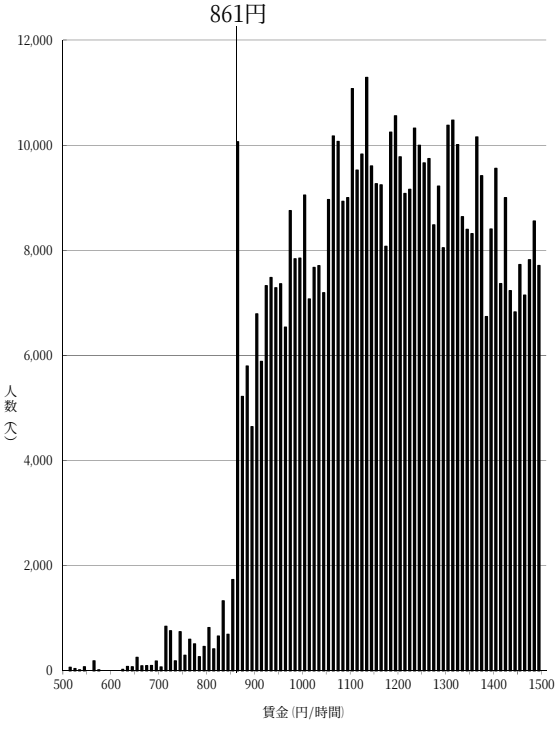

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟（C）

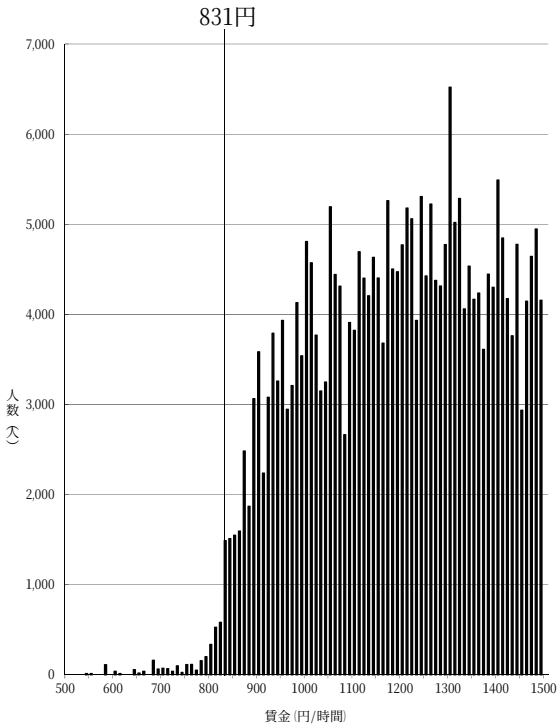

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島（C）

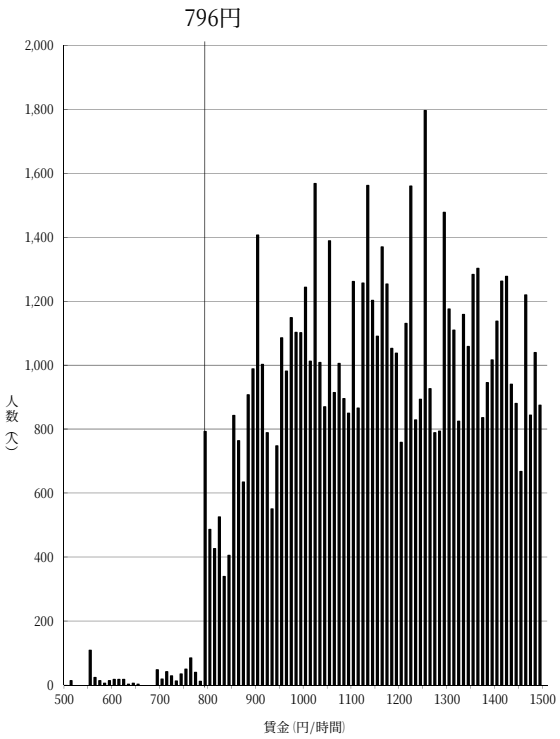

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島（D）

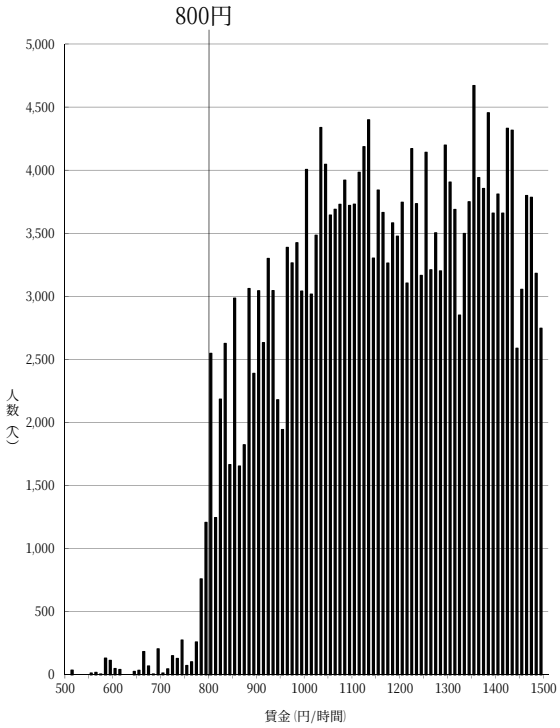

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分（D）

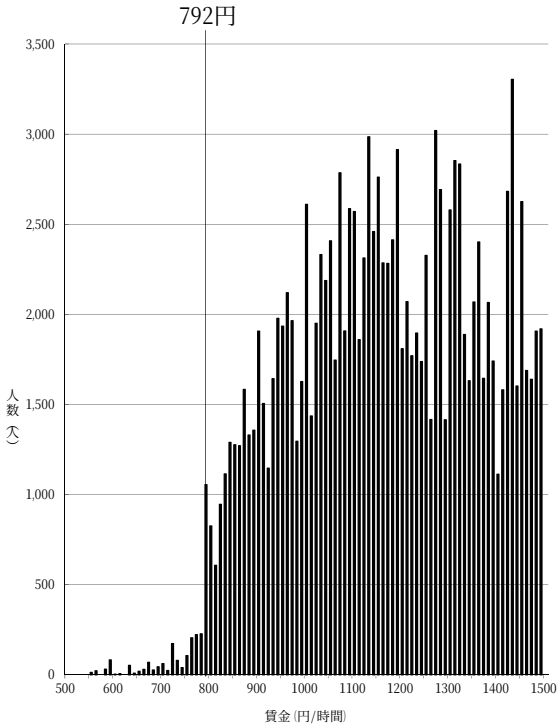

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形（D）

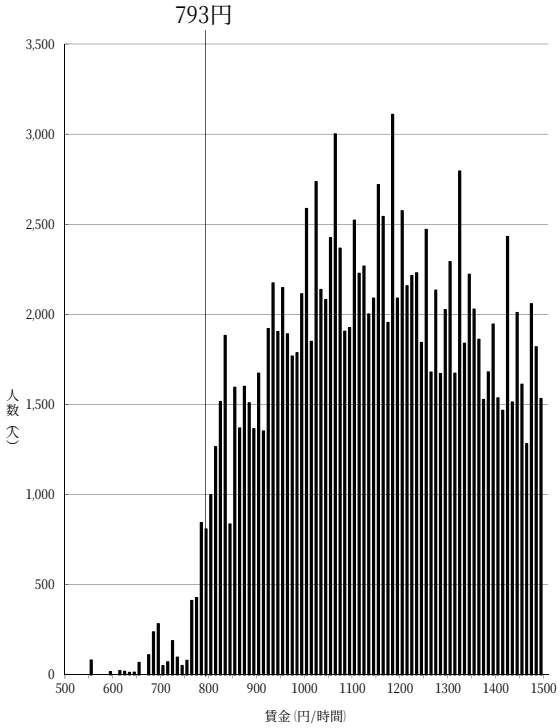

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛（D）

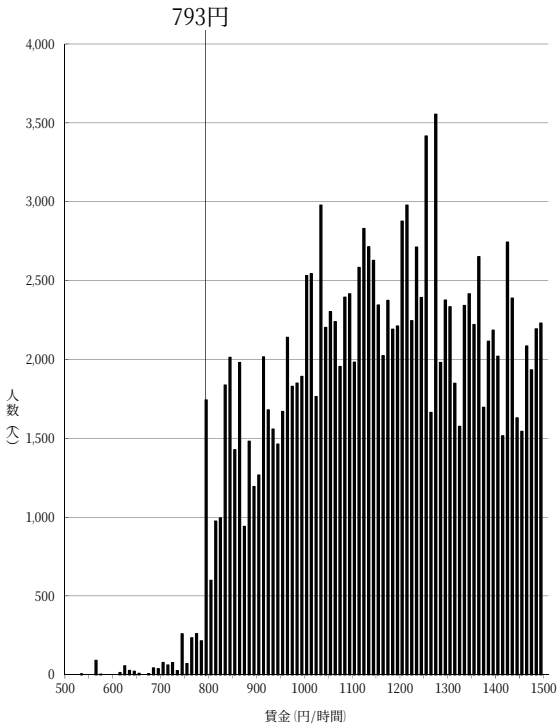

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根（D）

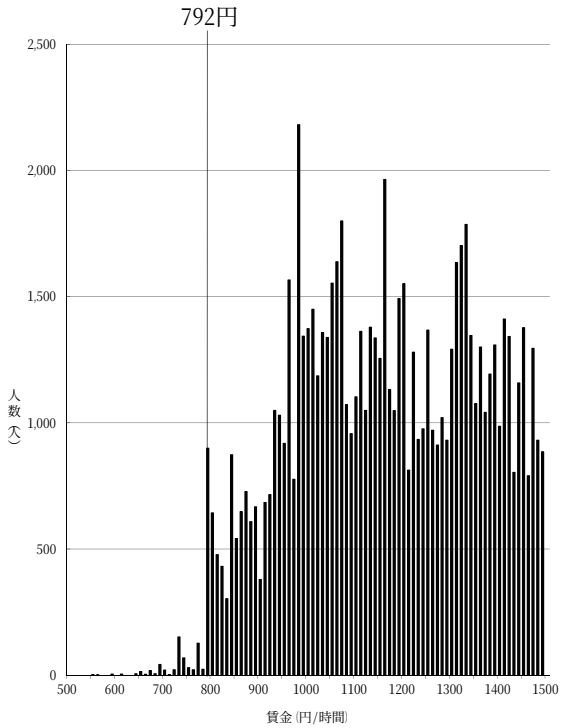

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取（D）

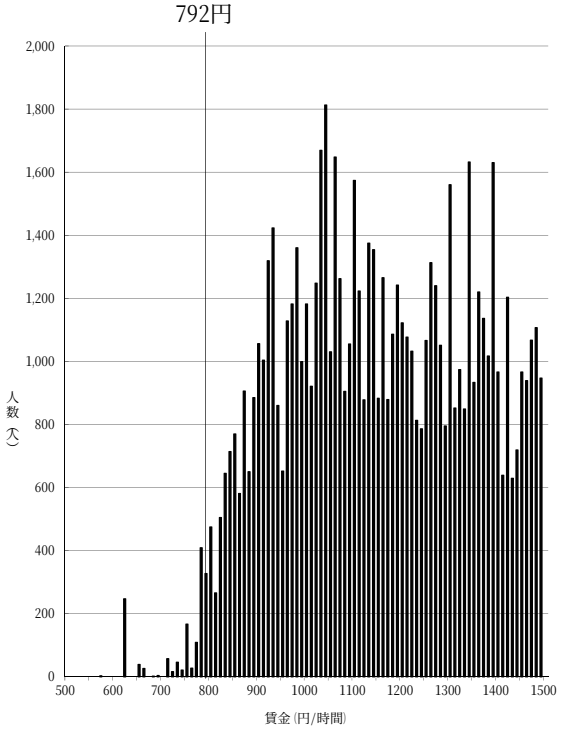

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本（D）

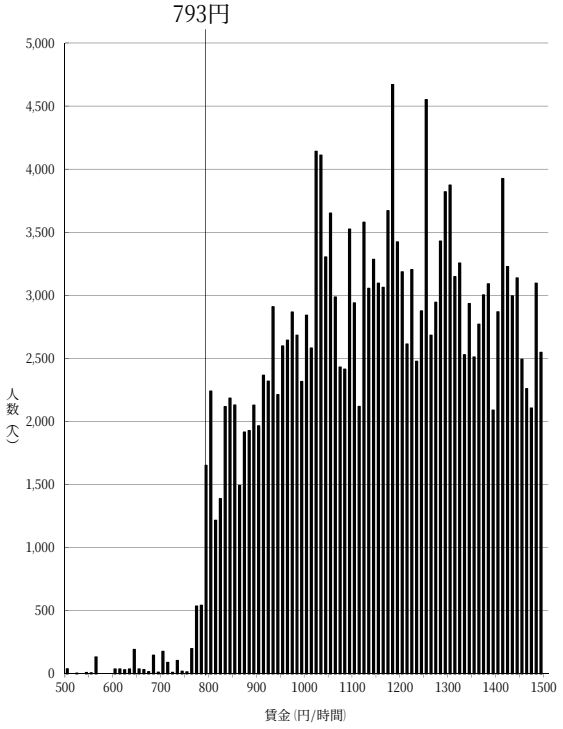

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎（D）

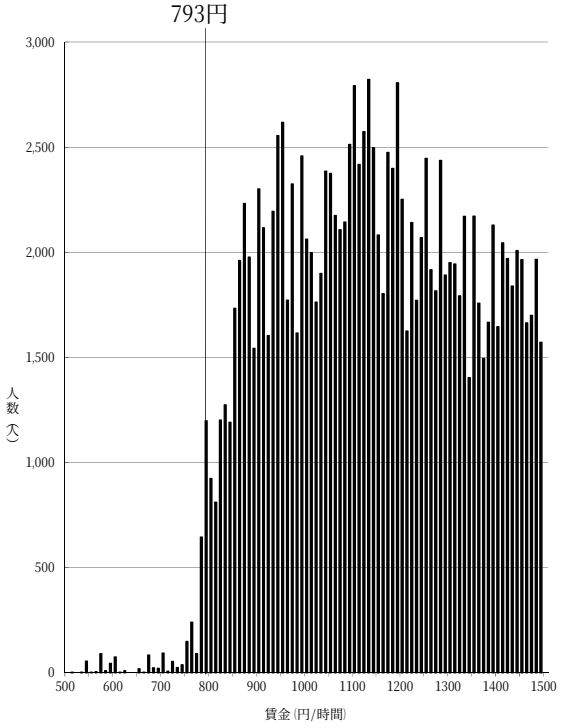

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知（D）

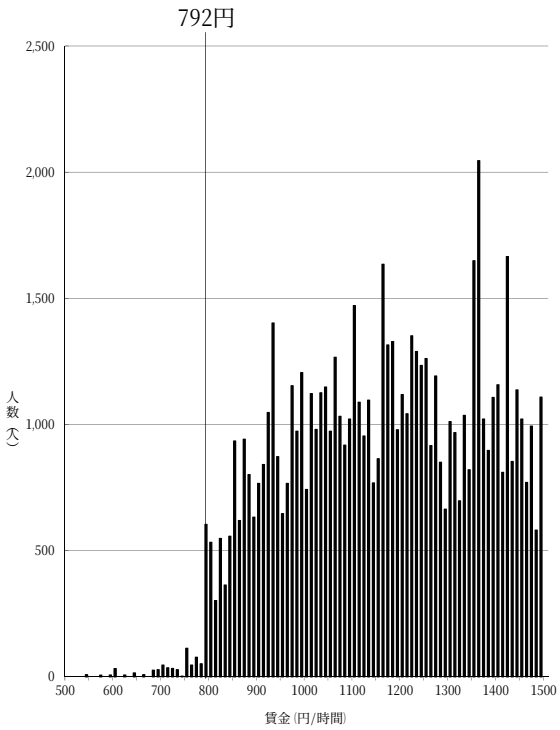

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手（D）

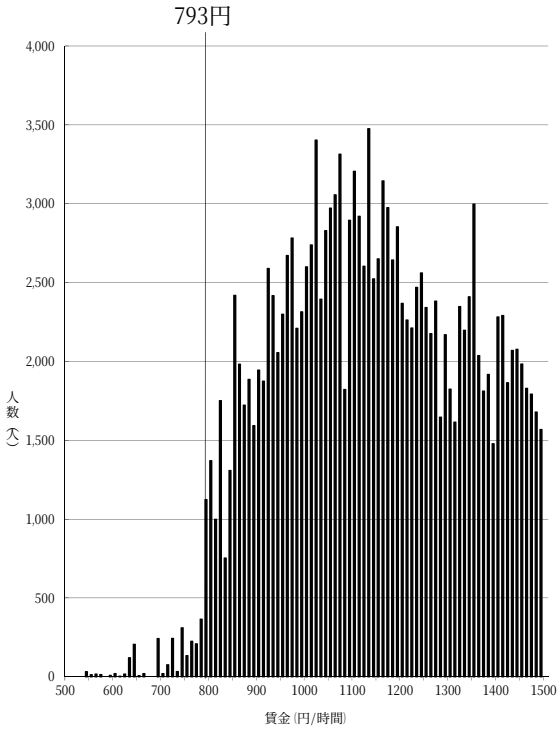

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島（D）

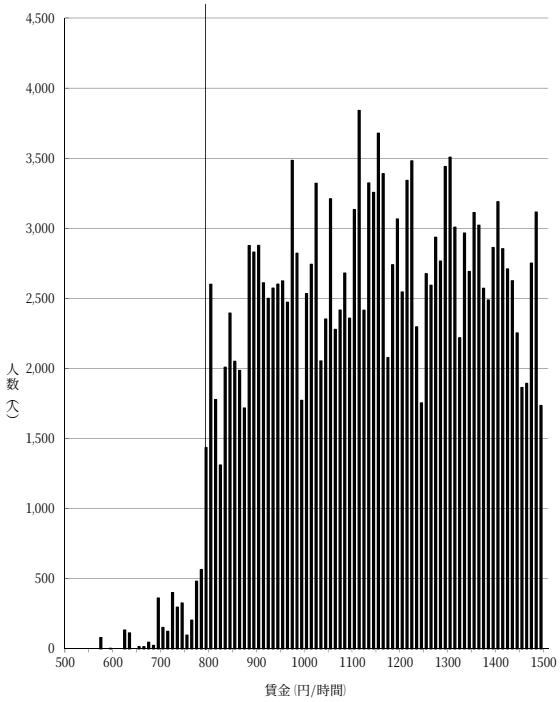

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀（D）

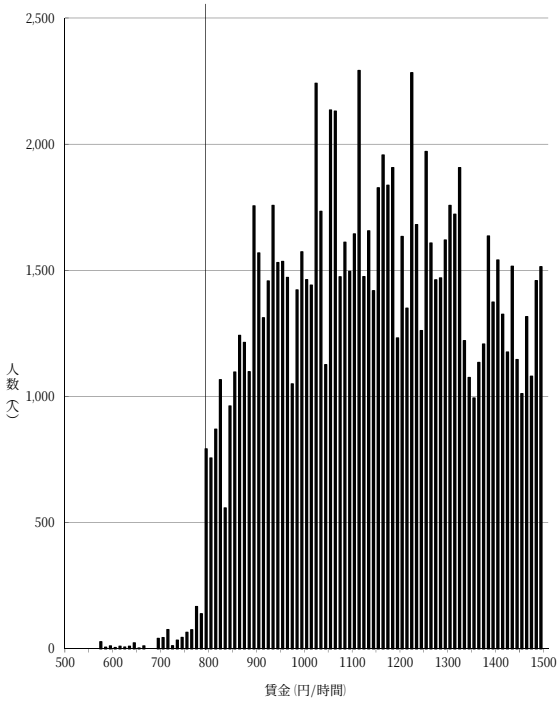

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森（D）

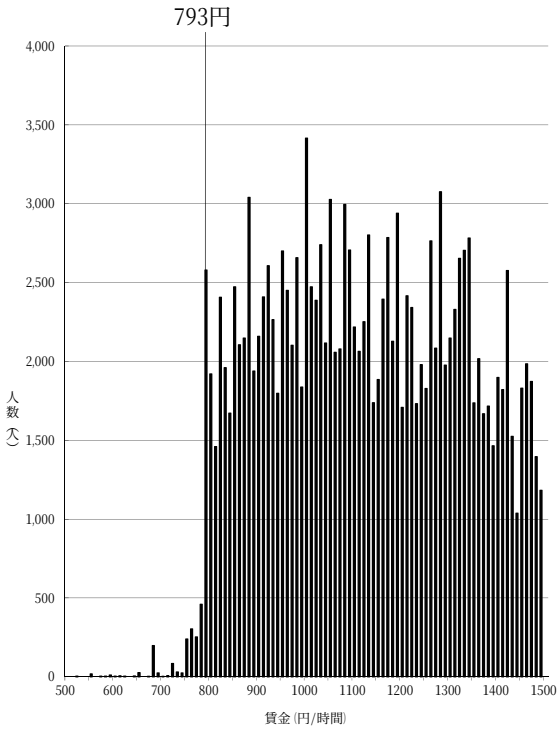

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田（D）

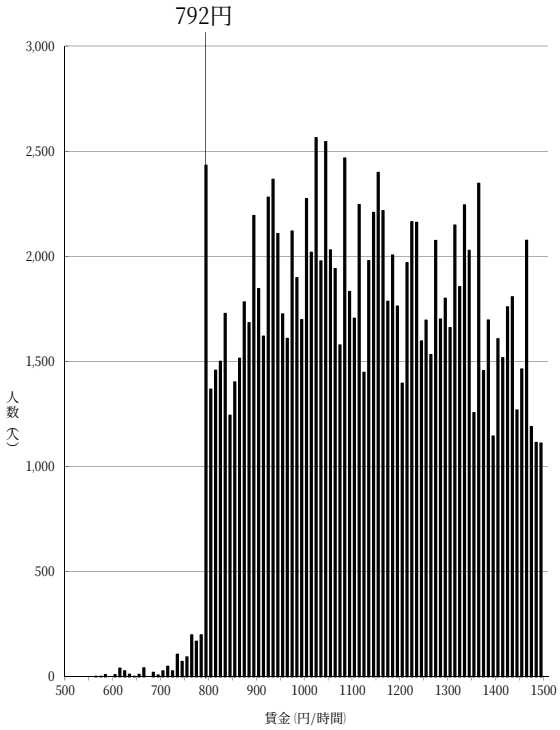

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎（D）

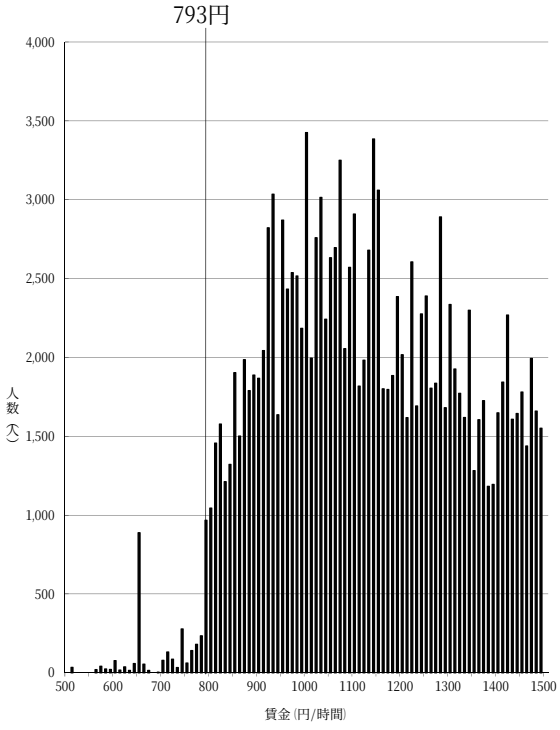

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄（D）

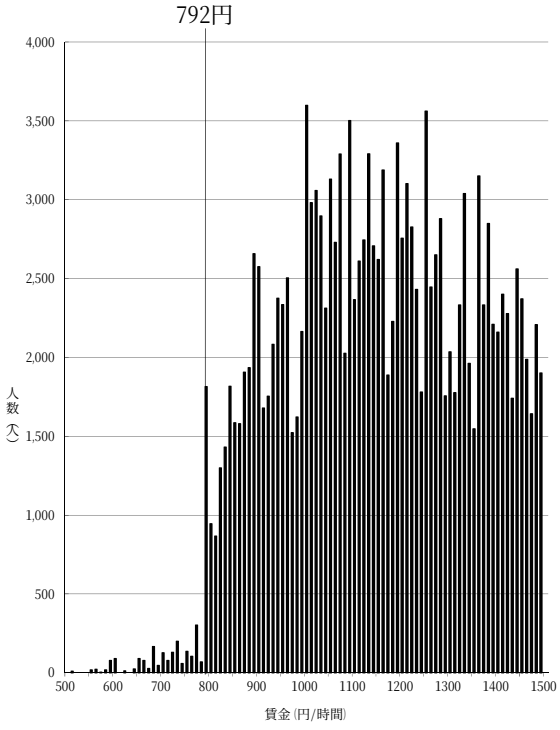

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. 4－3

東京（A）

1013円

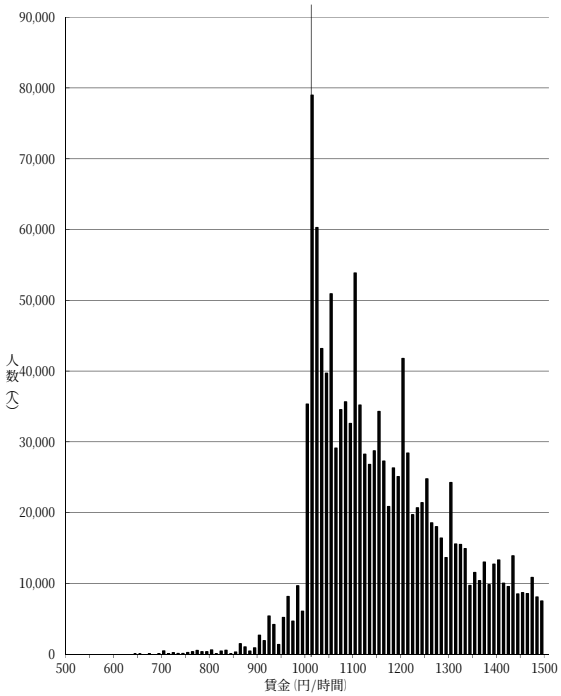

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川（A）

1012円

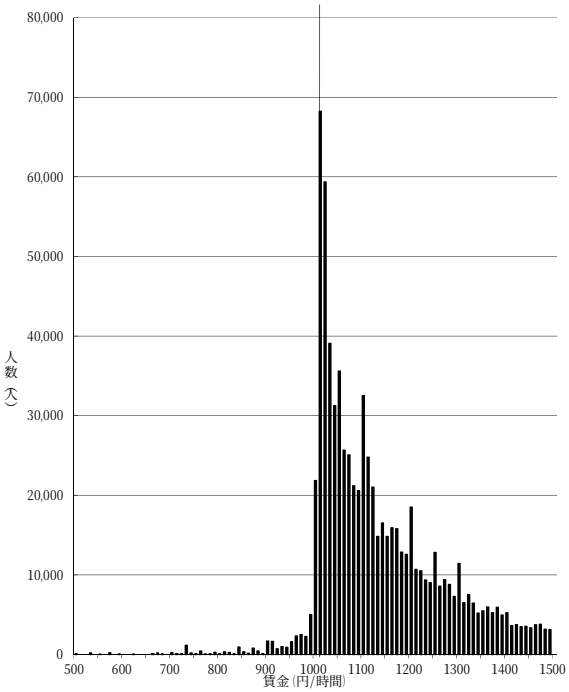

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪（A）

964円

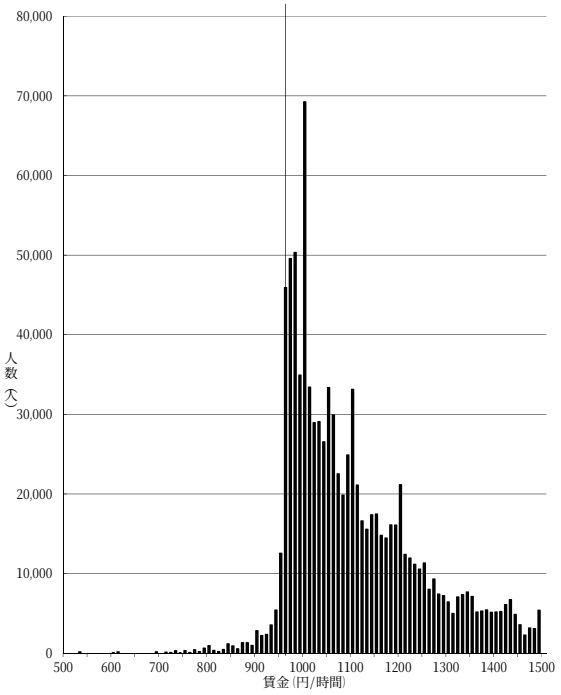

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知（A）

927円

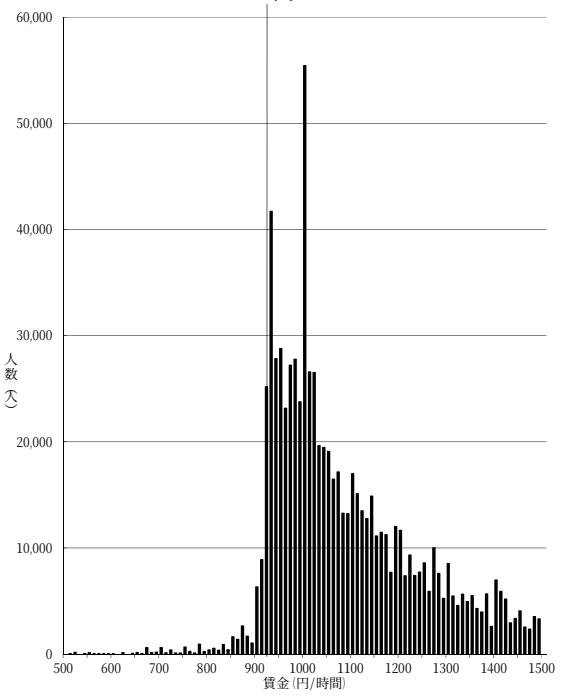

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉（A）

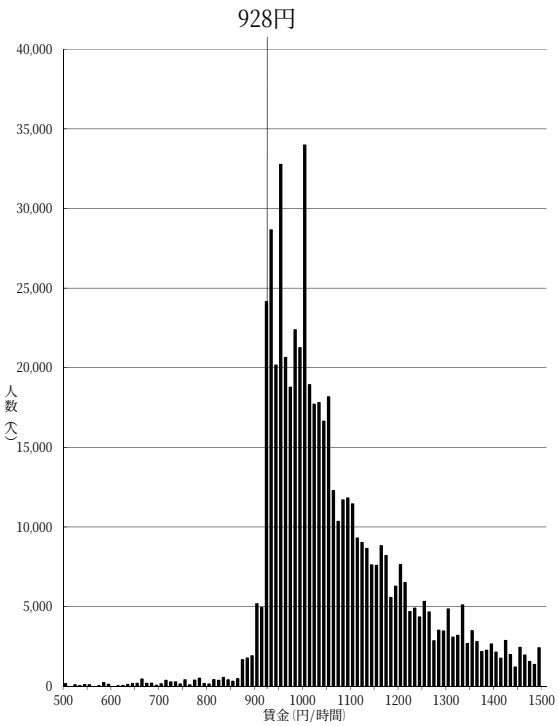

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉（A）

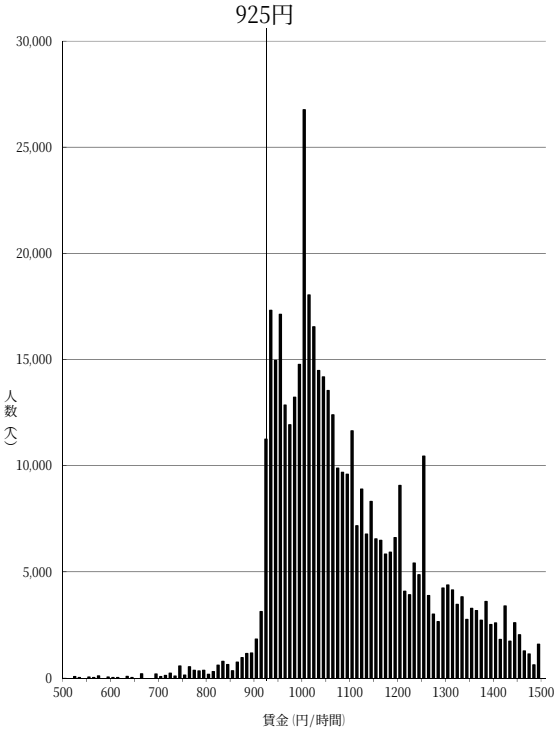

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都（B）

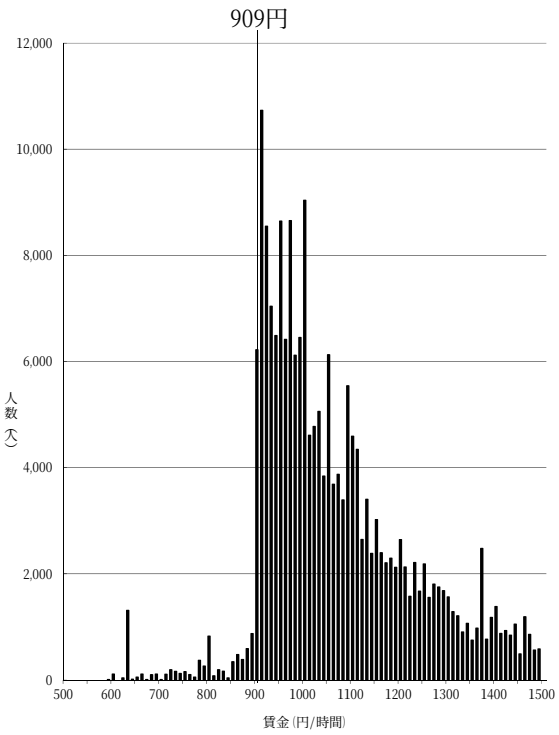

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫（B）

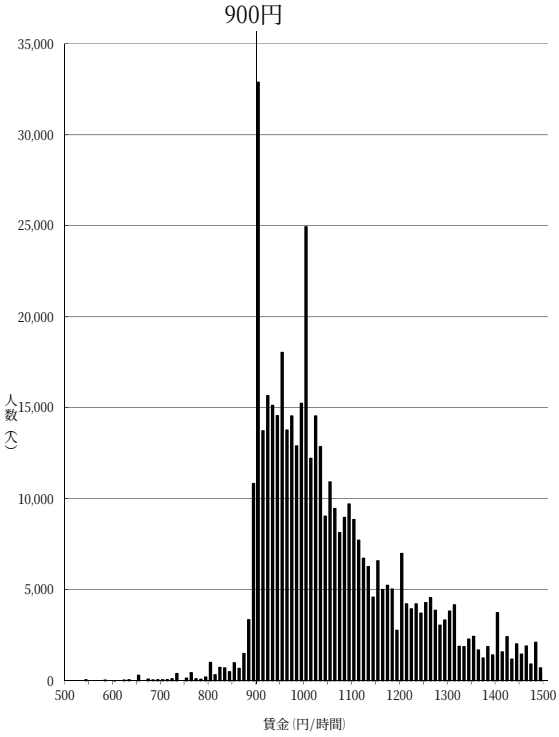

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡（B）

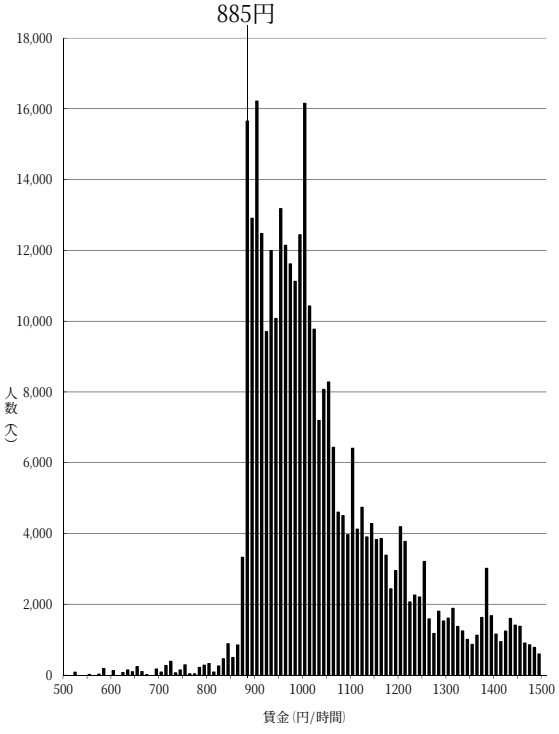

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀（B）

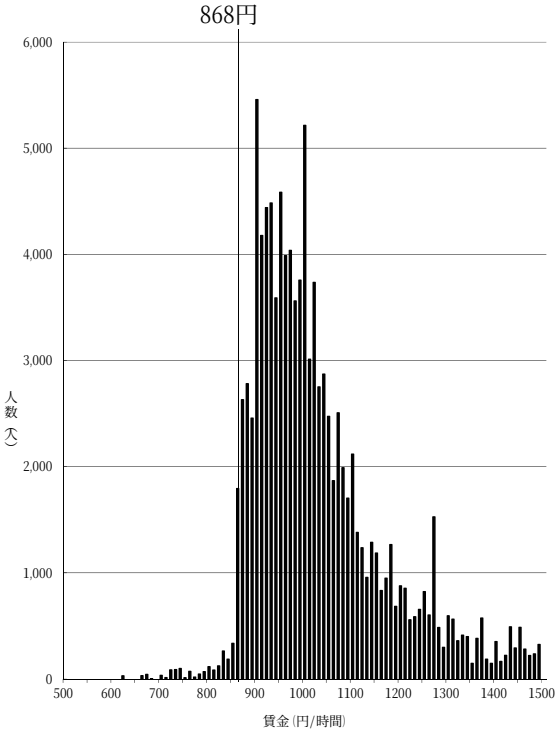

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城（B）

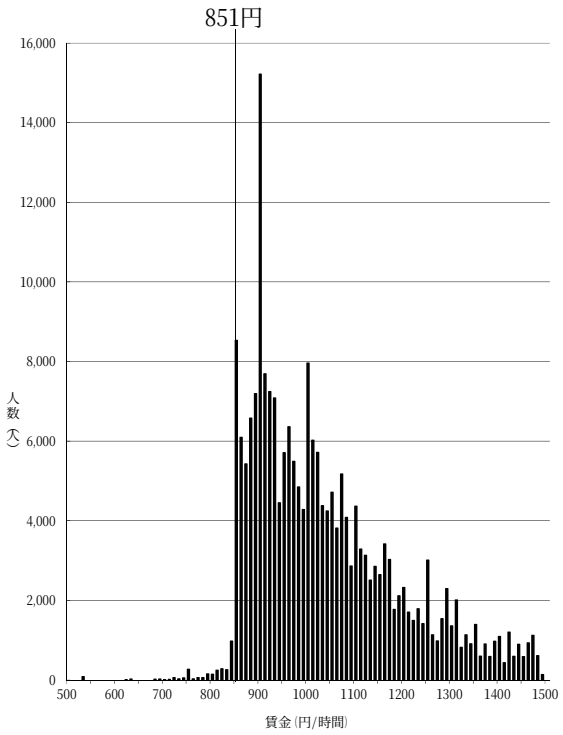

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木（B）

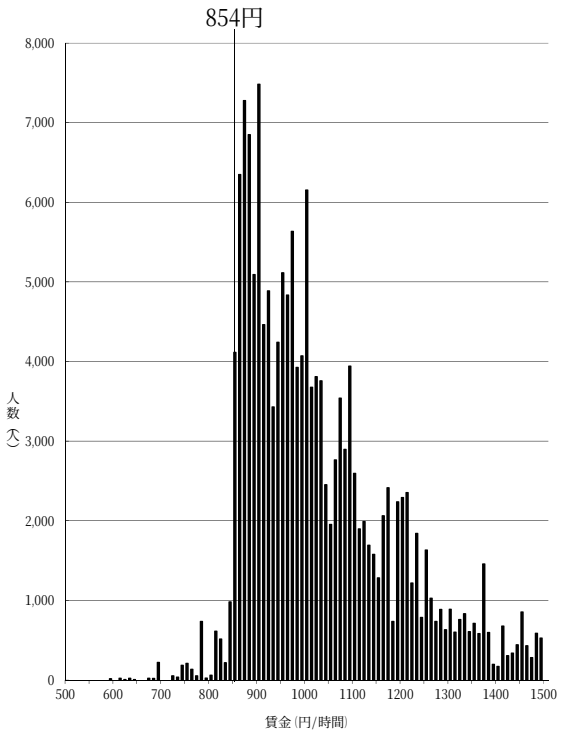

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島（B）

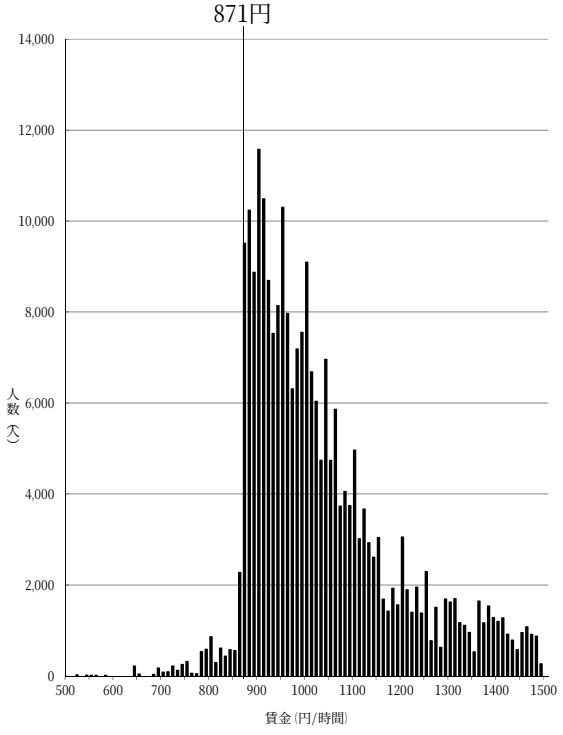

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野（B）

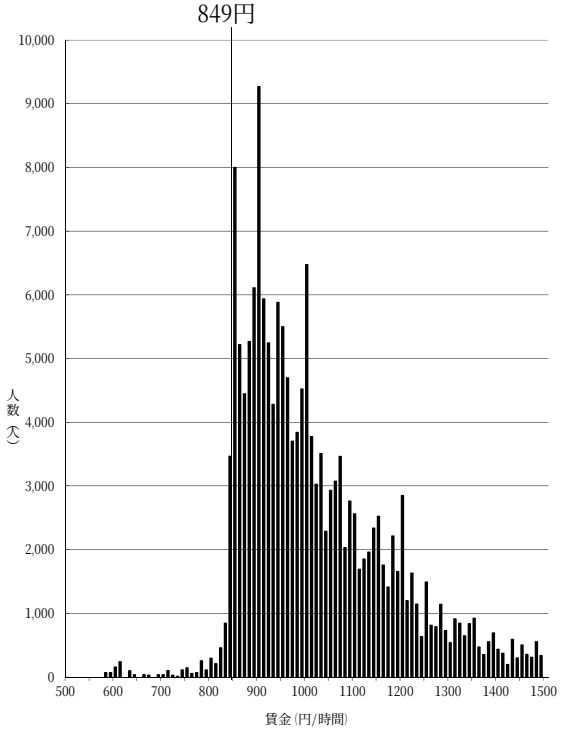

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山（B）

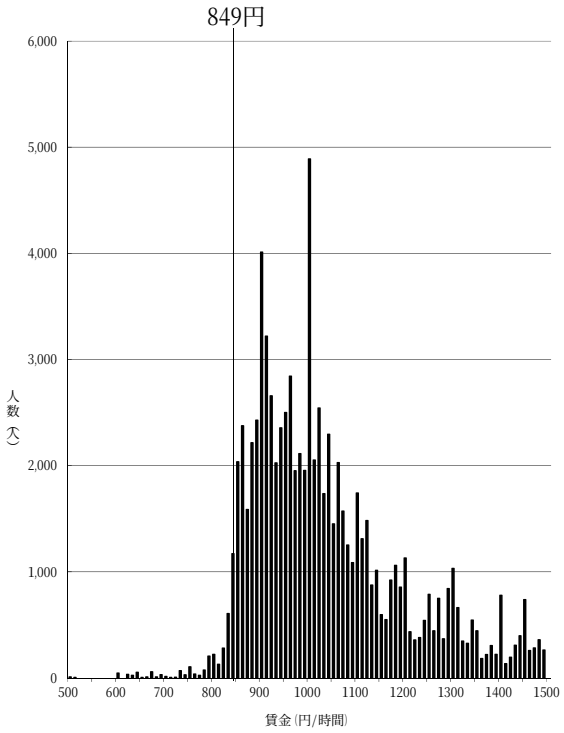

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重（B）

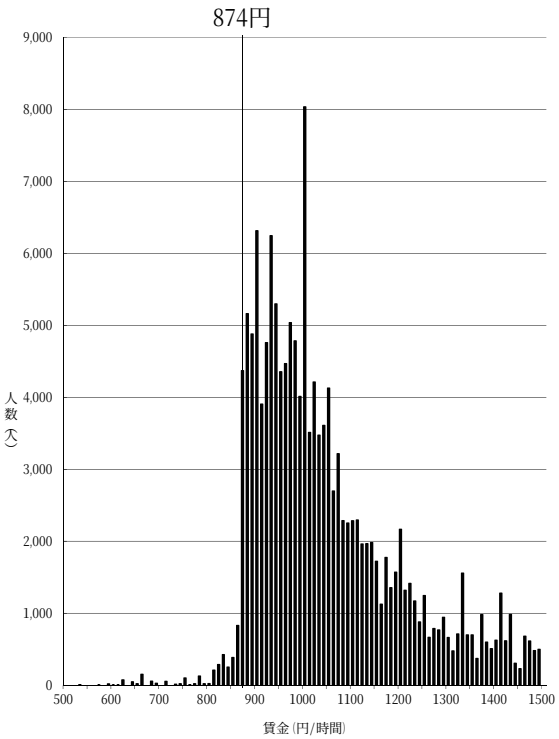

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨（B）

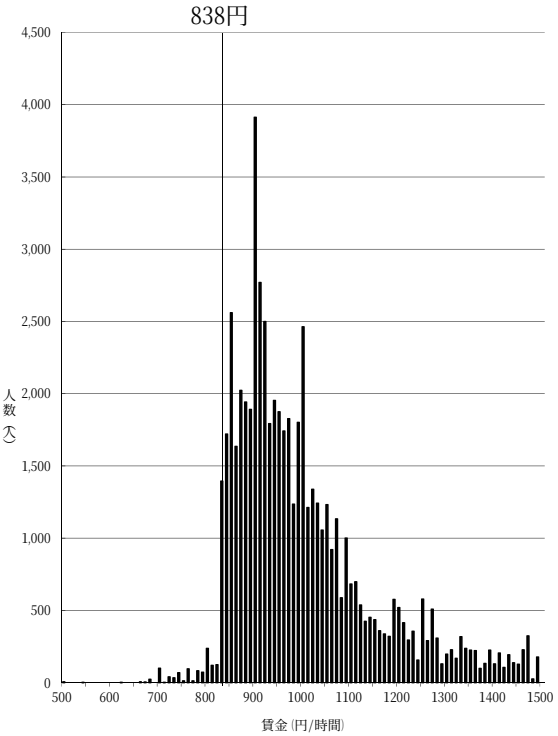

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬（C）

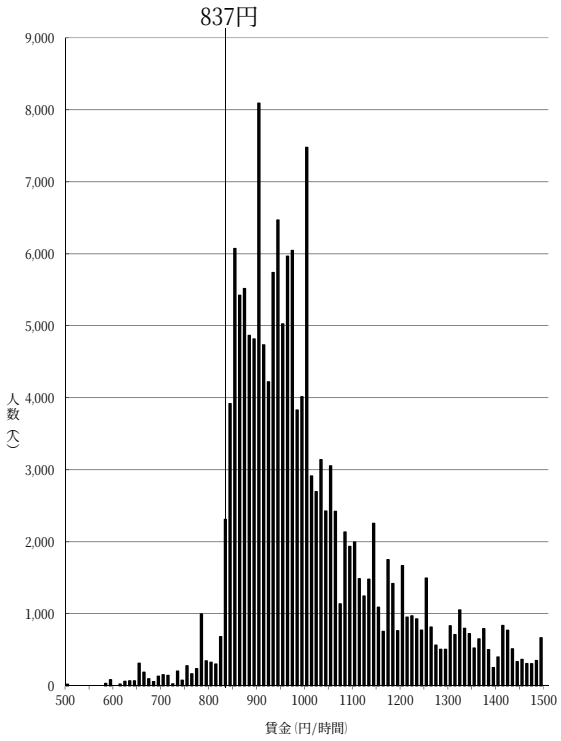

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山（C）

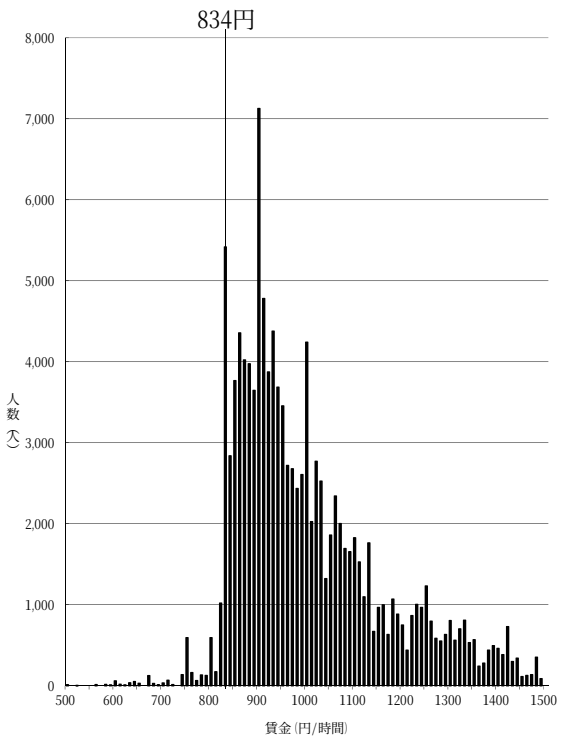

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川（C）

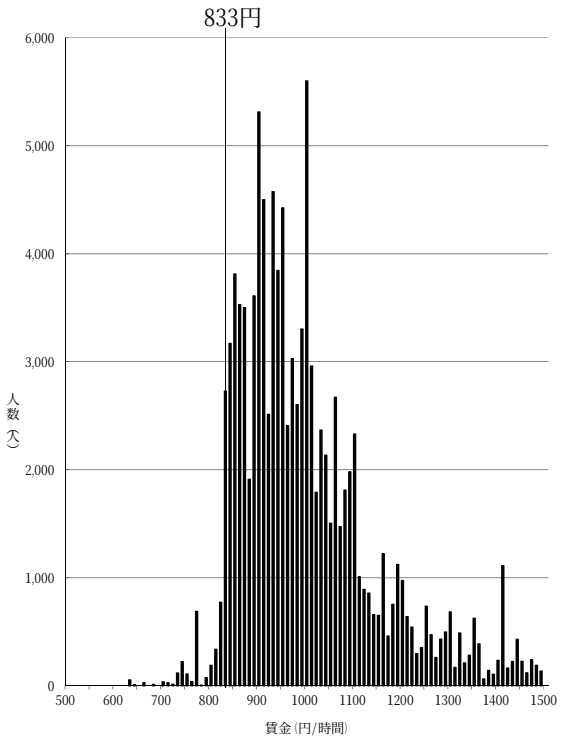

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川（C）

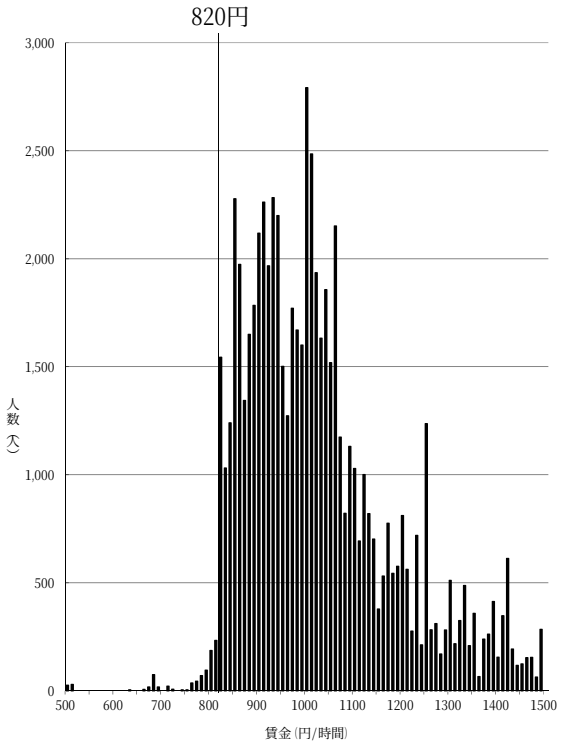

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良（C）

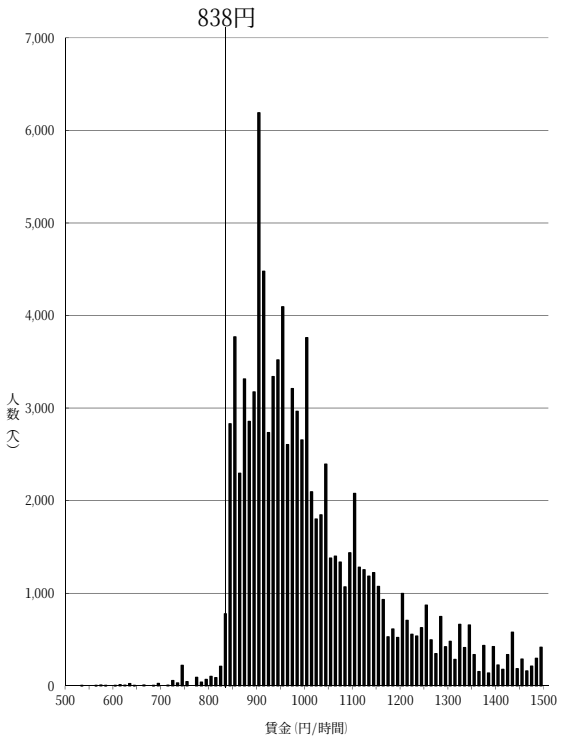

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城（C）

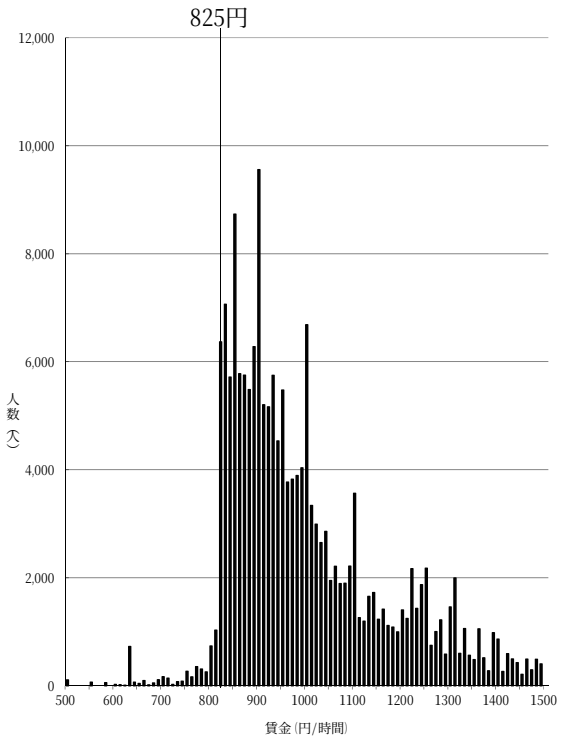

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡（C）

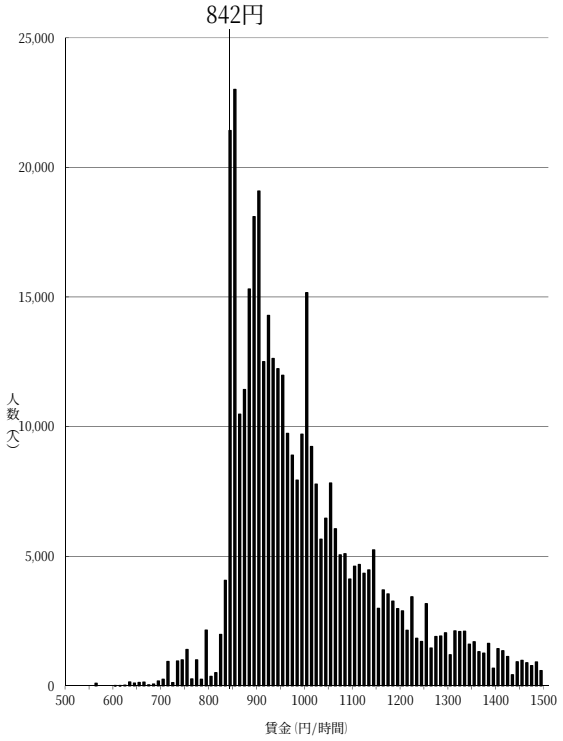

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口（C）

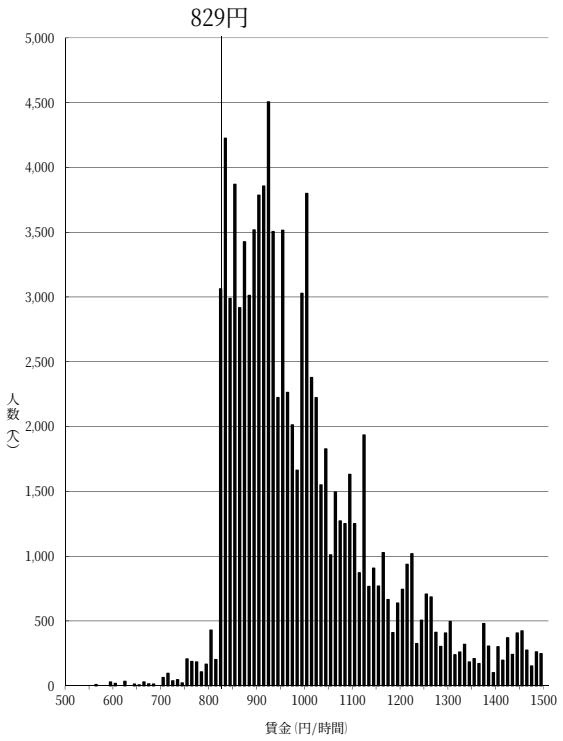

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜（C）

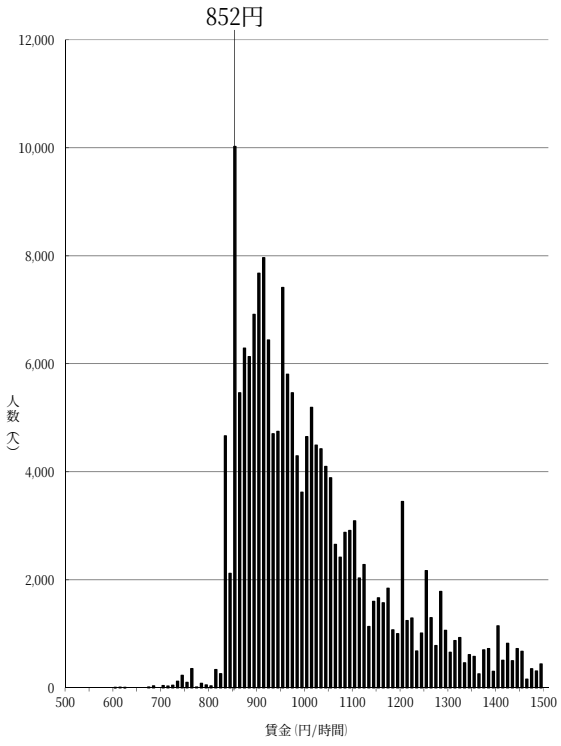

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井（C）

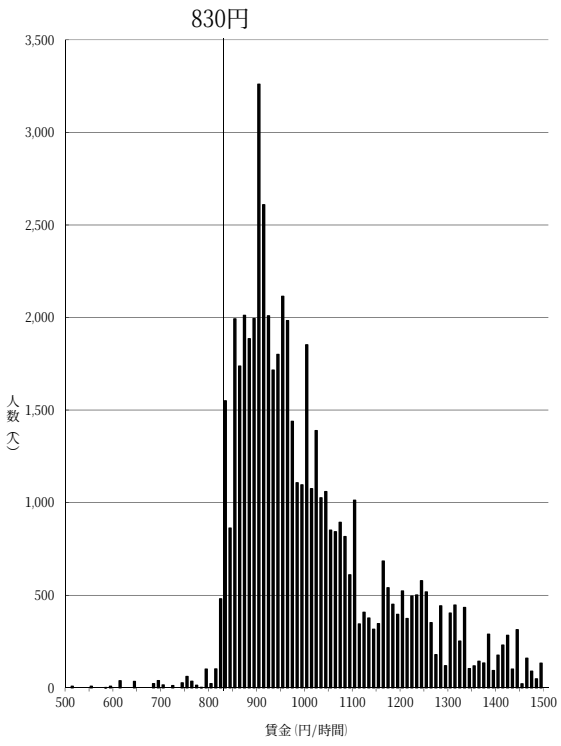

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山（C）

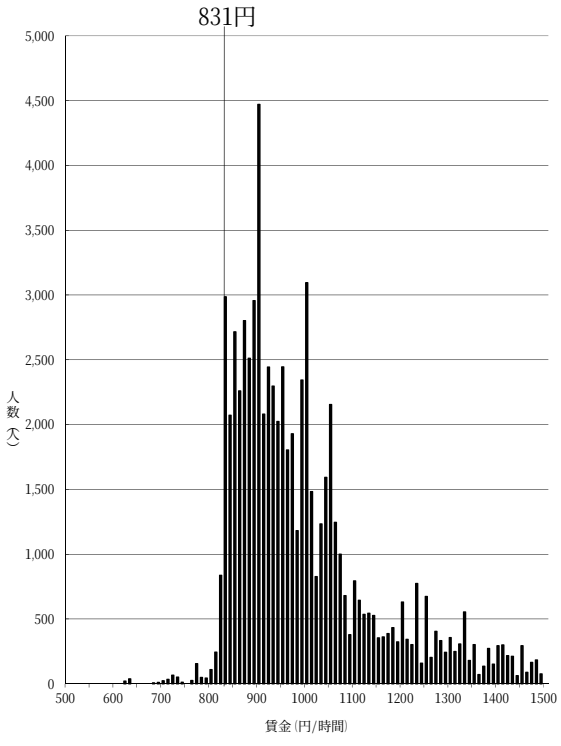

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道（C）

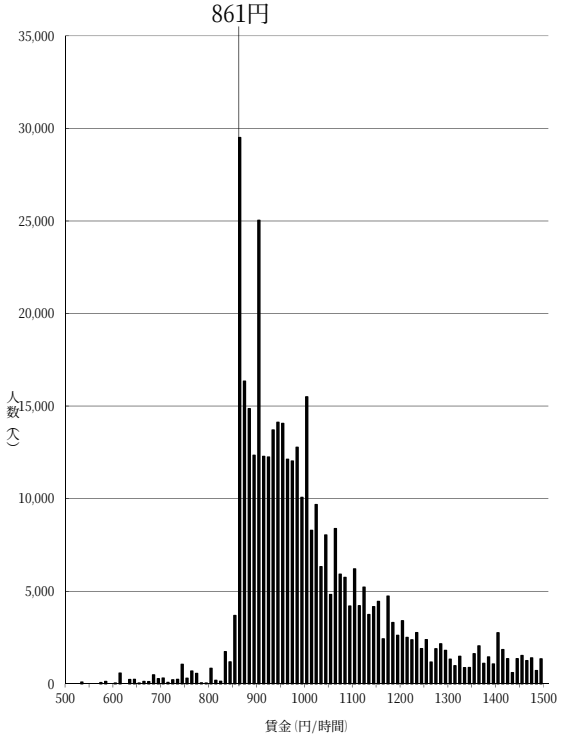

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟（C）

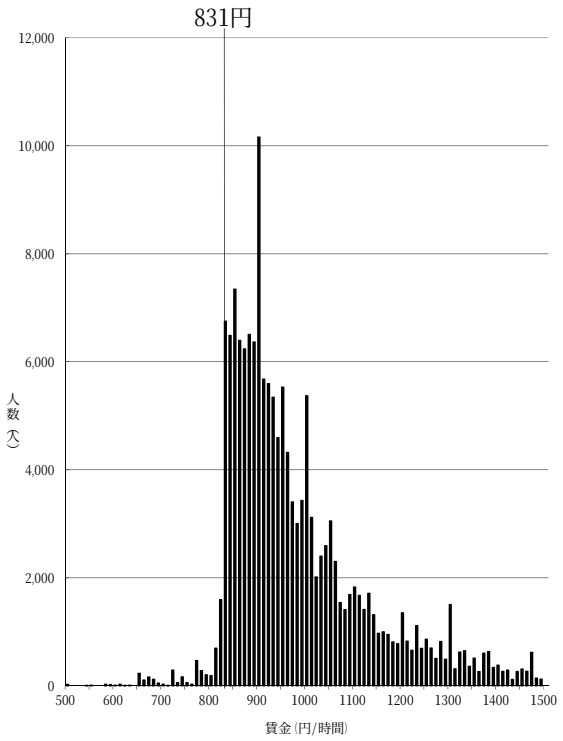

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島（C）

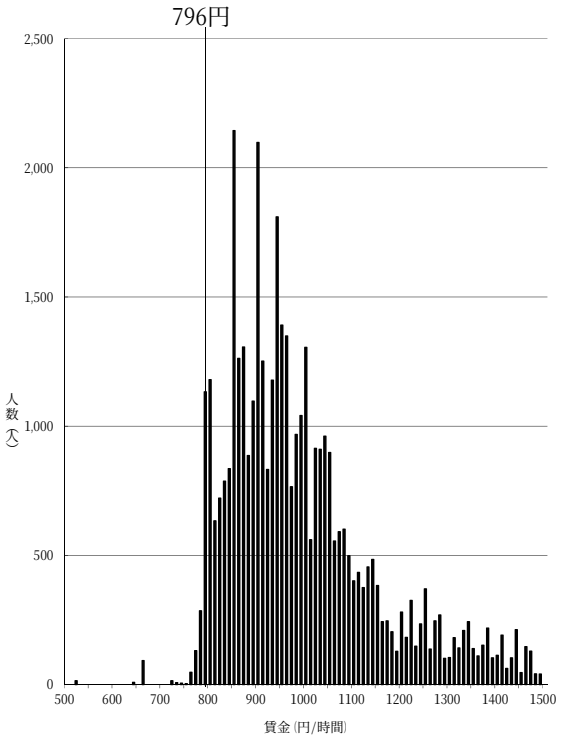

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
２　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
３　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
４　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島（D）

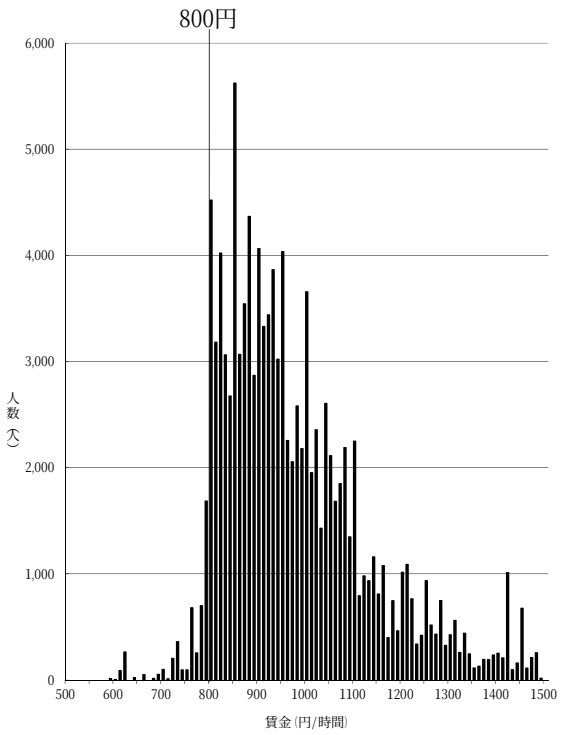

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分（D）

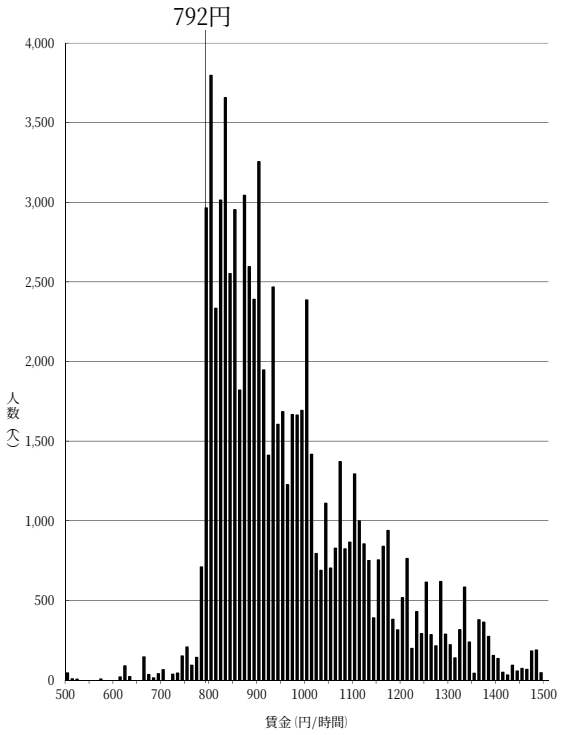

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形（D）

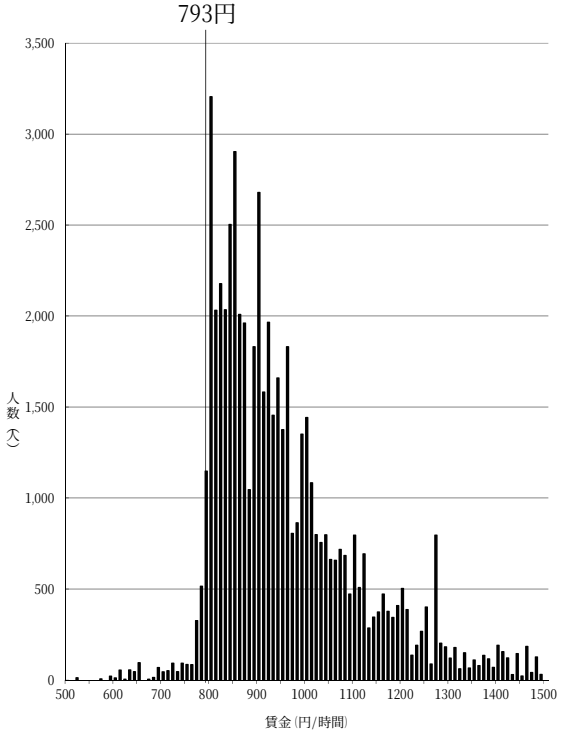

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛（D）

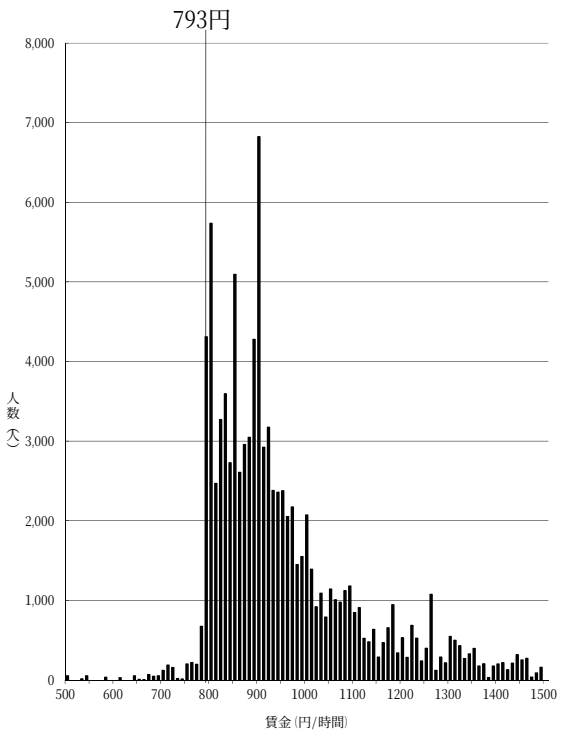

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根（D）

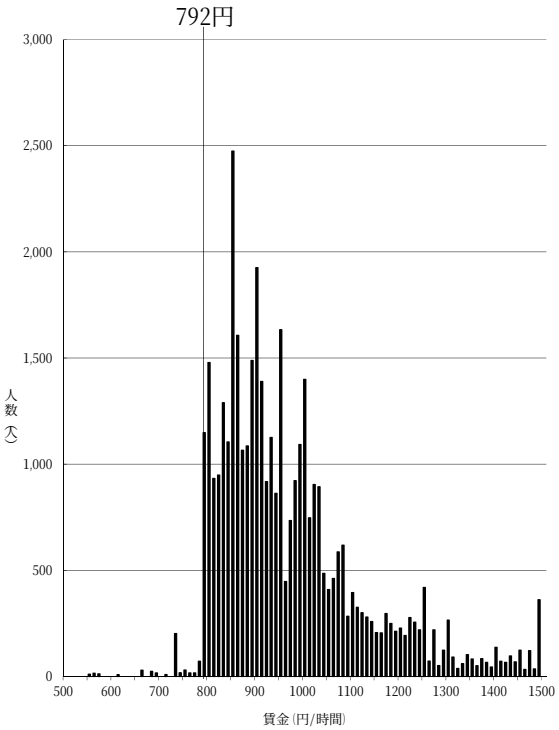

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取（D）

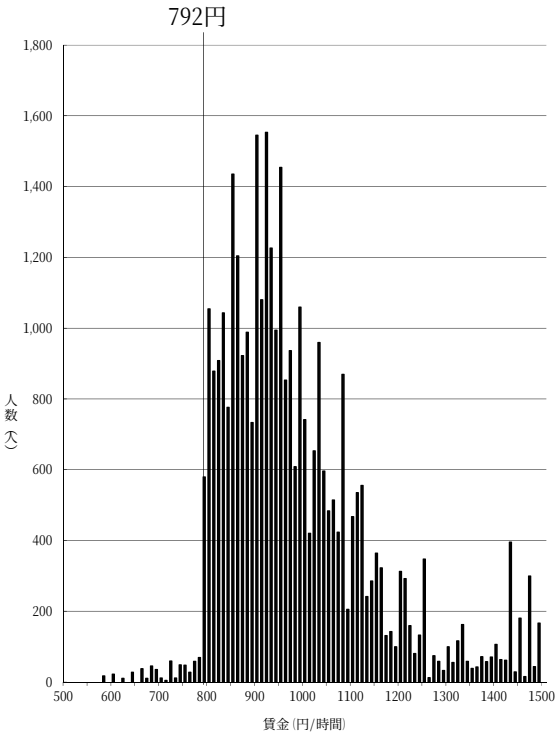

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本（D）

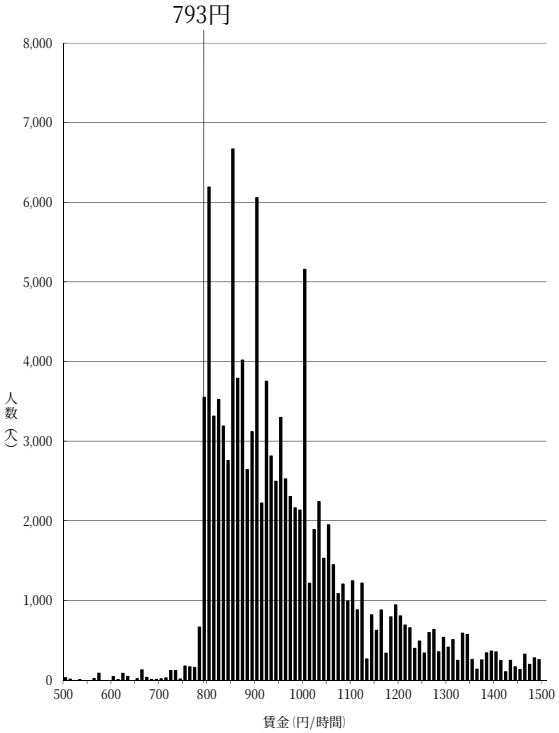

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎（D）

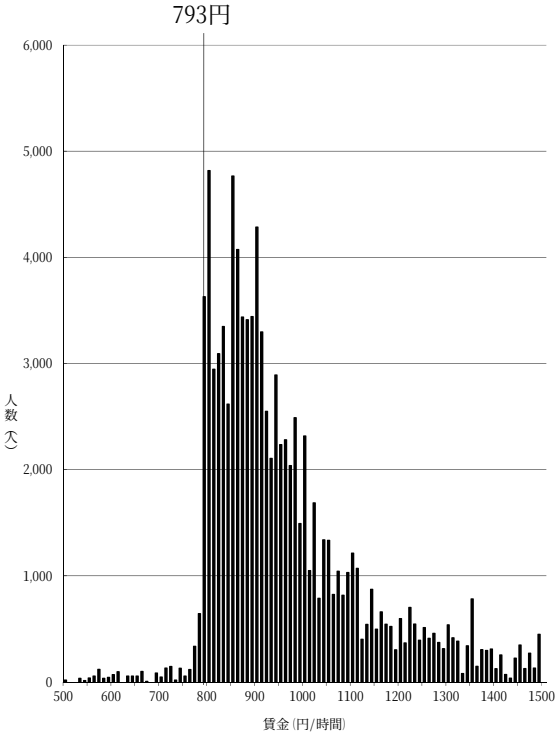

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知（D）

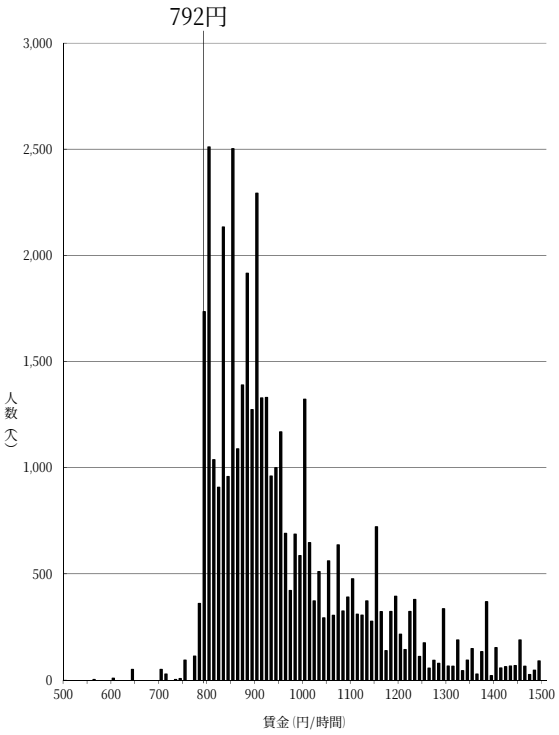

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手（D）

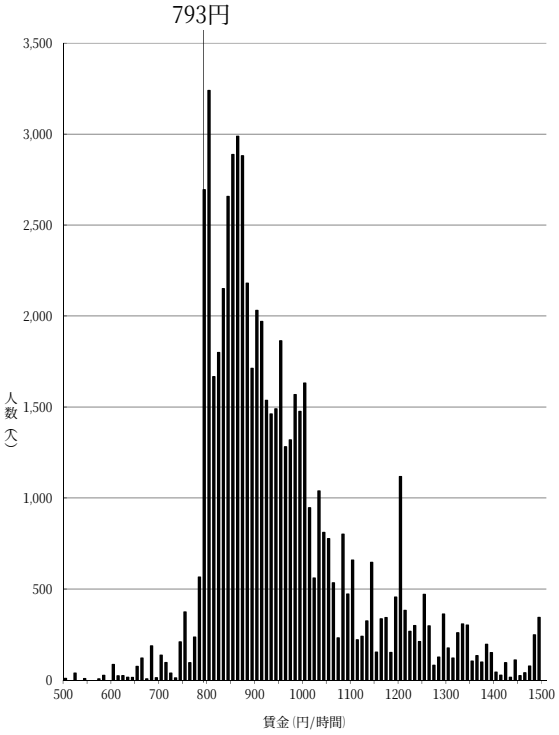

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島（D）

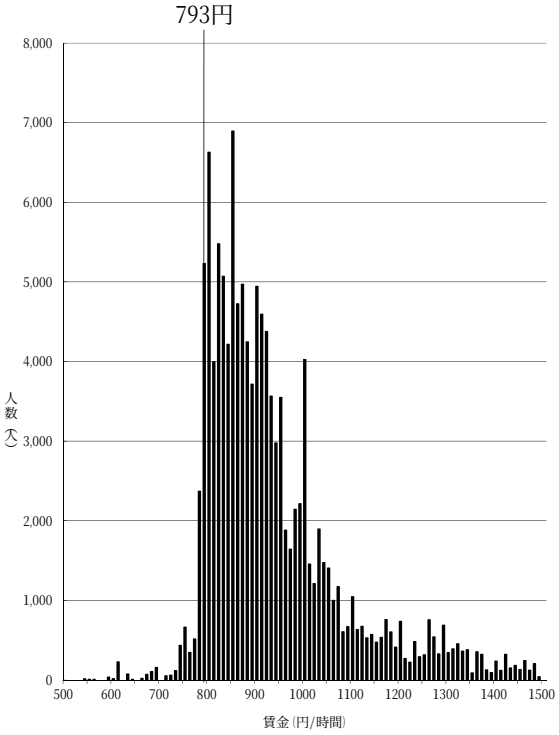

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀（D）

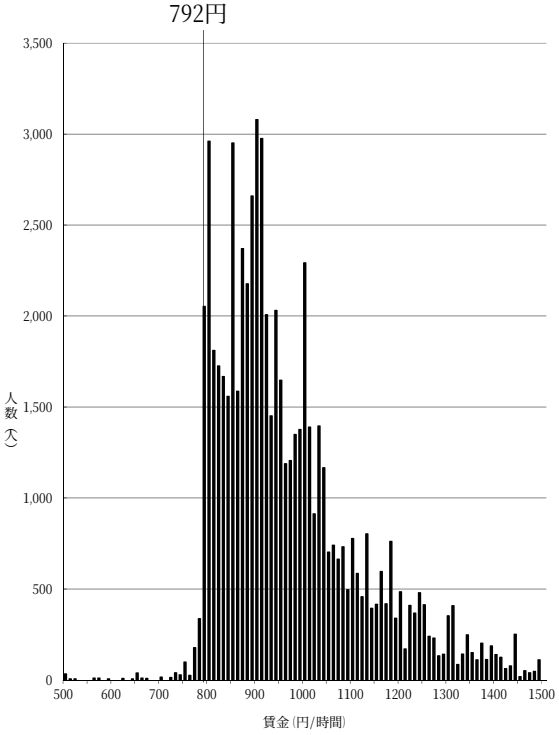

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森（D）

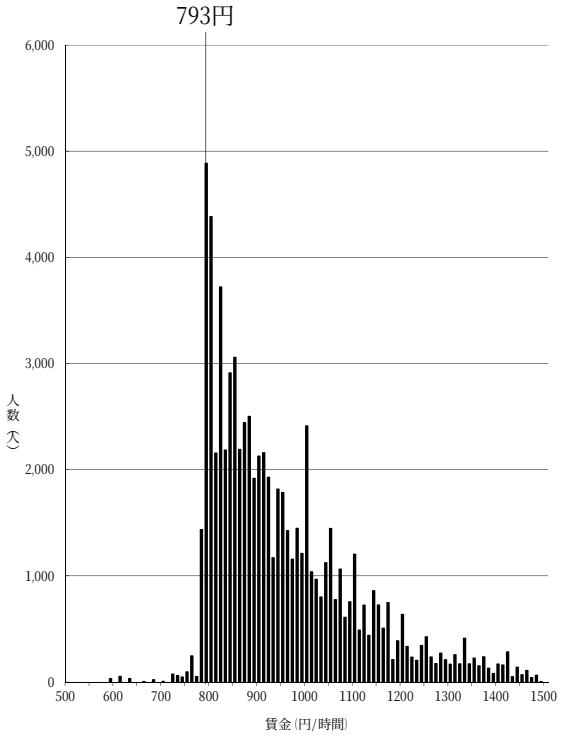

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田（D）

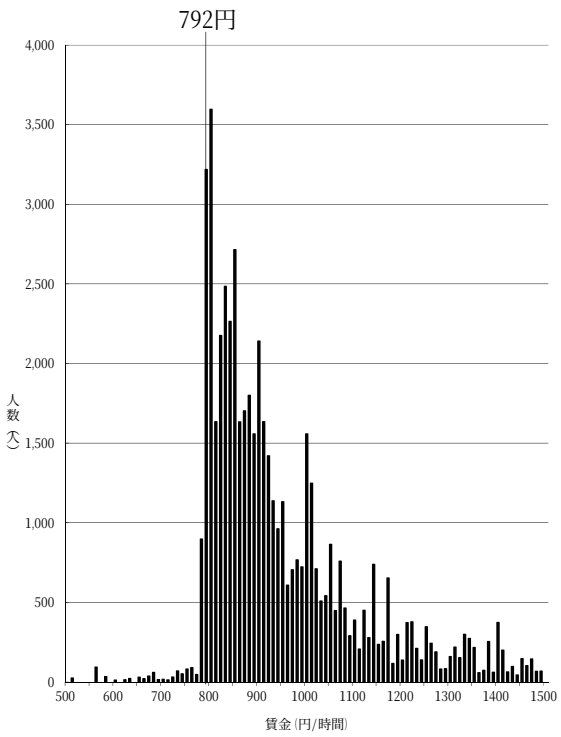

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎（D）

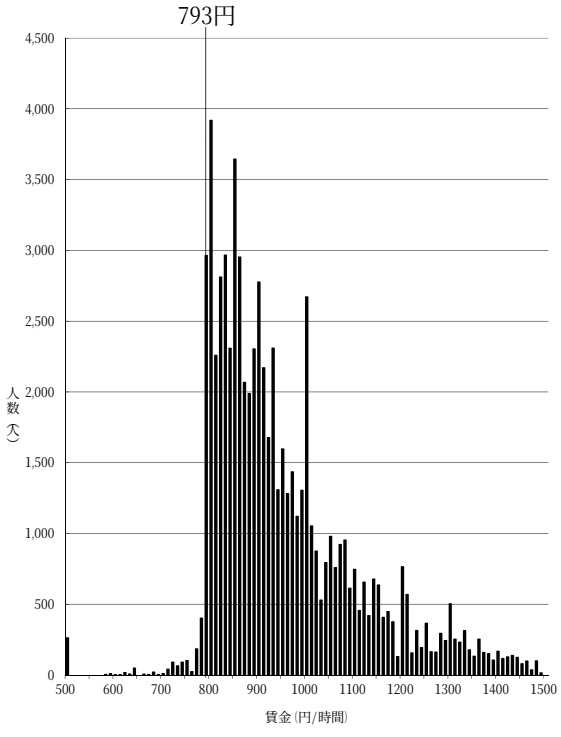

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄（D）

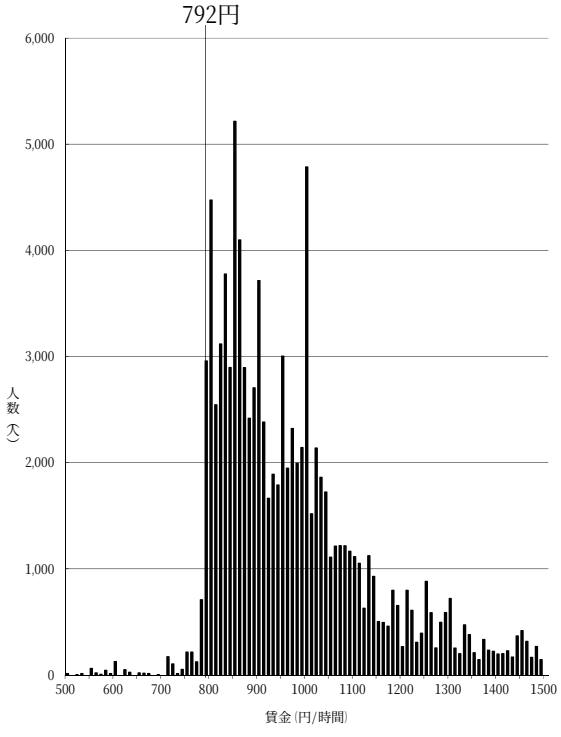

資料出所：厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和２年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和２年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和４年６月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

１　四半期別 GDP 速報
２　個人消費
３　民間設備投資
４　住宅建設
５　公共投資
６　輸出・輸入・国際収支
７　生産・出荷・在庫
８　企業収益・業況判断
９　倒産
10　雇用情勢
11　物価
12　金融
13　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

１　アメリカ
２　アジア地域
３　ヨーロッパ地域
４　国際金融

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2022年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比0.1%減（年率0.5%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2020年（令和２年）	2021年（令和３年）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2021年				2022年	
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）
実質国内総支出（ＧＤＰ）	▲ 4.5	1.7	▲ 4.5	2.2	▲ 0.4	0.6	▲ 0.8	1.0	▲ 0.1	－
（前期比年率）					▲ 1.6	2.6	▲ 3.2	4.0	▲ 0.5	－
（前年同期比）					▲ 1.7	7.3	1.2	0.4	0.4	－
国内需要	(▲ 3.7)	(0.6)	(▲ 3.9)	(1.4)	(▲ 0.5)	(0.9)	(▲ 0.9)	(0.9)	0.3	(0.3)
民間需要	(▲ 4.4)	(0.4)	(▲ 4.7)	(1.5)	(▲ 0.4)	(0.9)	(▲ 0.9)	(1.2)	0.5	(0.4)
民間最終消費支出	▲ 5.2	1.3	▲ 5.4	2.6	▲ 0.8	0.7	▲ 1.0	2.4	0.1	(0.0)
民間住宅	▲ 7.9	▲ 1.9	▲ 7.8	▲ 1.6	1.0	1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.2	(▲ 0.0)
民間企業設備	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 7.5	0.8	0.5	2.0	▲ 2.4	0.1	▲ 0.7	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	－	(0.5)
公的需要	(0.7)	(0.2)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.3)	▲ 0.4	(▲ 0.1)
政府最終消費支出	2.3	2.1	2.5	2.0	▲ 0.7	0.8	1.1	▲ 0.3	0.5	(0.1)
公的固定資本形成	3.9	▲ 3.7	5.1	▲ 9.4	▲ 0.0	▲ 3.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.9	(▲ 0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.8)	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)	－	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	▲ 11.7	11.8	▲ 10.2	12.5	2.6	2.8	▲ 0.3	0.9	1.1	(0.2)
財貨・サービスの輸入	▲ 6.9	5.1	▲ 6.5	7.2	1.8	4.3	▲ 0.8	0.3	3.3	(▲ 0.6)
最終需要	▲ 4.4	1.8	▲ 4.4	2.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.9	1.1	▲ 0.6	－
実質国民総所得（ＧＮＩ）	▲ 3.9	0.5	▲ 3.9	0.6	▲ 1.1	0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	－
実質雇用者報酬	▲ 1.7	2.2	▲ 1.7	2.1	1.1	0.2	▲ 0.2	0.3	▲ 0.3	－

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、％）

	2020年（令和２年）	2021年（令和３年）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2021年				2022年		
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）	（実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	▲ 3.7	0.7	▲ 3.9	1.2	▲ 0.7	0.4	▲ 1.1	0.3	0.2	－	－
（前年同期比）					▲ 1.8	6.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.1	－	－
（実額）	538.0	541.9	535.5	541.8	542.7	545.1	539.4	541.2	－	－	542.0
国内需要	(▲ 3.7)	(1.0)	(▲ 4.2)	(2.4)	(▲ 0.2)	(1.1)	(▲ 0.4)	(0.9)	1.1	(1.1)	555.2
民間需要	(▲ 4.3)	(0.6)	(▲ 4.8)	(2.1)	(▲ 0.1)	(0.9)	(▲ 0.6)	(1.3)	1.3	(1.0)	409.0
民間最終消費支出	▲ 5.0	0.8	▲ 5.5	2.4	▲ 0.5	0.3	▲ 0.8	2.2	1.0	(0.5)	298.5
民間住宅	▲ 6.9	3.0	▲ 7.3	5.5	2.3	3.3	1.6	1.0	0.0	(0.0)	21.1
民間企業設備	▲ 6.7	0.7	▲ 8.0	3.1	0.9	2.8	▲ 1.6	0.9	▲ 0.0	(▲ 0.0)	87.1
民間在庫変動	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	－	(0.5)	2.3
公的需要	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.3)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.2)	(▲ 0.3)	0.5	(0.1)	146.2
政府最終消費支出	1.7	2.6	1.7	3.1	▲ 0.3	1.3	1.9	▲ 0.8	1.4	(0.3)	118.5
公的固定資本形成	4.7	▲ 1.4	5.5	▲ 6.3	0.7	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.1	(▲ 0.2)	27.7
財貨・サービスの純輸出	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.3)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(▲ 0.6)	(▲ 0.7)	(▲ 0.6)	－	(▲ 1.0)	▲ 13.3
財貨・サービスの輸出	▲ 14.0	19.3	▲ 11.8	22.8	5.0	6.0	1.7	4.2	2.4	(0.5)	108.1
財貨・サービスの輸入	▲ 13.9	20.9	▲ 13.2	30.3	8.8	9.8	5.4	7.0	6.8	(▲ 1.4)	121.3
最終需要	▲ 3.5	0.8	▲ 3.7	1.1	▲ 0.6	0.2	▲ 1.1	0.4	▲ 0.3	－	－
ＧＤＰデフレーター	0.9	▲ 0.9	0.6	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	－	－
（前年同期比）					▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 0.5	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2015年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）

実質・名目ＧＤＰの推移

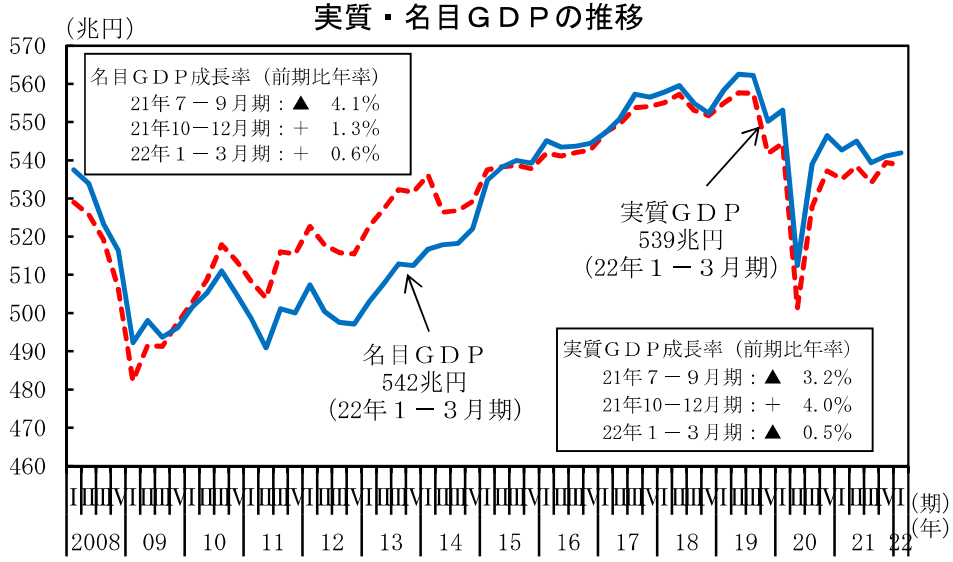

ＧＤＰギャップ

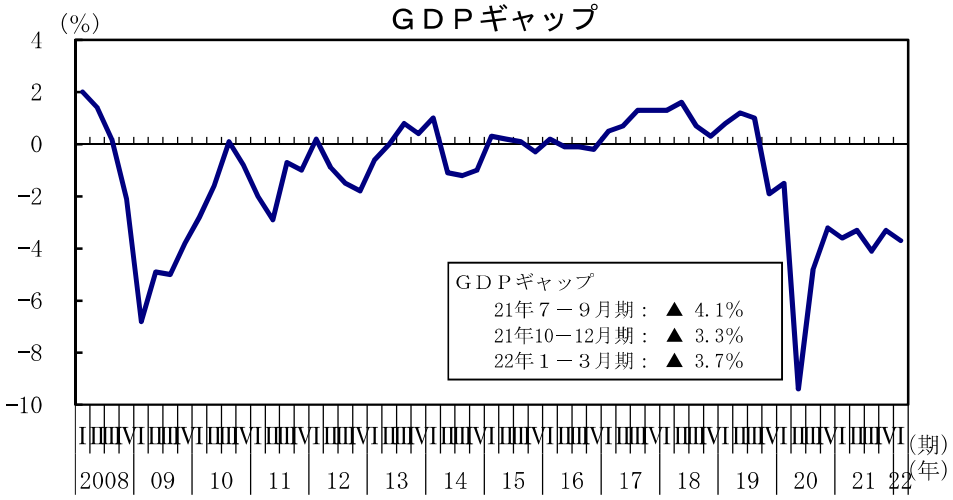

（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
値は「2022 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報値）」による。
下図：内閣府「2022 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

（参考）経済見通し等

（ （ ）内は寄与度 ）

	2020年度（令和２年度）実績（%）	2021年度（令和３年度）実績見込み（%程度）	2022年度（令和４年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	▲ 4.5	2.6	3.2
国内需要	(▲ 3.9)	(2.0)	(3.0)
民間需要	(▲ 4.7)	(1.7)	(3.0)
民間最終消費支出	▲ 5.5	2.5	4.0
民間住宅	▲ 7.8	▲ 0.5	0.9
民間企業設備	▲ 7.5	2.5	5.1
公的需要	(0.8)	(0.2)	(0.0)
政府最終消費支出	2.5	2.1	0.2
公的固定資本形成	5.1	▲ 3.6	▲ 0.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.6)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 10.5	11.4	5.5
（控除）財貨・サービスの輸入	▲ 6.6	7.4	4.1
名目国内総生産	▲ 3.9	1.7	3.6
ＧＤＰデフレーター	0.7	▲ 0.8	0.4
消費者物価上昇率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9

（備考）内閣府「令和４年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

２.個人消費

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

（金額等）　　（前年同期比（％）、[　]内は暦年前年比（％）、（　）内は季調済前期比（％）、〈　〉は季調済前月差（ポイント））

		[2021年] 2021年度	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年７－９月	2021年10－12月	2022年１－３月	2022年２月	３月	４月	５月
消費総合指数（実質）		—	[▲5.9] ▲6.1	[1.1] 2.6	(▲1.1)	(2.5)	(▲0.1)	(▲0.7)	(0.2)	—	—
実質総雇用者所得		—	[▲1.8] ▲2.0	[1.2] 1.3	(▲0.1) 2.0	(▲0.1) 0.2	(0.1) 0.0	(0.1) ▲0.5	(0.8) 0.8	(▲0.3) ▲0.5	— —
名目総雇用者所得		—	[▲1.4] ▲2.0	[0.7] 1.0	(0.1) 1.3	(▲0.4) 0.0	(1.3) 0.7	(0.7) 0.3	(1.4) 1.8	(0.2) 2.4	— —
消費者態度指数		—	—	—	—	—	—	〈▲1.3〉	〈▲2.4〉	〈0.2〉	〈1.1〉
家計調査	実質消費支出	—	[▲5.3] ▲4.9	[0.7] 1.6	(▲4.7) ▲1.5	(5.2) ▲0.7	(▲1.8) 1.8	(▲2.8) 1.1	(4.1) ▲2.3	(1.0) ▲1.7	— —
家計調査	実質消費支出（除く住居等）	—	[▲5.5] ▲4.7	[0.4] 1.2	(▲3.3) ▲1.4	(4.2) ▲0.6	(▲1.9) 1.4	(0.5) 1.7	(3.0) ▲1.5	(0.9) ▲0.6	— —
販売側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	[150.5兆円] 150.6兆円	[▲3.2] ▲2.8	[1.9] 1.8	(0.5) ▲0.4	(1.5) 1.3	(▲0.9) 0.3	(▲0.9) ▲0.9	(1.7) 0.7	(1.0) 3.1	— —
販売側統計	百貨店販売額（全店、名目）	[4.9兆円] 5.0兆円	[▲25.5] ▲24.5	[4.5] 8.9	(8.0) ▲4.8	(9.7) 6.4	(▲6.5) 5.6	(4.2) ▲1.8	(8.5) 4.2	(0.1) 18.2	— —
販売側統計	スーパー販売額（全店、名目）	[15.0兆円] 15.0兆円	[3.4] 2.9	[▲0.3] ▲0.3	(0.1) ▲0.4	(▲0.6) ▲0.2	(1.0) 0.7	(2.4) 1.2	(▲0.6) 1.3	(▲1.2) 0.6	— —
販売側統計	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ販売額（全店、名目）	[11.8兆円] 11.8兆円	[▲4.4] ▲5.0	[1.3] 2.4	(▲0.4) 2.0	(2.1) 0.9	(0.3) 1.8	(▲1.4) 0.6	(1.5) 1.7	(0.4) 2.7	— —
販売側統計	機械器具小売業販売額	[10.0兆円] 9.9兆円	[2.6] 6.6	[0.7] ▲3.7	(▲4.9) ▲6.6	(1.5) ▲6.3	(▲0.3) ▲5.1	(▲0.9) ▲8.1	(6.0) ▲3.3	(1.1) 0.8	— —
販売側統計	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	[367.6万台] 346.8万台	[▲11.4] ▲7.5	[▲3.5] ▲10.1	(▲12.2) ▲16.3	(▲2.9) ▲19.1	(▲1.4) ▲17.4	(▲7.9) ▲19.9	(5.4) ▲16.5	(6.6) ▲15.3	(▲10.8) ▲19.0

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。

２．名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃）（月次の値は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合））で除することにより作成。

３．消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

４．2021年の名目消費支出は279,024円(月平均)。家計調査の実質消費支出（除く住居等）は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。

５．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。なお、2021年３月より、調査の見直しによりコンビニエンスストアで不連続性が生じている。リンク係数（経済産業省公表）を用いて内閣府で算出した場合の、コンビニエンスストアの2021年暦年は11.8兆円。

消費総合指数と実質総雇用者所得

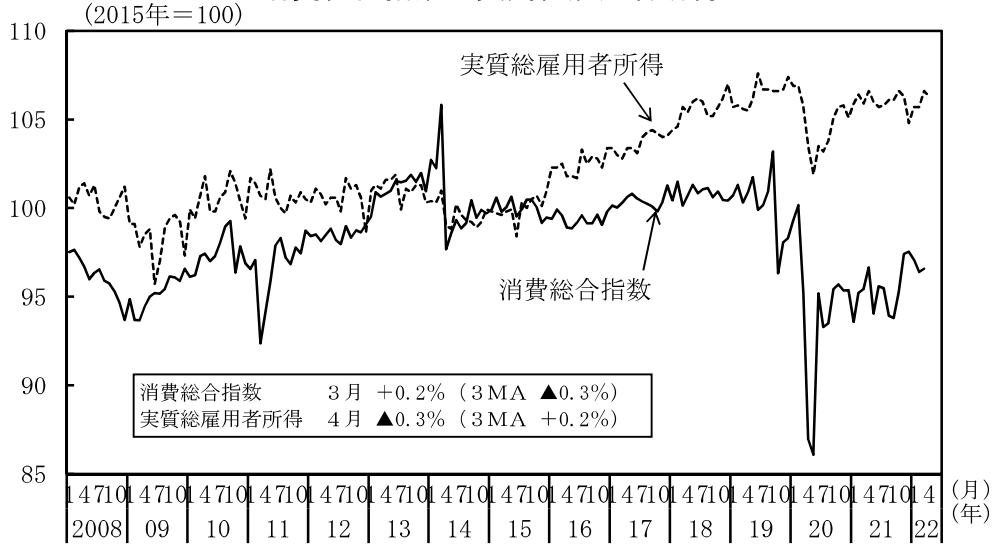

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

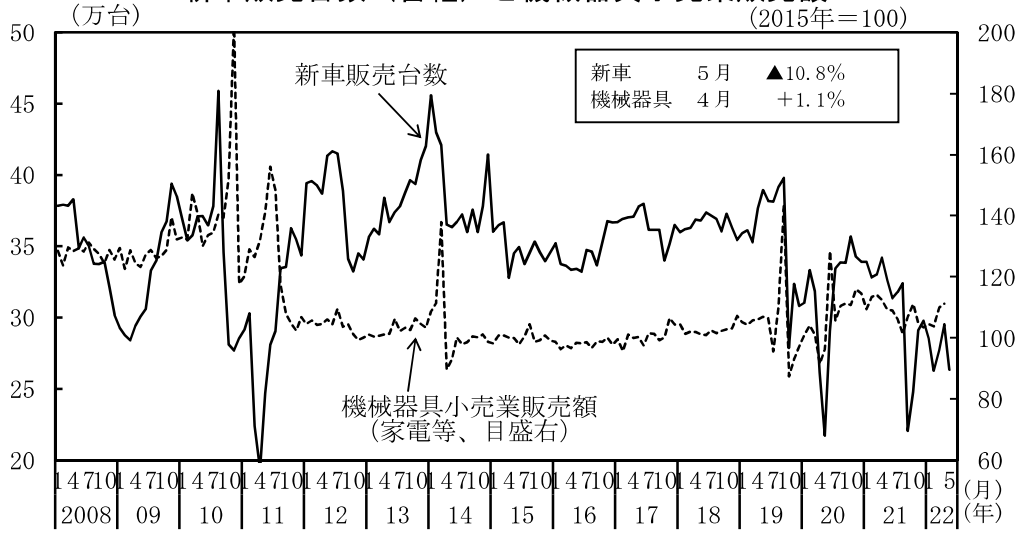

消費者態度指数と平均消費性向

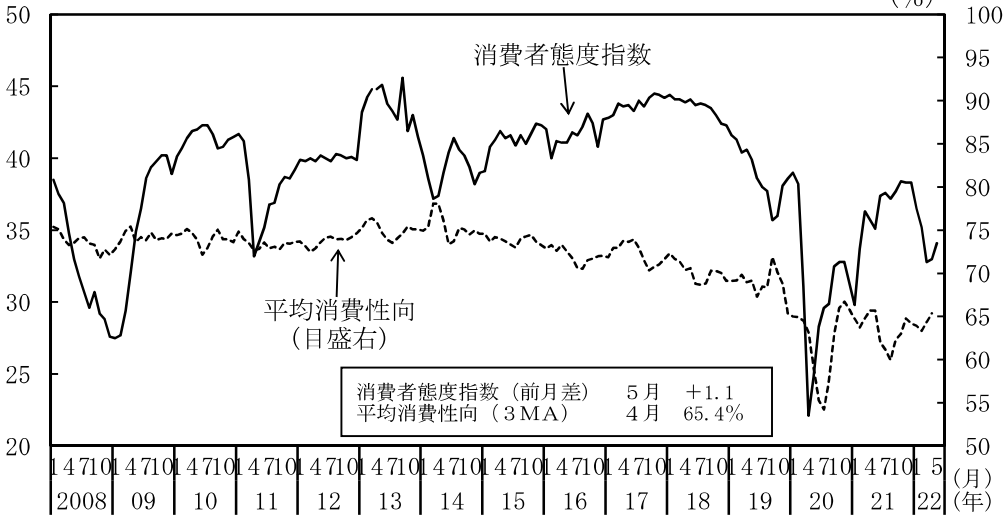

外食売上高と日本人延べ宿泊者数

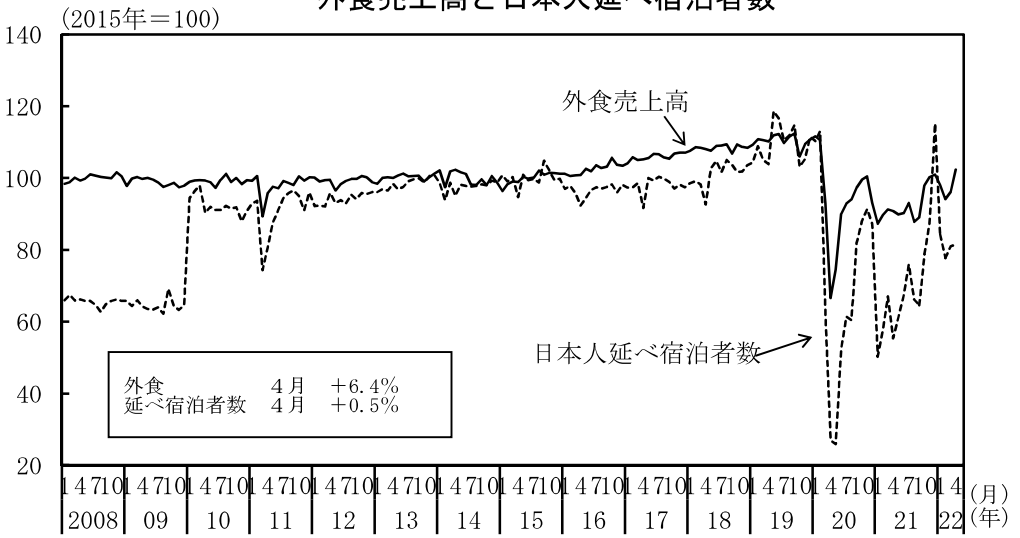

（備考）上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方３か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年４月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年４月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。
内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。日本人延べ宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査」により作成。2021年１月以降は速報値。内閣府による季節調整値。2010年４月～６月調査から、従業者数９人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしているため、不連続が生じている（なお2010年１月～３月は、拡充した母集団施設数を基に遡及推計が行われている）。

３．民間設備投資

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、％）

法人企業統計季報	［2021年実額］ 2021年度実額	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年度 上期	2021年度 下期	2021年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2022年 １－３月期
全産業	［47.1兆円］ 47.5兆円	［▲ 6.1］ ▲ 8.5	［▲ 0.2］ 3.4	3.1	3.6	(2.8) 5.3	(▲ 2.9) 1.2	(3.1) 4.3	(0.3) 3.0
製造業	［16.0兆円］ 16.3兆円	［▲ 8.2］ ▲ 8.6	［0.3］ 4.1	2.3	5.5	(3.1) 4.0	(▲ 1.6) 0.9	(2.9) 5.1	(1.7) 5.9
非製造業	［31.1兆円］ 31.2兆円	［▲ 4.9］ ▲ 8.5	［▲ 0.5］ 3.0	3.5	2.6	(2.7) 5.9	(▲ 3.5) 1.4	(3.2) 3.8	(▲ 0.3) 1.6
大中堅企業	［35.1兆円］ 35.3兆円	［▲ 4.6］ ▲ 8.9	［▲ 3.7］ 0.7	▲ 0.9	P 1.9	(2.9) ▲ 0.9	(0.3) ▲ 0.9	(1.6) 1.5	(▲ 1.1) 2.2
中小企業	［12.0兆円］ 12.2兆円	［▲ 10.7］ ▲ 7.5	［11.5］ 12.0	15.2	9.2	(2.5) 23.7	(▲ 11.6) 7.5	(7.6) 12.8	(4.5) 6.1

（備考）１．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
２．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2021年実額］ 2021年度実額	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年 ７－９月	10－12月	2022年 １－３月	2022年 ２月	３月	４月	
資本財出荷指数 （除く輸送機械）	－	［▲ 9.5］ ▲ 6.6	［13.2］ 12.8	(▲ 0.7) 19.2	(▲ 1.5) 9.5	(0.0) 4.4	(▲ 5.1) 0.8	(1.7) 5.5	(1.9) ▲ 2.5	
資本財総供給指数 （除く輸送機械）	－	［▲ 6.7］ ▲ 4.3	［11.3］ 12.4	(0.0) 16.9	(1.3) 12.8	(2.9) 10.1	(▲ 12.1) 2.2	(▲ 0.7) 6.1	P (6.0) P 7.5	
機械受注 （船舶・電力を除く民需）	［10.2兆円］ 10.4兆円	［▲ 8.4］ ▲ 8.8	［6.8］ 9.3	(1.1) 13.3	(5.1) 6.4	(▲ 3.6) 6.1	(▲ 9.8) 4.3	(7.1) 7.6	(10.8) 19.0	４－６月期見通し （▲ 8.1）
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）	［9.7兆円］ 9.6兆円	［▲ 9.2］ ▲ 7.7	［12.2］ 9.5	(▲ 20.6) 2.9	(38.0) 34.7	(▲ 28.3) ▲ 7.3	(14.3) ▲ 6.6	(▲ 6.4) ▲ 5.5	(47.3) 33.4	

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、％）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
全産業	5.2	3.2	6.2	3.4	4.2	▲ 6.7	▲ 10.2	12.6	▲ 9.3	11.0	2.4	16.0
（除く電力）	8.2	3.1	8.6	3.4	5.2	▲ 6.7	▲ 9.7	12.8	－	－	2.6	15.7
製造業	6.5	6.8	6.3	5.7	7.6	3.3	▲ 11.6	18.6	▲ 12.6	16.3	2.3	26.4
非製造業	3.7	▲ 0.7	6.0	0.6	2.2	▲ 13.2	▲ 9.5	9.7	▲ 4.6	4.1	2.4	11.2
（除く電力）	6.2	▲ 1.4	7.9	▲ 0.0	4.6	▲ 13.3	▲ 8.6	9.6	－	－	2.7	10.5
電力	▲ 3.8	4.1	▲ 3.5	3.4	18.5	1.3	▲ 13.1	10.9	－	－	▲ 6.7	25.5
調査時点	2022年２月～３月						2021年６月		2021年10月		2022年５月	
発表時期	2022年４月						2021年８月		2021年12月		2022年６月	
回答社数	9,362		1,828		4,913		1,823		1,092		11,013	

（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。

製造業・非製造業の設備投資（名目額）

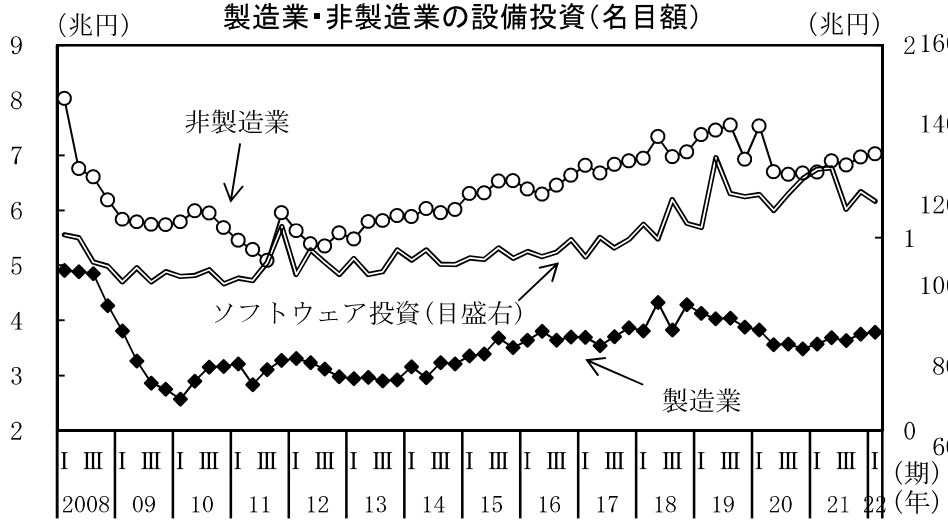

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資（当期末）、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注

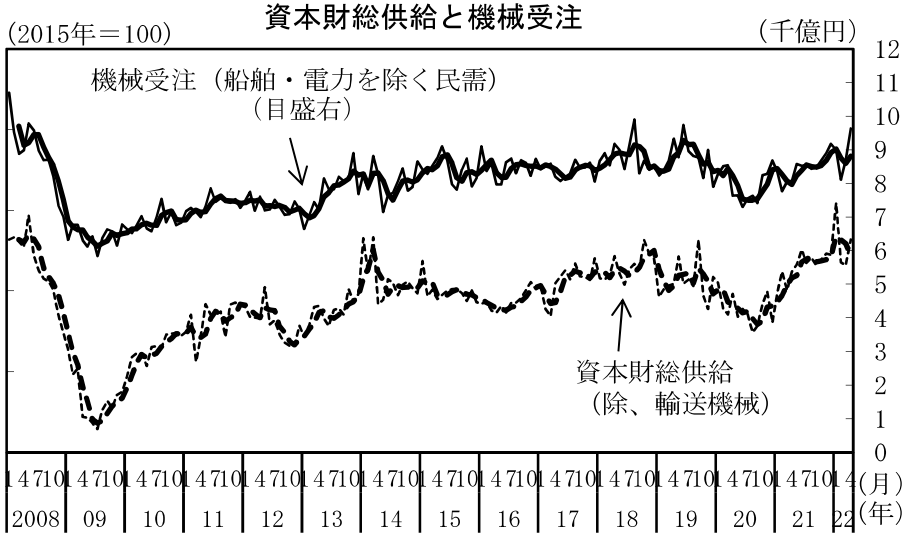

（備考）１．経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）

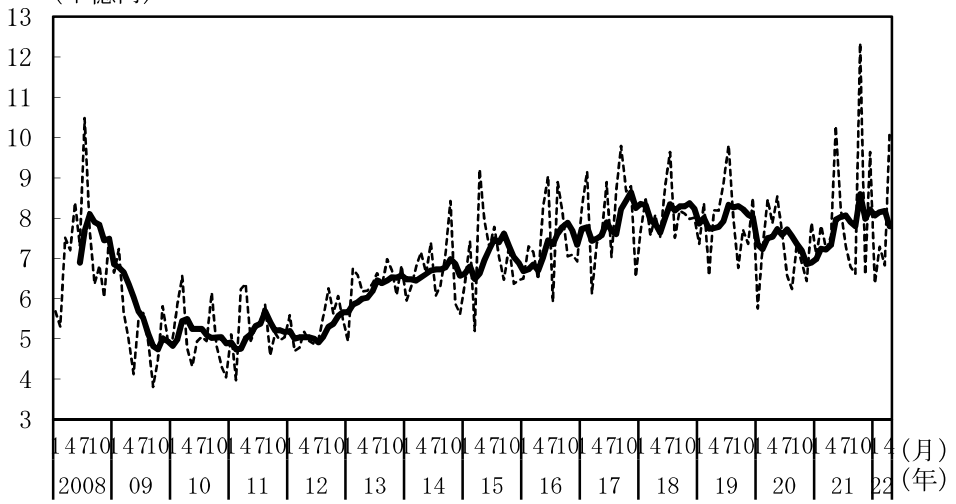

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。

設備投資計画

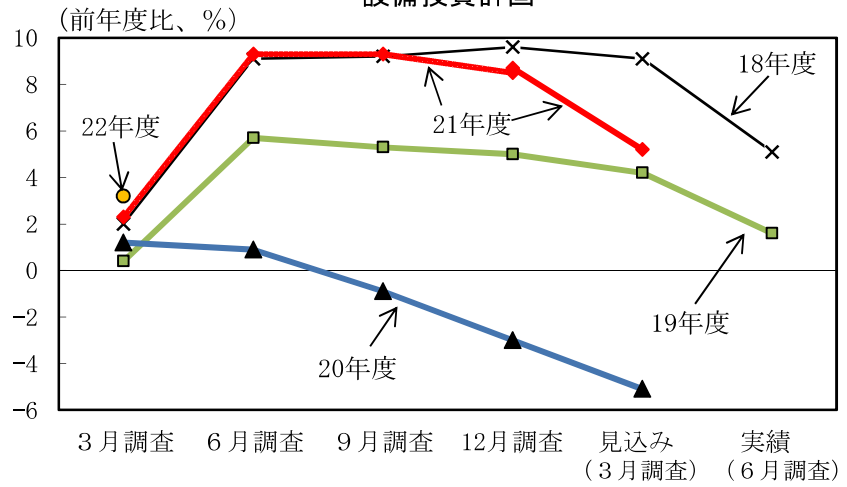

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2022年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、
2021年度のグラフが不連続となっている。

４．住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［　2020年　］ 2020年度	［　2021年　］ 2021年度	2021年 ７－９月	10－12月	2022年 １－３月	2022年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数　（万戸）	［　81.5］	［　85.6］						
（万戸）	81.2	86.6	86.7	85.5	87.3	87.2	92.7	88.5
	［　▲ 9.9］	［　5.0］	（　0.2）	（　▲ 1.3）	（　2.1）	（　6.4）	（　6.3）	（　▲ 4.6）
	▲ 8.1	6.6	7.2	6.1	4.9	6.3	6.0	2.4
建築主が民間	［　▲ 10.0］	［　5.2］	（　0.4）	（　▲ 0.9）	（　1.8）	（　6.7）	（　4.8）	（　▲ 4.0）
	▲ 7.9	6.6	7.1	6.2	5.3	7.2	6.0	3.2
持　　家	［　▲ 9.6］	［　9.4］	（　4.7）	（　▲ 3.1）	（　▲ 8.8）	（　2.6）	（　▲ 0.1）	（　▲ 2.3）
	▲ 7.1	6.9	14.7	7.2	▲ 6.9	▲ 5.6	▲ 9.4	▲ 8.0
貸　　家	［　▲ 10.4］	［　4.8］	（　▲ 1.1）	（　▲ 2.8）	（　10.1）	（　1.3）	（　18.7）	（　▲ 11.8）
	▲ 9.4	9.2	7.2	6.4	13.5	4.6	18.6	2.4
分　　譲	［　▲ 10.2］	［　1.5］	（　▲ 2.7）	（　2.6）	（　5.3）	（　17.7）	（　▲ 2.7）	（　3.2）
	▲ 7.9	3.9	▲ 0.3	6.4	7.6	23.3	6.0	12.1
一戸建て	［　▲ 11.5］	［　7.8］	（　2.3）	（　0.3）	（　1.5）	（　4.1）	（　2.5）	（　▲ 2.2）
	▲ 11.6	11.4	17.2	12.4	9.4	10.9	9.7	7.7
マンション	［　▲ 8.7］	［　▲ 6.1］	（　▲ 9.4）	（　6.1）	（　10.6）	（　38.5）	（　▲ 8.7）	（　10.1）
	▲ 3.2	▲ 5.0	▲ 18.0	▲ 1.9	5.4	42.2	2.1	16.9
着工床面積	［　▲ 11.2］	［　6.3］	（　1.4）	（　▲ 0.8）	（　▲ 0.6）	（　3.8）	（　2.6）	（　▲ 2.4）
	▲ 9.3	7.3	9.5	8.1	3.2	4.7	2.0	1.1
建築主が民間	［　▲ 11.3］	［　6.5］	（　1.5）	（　▲ 0.5）	（　▲ 0.7）	（　4.0）	（　1.7）	（　▲ 2.0）
	▲ 9.2	7.4	9.4	8.1	3.4	5.3	2.1	1.7
工事費予定額平米単価　（万円）	［　20.1］	［　20.1］						
（万円）	20.1	20.3	20.1	20.2	21.0	20.9	20.5	21.1
	［　0.6］	［　0.4］						
	0.5	1.0	▲ 1.8	2.6	3.5	5.2	▲ 0.3	6.0

（備考）　１．国土交通省「建築着工統計」により作成。

２．「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

３．「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

４．「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

住宅着工戸数（季節調整値）

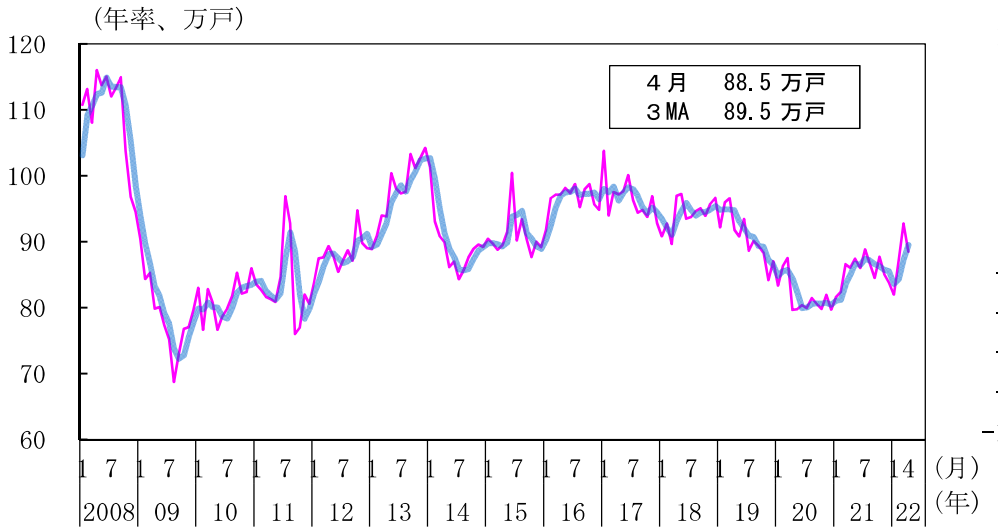

住宅景況判断指数（受注戸数）

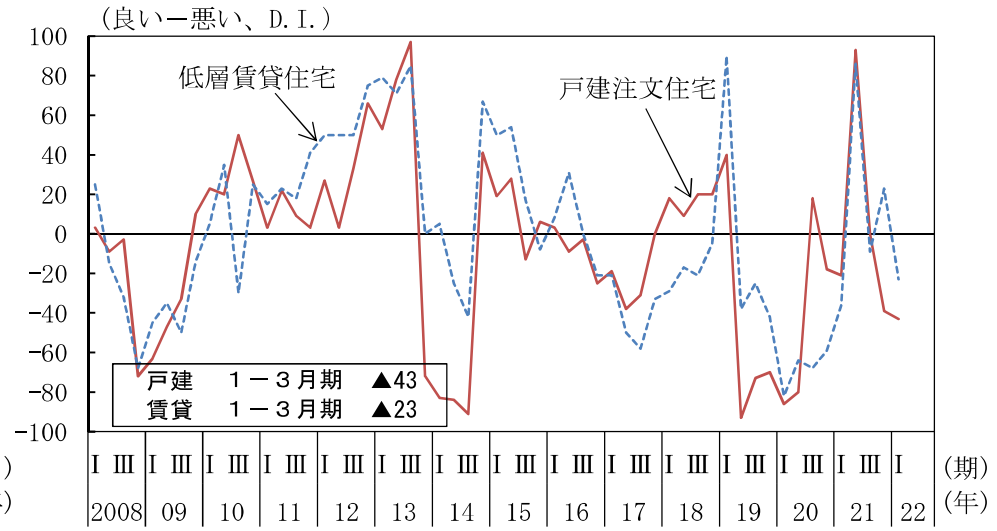

利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）

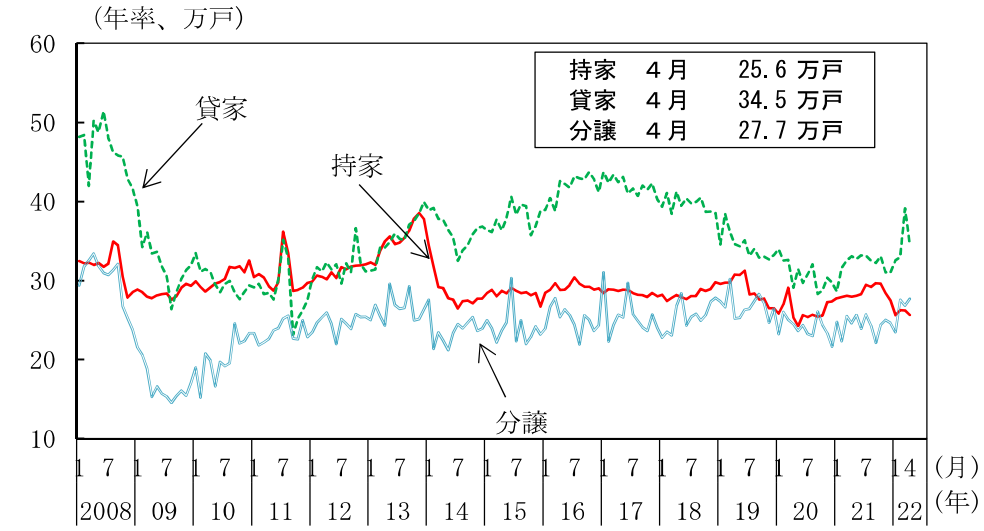

首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）

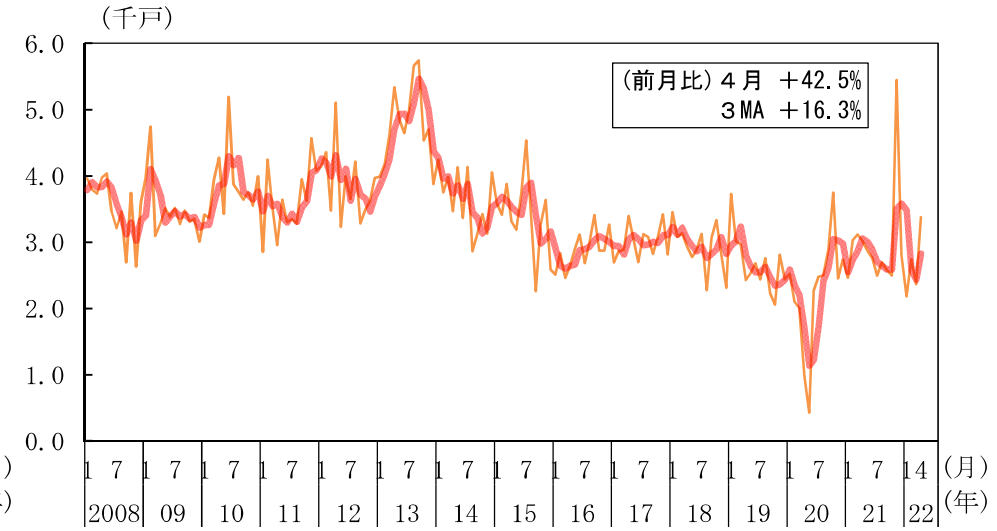

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

５．公共投資

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	－ －	［▲ 0.9］ ▲ 6.2	（▲ 4.3） ▲ 13.9	（2.3） ▲ 9.9	（▲ 1.9） ▲ 11.8	（15.2） ▲ 2.2	（15.6） 0.4	－ －
公共工事受注額（大手50社）	［ 18.3］ 29.6	［ 7.4］ ▲ 14.2	（ 9.0） ▲ 17.3	（6.6） ▲ 28.8	（▲ 30.0） ▲ 30.8	（60.5） ▲ 29.5	（4.6） 32.5	－ －
公共工事請負金額	［ 3.8］ 2.3	［▲ 7.2］ ▲ 8.6	（▲ 6.3） ▲ 15.0	（2.7） ▲ 8.5	（0.7） ▲ 9.1	（13.6） ▲ 4.3	（▲ 3.4） ▲ 4.0	（▲ 2.0） ▲ 10.3
公共工事出来高	［ 7.0］ 6.4	［▲ 2.3］ ▲ 8.0	（▲ 5.5） ▲ 10.4	（▲ 4.5） ▲ 14.8	（▲ 0.7） ▲ 14.9	（1.1） ▲ 14.8	－ －	－ －
公的固定資本形成（名目）	［ 4.7］ 5.5	［▲ 1.4］ ▲ 6.3	（▲ 3.6） ▲ 8.0	（▲ 3.1） ▲ 11.9				

（備考）１．内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．「建設工事受注動態統計調査」（大手50社除く）は、2021年４月分から推計方法を変更したため、2021年３月までの数値と４月以降の数値は推計方法が異なる。
なお、2022年３月以前の前年同期（月）比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年同期（月）の額に対する比。
４．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）

①国の公共事業関係費（一般会計）

年度		2019	2020	2021	2022
当初予算	（億円）	－ ［60,596］	－ ［60,669］	60,549 ［60,695］	60,575
	（前年度比、％）	－ ［1.3］	－ ［0.1］	－ ［0.0］	0.0
補正後予算	（億円）	84,752	92,692	80,663	60,575
	（前年度比、％）	12.2	9.4	▲ 13.0	▲ 24.9

②地方の普通建設事業費　（前年度比、％）

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
普通建設事業費	－	▲ 10.9	▲ 12.0	1.4	▲ 12.9	2.4
うち補助事業費	－	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 1.5	▲ 16.5	2.8
うち単独事業費	－	▲ 0.9	▲ 5.8	4.2	▲ 8.7	1.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、（株）時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①の当初予算には、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費は含まない。なお、［　］内は、河川情報システム等の情報システム関係経費を含む計数とその比較。
３．②の日経グローカルのうち補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。

公共工事出来高（金額・季節調整値）

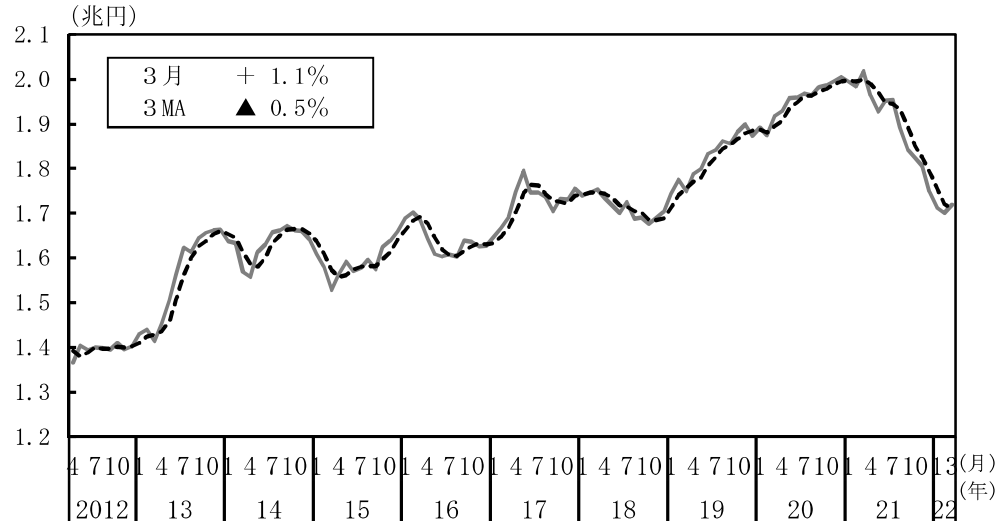

公共工事手持ち工事高（金額・季節調整値）

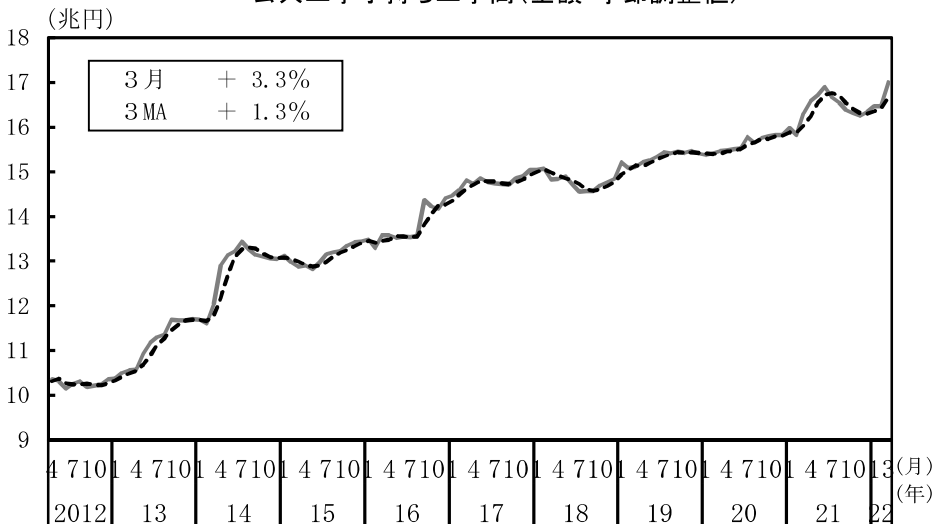

公共工事請負（金額・季節調整値）

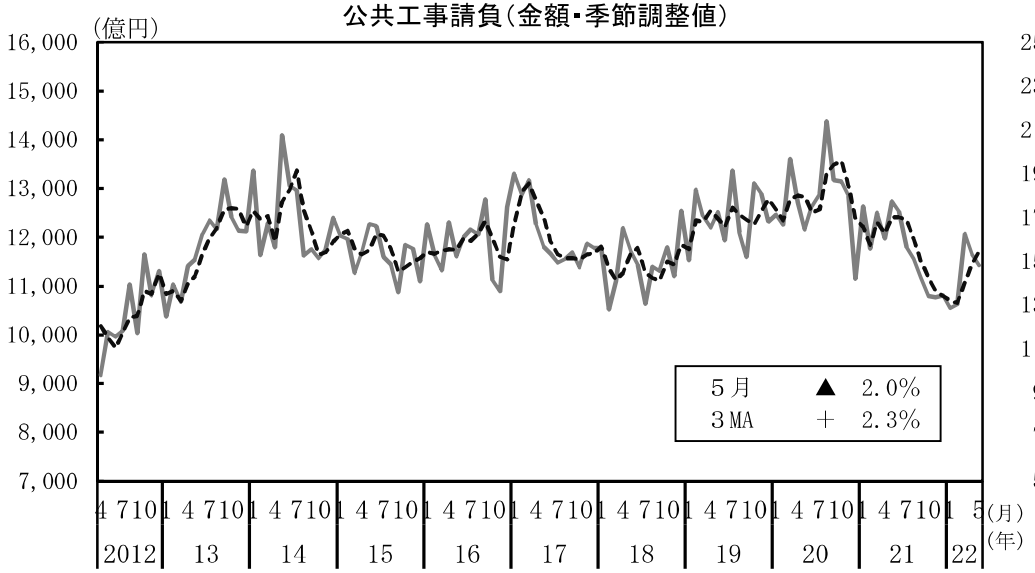

公共工事請負（金額・原数値）

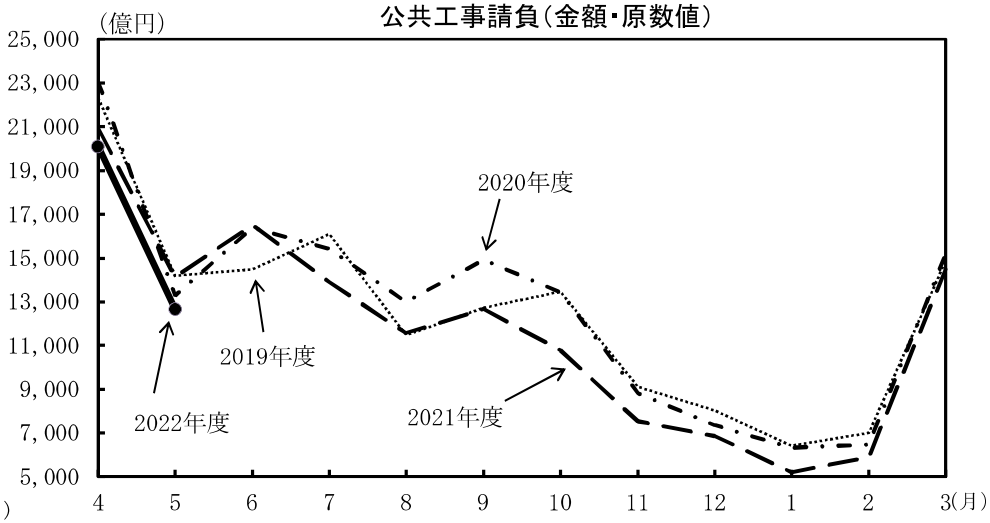

（備考）
左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方３か月移動平均。

（備考）
右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

６．輸出・輸入・国際収支

輸出は、おおむね横ばいとなっている。
輸入は、下げ止まっている。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、％、Ｐは速報値）

	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月
輸出数量	［▲11.7］ ▲9.3	［12.2］ 10.5	（ 0.9） 1.3	（ 0.2） ▲ 0.8	（ ▲ 0.0） ▲ 1.4	（ ▲ 3.1） ▲ 4.4	P （ 1.8） P ▲ 3.5
輸入数量	［▲6.4］ ▲3.3	［5.1］ 3.8	（ ▲ 1.6） 1.4	（ 2.6） 1.3	（ ▲ 1.3） 0.0	P （ ▲ 2.9） P ▲ 9.0	P （ 7.0） P 4.7
貿易・サービス収支(億円)	［▲8,773］ 2,364	［▲25,615］ P ▲64,468	▲ 18,270	P ▲ 32,152	P ▲ 10,291	P ▲ 13,955	―
貿易収支（億円）	［27,779］ 37,770	［16,701］ P ▲16,507	▲ 7,155	P ▲ 17,215	P ▲ 5,619	P ▲ 9,861	―
第一次所得収支（億円）	［191,209］ 188,252	［204,781］ P 215,883	52,444	P 61,728	P 28,203	P 21,558	―
経常収支（億円）	［156,739］ 162,673	［154,877］ P 126,442	28,396	P 22,574	P 15,559	P 5,115	―
金融収支（億円）（原数値）	［138,073］ 138,276	［107,527］ P 99,142	▲ 4,748	P 37,837	P 15,159	P ▲ 8,340	―

地域別輸出入数量指数

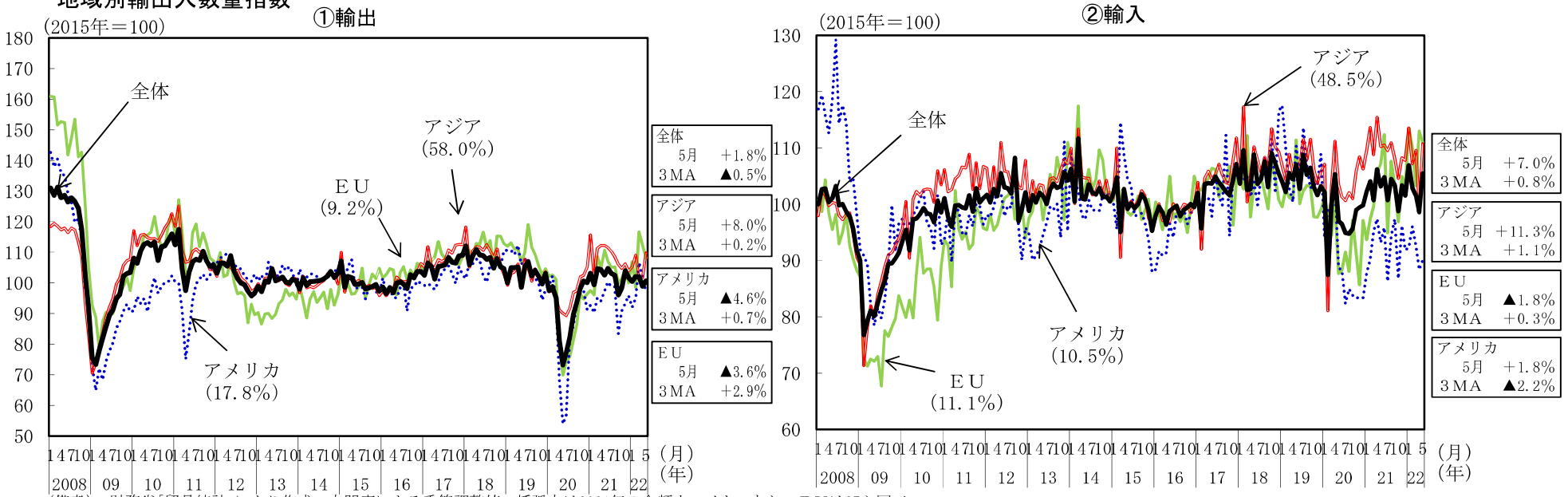

（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。なお、ＥＵは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

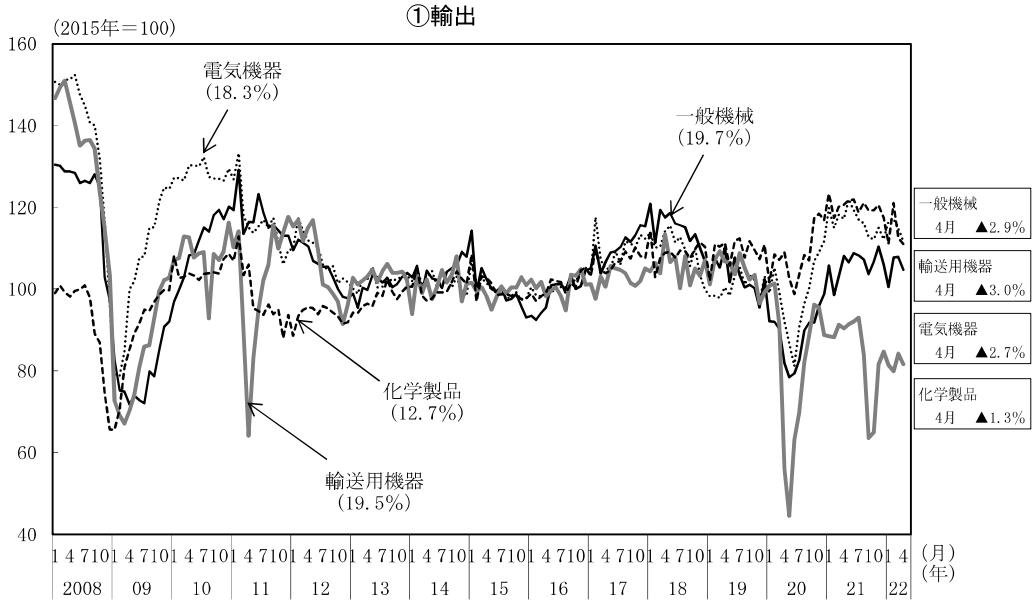

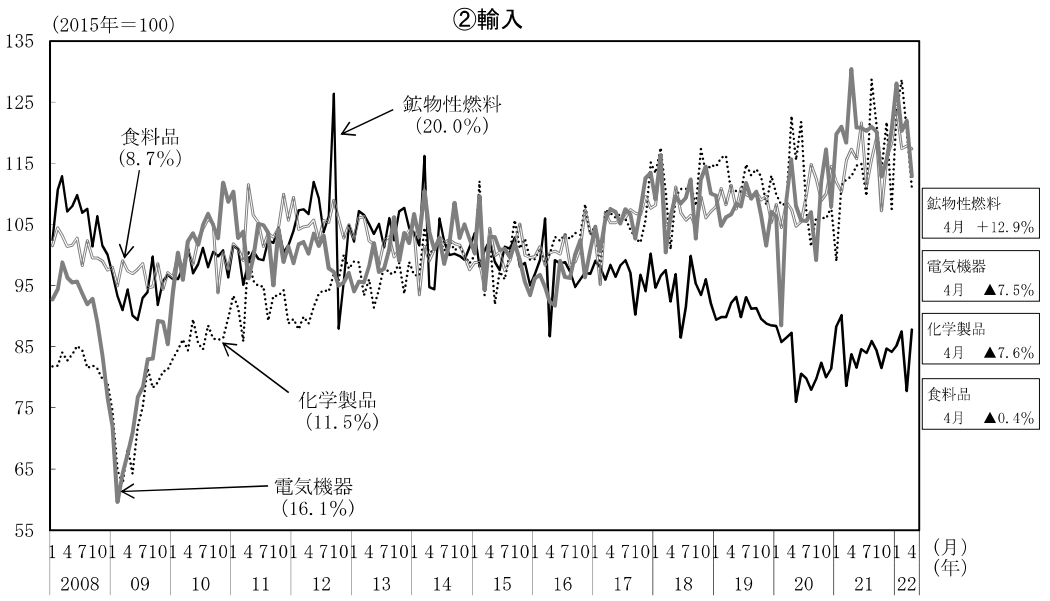

(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。

経常収支

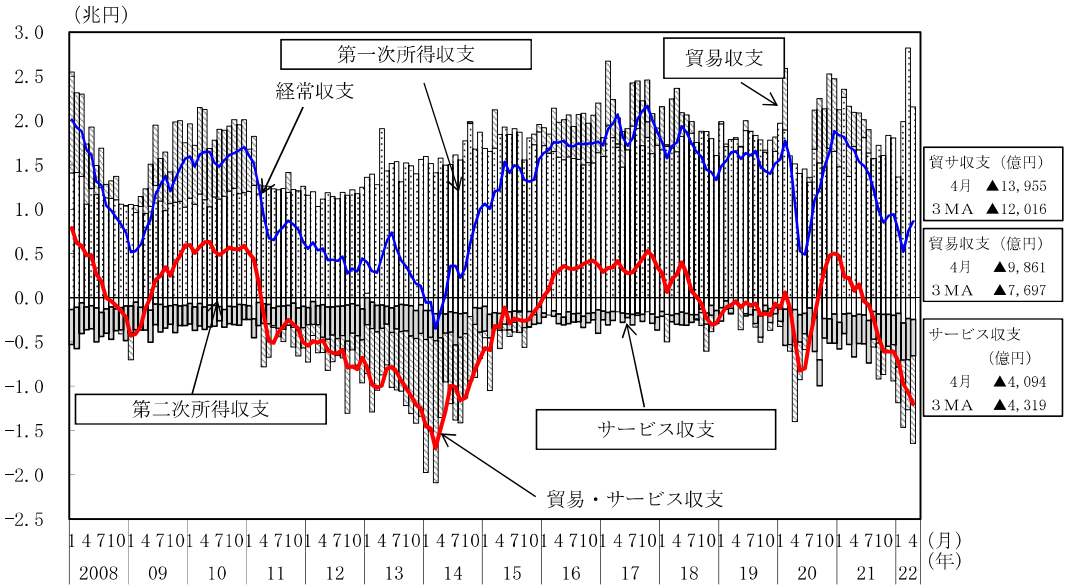

サービス収支

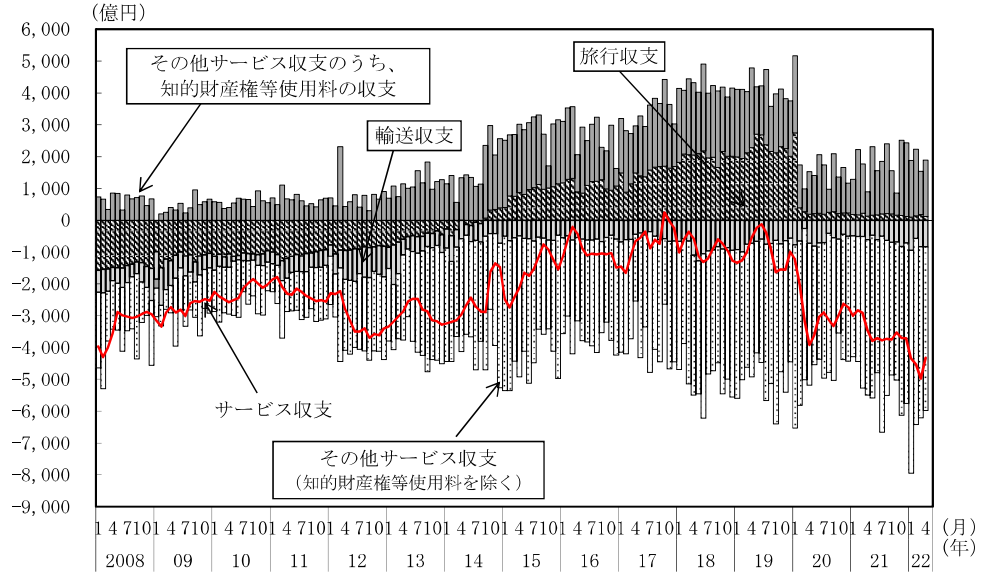

(備考) 1．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
2．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

７．生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

（%）

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 ７－９月期	10－12月期	2022年 １－３月期	2022年 ２月	３月	４月
鉱工業生産指数	[▲ 10.4] ▲ 9.6	[5.6] 5.8	(▲ 1.9) 5.4	(0.2) 0.9	(0.8) ▲ 0.6	(2.0) 0.5	(0.3) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 4.9
鉱工業出荷指数	[▲ 10.6] ▲ 9.8	[4.6] 4.6	(▲ 3.3) 3.9	(0.2) 0.0	(0.5) ▲ 1.8	(0.0) ▲ 1.5	(0.6) ▲ 2.4	(▲ 0.3) ▲ 4.6
鉱工業在庫指数	[▲ 8.4] ▲ 10.0	[4.9] 6.8	(2.3) 0.4	(2.0) 4.9	(1.0) 6.8	(2.1) 7.1	(▲ 0.4) 6.8	(▲ 2.3) 4.1
製造工業生産能力指数 (2015年＝100)	[97.3] 97.0	[96.2] 95.8	96.2	96.2	95.8	95.7	95.8	95.4
製造工業稼働率指数 (2015年＝100)	[87.1] 87.3	[94.1] 93.5	(90.5)	(94.7)	(93.2)	(94.2)	(92.7)	(92.7)
第３次産業 活動指数	[▲ 6.9] ▲ 6.8	[1.5] P 2.3	(▲ 0.5) 0.7	(1.5) 0.8	P (▲ 0.9) P 0.4	(▲ 1.9) 0.0	P (1.7) P ▲ 0.5	P (0.7) P 0.3

予測調査
５月　4.8%
６月　8.9%

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

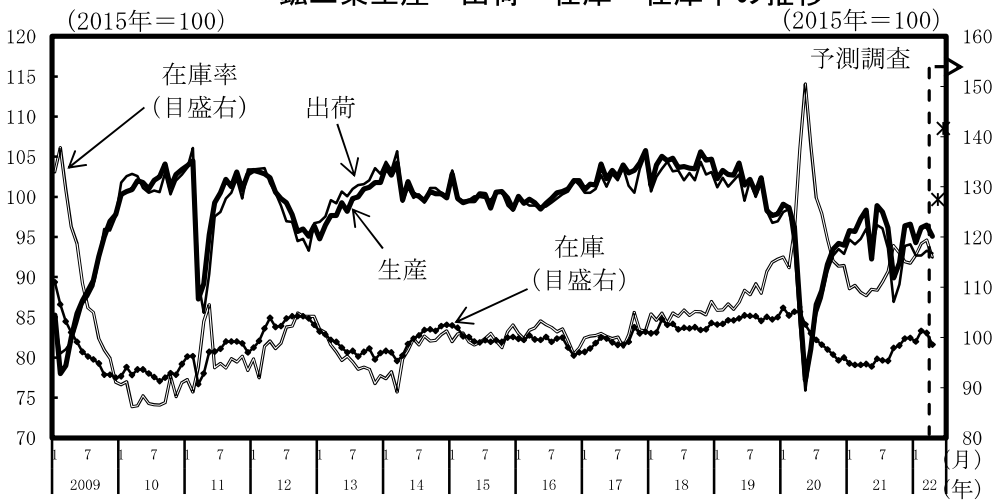

業種別の動向①

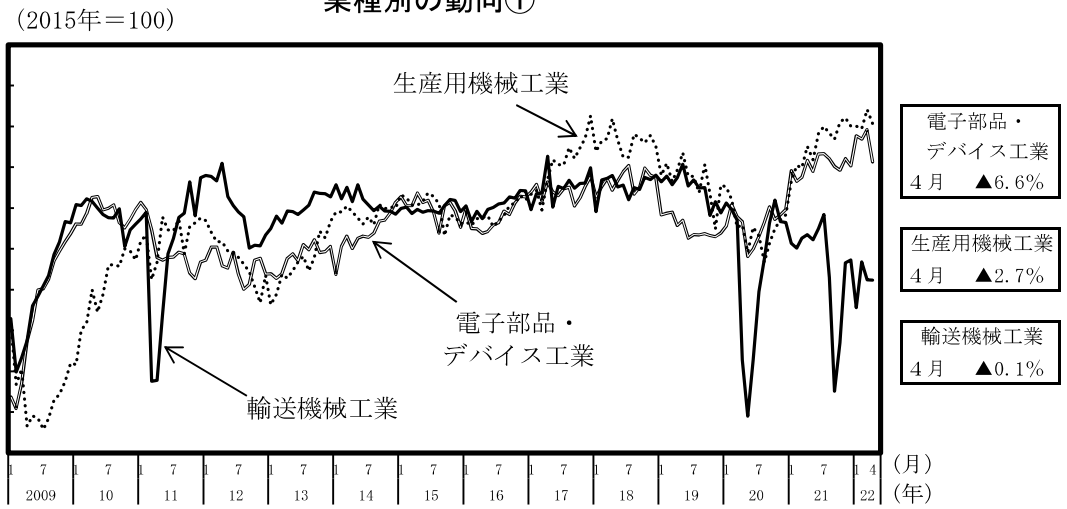

出荷・在庫ギャップの推移

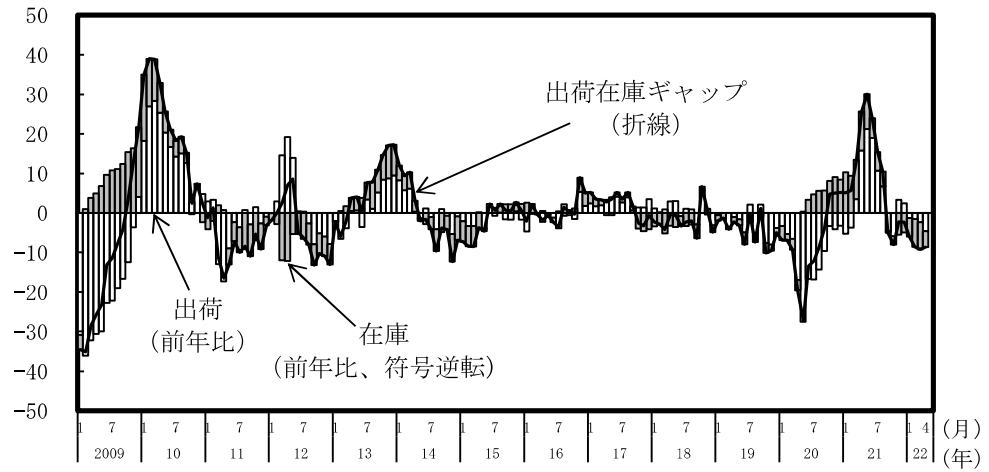

業種別の動向②

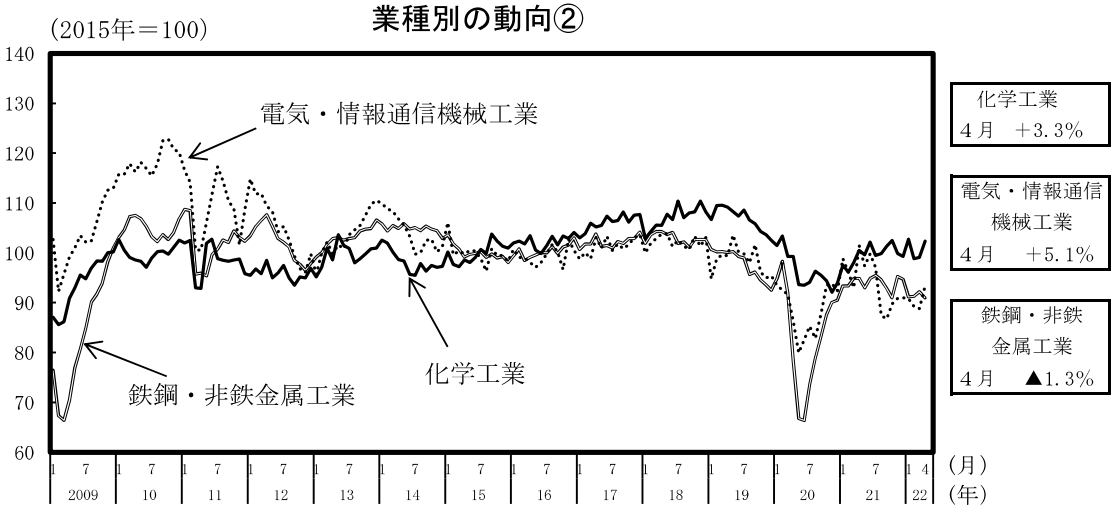

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

８．企業収益・業況判断

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年３月調査）」　　（前年同期比、％）

経常利益		2019年度	2020年度	2021年度　実績見込み			2022年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	▲ 9.6	▲ 20.1	32.0	69.8	6.6	▲ 0.9	▲ 2.5	0.9
大企業	製造業	▲ 17.5	▲ 1.4	42.0	110.5	0.8	▲ 2.9	▲ 4.3	▲ 1.0
	非製造業	▲ 7.8	▲ 37.9	34.1	33.1	35.1	0.5	1.7	▲ 0.8
中小企業	製造業	▲ 18.1	▲ 10.2	37.1	114.3	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 12.9	3.5
	非製造業	0.7	▲ 16.1	10.3	45.5	▲ 7.5	0.0	0.1	0.0

財務省「法人企業統計季報」　　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年４－６月	７－９月	10－12月	2022年１－３月
全規模全産業	▲ 27.3	41.8	▲ 15.6	36.8	93.9 (2.8)	35.1 (▲ 6.4)	24.7 (17.4)	13.7 (0.2)
製造業	▲ 21.7	68.7	▲ 4.3	53.2	159.4 (7.5)	71.0 (▲ 7.3)	22.1 (11.0)	18.4 (5.9)
非製造業	▲ 29.8	28.2	▲ 20.9	27.7	64.2 (▲ 0.2)	17.0 (▲ 5.7)	26.4 (21.8)	10.9 (▲ 3.4)
大中堅企業	▲ 26.8	45.0	▲ 12.2	37.9	74.1 (9.4)	38.0 (▲ 10.0)	27.1 (9.8)	18.5 (8.6)
中小企業	▲ 28.4	33.4	▲ 23.9	33.8	278.6 (▲ 15.0)	26.9 (6.5)	19.8 (40.1)	3.1 (▲ 19.6)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（%ポイント）

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年３月調査）」　　→　見込み

業況判断ＤＩ		2020年9月	12月	2021年3月	6月	9月	12月	2022年3月	6月
全規模	全産業	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 3	▲ 2	＋ 2	＋ 0	▲ 3
	製造業	▲ 37	▲ 20	▲ 6	＋ 2	＋ 5	＋ 6	＋ 2	＋ 0
	非製造業	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 7	＋ 0	▲ 2	▲ 5
大企業	製造業	▲ 27	▲ 10	＋ 5	＋ 14	＋ 18	＋ 18	＋ 14	＋ 9
	非製造業	▲ 12	▲ 5	▲ 1	＋ 1	＋ 2	＋ 9	＋ 9	＋ 7
中小企業	製造業	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 5
	非製造業	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 9	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 10

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

＜企業収益＞

経常利益額の推移

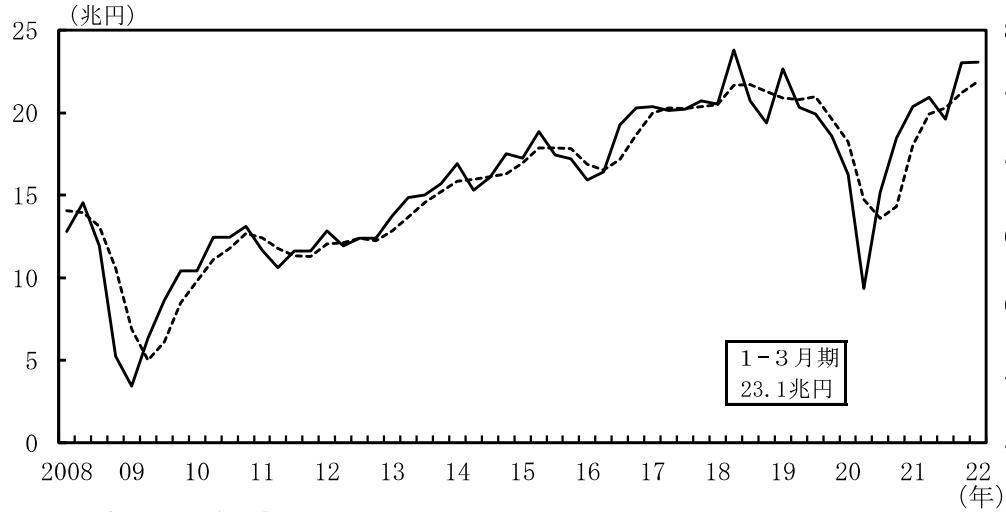

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

労働分配率の推移

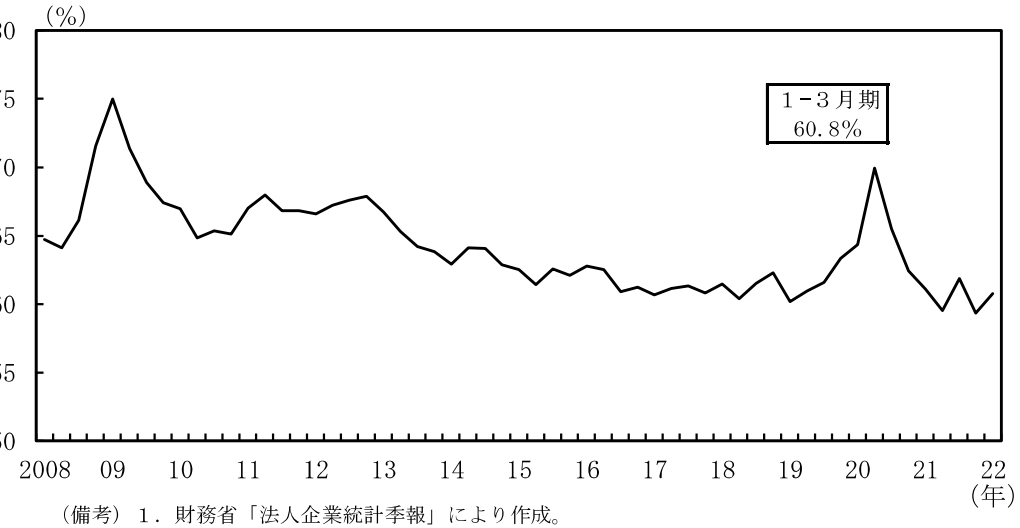

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞

日銀短観の業況判断ＤＩの推移

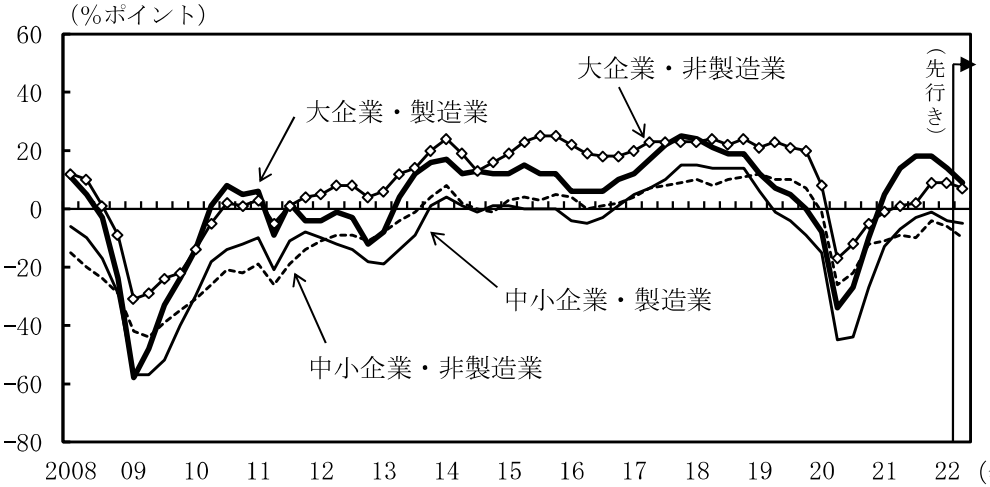

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

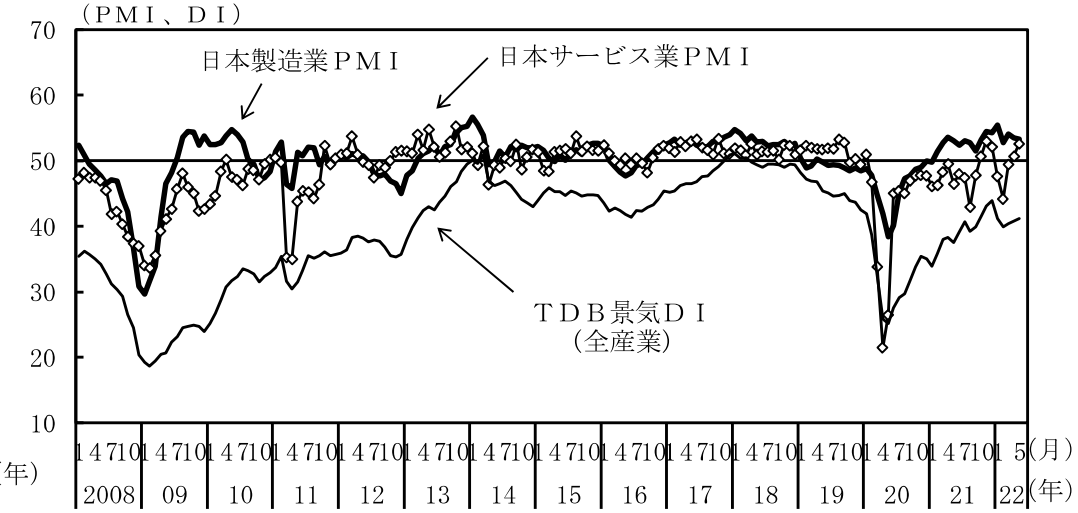

（備考）１．S&P Global社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

９．倒産

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、［　］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	［2021年］ 2021年度	2021年10-12月期	2022年1-3月期	2022年3月	４月	５月
企業倒産件数	［8,383］ 8,631	［7,773］ 7,163	［6,030］ 5,980	1,539	1,504	593	486	524
前年比（％）	［1.7］ 6.4	［▲7.2］ ▲17.0	［▲22.4］ ▲16.5	▲12.1	▲3.2	▲6.4	1.8	11.0
前月比（％）				(4.2)	(3.0)	(4.7)	(▲7.0)	(2.3)
負債金額（億円）	［14,232］ 12,647	［12,200］ 12,084	［11,507］ 11,679	2,857	3,076	1,696	812	873
前年比（％）	［▲4.1］ ▲21.8	［▲14.2］ ▲4.4	［▲5.6］ ▲3.3	▲10.4	5.9	19.9	▲3.3	▲48.1
大型倒産除く（億円）	［6,958］ 7,065	［6,112］ 5,563	［4,984］ 4,964	1,283	1,260	484	455	451
前年比（％）	［▲0.1］ 2.0	［▲12.1］ ▲21.2	［▲18.4］ ▲10.7	▲1.6	▲1.6	▲4.6	31.3	18.7

倒産件数の推移

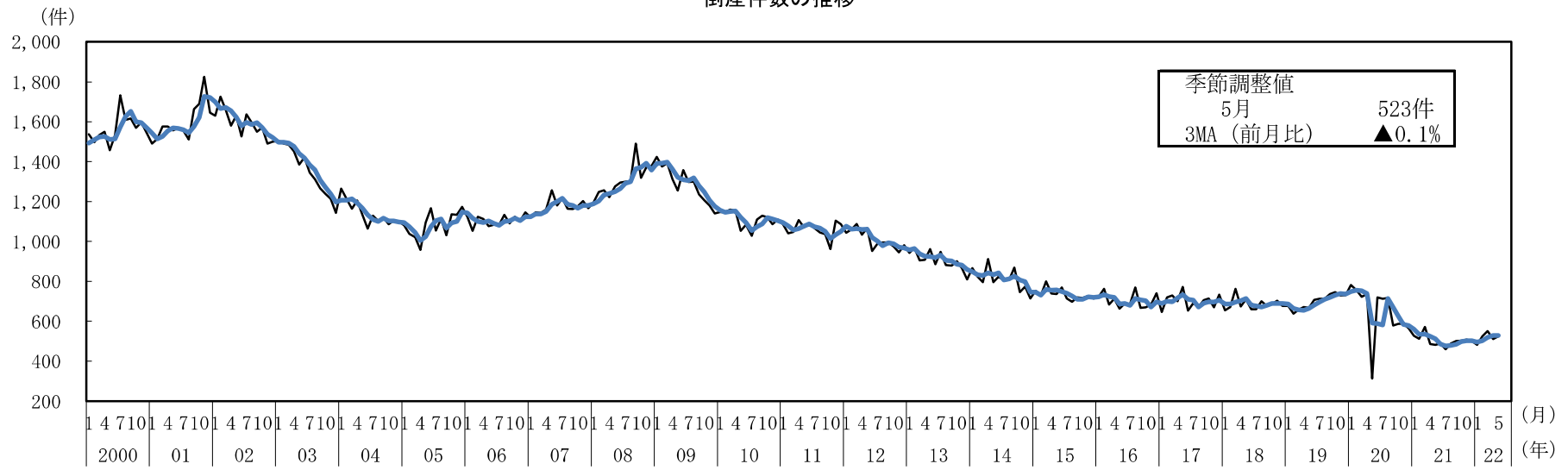
（件）
2,000
1,800
1,600
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
季節調整値
5月　523件
3MA（前月比）　▲0.1%
1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）

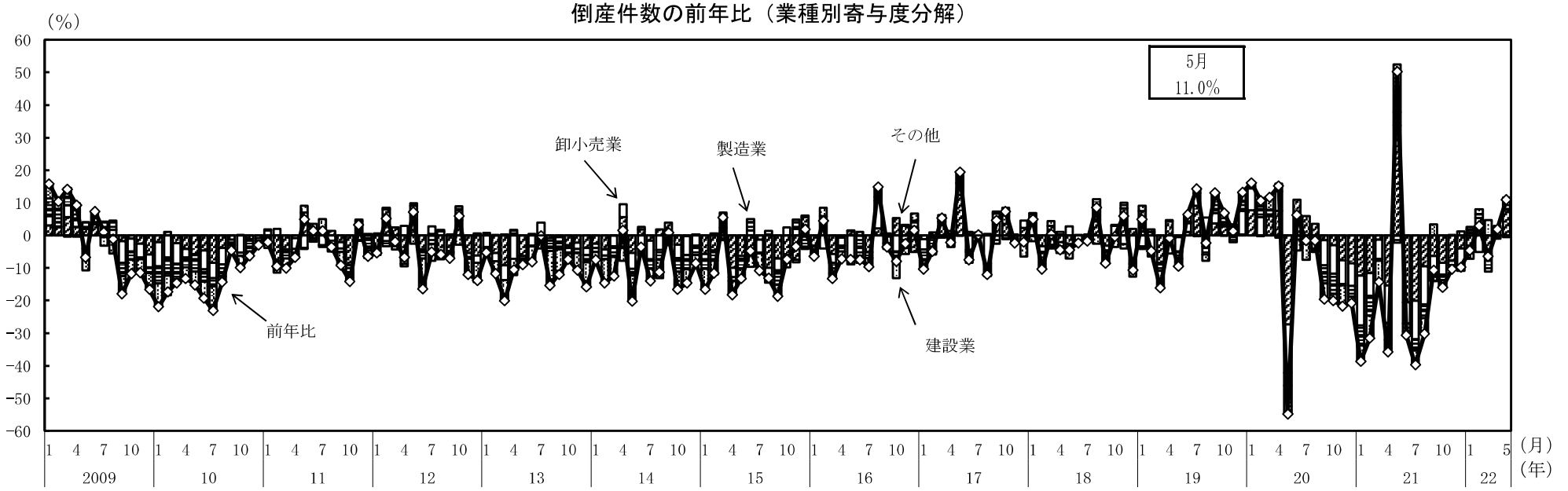

（備考）（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移

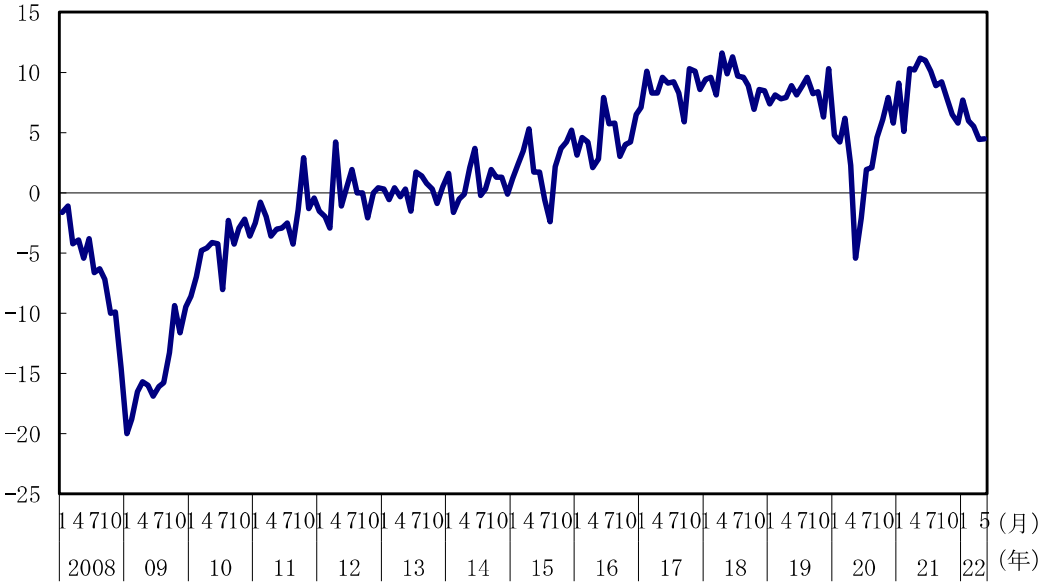

（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移

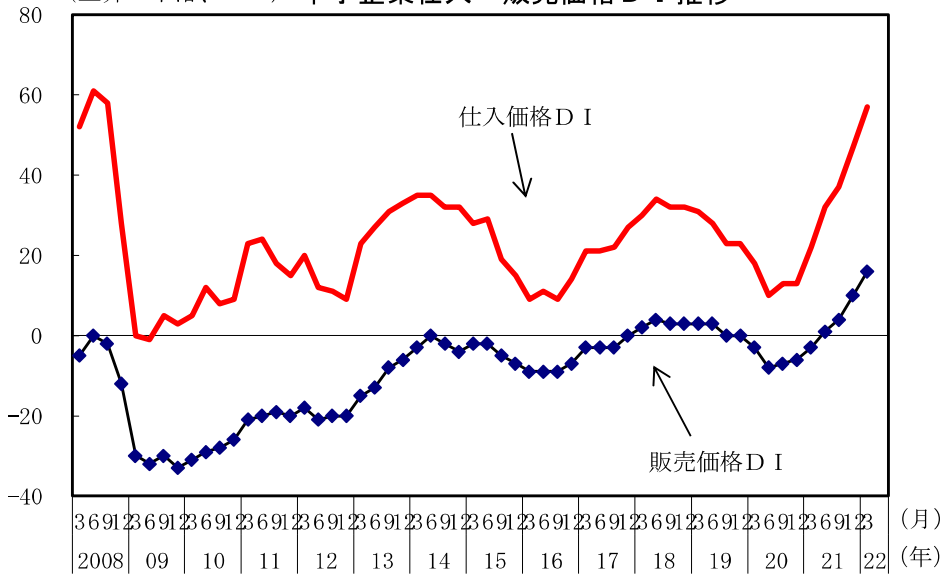

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、 () 内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値）

	2020年度[年]	2021年度[年]	2021年７－９月	2021年10-12月	2022年１－３月	2022年２月	３月	４月
完全失業率 (%)	2.9 [2.8]	2.8 [2.8]	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.5
うち15～24歳	4.8 [4.6]	4.4 [4.6]	4.3	4.7	4.1	3.8	4.0	4.1
完全失業者数総数 (万人)	199 [192]	191 [195]	192	188	186	188	179	176
うち非自発的な離職による者	59 [55]	56 [57]	55	51	58	60	55	43
雇用者数	▲0.8 [▲0.4]	0.3 [0.2]	0.7 (0.1)	▲0.3 (▲0.2)	▲0.2 (0.1)	▲0.4 (0.4)	0.2 (0.6)	1.0 (0.5)
常用労働者数（労働者計）	0.7 [1.0]	1.1 [1.2]	1.4 (0.1)	1.1 (0.2)	0.6 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	0.5 (0.4)	p 0.5 (0.1)
新規求人数	▲20.8 [▲21.7]	9.8 [4.1]	8.2 (2.0)	11.0 (4.7)	10.5 (3.2)	9.5 (▲4.8)	7.5 (4.4)	12.3 (2.5)
有効求人数	▲22.3 [▲21.0]	9.5 [1.6]	9.2 (2.9)	10.3 (3.4)	12.9 (4.1)	13.0 (▲0.2)	11.7 (0.2)	11.8 (0.9)
有効求人倍率 (倍)	1.10 [1.18]	1.16 [1.13]	1.15	1.17	1.21	1.21	1.22	1.23
正社員 (倍)	0.83 [0.88]	0.90 [0.88]	0.90	0.90	0.93	0.93	0.94	0.97
求人広告掲載件数 (万件)	78.8 [95.3]	99.1 [90.8]	90.9	101.5	120.8	120.9	131.3	137.8
所定外労働時間（残業時間等）	▲13.9 [▲13.2]	8.2 [5.1]	7.3 (▲1.1)	4.1 (▲0.9)	4.3 (2.4)	5.1 (0.5)	3.8 (2.7)	p 5.7 (4.1)
製造業	▲19.8 [▲20.7]	18.9 [14.1]	27.9 (2.3)	9.2 (▲6.4)	10.7 (6.8)	12.4 (▲1.8)	9.8 (2.0)	p 6.1 (0.3)
現金給与総額（１人当たり・名目）	▲1.5 [▲1.2]	0.7 [0.3]	0.5 (▲0.3)	0.0 (▲0.6)	1.5 (2.2)	1.2 (0.7)	2.0 (1.0)	p 1.7 (0.2)
※共通事業所	－	－	－	－	－	0.9	1.6	p 1.5
定期給与（名目）	▲0.8 [▲0.7]	0.8 [0.5]	0.6 (▲0.2)	0.3 (▲0.1)	1.1 (1.2)	1.0 (0.0)	1.2 (0.4)	p 1.5 (0.4)
※共通事業所	－	－	－	－	－	0.7	0.9	p 1.3

（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列（2019年５月以前は抽出調査、６月以降は全数調査）を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年１月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

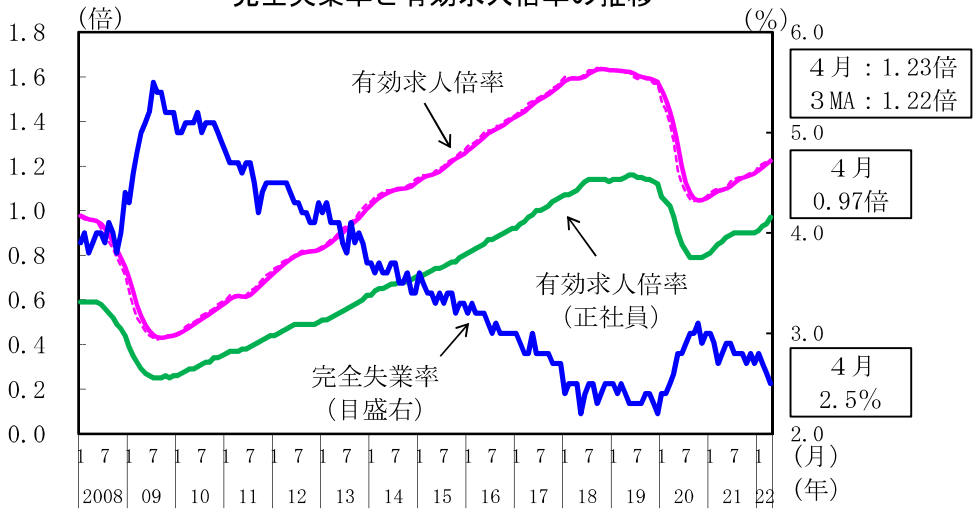

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移

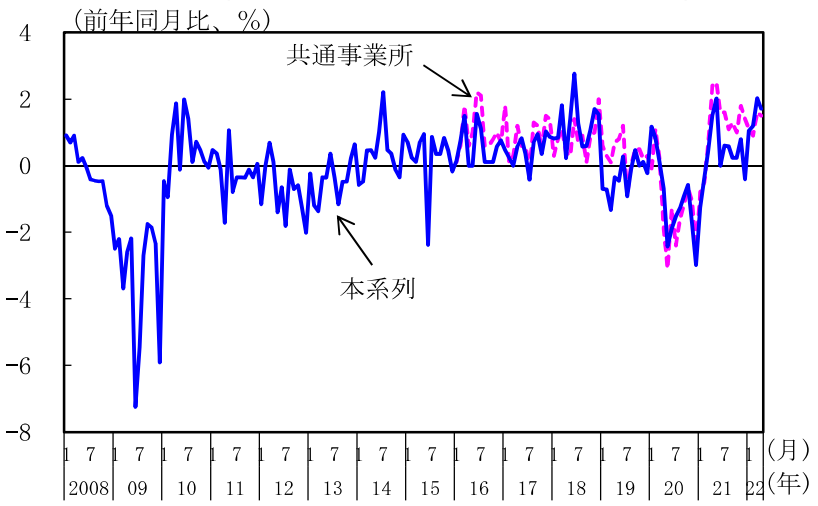

雇用者数、就業者数の推移

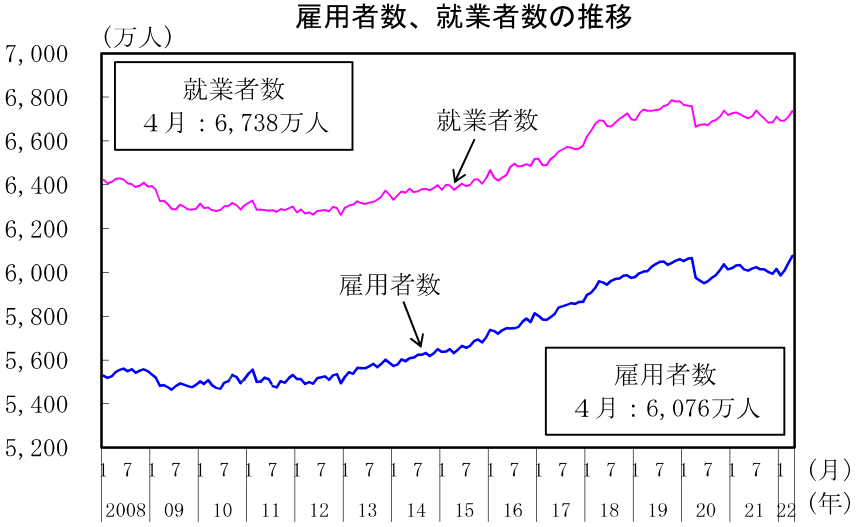

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
２．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
３．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

賃上げ率の推移

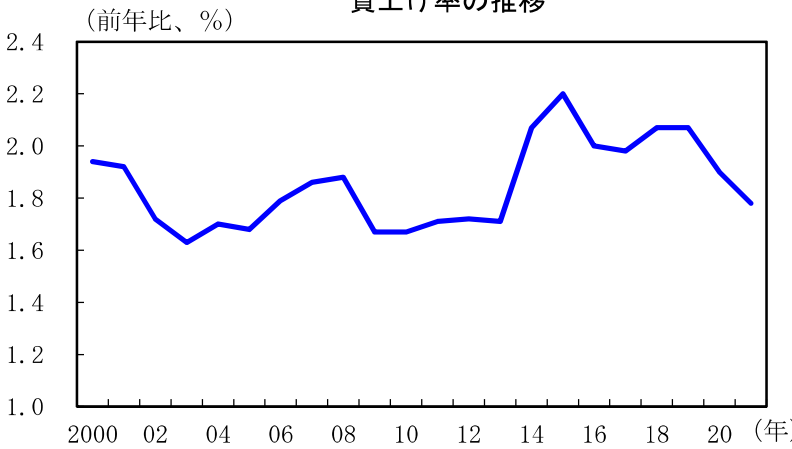

（備考）１．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
２．本系列は、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年１月より公表。
３．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、このところ上昇している。

（前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期(月)比、＜＞内は季節調整済前期(月)比、%）

			[2020年] [2020年度]	[2021年] [2021年度]	2021年 7－9月	10－12月	2022年 1－3月	2022年 3月	4月	5月
国内企業物価			[▲ 1.2] ▲ 1.5	[4.5] 7.0	(2.1) 5.8	(2.3) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) P 9.1
	夏季電力料金調整後		[▲ 1.1] ▲ 1.4	[4.5] 7.0	(1.9) 5.8	(2.5) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) P 9.1
輸出物価			[▲ 3.2] ▲ 2.2	[8.3] 11.2	(1.6) 10.0	(3.1) 13.2	(2.2) 12.4	(3.0) 12.6	(5.5) 16.9	P (1.0) P 16.7
輸入物価			[▲ 10.3] ▲ 10.0	[21.5] 31.2	(6.8) 28.7	(9.7) 39.9	(4.2) 33.4	(3.3) 32.3	(10.3) 42.2	P (3.0) P 43.3
	契約通貨ベース		[▲ 9.3] ▲ 8.7	[18.7] 25.4	(6.5) 25.4	(7.0) 31.5	(2.6) 24.7	(1.2) 23.9	(5.0) 27.4	P (1.3) P 26.3
企業向けサービス価格			[0.9] 0.4	[0.9] 1.2	(0.3) 1.1	(0.7) 1.1	(0.2) 1.2	(0.9) 1.3	P (0.0) P 1.7	(－) －
	国際運輸を除くベース		[1.0] 0.5	[0.7] 0.9	＜ 0.2 ＞ 0.8	＜ 0.4 ＞ 0.8	＜ 0.3 ＞ 0.9	＜ 0.2 ＞ 0.9	P ＜ 0.2 ＞ P 1.2	＜ － ＞ －
消費者物価	総合	固定基準	[0.0] ▲ 0.2	[▲ 0.2] 0.1	＜ 0.4 ＞ ▲ 0.2	＜ 0.3 ＞ 0.5	＜ 0.7 ＞ 0.9	＜ 0.4 ＞ 1.2	＜ 0.4 ＞ 2.5	＜ － ＞ －
		連鎖基準	[0.0] －	[▲ 0.2] －	－ －	－ －	－ －	＜ 0.4 ＞ 1.2	＜ 0.3 ＞ 2.5	＜ － ＞ －
	生鮮食品	固定基準	[3.3] 3.5	[▲ 1.2] 1.1	(4.3) ▲ 3.7	(0.1) 3.2	(5.8) 9.4	(▲ 1.1) 11.6	(0.0) 12.2	(－) －
	エネルギー	固定基準	[▲ 4.2] ▲ 5.8	[3.9] 10.7	(3.2) 6.3	(4.4) 14.4	(5.4) 19.8	(2.5) 20.8	(0.5) 19.1	(－) －
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] ▲ 0.4	[▲ 0.2] 0.1	＜ 0.5 ＞ 0.0	＜ 0.3 ＞ 0.4	＜ 0.6 ＞ 0.6	＜ 0.4 ＞ 0.8	＜ 0.2 ＞ 2.1	＜ － ＞ －
		連鎖基準	[▲ 0.2] －	[▲ 0.2] －	－ －	－ －	－ －	＜ 0.3 ＞ 0.8	＜ 0.4 ＞ 2.1	＜ － ＞ －
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.2] 0.1	[▲ 0.5] ▲ 0.8	＜ 0.2 ＞ ▲ 0.5	＜ ▲ 0.2 ＞ ▲ 0.7	＜ 0.3 ＞ ▲ 0.9	＜ 0.2 ＞ ▲ 0.7	＜ 0.2 ＞ 0.8	＜ － ＞ －
		連鎖基準	[0.2] －	[▲ 0.5] －	－ －	－ －	－ －	＜ 0.2 ＞ ▲ 0.8	＜ 0.2 ＞ 0.8	＜ － ＞ －
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] －	[0.3] －	－ －	－ －	－ －	＜ 0.2 ＞ 0.4	＜ 0.2 ＞ 0.7	＜ － ＞ －

消費者物価（東京都区部）	4月	5月(P)
総合	＜ 0.3＞ 2.4	＜ 0.2＞ 2.4
生鮮食品を除く総合	＜ 0.4＞ 1.9	＜ 0.1＞ 1.9
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	＜ 0.4＞ 0.8	＜ 0.1＞ 0.9

（備考）１．企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Ｐは速報値。
２．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期（月）比は、内閣府試算値。
３．消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
４．消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

企業物価の推移

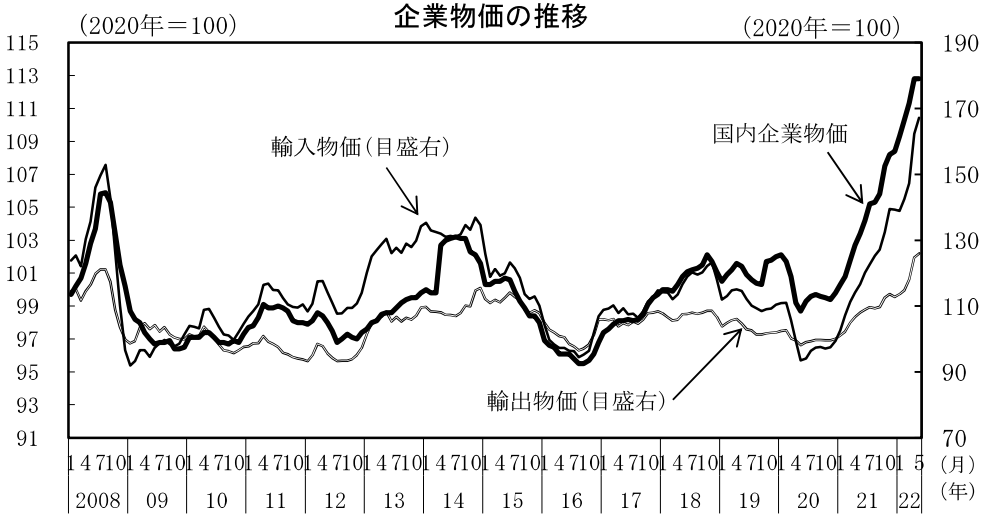

(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

燃料価格の推移

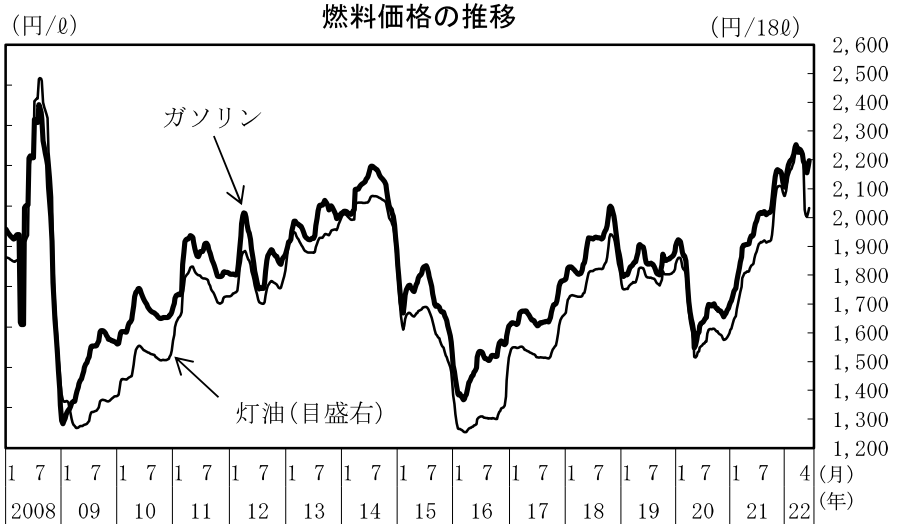

(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移

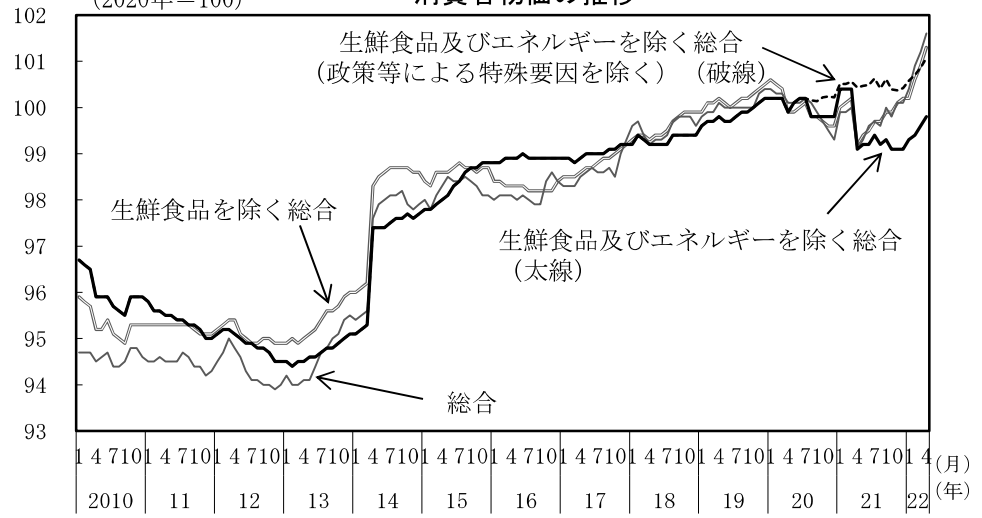

(備考) 1．総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2．「政策等による特殊要因を除く」とは、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料(携帯電話) 下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合

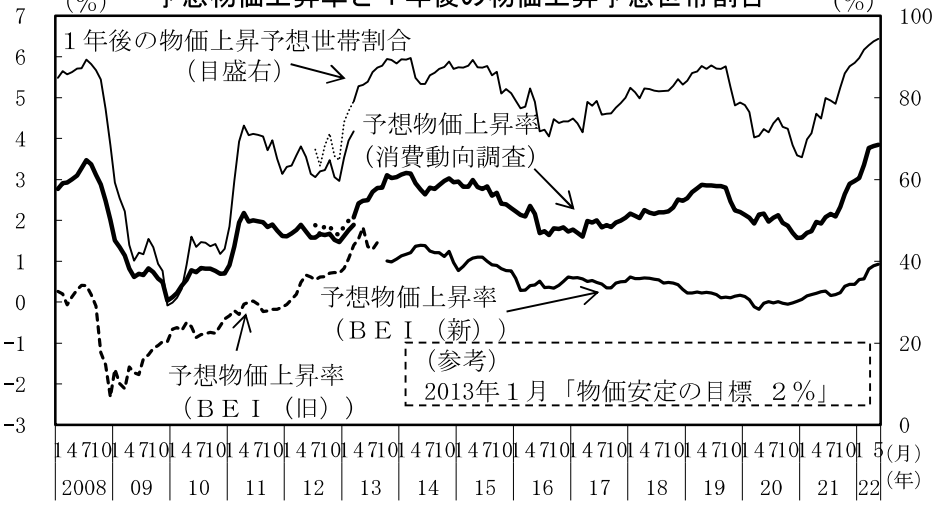

(備考) 1．内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
2．「消費動向調査」は、2013年４月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年７月から2013年３月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。
それぞれの時点で残存期間が最長のもの（ＢＥＩ(旧)は旧物価連動国債、ＢＥＩ(新)は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年		2022年	2022年			
					7－9月	10－12月	1－3月	3月	4月	5月	6/16
コールレート（無担保翌日物）	-0.035	-0.024	-0.031	-0.024	-0.031	-0.031	-0.015	-0.008	-0.012	-0.018	-0.042
ユーロ円TIBOR（3か月物）	-0.034	-0.064	-0.051	-0.063	-0.072	-0.064	-0.049	-0.049	-0.049	-0.049	-0.022
国債流通利回り	0.002	0.061	0.030	0.086	0.026	0.067	0.177	0.195	0.233	0.234	0.255
株式相場											6/16
東証株価指数(TOPIX)	1,597	1,953	1,675	1,956	1,974	1,996	1,917	1,885	1,902	1,879	1,867
日経平均株価	22,705	28,836	24,459	28,389	28,553	28,810	27,156	26,584	27,043	26,653	26,431
円相場											6/16
（対米ドル）	106.73	109.89	106.09	112.38	110.09	113.70	116.32	118.51	126.04	128.78	134.26
（対ユーロ）	121.87	129.90	123.74	130.53	129.82	130.00	130.40	130.61	136.71	136.08	139.56
（韓国ウォン・1円当たり）	11.05	10.42	10.94	10.39	10.54	10.41	10.36	10.29	9.78	9.83	6/15 9.56
日銀当座預金残高	4,418,178	5,237,058	4,666,015	5,347,929	5,346,918	5,362,369	5,396,396	5,515,753	5,610,040	5,463,040	
（億円、前年比）	11.3	18.5	16.7	14.6	15.8	10.3	9.0	8.3	6.0	4.2	
マネタリーベース	5,552,289	6,434,962	5,804,620	6,557,140	6,556,206	6,589,419	6,606,743	6,621,323	6,874,736	6,800,213	
（億円、前年比）					(3.2)	(5.4)	(9.2)	(14.5)	(9.1)	(▲14.3)	
	9.1	15.9	13.2	13.0	14.0	9.2	8.0	7.9	6.6	4.6	
マネーストック	10,926,297	11,626,959	11,174,430	11,728,097	11,690,288	11,748,440	11,811,999	11,833,218	12,018,440	12,048,644	
M2					(2.8)	(2.9)	(3.9)	(3.7)	(4.6)	(1.4)	
（億円、前年比）	6.5	6.4	8.1	5.0	4.7	4.0	3.5	3.5	3.4	3.2	
マネーストック	18,759,434	19,801,769	19,020,614	20,007,146	19,987,873	20,068,629	20,112,017	20,136,402	20,492,005	20,643,726	
広義流動性					(3.1)	(2.5)	(2.2)	(4.4)	(13.3)	(6.0)	
（億円、前年比）	4.1	5.6	4.9	5.2	5.2	4.8	4.3	4.3	4.1	3.6	
銀行貸出	4.8	2.3	5.8	1.0	0.4	0.6	0.4	0.5	1.0	0.9	
普通社債発行額	0.3	▲2.6	28.2	▲4.6	▲18.8	▲0.5	▲9.7	▲37.0	▲11.4	▲7.4	

（備考）１．コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
３．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物ＮＹ17時時点。
４．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
５．マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
６．マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
７．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
８．普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
９．マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

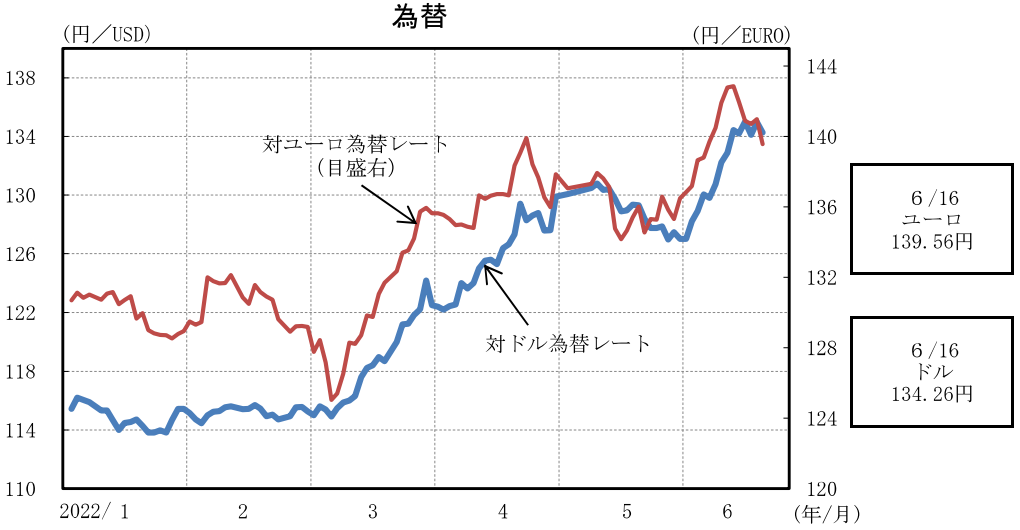

6/16
ユーロ
139.56円

6/16
ドル
134.26円

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価

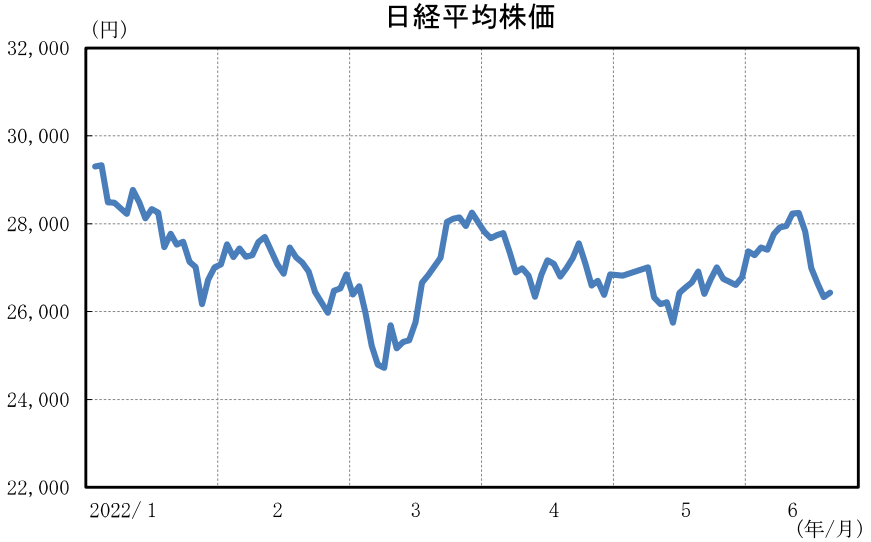

6/16
26,431円

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利

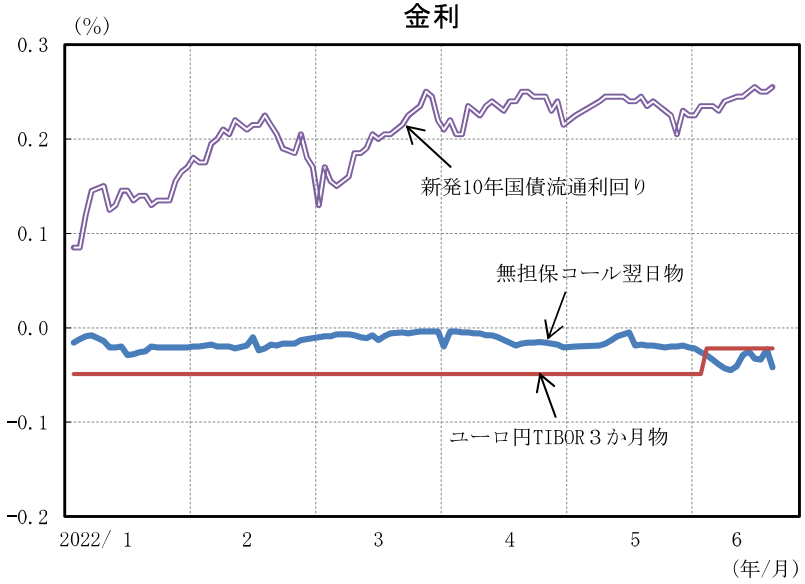

6/16
新発10年国債
流通利回り
0.255%

6/16
ユーロ円
TIBOR３か月物
-0.022%

6/16
無担保コール
翌日物
-0.042%

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

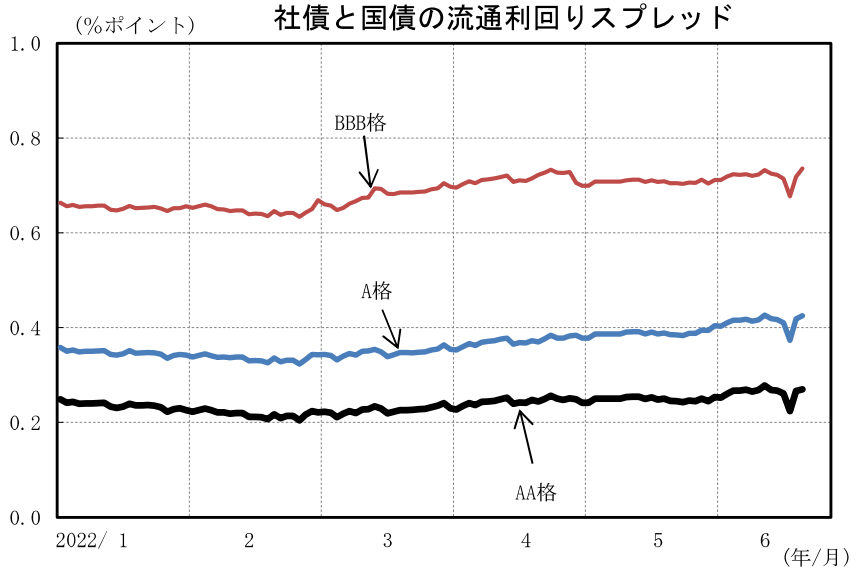

6/16
BBB格
0.736%

6/16
A格
0.425%

6/16
AA格
0.270%

（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース

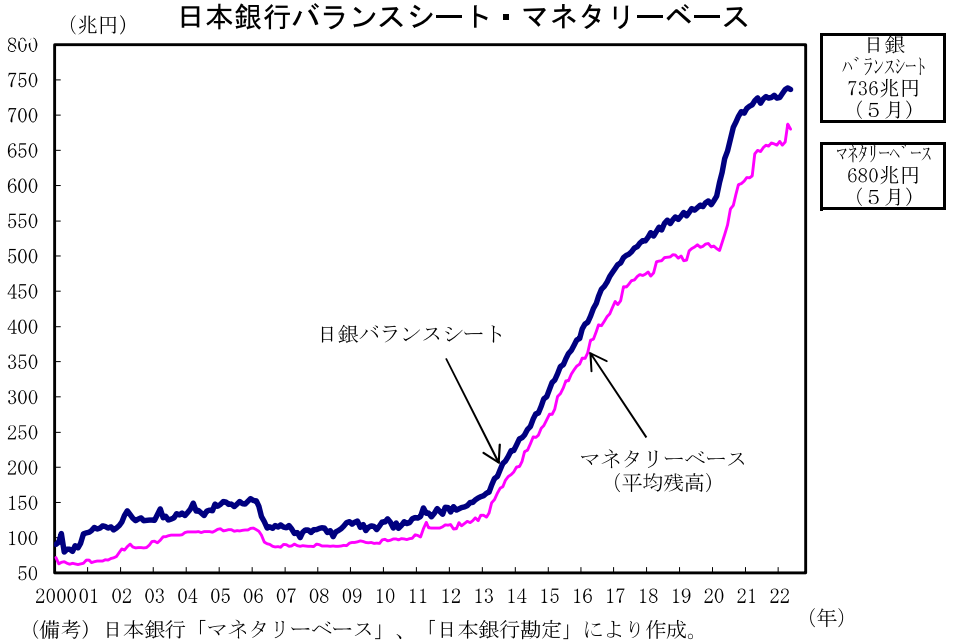

（備考）日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）

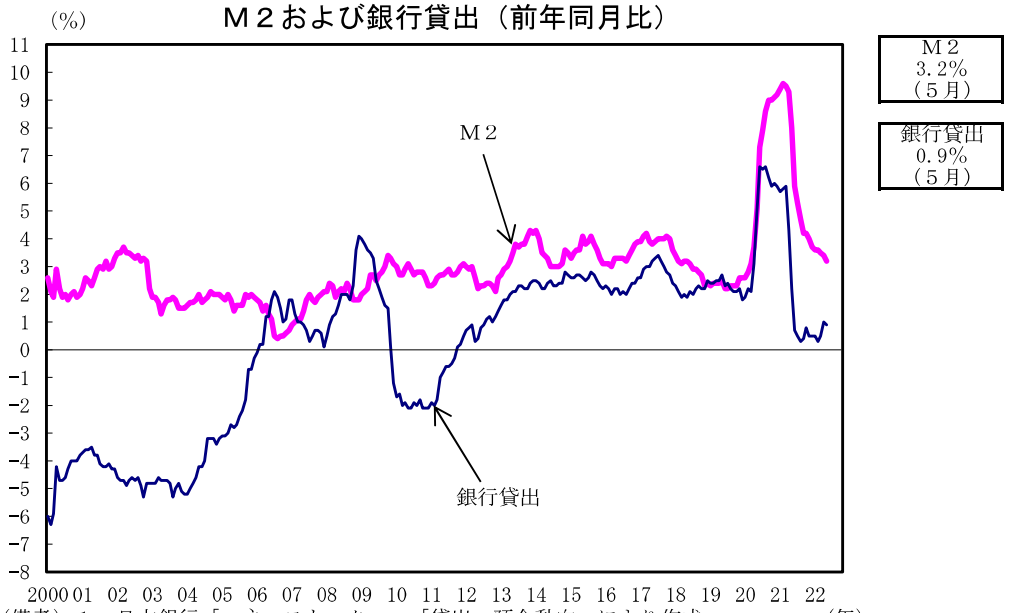

（備考）１．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）

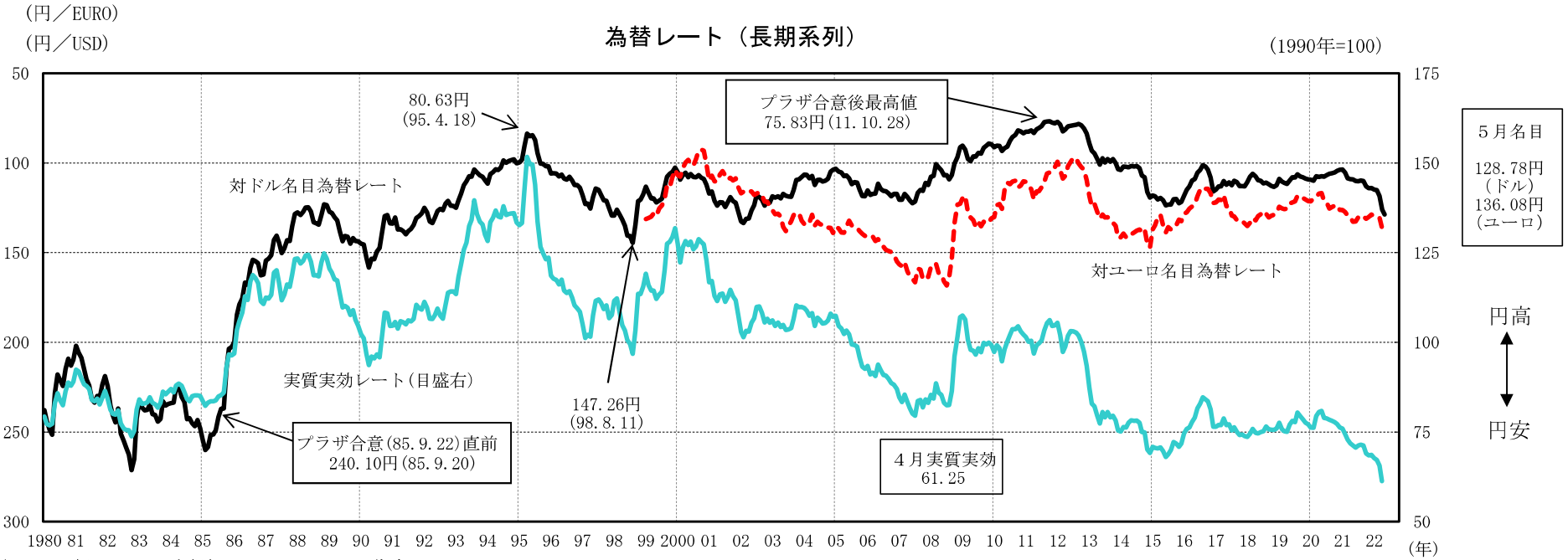

（備考）１．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）

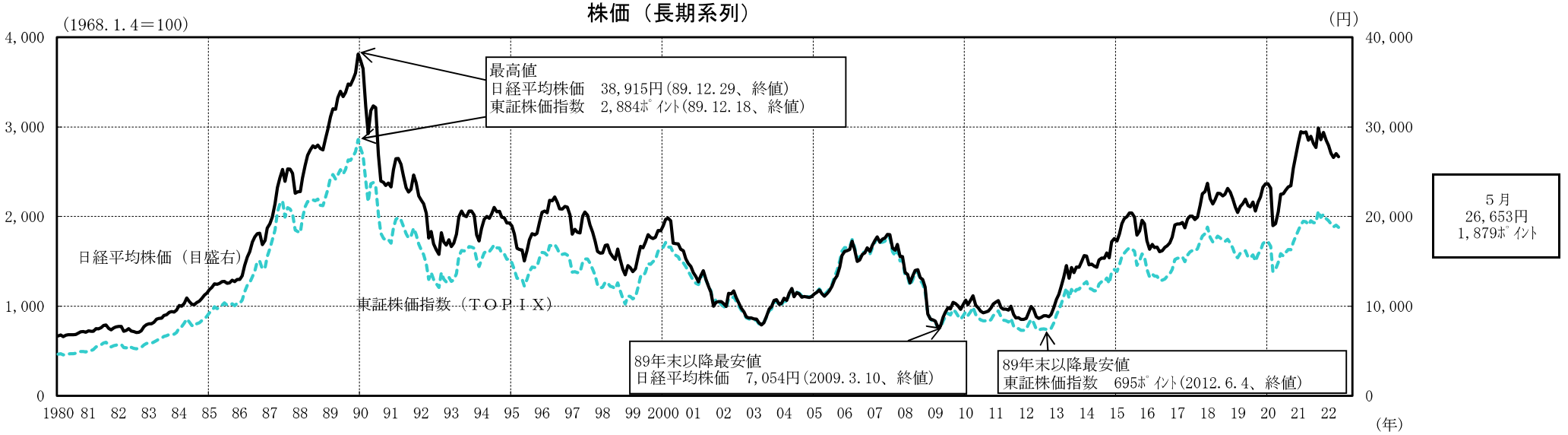

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

金利（長期系列）

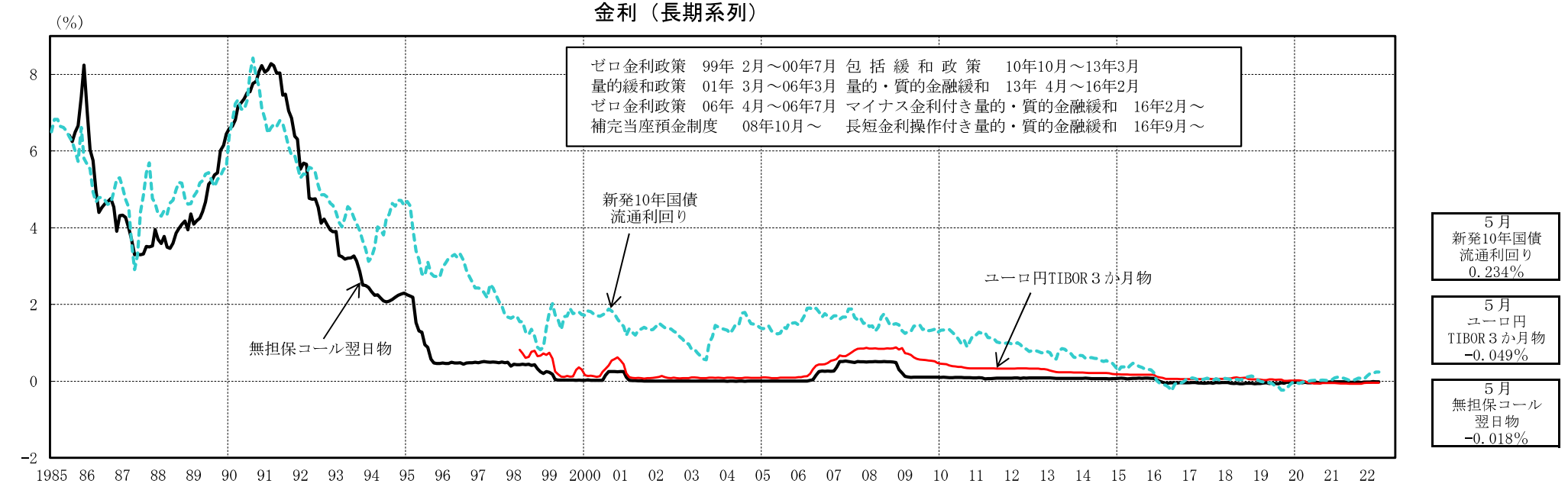

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR３か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査

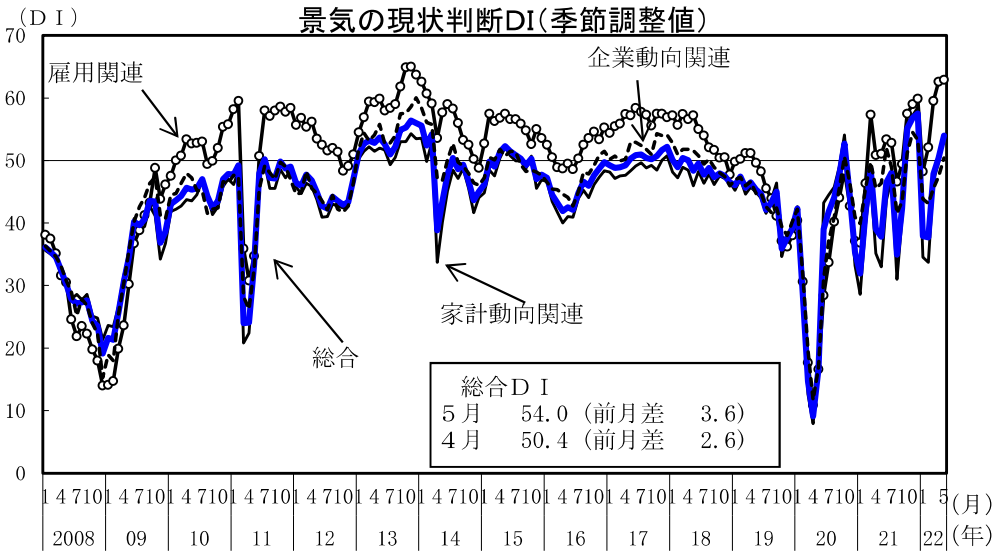

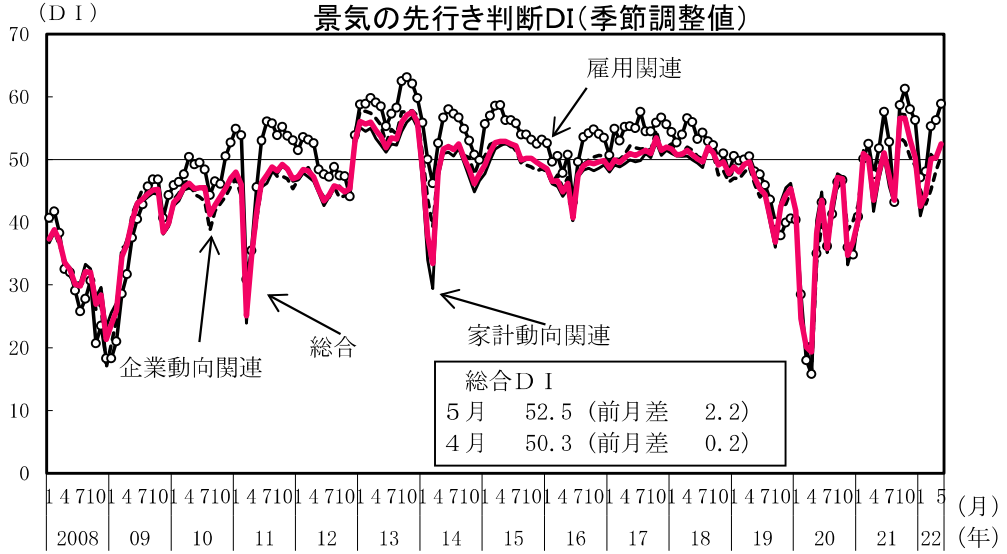

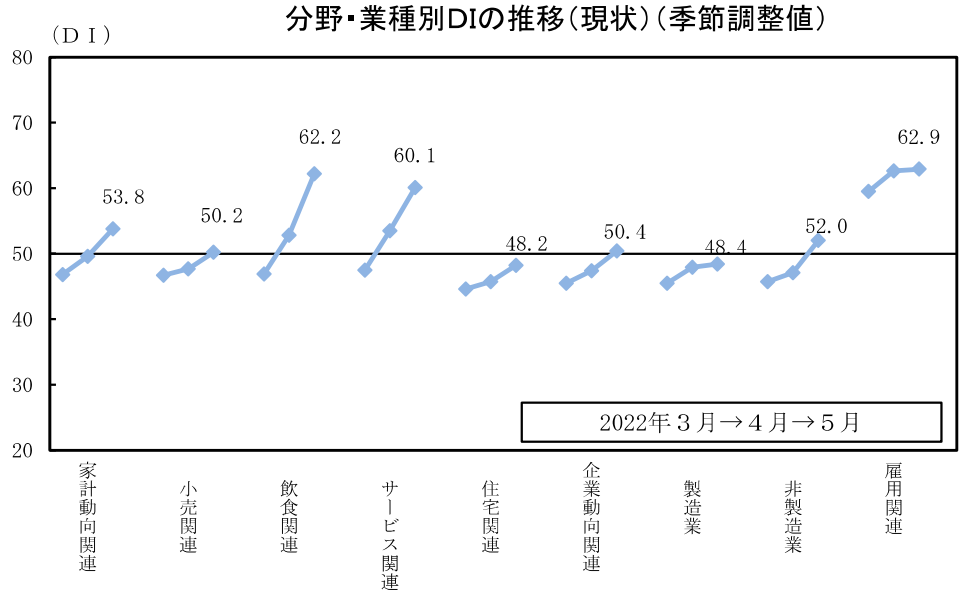

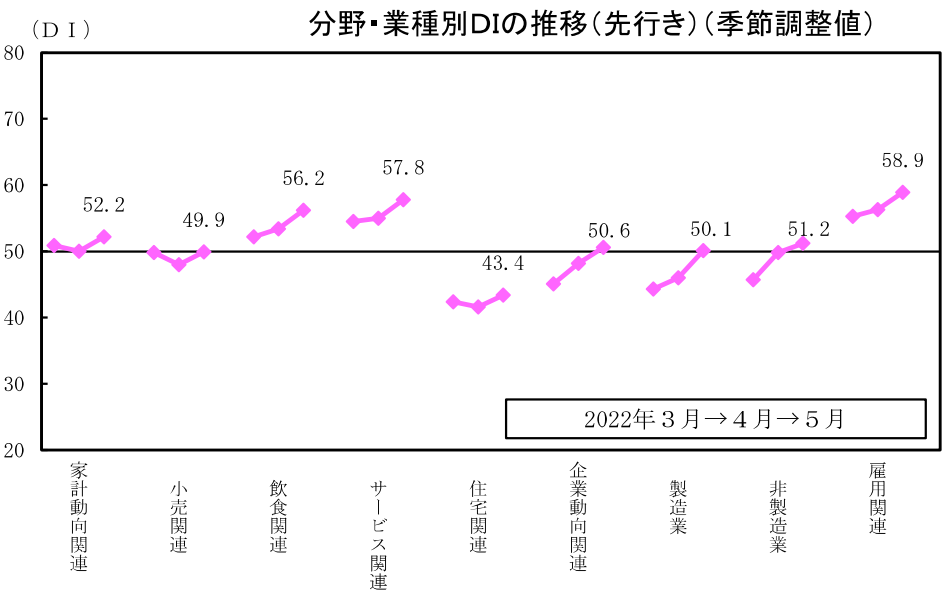

（備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

（参考１）　景気動向指数

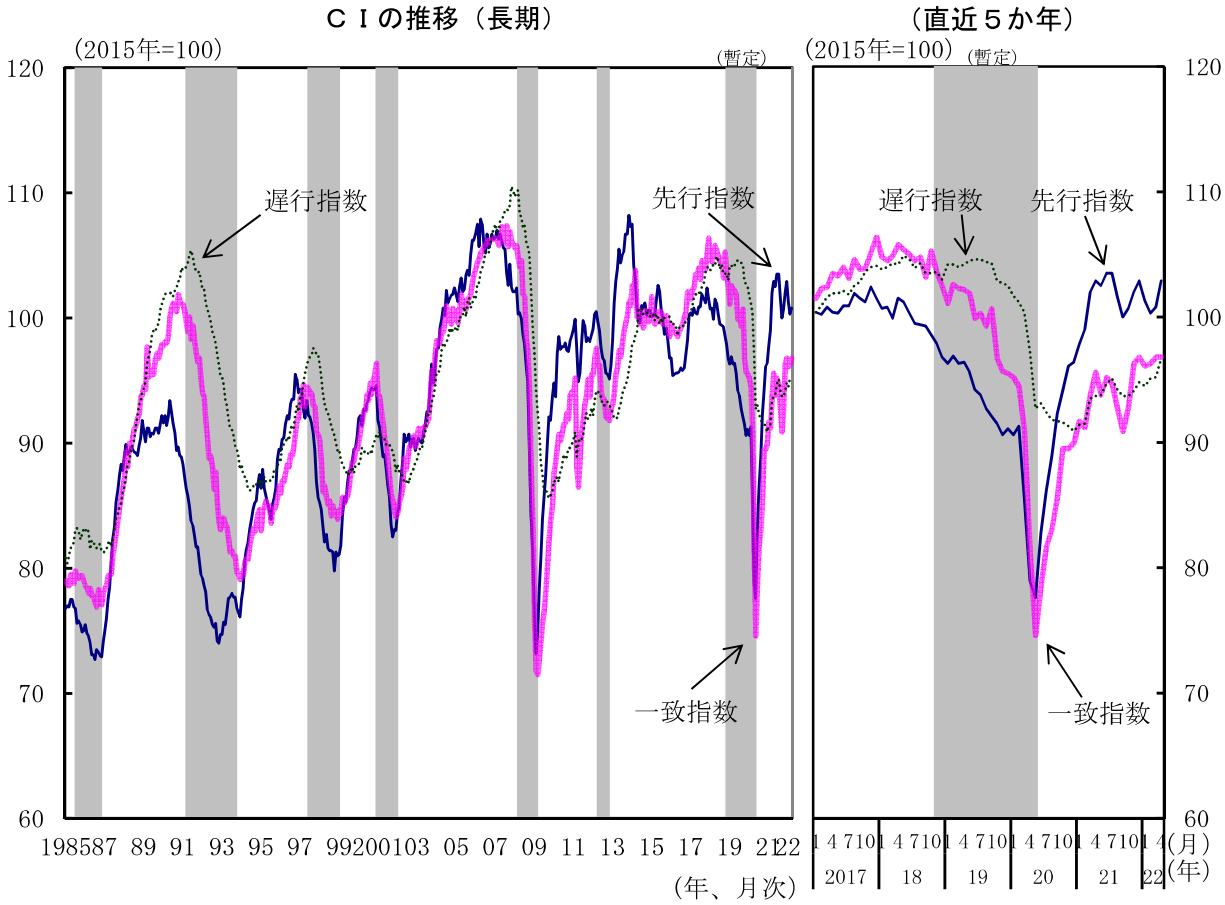

一致指数採用系列の寄与度

		22年1月	2月	3月	4月
一致指数		96.1	96.3	96.8	96.8
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.29	0.24	0.04	-0.20
	鉱工業用生産財出荷指数	-0.32	0.24	0.05	-0.21
	耐久消費財出荷指数	-0.44	0.37	-0.19	0.01
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.01	-0.29	0.42	-0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	0.12	-0.35	0.16	0.30
	商業販売額(小売業、前年比)	-0.01	-0.18	0.14	0.24
	商業販売額(卸売業、前年比)	0.06	-0.04	-0.09	-0.05
	営業利益(全産業)	-0.10	-0.10	-0.11	0.01
	有効求人倍率(除学卒)	0.36	0.13	0.13	0.17
	輸出数量指数	-0.11	0.13	-0.00	-0.32

景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月）		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	（暫定）18/10	（暫定）20/5	71	19	90
第2～第16循環の平均				38.5	16.3	54.9

（備考）内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山及び2020年５月の谷は暫定。

（参考２）　地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）

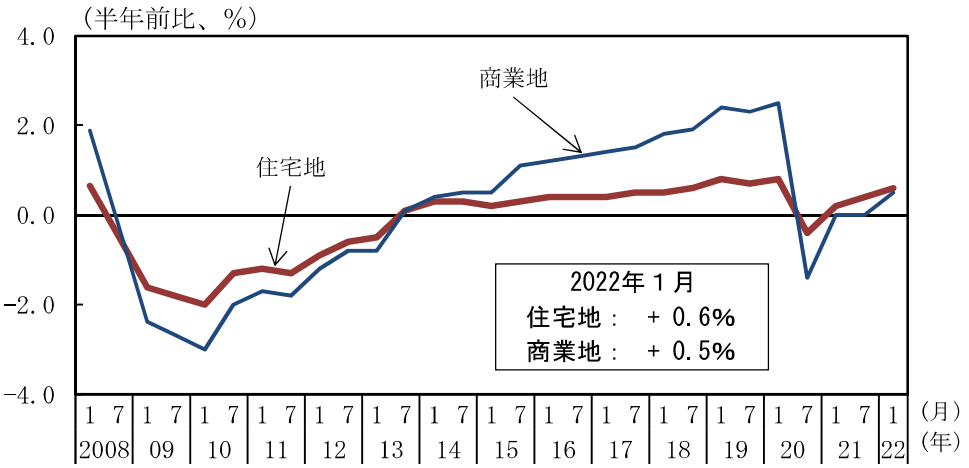

市街地価格指数

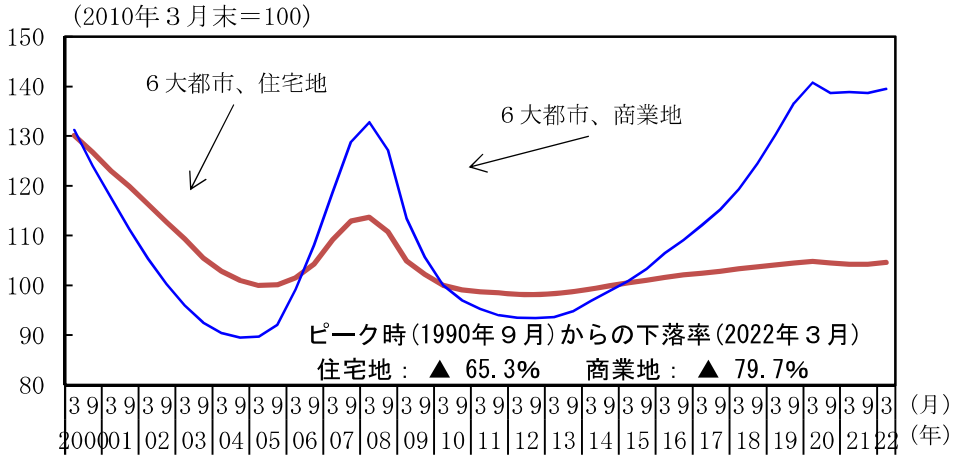

主要都市の高度利用地地価

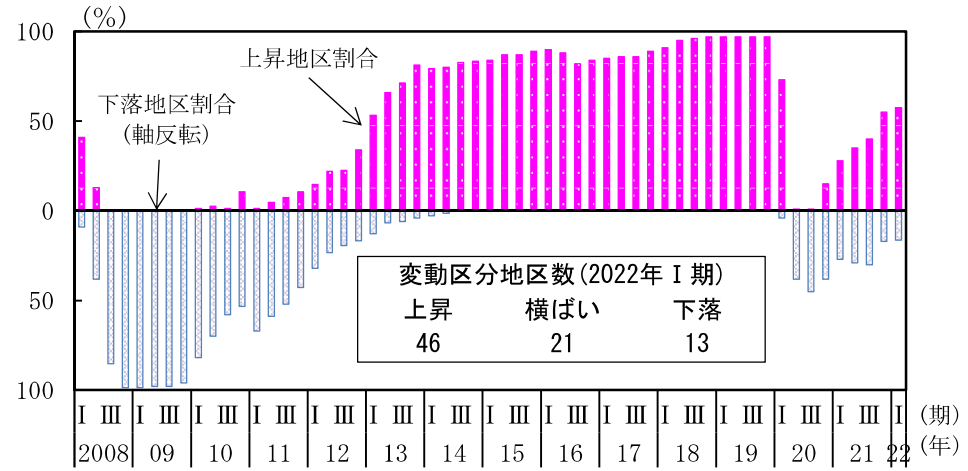

不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

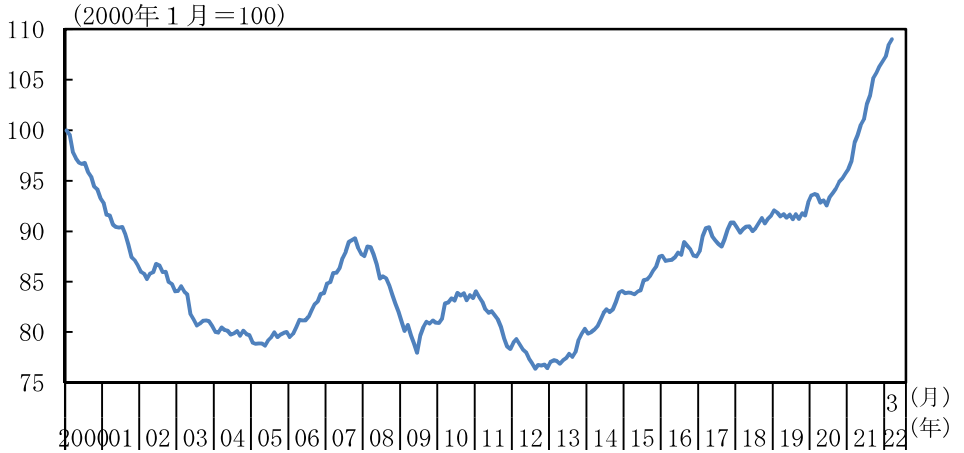

（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

（参考３） 地域経済

(1) 鉱工業生産

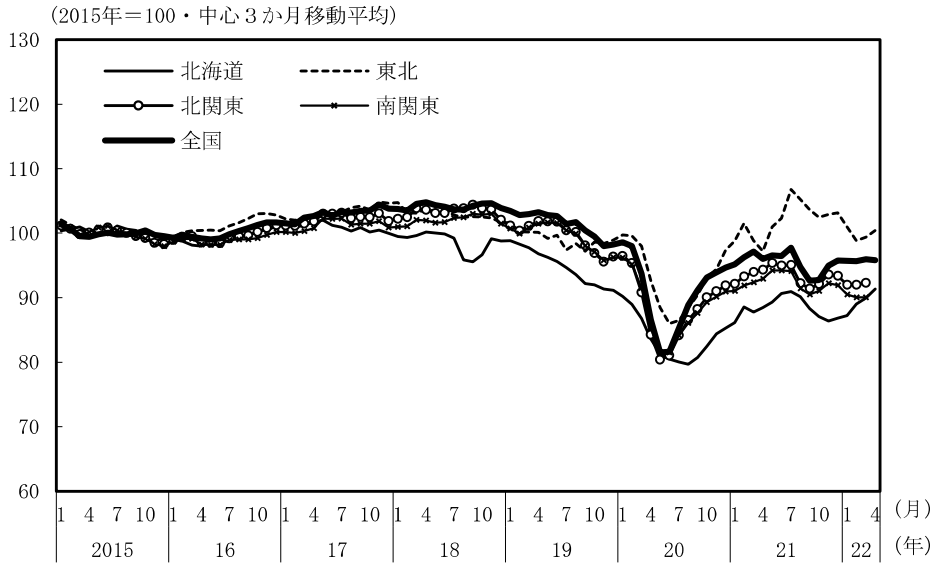

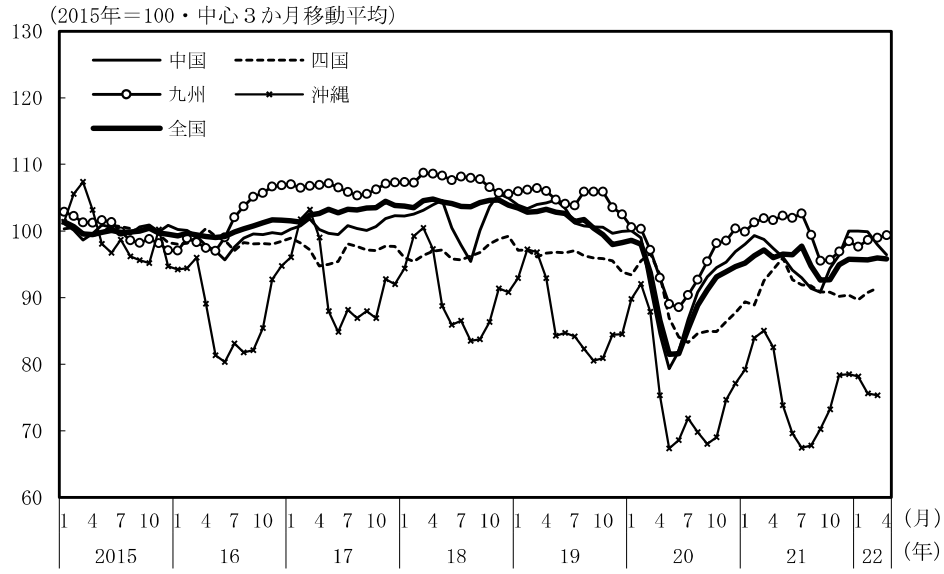

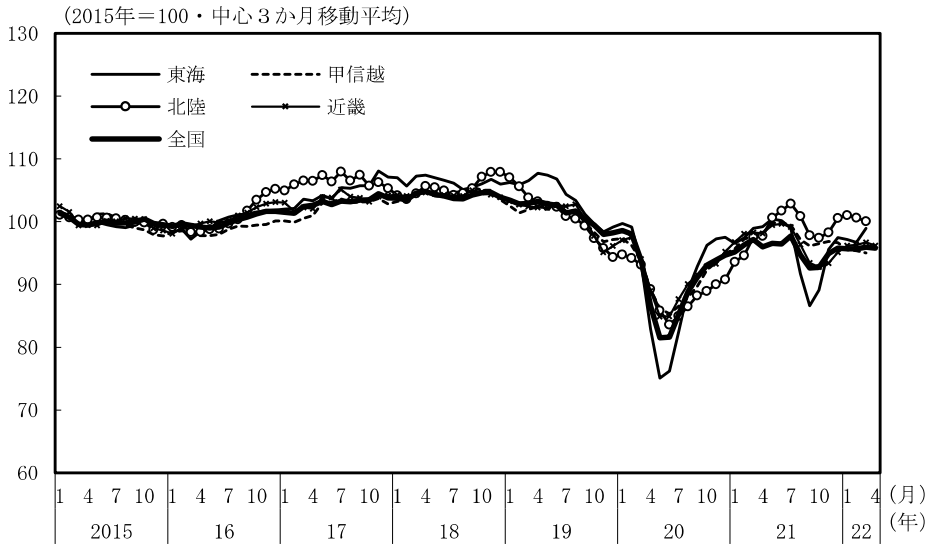

(備考)

１．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。

２．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。

３．基準年は平成27年。

４．直近月は、２か月平均。

５．全国、北海道、東北、近畿、中国、九州は、４月まで更新。その他地域は、３月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

(2) 完全失業率

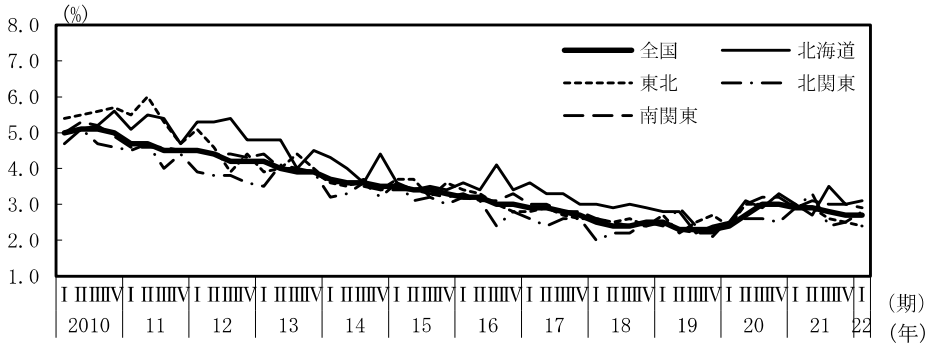

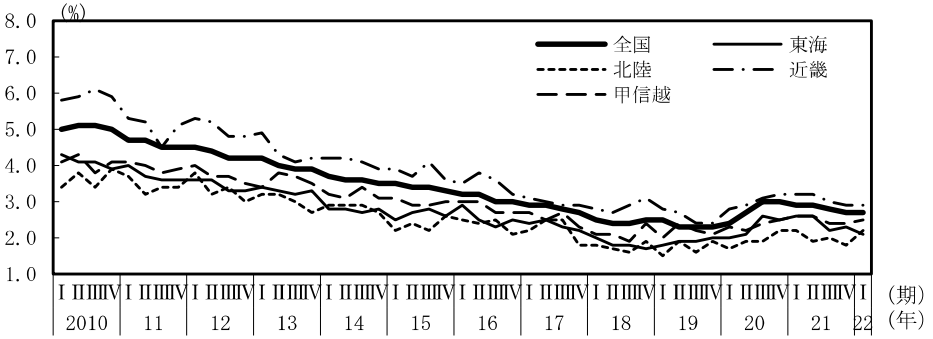

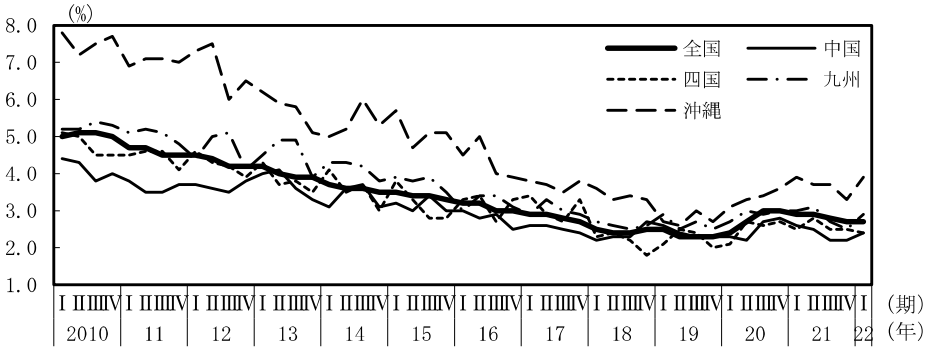

（備考）
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率

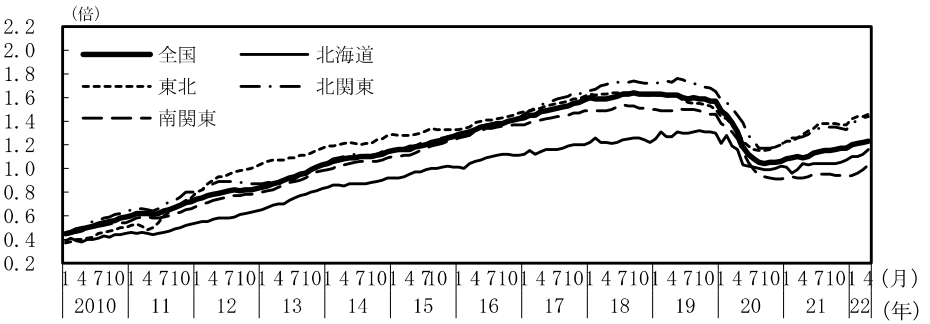

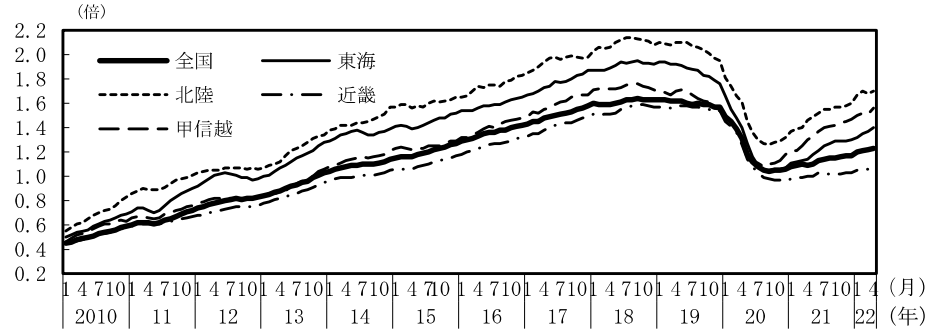

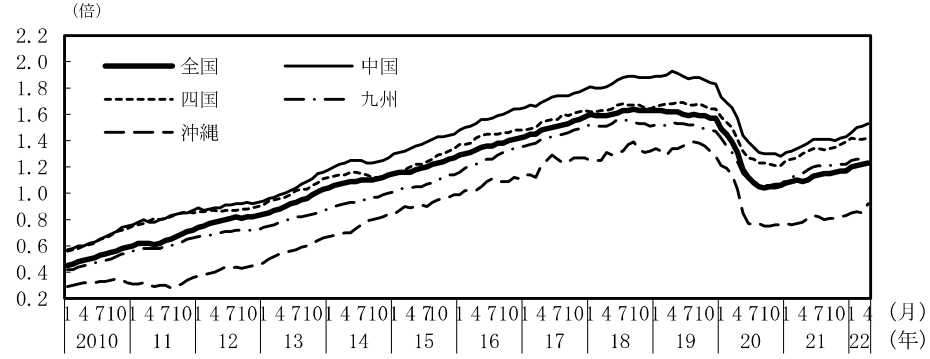

（備考）
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

		５月月例	６月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、**中国での感染の再拡大や**ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や**金融資本市場の変動、**供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる**ほか、中国で経済活動抑制の影響が残る**中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。**また、世界的に金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要がある。**
アメリカ		アメリカでは、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響**や金融政策正常化の影響**等を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、**金融政策正常化が進む中で、**金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は**感染の再拡大の影響により、**一部地方で経済活動**が**抑制**されており**、持ち直しの動きに足踏みがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が**続く**と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国では、景気は一部地方で**の**経済活動**の**抑制**の影響が残り**、持ち直しの動きに足踏みがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が**残る**と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。	ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

１．アメリカ

○アメリカでは、景気は持ち直している。

①実質ＧＤＰ成長率（第２次推計値）
2022年１－３月期は前期比年率▲1.5%成長

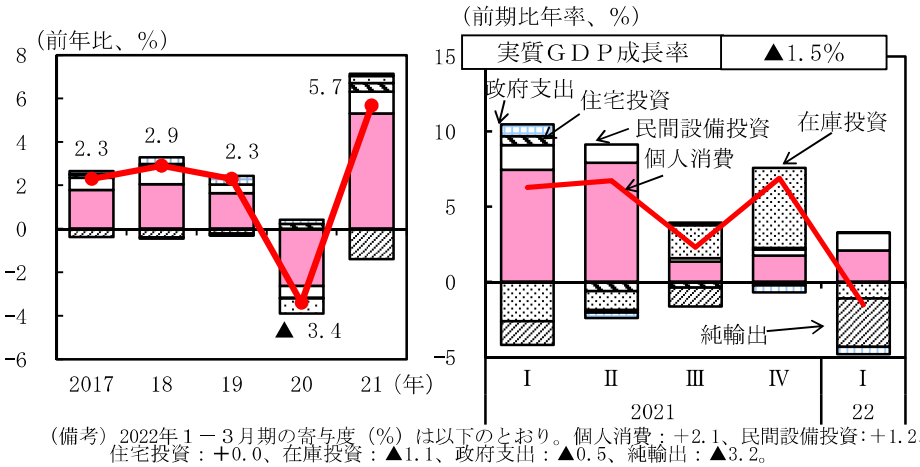

（備考）2022年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：＋2.1、民間設備投資：＋1.2、住宅投資：＋0.0、在庫投資：▲1.1、政府支出：▲0.5、純輸出：▲3.2。

消費者信頼感指数

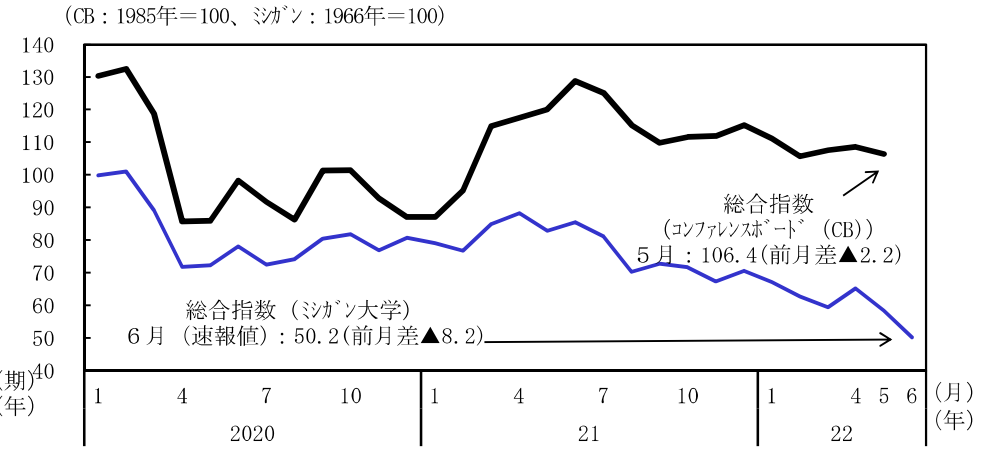

②消費　　：緩やかに持ち直し、
自動車販売台数：このところ弱い動き

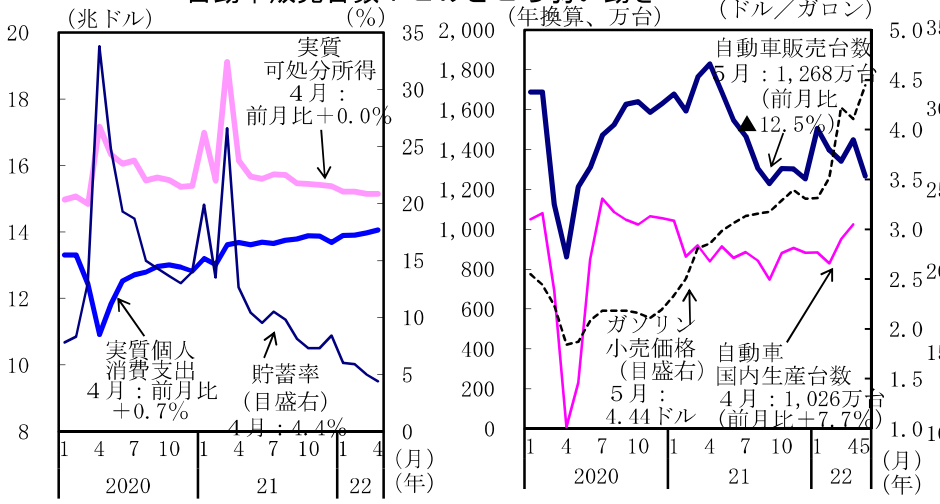

（備考）月次の値は年率換算。

③住宅着工：緩やかに増加、
住宅価格：大幅に上昇

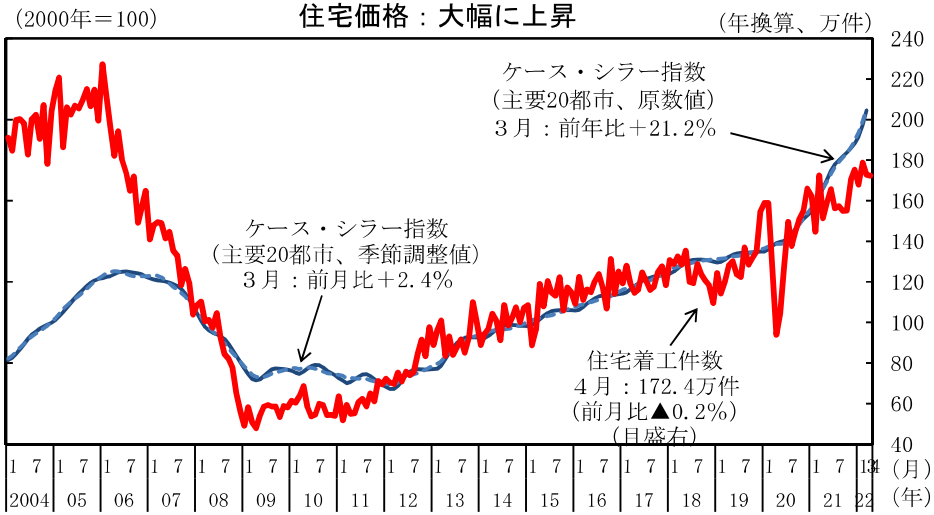

④設備投資は緩やかに増加

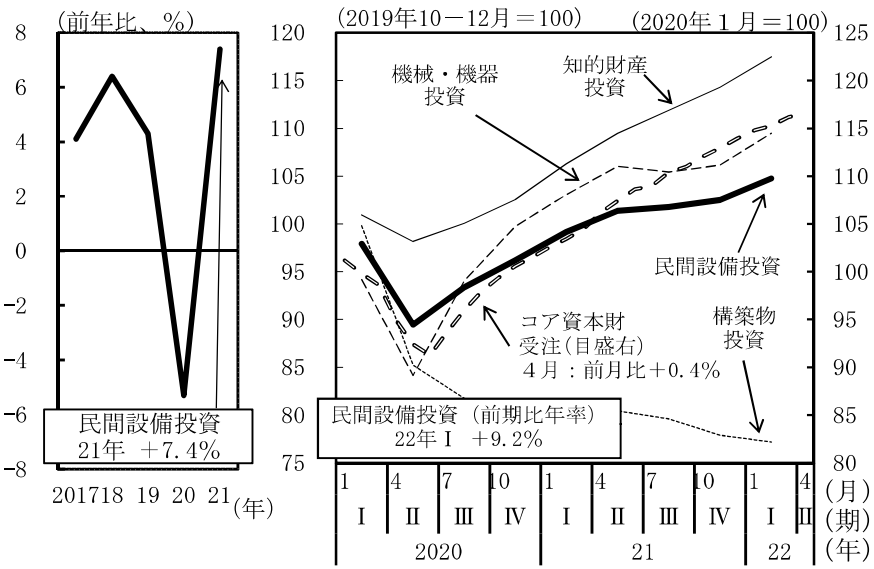

(備考) コア資本財受注は３か月移動平均値。

⑤生産は緩やかに増加

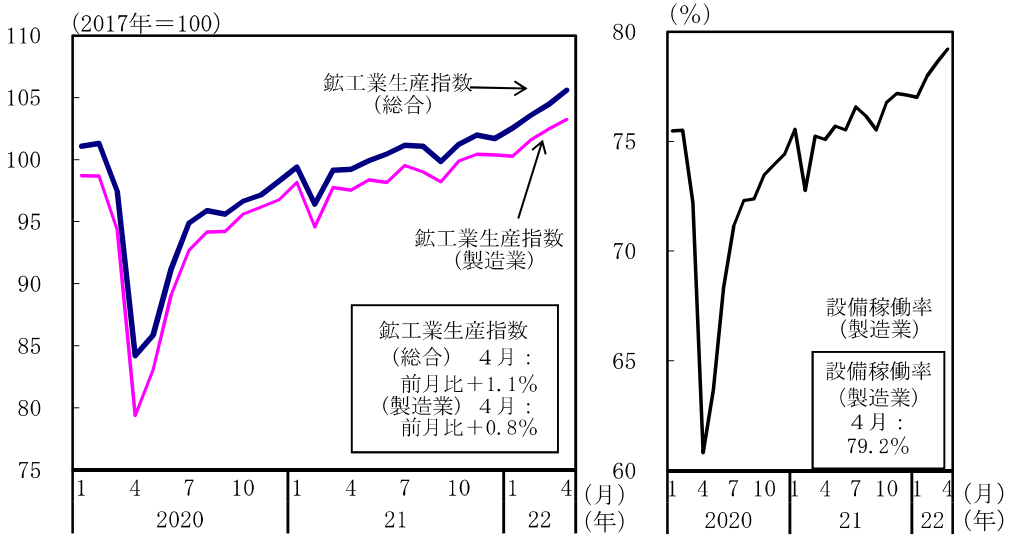

製造業　：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下

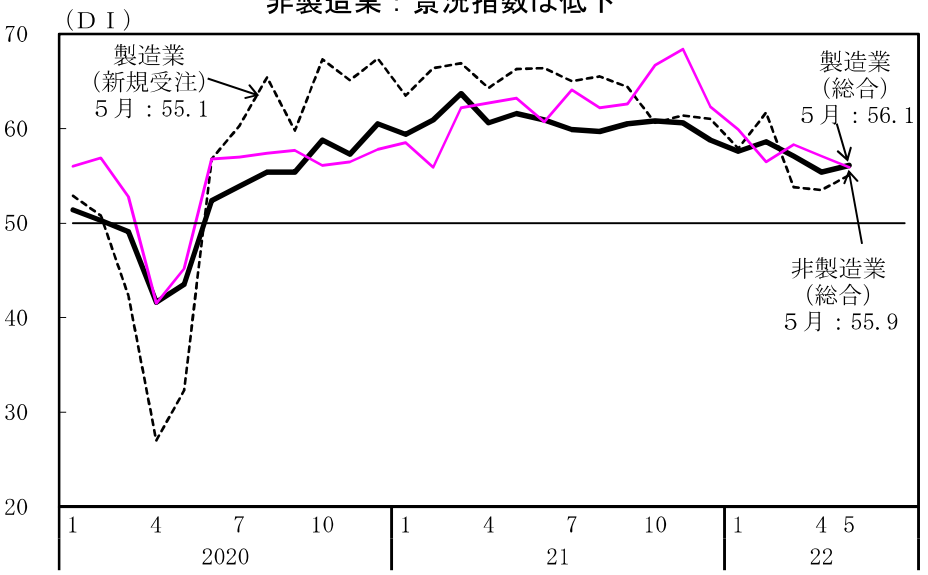

⑥財輸出は緩やかに増加

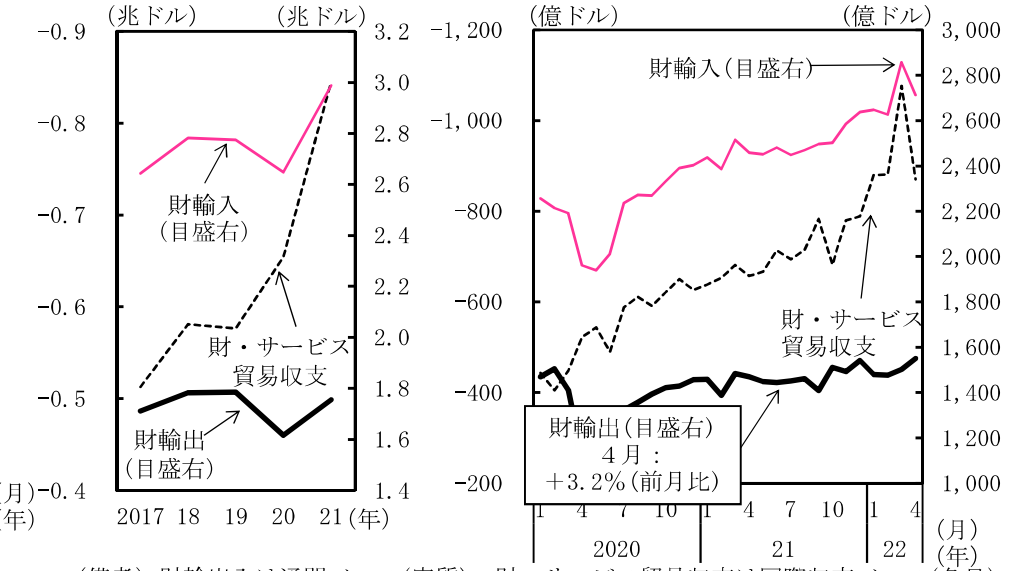

(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい

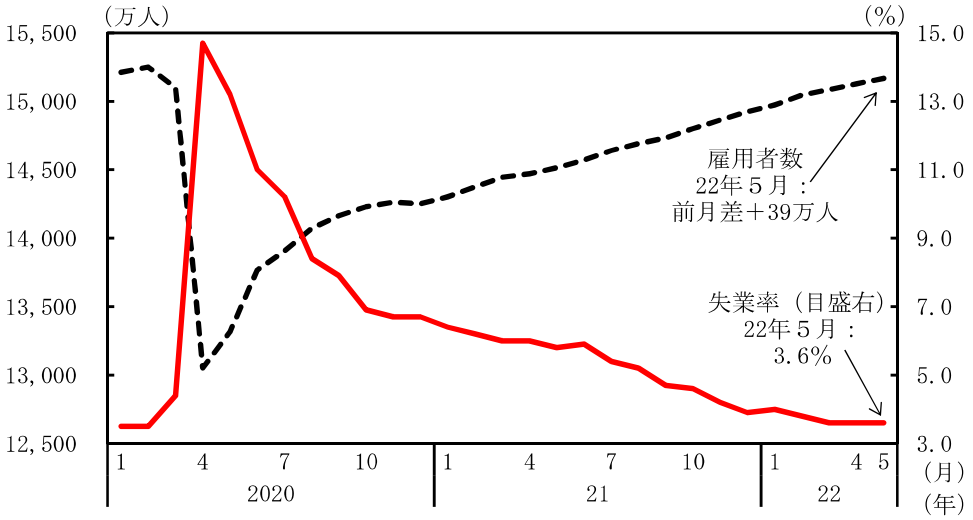

（備考） 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は高水準でおおむね横ばい

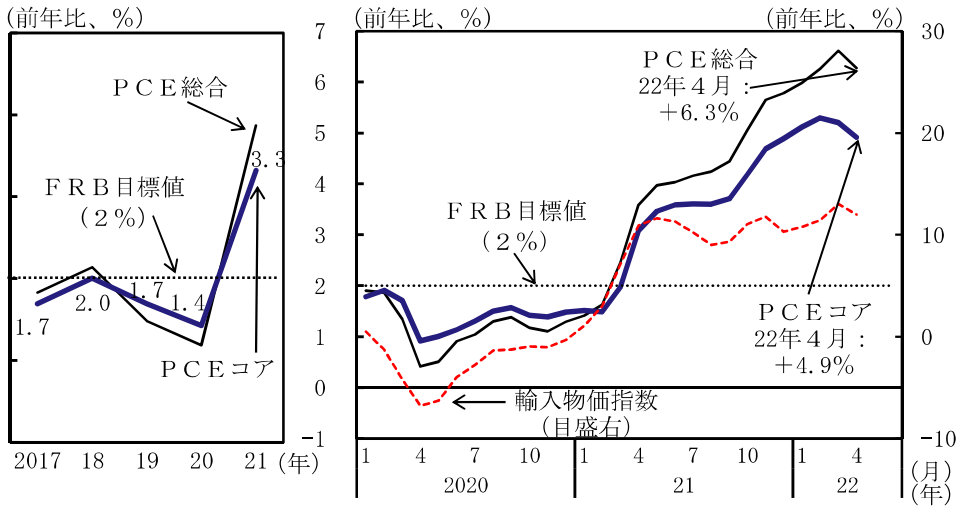

（備考） １．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい

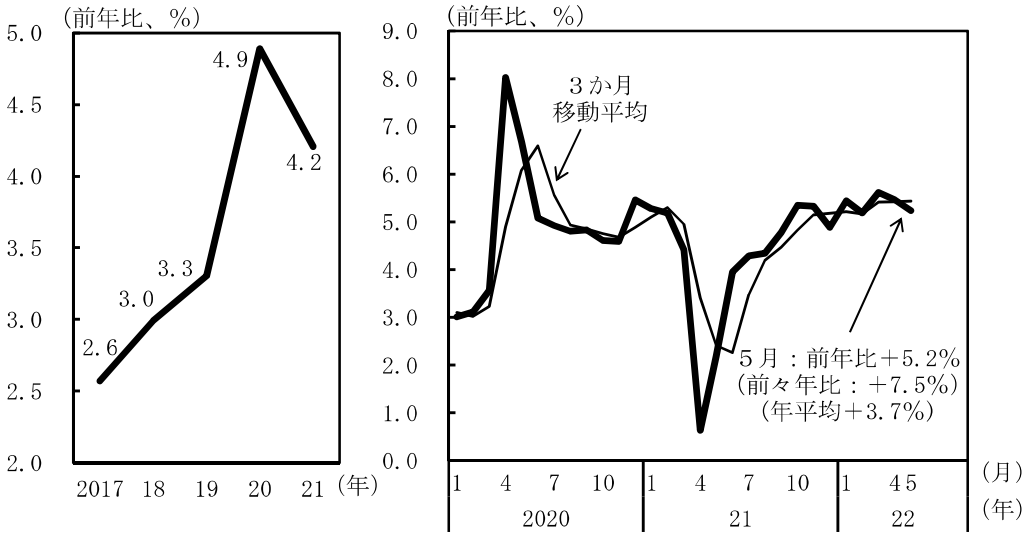

（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

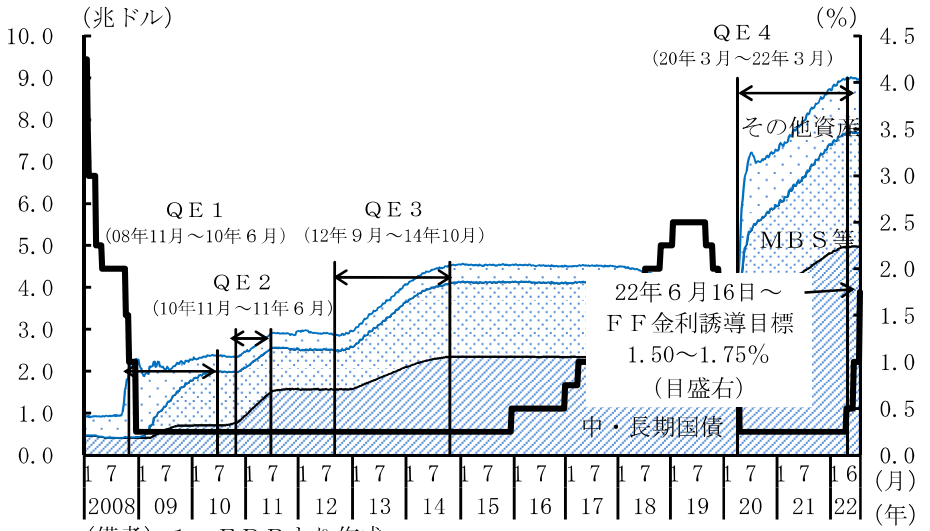

（備考） １．ＦＲＢより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

２．アジア地域

中国：

○中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

①実質ＧＤＰ成長率

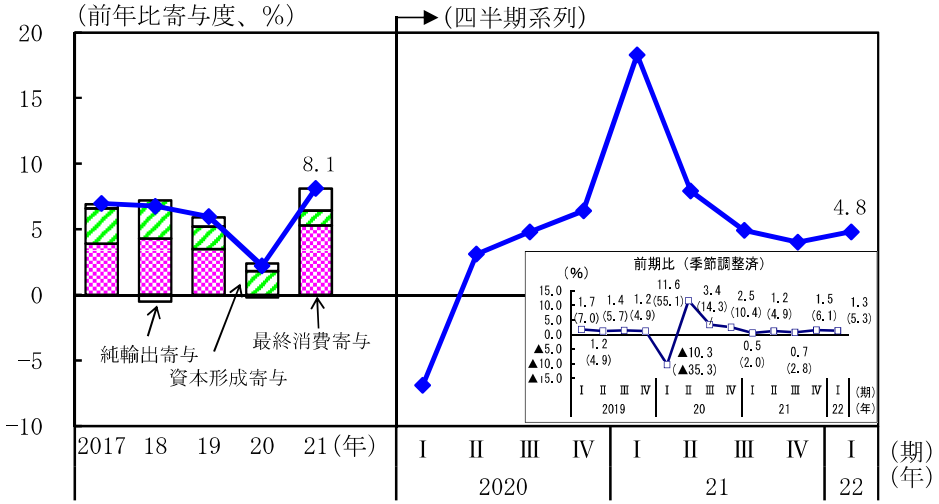

（備考）前期比のグラフの（　）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）

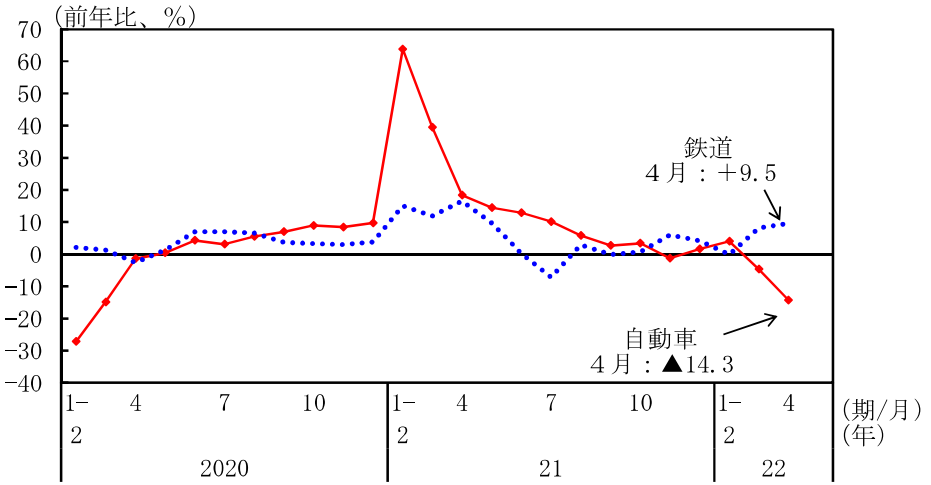

（備考）輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）は持ち直しの動き

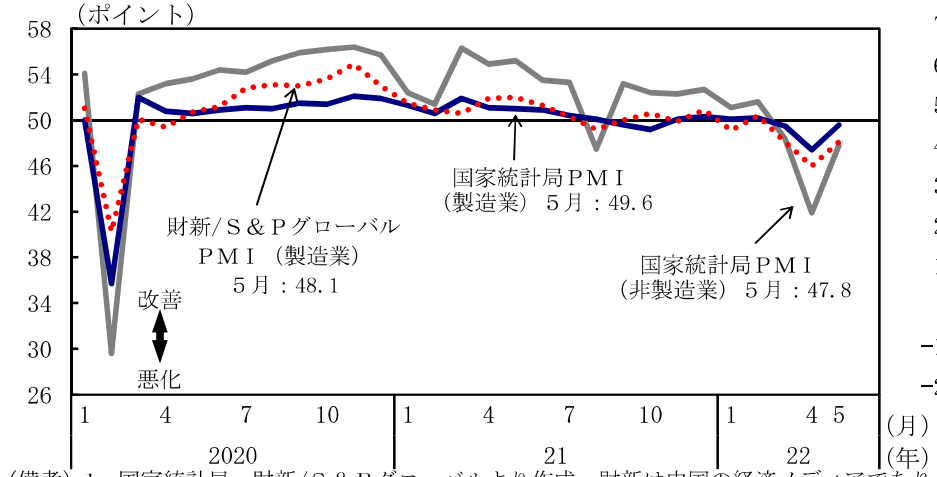

（備考）1. 国家統計局、財新/Ｓ＆Ｐグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、Ｓ＆Ｐグローバル社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社（製造業）、4,000社（非製造業）、財新/Ｓ＆Ｐグローバルが500社以上。

②輸出は増加している

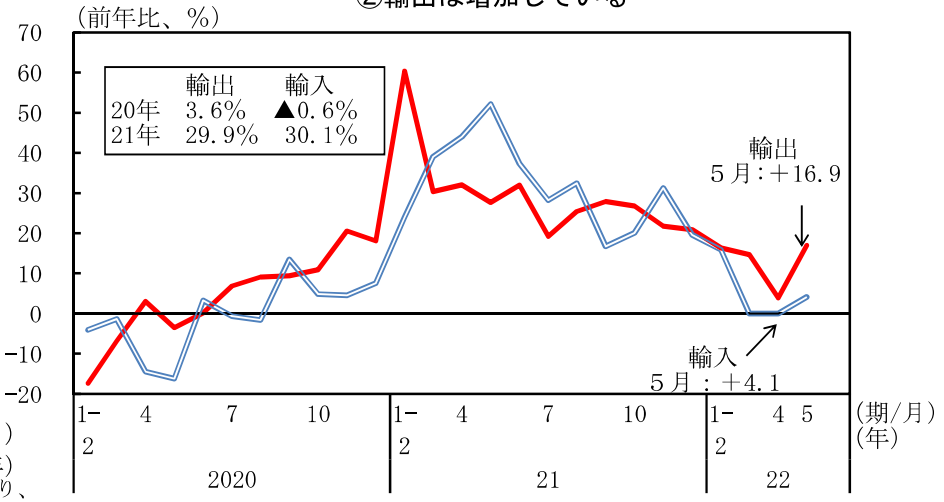

（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節（旧正月）休暇は、19年２月４～10日、20年１月24～２月２日、21年２月11～17日、22年１月31日～２月６日。

③消費はこのところ弱い動きとなっている

社会消費品小売総額

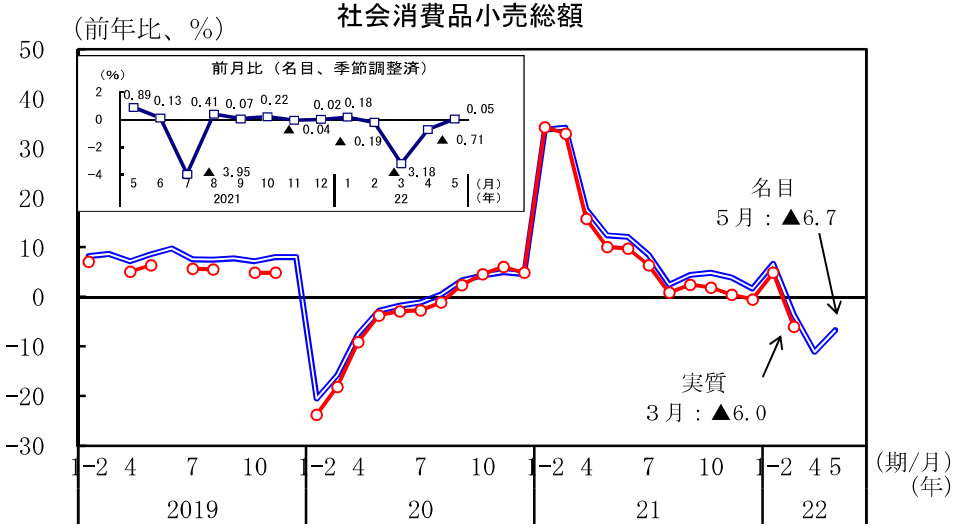

（備考）22年４月、５月の実質値は未公表。

④生産はこのところ持ち直しの動きがみられる

鉱工業生産

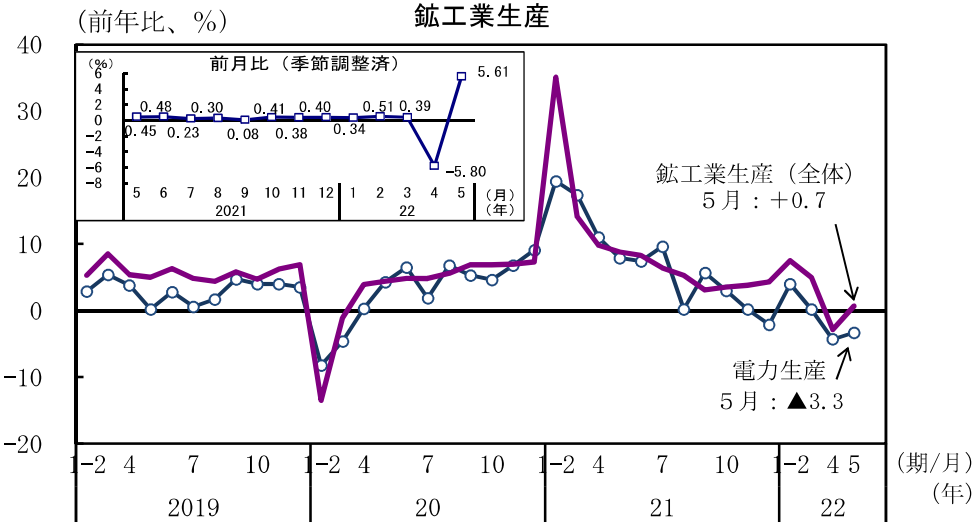

都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は大幅な減少からは持ち直している

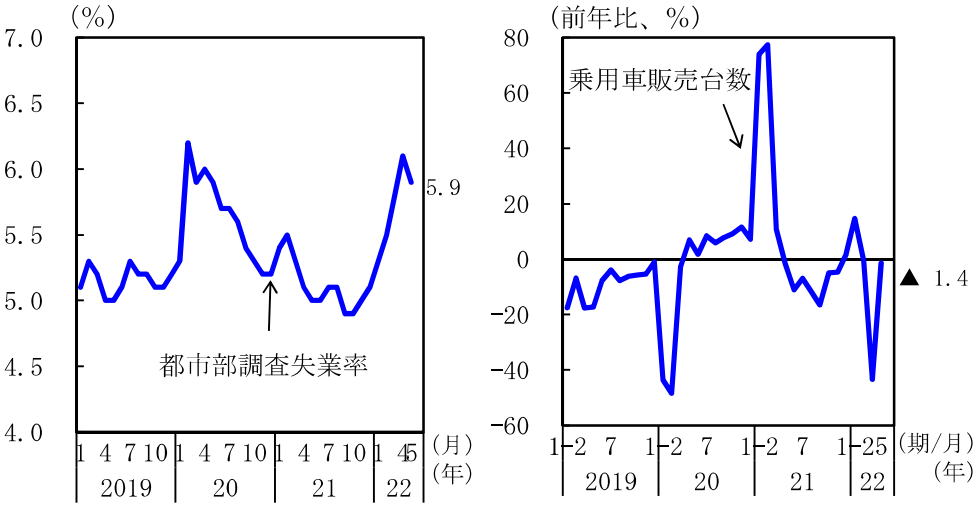

（備考）乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、19年9.6%減、20年6.0%減、21年6.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している

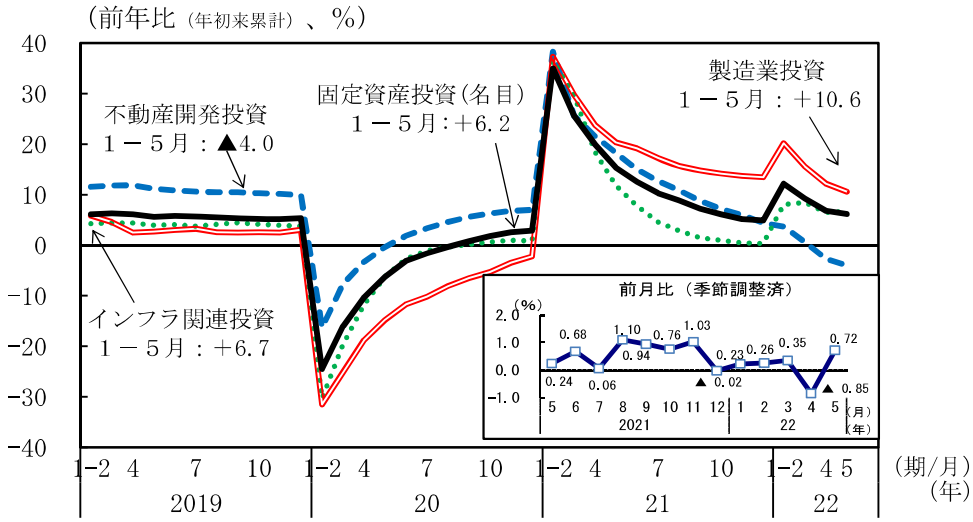

新築住宅販売価格は低下している

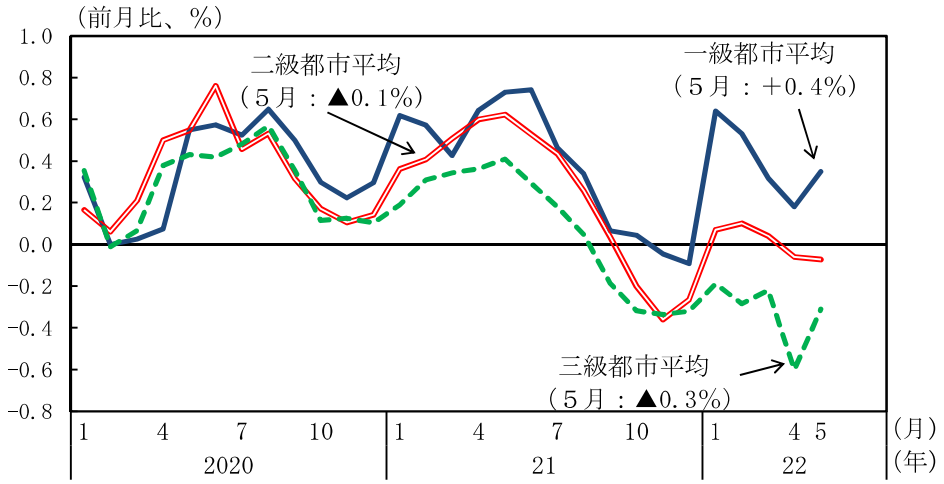

（備考）一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向

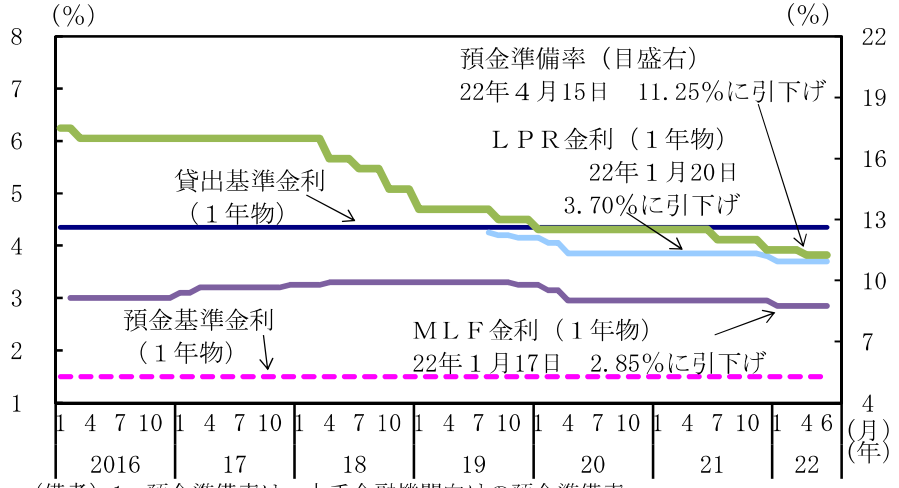

（備考）1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. ＭＬＦとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。１年物は16年より実施。
3. ＬＰＲとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はこのところ上昇している

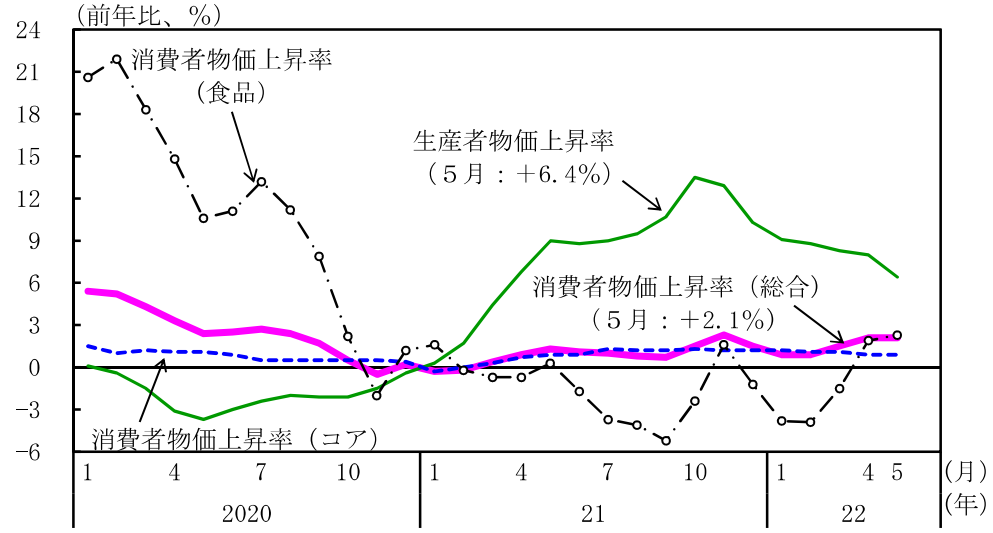

（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート



その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

〇韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。
　インドネシアでは、景気は持ち直している。
　タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。
　インドでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率

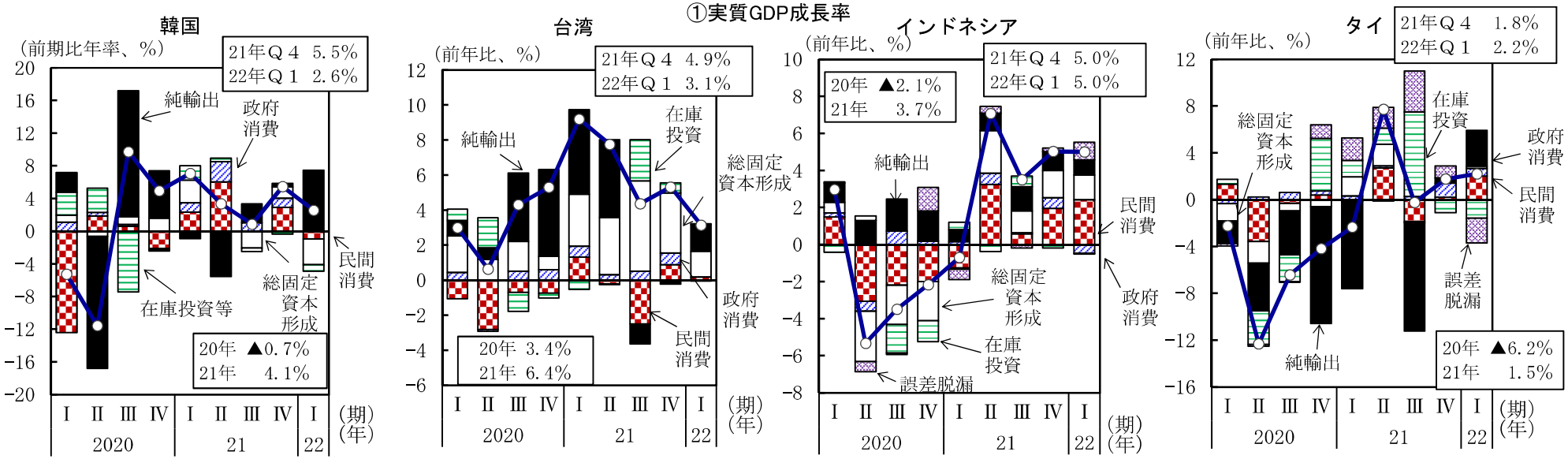

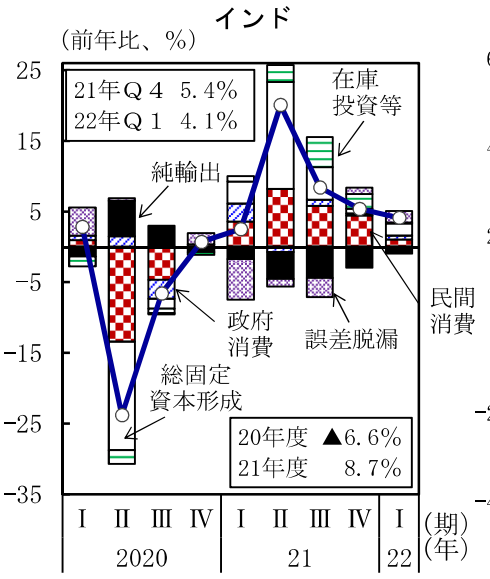

（備考）年度は、４月～翌年３月。

②鉱工業生産

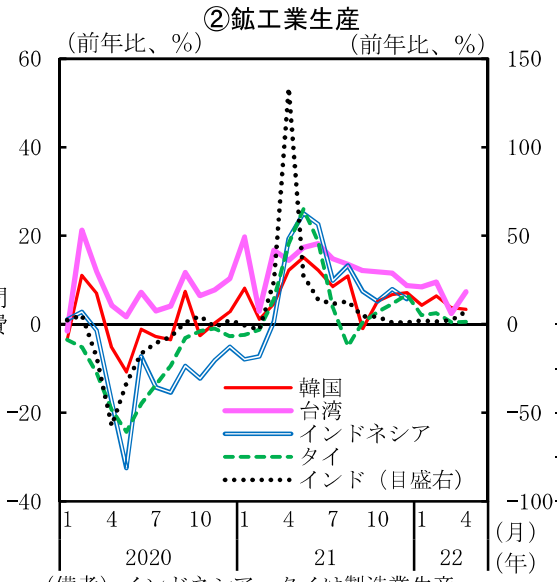

（備考）インドネシア、タイは製造業生産。

③輸出

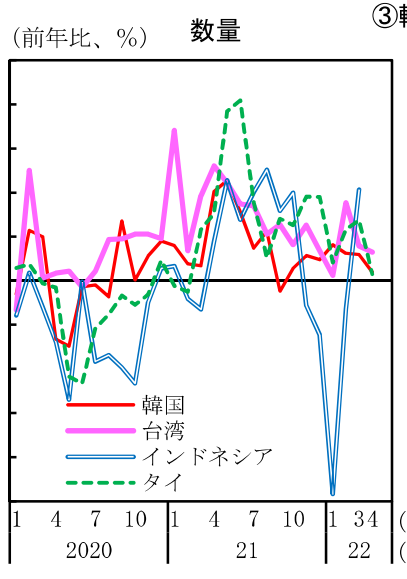

（備考）インドの数量は未公表。

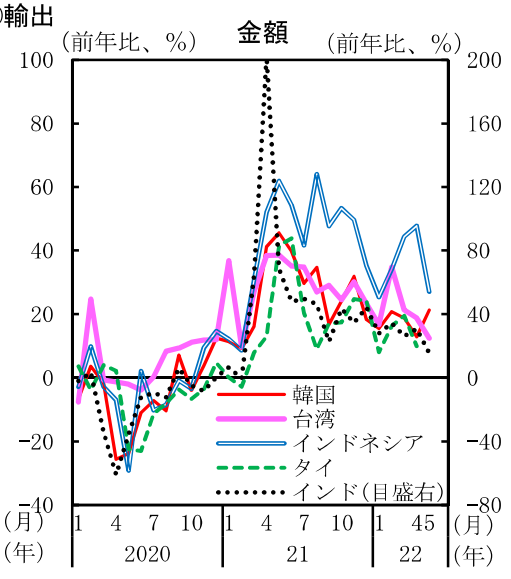

（備考）ドルベース。

３．ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。
ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。
英国では、景気は持ち直している。

①ＧＤＰ　ユーロ圏：22年１－３月期は前期比年率2.5%成長
英　　国：22年１－３月期は前期比年率3.0%成長

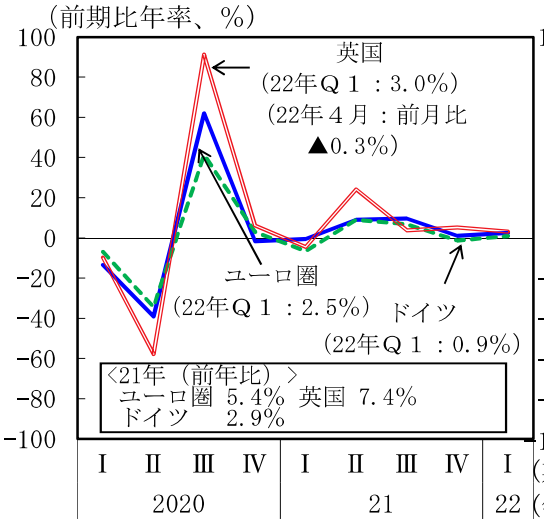

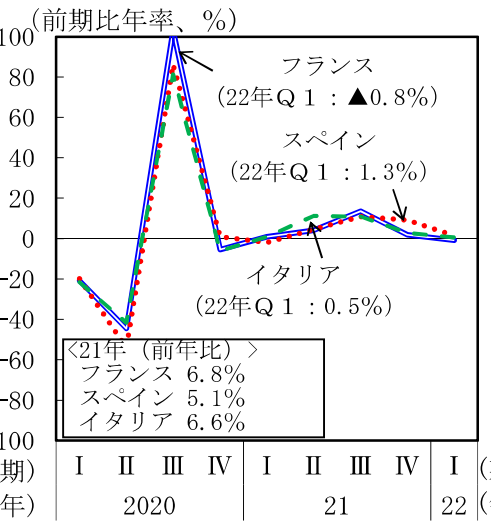

②個人消費

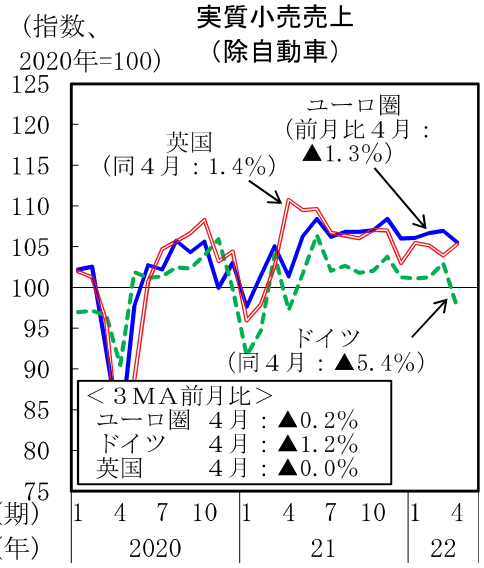

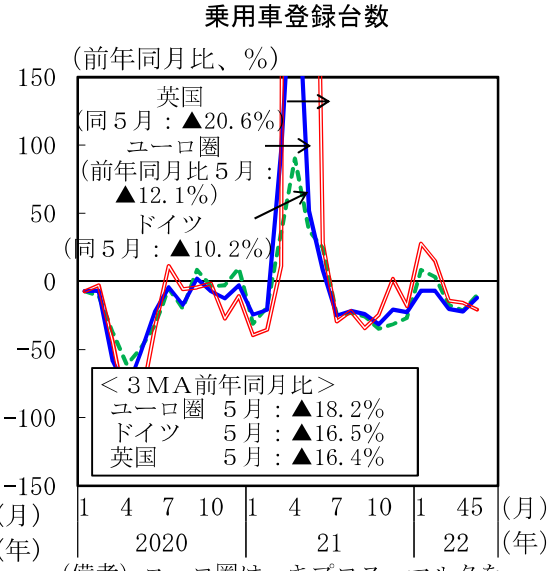

（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費　ユーロ圏：持ち直しに足踏みがみられる
英　　国：持ち直しに足踏みがみられる

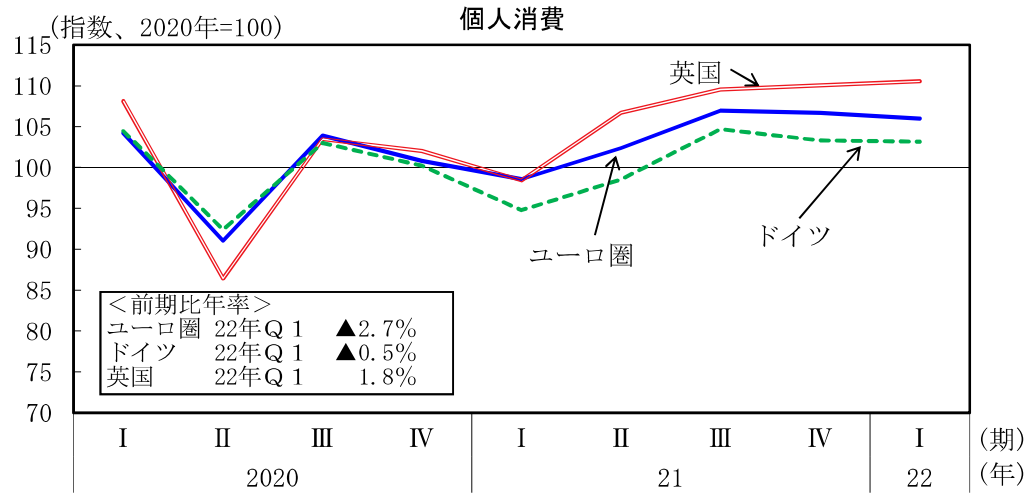

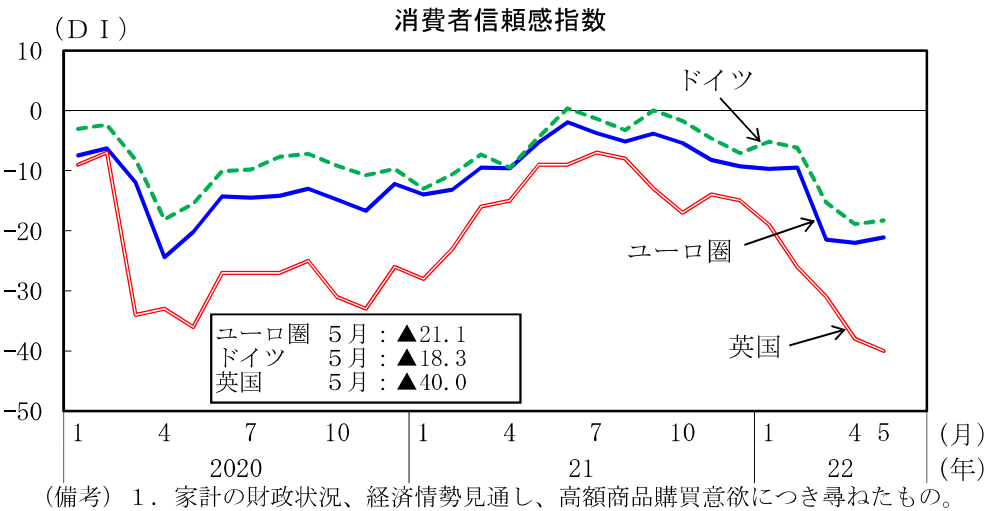

（備考）１．家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
２．英国は原数値。

③設備投資　ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英　　国：設備投資は持ち直している

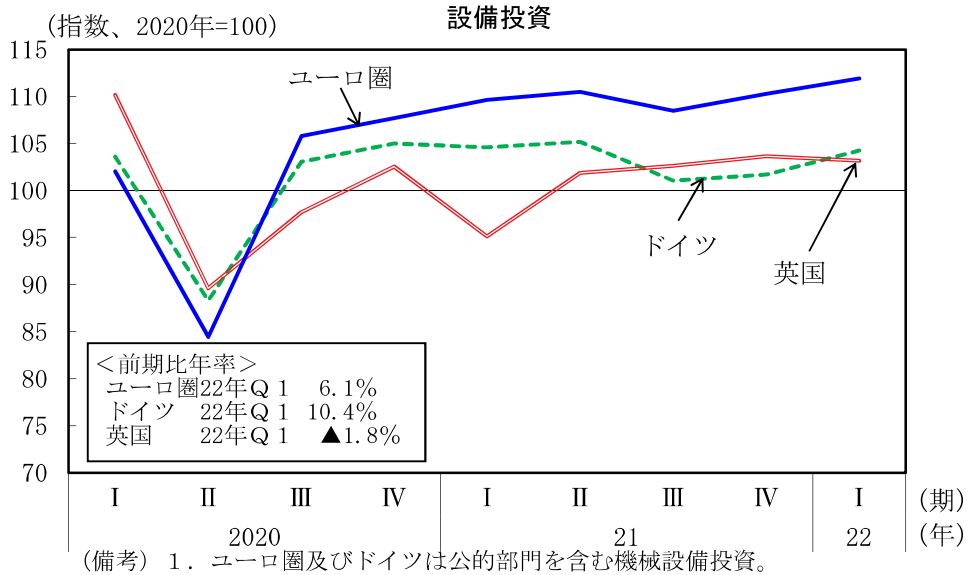

（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
英　　国：生産はこのところ横ばい

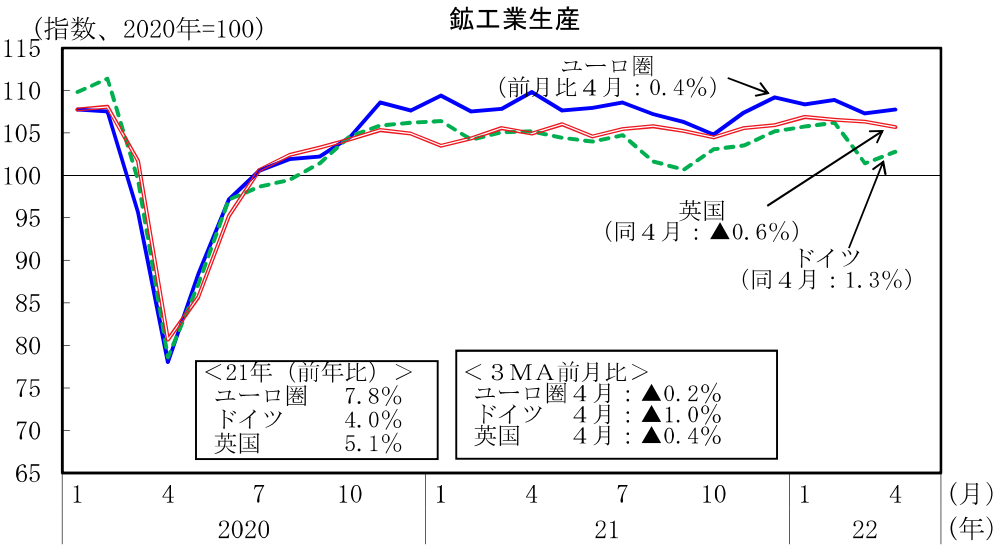

④輸出　ユーロ圏：輸出は持ち直している
英　　国：輸出はこのところ増加

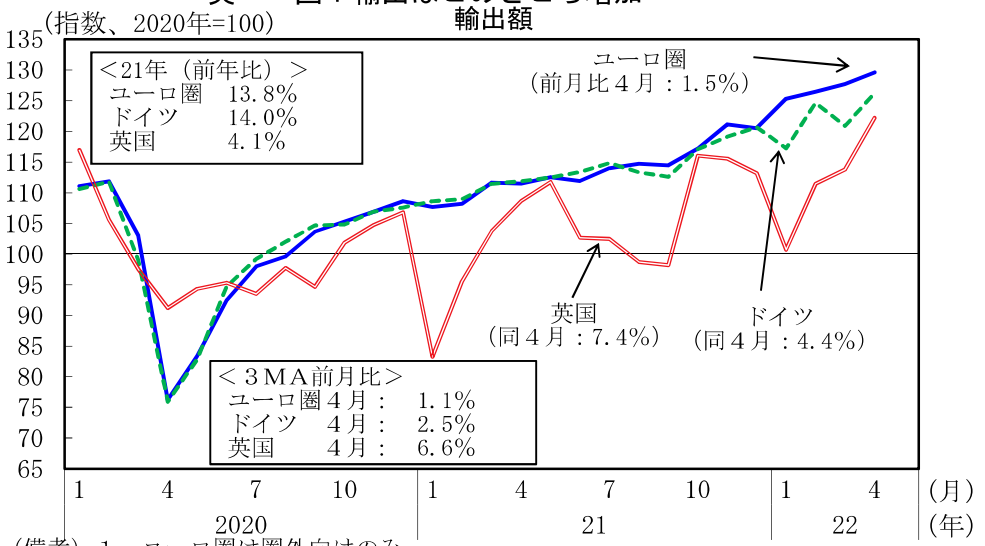

（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。
２．英国の21年10月及び11月の輸出増、22年１月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるものが大きい。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）

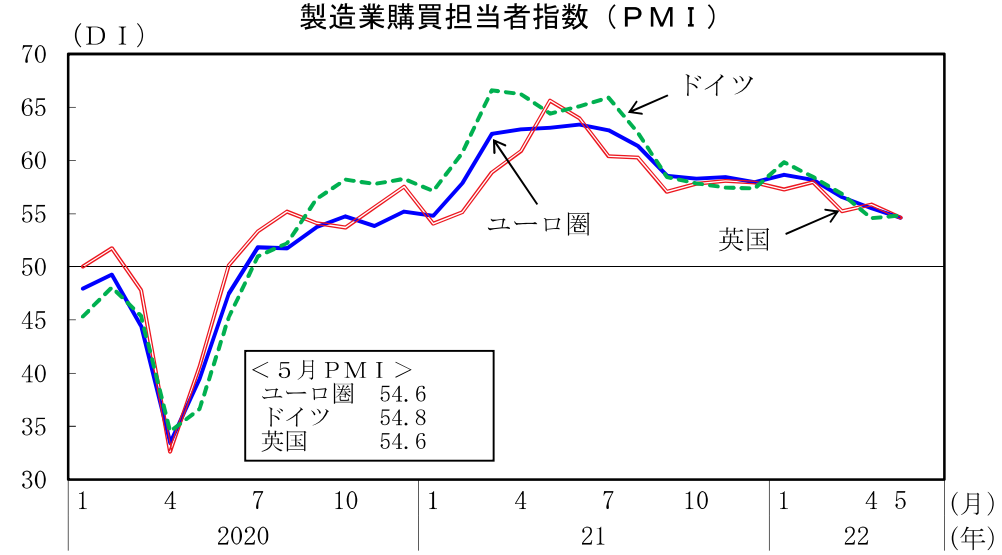

（備考）１．新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
２．ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は低下している
　　英　　国：失業率は低下している

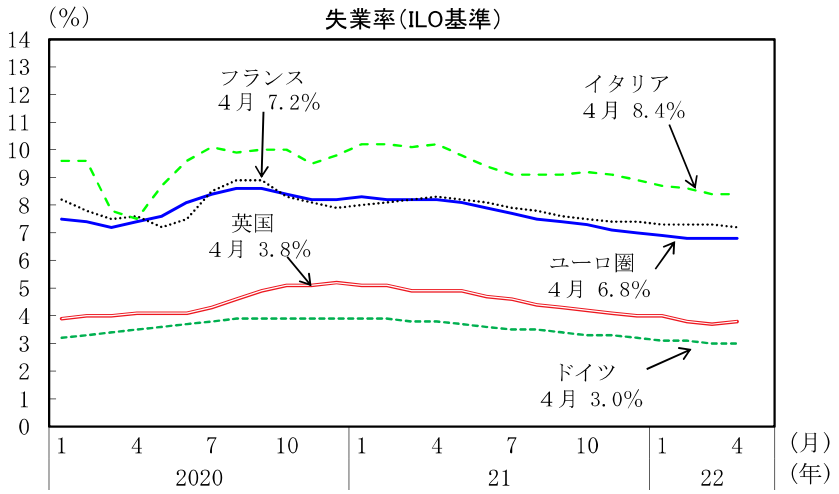

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率は上昇している
　　英　　国：コア物価上昇率は上昇している

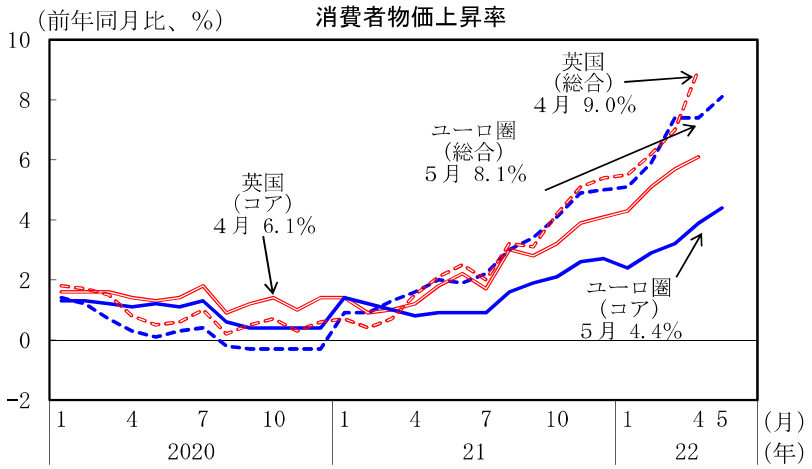

(備考) 1．ＥＣＢのインフレ目標は中期的に２%。ＢＯＥのインフレ目標は２%。
　　2．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑧中央銀行のバランスシート

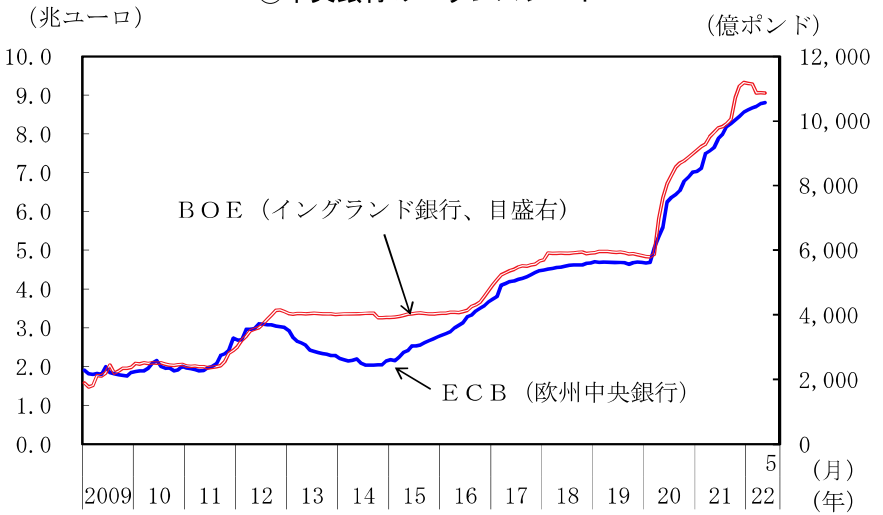

⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は据置き
　　英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は引き上げ

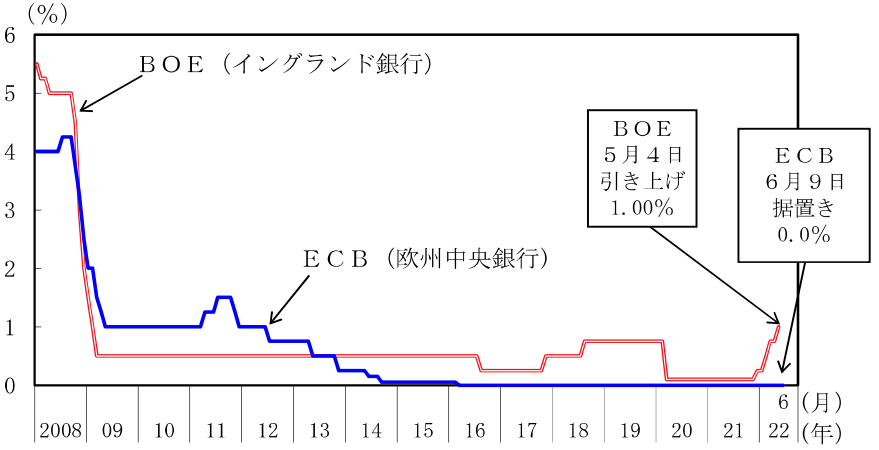

(備考) ＥＣＢでは、2014年６月より中銀預金金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

４．　国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツではやや下落、
　　中国では上昇

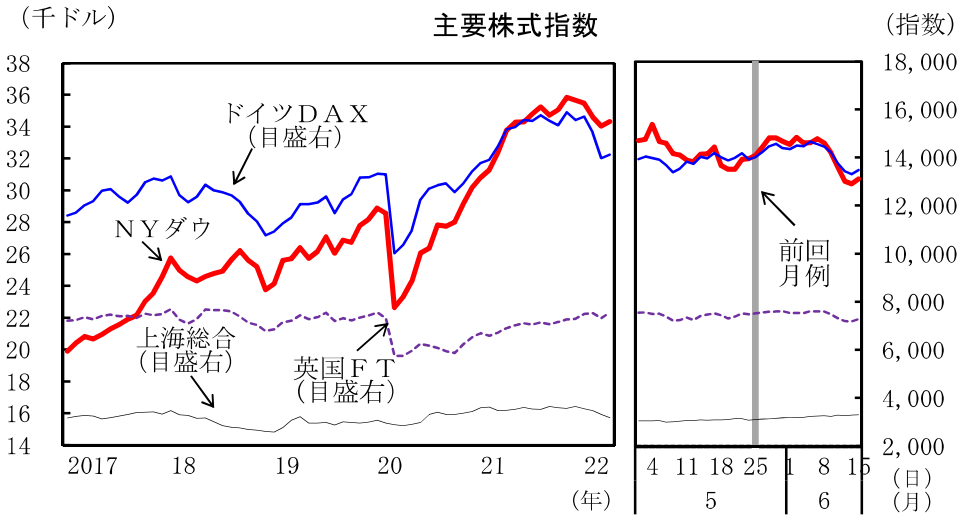

為替：ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、
　　円に対して大幅に増価

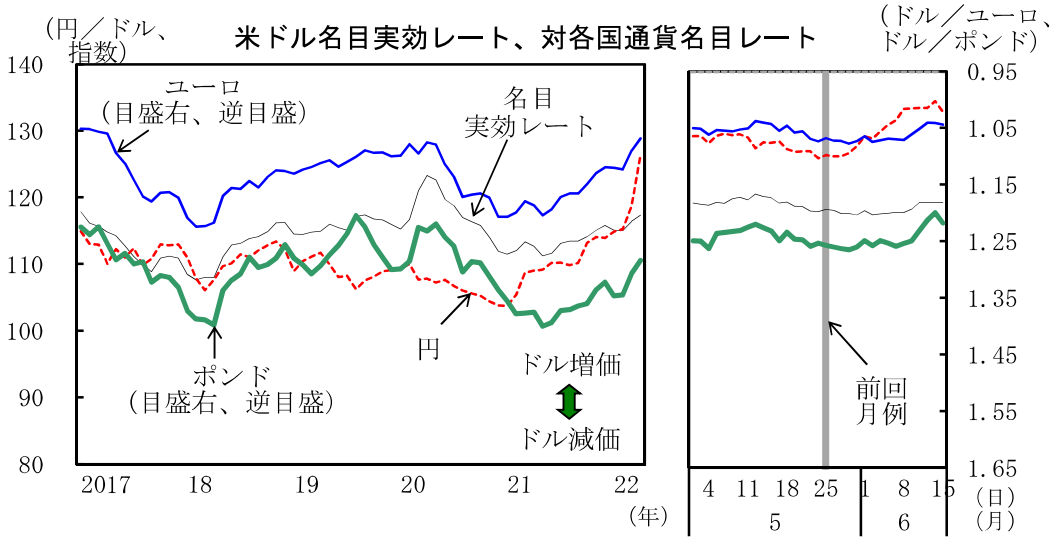

短期金利：上昇
長期金利：アメリカ、英国、ドイツでは大幅に上昇

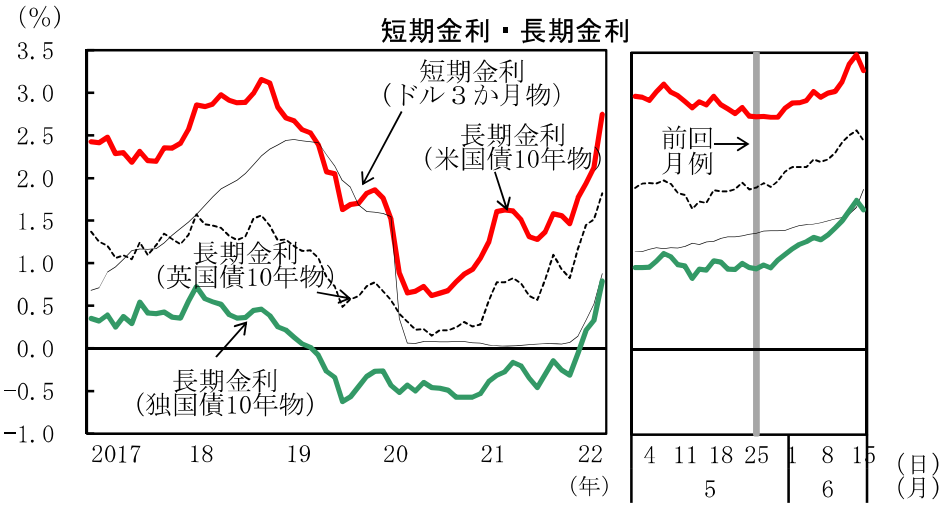

原油価格（ＷＴＩ）：上昇
金価格　　：やや下落

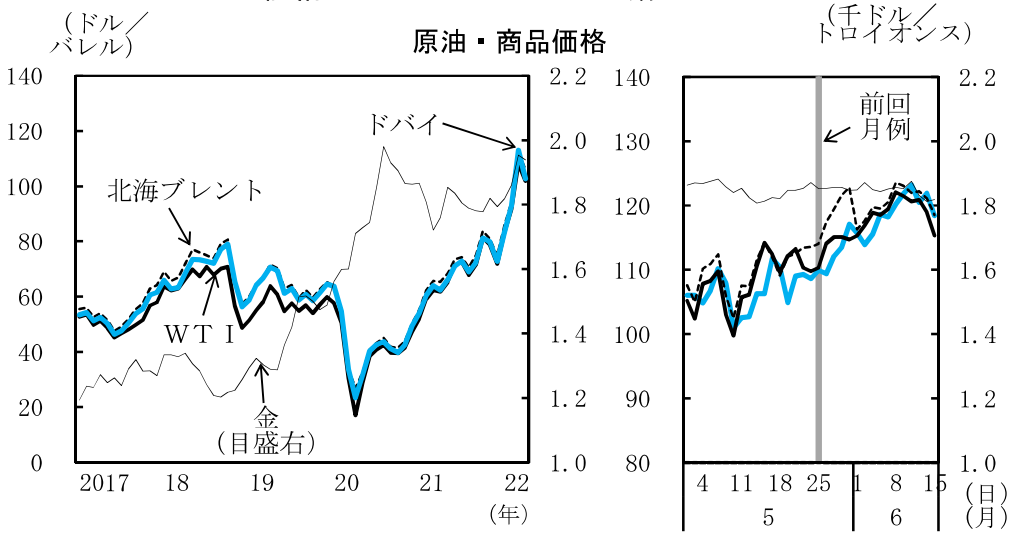

（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（１）

国・地域名	人口（万人）	名目GDP（10億ドル）	1人当たりGDP（1,000ドル）	実質ＧＤＰ成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2021年	2021年	2021年	2020年	2021年	21年 10-12月	22年 1-3月	備考	2020年	2021年	22年 3月	22年 4月	22年 5月	備考	2020年	2021年	22年 3月	22年 4月	22年 5月	備考
日本	12,551	4,937	39.3	▲ 4.5	1.7	4.0	▲ 0.5	前期比年率	▲ 10.4	5.6	0.3	▲ 1.5		前期比	2.8	2.8	2.6	2.5		
アメリカ	33,218	22,998	69.2	▲ 3.4	5.7	6.9	▲ 1.5	前期比年率	▲ 7.2	5.5	0.9	1.1		前期比	8.1	5.4	3.6	3.6	3.6	
カナダ	3,823	1,991	52.1	▲ 5.2	4.5	6.6	3.1	前期比年率	▲ 8.1	4.2	0.8			前期比	9.6	7.4	5.3	5.2	5.1	
ユーロ圏	34,257	14,505	42.3	▲ 6.3	5.4	1.0	2.5	前期比年率	▲ 8.0	7.8	▲ 1.4	0.4		前期比	8.0	7.7	6.8	6.8		
ドイツ	8,320	4,226	50.8	▲ 4.6	2.9	▲ 1.4	0.9	前期比年率	▲ 10.1	4.0	▲ 4.5	1.3		前期比	3.7	3.6	3.0	3.0		ILO基準
フランス	6,545	2,935	44.9	▲ 7.8	6.8	1.8	▲ 0.8	前期比年率	▲ 10.7	5.7	▲ 0.4	▲ 0.1		前期比	8.0	7.9	7.3	7.2		
イタリア	5,924	2,101	35.5	▲ 9.1	6.6	2.8	0.5	前期比年率	▲ 11.0	11.7	0.2	1.6		前期比	9.2	9.5	8.4	8.4		
スペイン	4,740	1,426	30.1	▲ 10.8	5.1	9.2	1.3	前期比年率	▲ 9.5	7.3	▲ 2.0	2.1		前期比	15.5	14.8	13.5	13.3		
英国	6,753	3,188	47.2	▲ 9.3	7.4	5.2	3.0	前期比年率	▲ 8.4	5.1	▲ 0.2	▲ 0.6		前期比	4.5	4.5	3.7	3.8		後方3か月平均
スイス	867	813	93.7	▲ 2.4	3.8	0.6	1.9	前期比年率	▲ 3.9	9.0	4.2			前年比	3.1	3.0	2.2	2.2	2.2	
ロシア	14,556	1,776	12.2	▲ 2.7	4.7	5.0	3.5	前年比	▲ 2.1	5.3	3.0	▲ 1.6		前年比	5.8	4.8	4.1	4.0		
オーストラリア	2,571	1,633	63.5	▲ 2.2	4.8	15.3	3.1	前期比年率	▲ 0.7	0.8	－	－	－	四半期のみ前期比	6.5	5.1	3.9	3.9	3.9	
中国	141,260	17,458	12.4	2.2	8.1	4.0	4.8	前年比	2.8	9.6	5.0	▲ 2.9	0.7	前年比	5.6	5.1	5.8	6.1	5.9	
韓国	5,168	1,799	34.8	▲ 0.7	4.1	5.5	2.6	前期比年率	▲ 0.2	7.4	1.1	▲ 3.3		前期比	3.9	3.7	2.7	2.7	2.8	
台湾	2,338	790	33.8	3.4	6.6	5.3	3.1	前年比	7.1	13.4	▲ 6.3	4.1		前期比	3.9	4.0	3.7	3.7		
香港	740	368	49.7	▲ 6.5	6.3	0.0	▲ 11.4	前期比年率	▲ 5.9	5.5	－	－	－	四半期のみ	5.8	5.2	5.0	5.4		
シンガポール	545	397	72.8	▲ 4.1	7.6	9.5	2.8	前期比年率	7.5	13.3	▲ 11.2	2.2		前期比	3.0	2.7	2.2	2.2		
インドネシア	27,225	1,186	4.4	▲ 2.1	3.7	5.0	5.0	前年比	▲10.1	7.6				前年比	7.1	6.5	－	－	－	原数値2,8月のみ
マレーシア	3,270	373	11.4	▲ 5.5	3.1	3.6	5.0	前年比	▲ 4.1	7.2	▲ 0.7	0.0		前期比	4.5	4.6	4.1	3.9		
フィリピン	11,020	394	3.6	▲ 9.5	5.7	14.7	7.6	前期比年率	▲ 43.0	49.5	375.1	9.7		前年比	10.4	8.0	－	－	－	四半期のみ
タイ	6,995	513	7.3	▲ 6.2	1.5	7.4	4.7	前期比年率	▲ 9.5	5.8	0.4	0.6		前年比	1.6					原数値
ベトナム	9,832	366	3.7	2.9	2.6	5.2	5.0	前年比	3.4	4.8	9.1	11.1	10.4	前年比	2.5	3.2	－	－	－	四半期のみ
インド	139,201	3,042	2.2	▲ 6.6	8.7	5.4	4.1	前年比	▲ 8.4	11.4	2.2	7.1		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,261	1,608	7.6	▲ 3.9	4.6	1.7	1.7	前年比	▲ 4.4	3.9	▲ 1.9	▲ 0.5		前年比	13.5	13.5	11.1	10.5		
メキシコ	12,897	1,295	10.0	▲ 8.1	4.8	1.1	1.8	前年比	▲ 9.5	6.4	2.7	2.7		前年比	4.4	4.1	3.0	3.0		原数値
アルゼンチン	4,584	489	10.7	▲ 9.9	10.3	8.6		前年比	－	－	3.7	4.7		前年比	11.6	8.8	－	－	－	四半期のみ
トルコ	8,468	807	9.5	1.8	11.0	9.1	7.3	前年比	1.7	17.8	9.7	10.5		前年比	13.1	12.0	11.4	10.6		原数値
サウジアラビア	3,546	834	23.5	▲ 4.1		6.7	9.9	前年比	－	－	－	－	－		7.7	6.6	－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	6,014	418	7.0	▲ 6.3	4.9	1.5	1.9	前期比年率	▲ 12.6	6.8	▲ 1.4	▲ 6.7		前年比	29.2	34.3	－	－	－	暦年のみ

（備考）１．各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

２．インドは年度（４月～３月）の数値。

３．ＧＤＰ、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

４．2021年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

国・地域名	消費者物価（前年比%）								一般政府財政収支（名目ＧＤＰ比%）		一般政府債務残高（名目ＧＤＰ比%）		経常収支（名目ＧＤＰ比%）		（参考）国際機関の実質ＧＤＰ見通し（%）			
	2020年	2021年	21年		22年	22年									ＩＭＦ，2022年4月		ＯＥＣＤ，2022年6月	
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2022年	2023年	2022年	2023年
日本	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2	0.5	0.9	1.2	2.5		▲ 9.0 (▲2.6)	▲ 7.6 (▲9.1)	259.0 (191.0)	263.1 (209.9)	3.0	2.9	2.4	2.3	1.7	1.8
アメリカ	1.2	4.7	5.3	6.7	8.0	8.5	8.3	8.6	▲ 14.5	▲ 10.2	134.2	132.6	▲ 2.9	▲ 3.5	3.7	2.3	2.5	1.2
カナダ	0.7	3.4	4.1	4.7	5.8	6.7	6.8		▲ 11.4	▲ 4.7	117.8	112.1	▲ 1.8	0.1	3.9	2.8	3.8	2.6
ユーロ圏	0.3	2.6	2.8	4.6	6.1	7.4	7.4	8.1	▲ 7.2	▲ 5.5	97.3	96.0	1.9	2.4	2.8	2.3	2.6	1.6
ドイツ	0.5	3.1	3.9	5.0	5.8	7.3	7.4	7.9	▲ 4.3	▲ 3.7	68.7	70.2	7.1	7.4	2.1	2.7	1.9	1.7
フランス	0.5	1.6	1.7	2.7	3.7	4.5	4.8	5.2	▲ 9.1	▲ 7.0	115.2	112.3	▲ 1.9	▲ 0.9	2.9	1.4	2.4	1.4
イタリア	▲ 0.2	1.9	2.1	3.5	5.6	6.5	6.0	6.8	▲ 9.6	▲ 7.2	155.3	150.9	3.7	3.3	2.3	1.7	2.5	1.2
スペイン	▲ 0.3	3.1	3.4	5.8	7.9	9.8	8.3	8.7	▲ 11.0	▲ 7.0	120.0	118.7	0.8	0.9	4.8	3.3	4.1	2.2
英国	0.9	2.6	2.8	4.9	6.2	7.0	9.0		▲ 12.8	▲ 8.0	102.6	95.3	▲ 2.5	▲ 2.6	3.7	1.2	3.6	0.0
スイス	▲ 0.7	0.6	0.8	1.4	2.1	2.4	2.6	2.9	▲ 2.8	▲ 1.9	42.4	42.2	2.8	9.3	2.2	1.4	2.5	1.3
ロシア	3.4	6.7	6.9	8.3	11.6	16.7	17.8	17.1	▲ 4.0	0.7	19.2	17.0	2.4	6.9	▲ 8.5	▲ 2.3	▲ 10.0	▲ 4.1
オーストラリア	0.8	2.9	3.0	3.5	5.1	－	－	－	▲ 8.6	▲ 7.7	57.8	59.8	2.6	3.5	4.2	2.5	4.2	2.5
中国	2.5	0.9	0.8	1.8	1.1	1.5	2.1	2.1	▲ 10.7	▲ 6.0	68.1	73.3	1.7	1.8	4.4	5.1	4.4	4.9
韓国	0.5	2.5	2.5	3.5	3.8	4.1	4.8	5.4	▲ 2.2	▲ 0.6	48.9	49.8	4.6	4.9	2.5	2.9	2.7	2.5
台湾	▲ 0.2	2.0	2.3	2.7		3.3	3.4	3.4	▲ 2.9	▲ 1.2	32.6	28.5	14.2	14.7	3.2	2.9	―	―
香港	0.3	1.6	2.3	2.0	1.5	1.7	1.3		▲ 9.2	▲ 0.2	1.0	2.1	7.0	11.2	0.5	4.9	―	―
シンガポール	▲ 0.2	2.3	2.5	3.7	4.6	5.4	5.4		▲ 5.9	▲ 0.2	152.0	132.8	16.8	18.1	4.0	2.9	―	―
インドネシア	2.0	1.6	1.6	1.8	2.3	2.6	3.5	3.6	▲ 6.1	▲ 4.6	39.8	42.8	▲ 0.4	0.3	5.4	6.0	4.7	4.7
マレーシア	▲ 1.1	2.5	2.1	3.2	2.2	2.2	2.3		▲ 4.6	▲ 5.5	67.8	69.0	4.2	3.5	5.6	5.5	―	―
フィリピン	2.4	3.9	4.1	3.6	3.4	4.0	4.9	5.4	▲ 5.7	▲ 6.5	51.7	57.5	3.2	▲ 1.8	6.5	6.3	―	―
タイ	▲ 0.8	1.2	0.7	2.4	4.7	5.7	4.6	7.1	▲ 4.7	▲ 7.8	49.8	58.0	4.2	▲ 2.1	3.3	4.3	―	―
ベトナム	3.2	1.8	2.5	1.9	1.9	2.4	2.6	2.9	▲ 3.9	▲ 4.2	41.7	40.2	4.4	▲ 0.5	6.0	7.2	―	―
インド	6.2	5.5	5.1	5.0	6.3	7.0	7.8	7.0	▲ 12.8	▲ 10.4	90.1	86.8	0.9	▲ 1.6	8.2	6.9	6.9	6.2
ブラジル	3.2	8.3	9.6	10.5	10.7	11.3	12.1	11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	98.7	93.0	▲ 1.7	▲ 1.7	0.8	1.4	0.6	1.2
メキシコ	3.4	5.7	5.8	7.0	7.3	7.5	7.7	7.7	▲ 4.4	▲ 3.8	60.3	57.6	2.4	▲ 0.4	2.0	2.5	1.9	2.1
アルゼンチン	42.7	48.1	52.0	51.4	52.7	55.1	58.0	60.7	▲ 8.6	▲ 4.6	102.8	80.6	0.9	1.3	4.0	3.0	3.6	1.9
トルコ	12.3	19.6	19.3	25.8	54.8	61.1	70.0	73.5	▲ 5.1	▲ 3.5	39.5	41.6	▲ 4.9	▲ 1.8	2.7	3.0	3.7	3.0
サウジアラビア	3.4	3.1	0.4	1.1	1.6	2.0	2.3	2.2	▲ 11.3	▲ 2.4	32.4	30.0	▲ 3.1	6.6	7.6	3.6	―	―
南アフリカ	3.3	4.6	4.8	5.5	5.8	5.9	5.9		▲ 9.7	▲ 6.4	69.4	69.1	2.0	3.7	1.9	1.4	1.8	1.3
世界															3.6	3.6	3.0	2.8

（備考）１．各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。
２．日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（４月～３月）の値。内閣府より作成。
３．インドは年度（４月～３月）の数値。

（出所）IMF"World Economic Outlook"（22年４月）
OECD"Economic Outlook"（22年６月）

参考資料No.1

委員からの追加要望資料

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

第1回目安に関する小委員会 資料No4に一部追記

名称	令和３年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和３年度 実績（件） ※一部暫定値	令和３年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	18,854	10,185	754.1
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	79,419	44,757	331.1
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	52,026	30,825	448.6
中小企業等事業再構築促進事業	83,011	35,183	21.5
業務改善助成金	5,047	3,859	28.9
働き方改革推進支援助成金	7,652	6,614	57.2
キャリアアップ助成金	77,341	76,992	612.5
人材開発支援助成金 ※　特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	33,127	31,136	191.0
人材確保等支援助成金 ※　人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	844	2,409	12.2
	※テレワークコースは、令和３年４月～令和４年２月時点		

業務改善助成金の執行状況

（単位：億円）

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤＝①＋②＋③－④	執行額 ⑥	執行率（%） ⑥／⑤
令和3年度	9.4 （11.9）	13.7 （13.7）	129.8 （135.1）	120.7 （125.7）	32.2 （35.0）	28.9	89.8
令和2年度	7.8 （10.9）	12.9 （12.9）	13.8 （13.8）	13.7 （13.7）	20.8 （23.8）	6.6	31.8

※　事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。（　）内の数値は、事業費を含めた金額。
※　四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

（件）

	令和2年度	令和3年度
北海道	18	120
青森	11	37
岩手	11	68
宮城	10	45
秋田	5	37
山形	16	65
福島	9	53
茨城	11	90
栃木	10	46
群馬	7	56
埼玉	15	75
千葉	17	115
東京	30	219
神奈川	27	171
新潟	6	55
富山	3	61
石川	18	54
福井	6	80
山梨	4	17
長野	10	102
岐阜	4	55
静岡	17	164
愛知	32	197
三重	11	58

	令和2年度	令和3年度
滋賀	14	95
京都	16	60
大阪	21	238
兵庫	22	108
奈良	8	49
和歌山	5	59
鳥取	10	52
島根	13	35
岡山	26	93
広島	20	137
山口	7	72
徳島	2	54
香川	7	72
愛媛	9	65
高知	10	14
福岡	36	195
佐賀	17	38
長崎	11	44
熊本	22	93
大分	9	125
宮崎	16	43
鹿児島	9	25
沖縄	8	53
全国計	626	3,859

倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移

- 我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移。2021年は資金繰り支援策などの効果もあり、**6,030件と57年ぶりの低水準**となった。
- 一方で、**新型コロナウイルス関連破たんの件数**は、昨年９月から４ヶ月連続で**月別件数として過去最多を更新**するなど、**月別件数は増加傾向**にある。

図1 倒産件数の推移

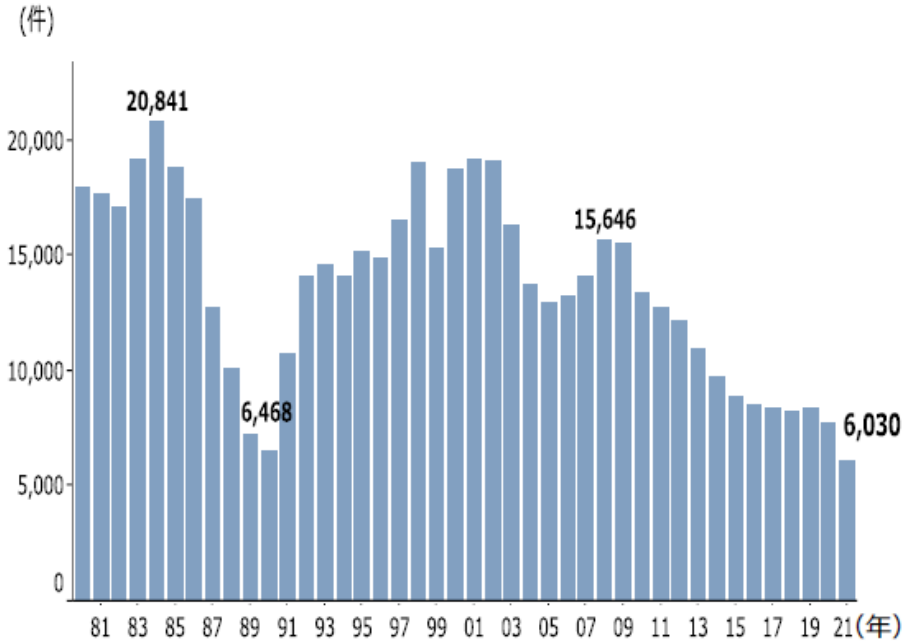

資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数

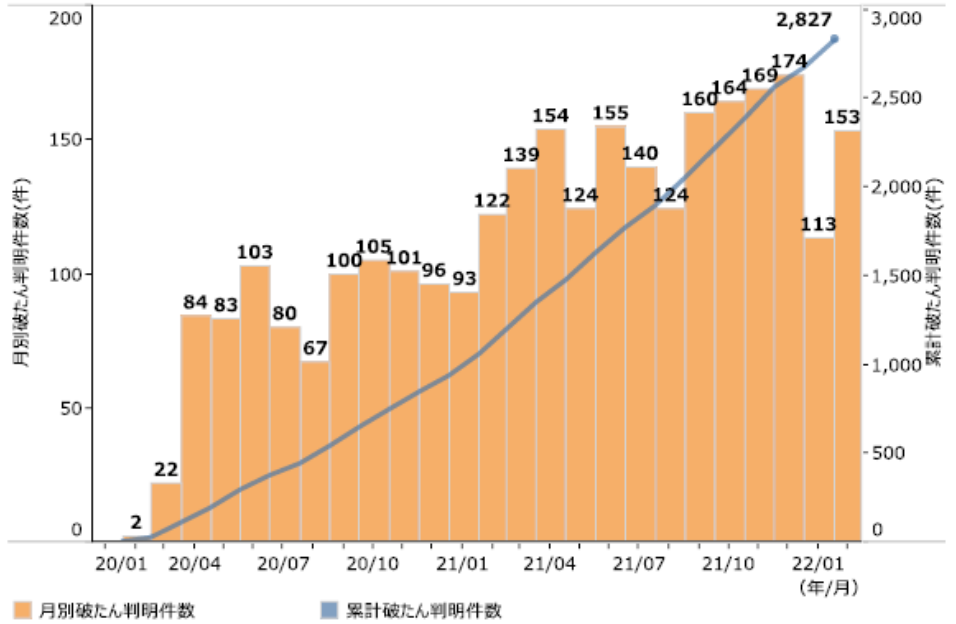

資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」（2022年2月28日）
(注)1.負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの（準備中を含む）。
2.（株）東京商工リサーチの取材で経営破たんが判明した日を基準に集計されたもの。
3.新型コロナウイルス関連破たんとは、（株）東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

（資料出所）中小企業庁「2022年版中小企業白書・小規模企業白書概要」（令和４年４月）

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	合計	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ倒産	低下信用性の	販売不振	回収難売掛金	悪化在庫状態	過大設備投資	その他
平成27年	8,812	376	397	553	1,136	49	5,959	54	8	61	219
令和28年	8,446	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
令和29年	8,405	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
令和30年	8,235	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
令和元年	8,383	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
令和２年	7,773	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
令和３年	6,030	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189

（資料出所）中小企業庁ホームページ「倒産の状況」（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm 令和４年６月30日取得）
（注）1．中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
2.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
3.負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○　人手不足関連倒産が倒産件数全体に占める割合は2020年時点で5.97%となっており、要因別にみると、「求人難型」「従業員退職型」「人件費高騰型」に比べ、「後継者難型」の倒産の割合が多くなっている。

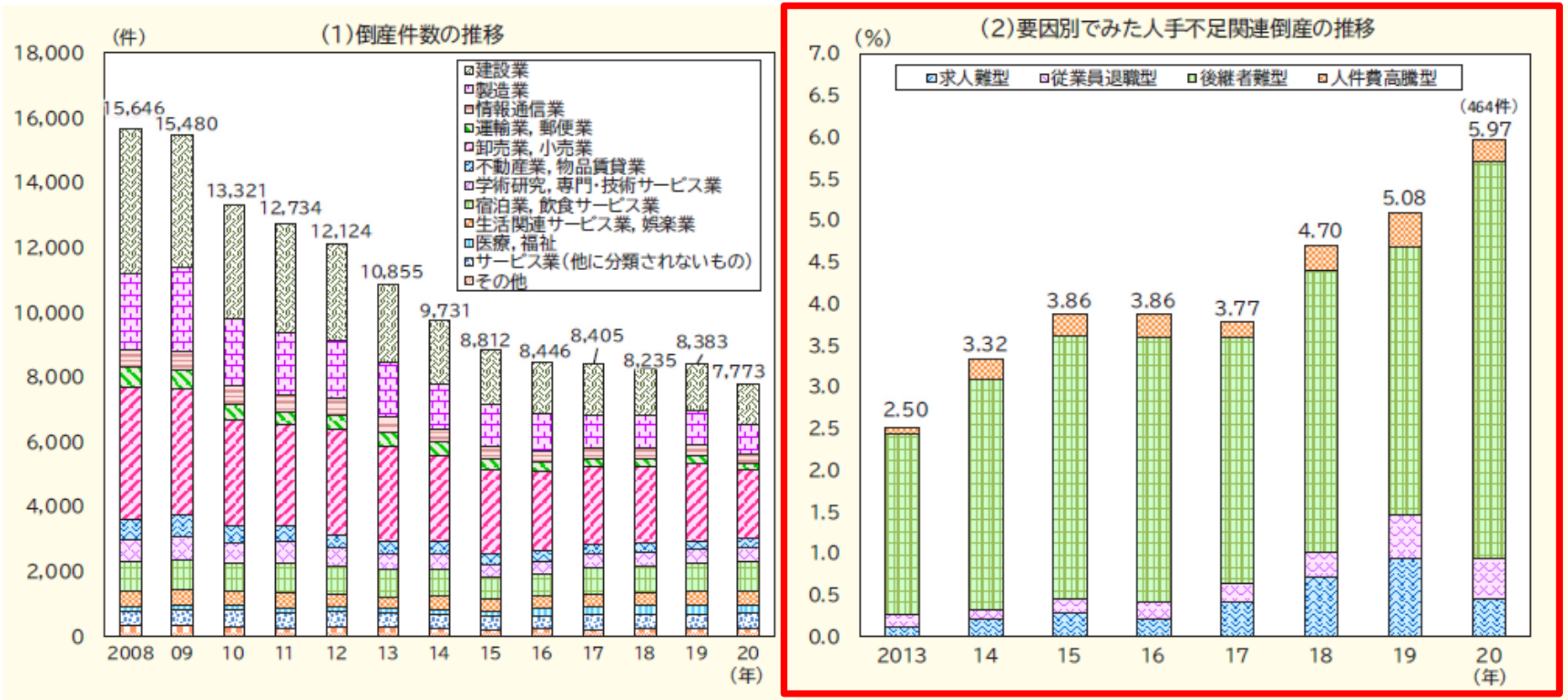

資料出所　（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）　1）「その他」は「農業，林業」「漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業，保険業」「教育，学習支援業」「複合サービス事業」の合計。

2）（2）は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したもの。

（資料出所）厚生労働省「令和３年版　労働経済の分析」

休廃業・解散件数と休廃業・解散企業の代表者年齢

2022年版 中小企業白書（抜粋）
第１部　令和３年度（2021年度）の中小企業の動向

第1-1-79図は、休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年数の推移について見たものである。2021年の休廃業・解散件数は、４万4377件であり、2020年、2018年に次ぐ高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、休廃業・解散件数増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題である。

第1-1-80図は、休廃業・解散企業の代表者年齢について見たものである。2021年は、70代の割合が最も高く、42.7%となっている。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は６割超となっている。

<第1-1-79図>

休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移

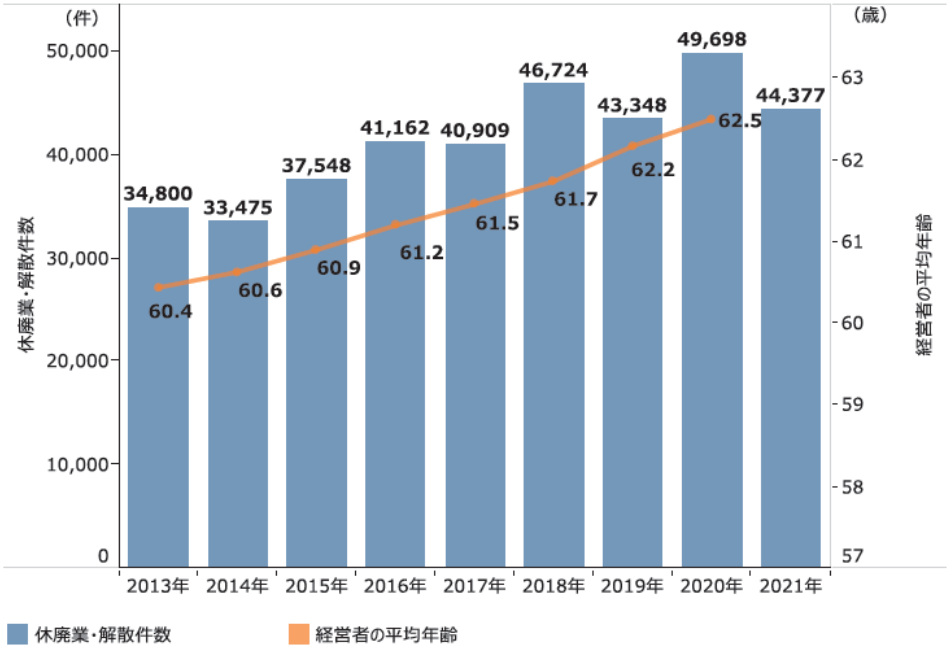

資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」
（注）経営者の平均年齢は2020年までを集計している。

<第1-1-80図>

休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比

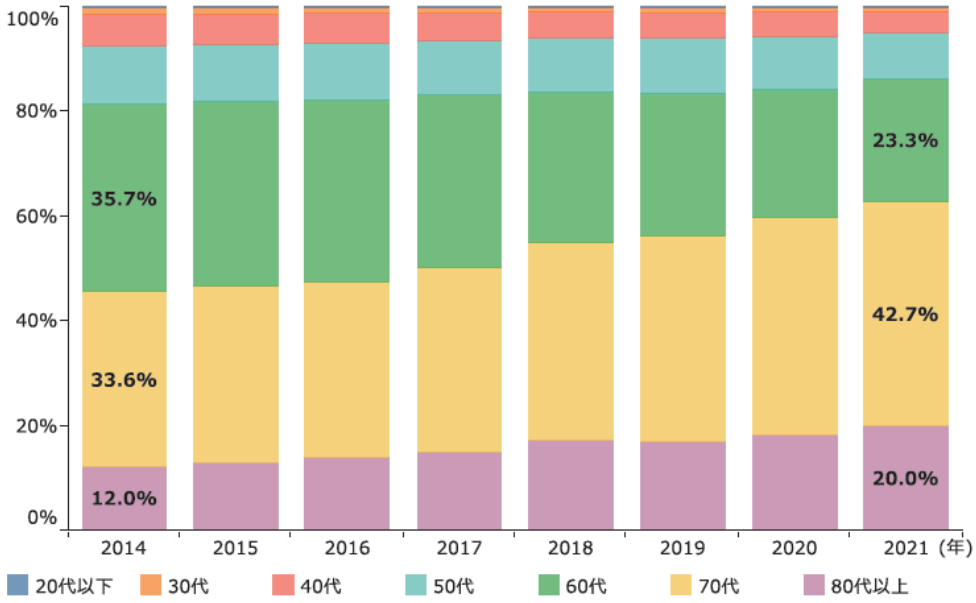

資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

（資料出所）中小企業庁「2022年版中小企業白書」 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

参考資料No.2

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

（新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む）

連合　春季賃上げ妥結状況

○　2022年の連合 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果（2022年7月5日公表）では、賃上げ率は2.07%（中小賃上げ率は1.96%）となっている。

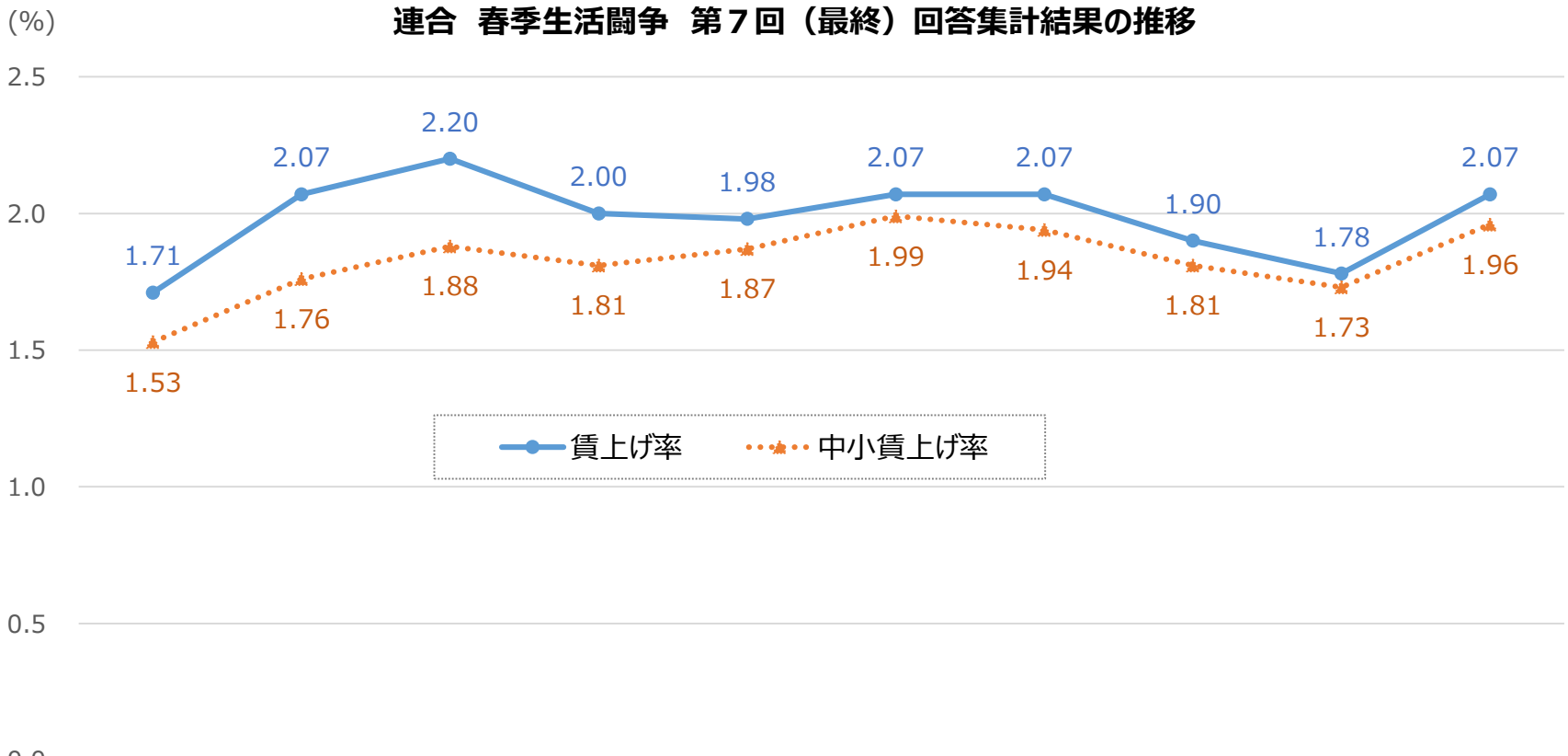

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

（資料出所）連合「2022春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2022年７月５日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
○ Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

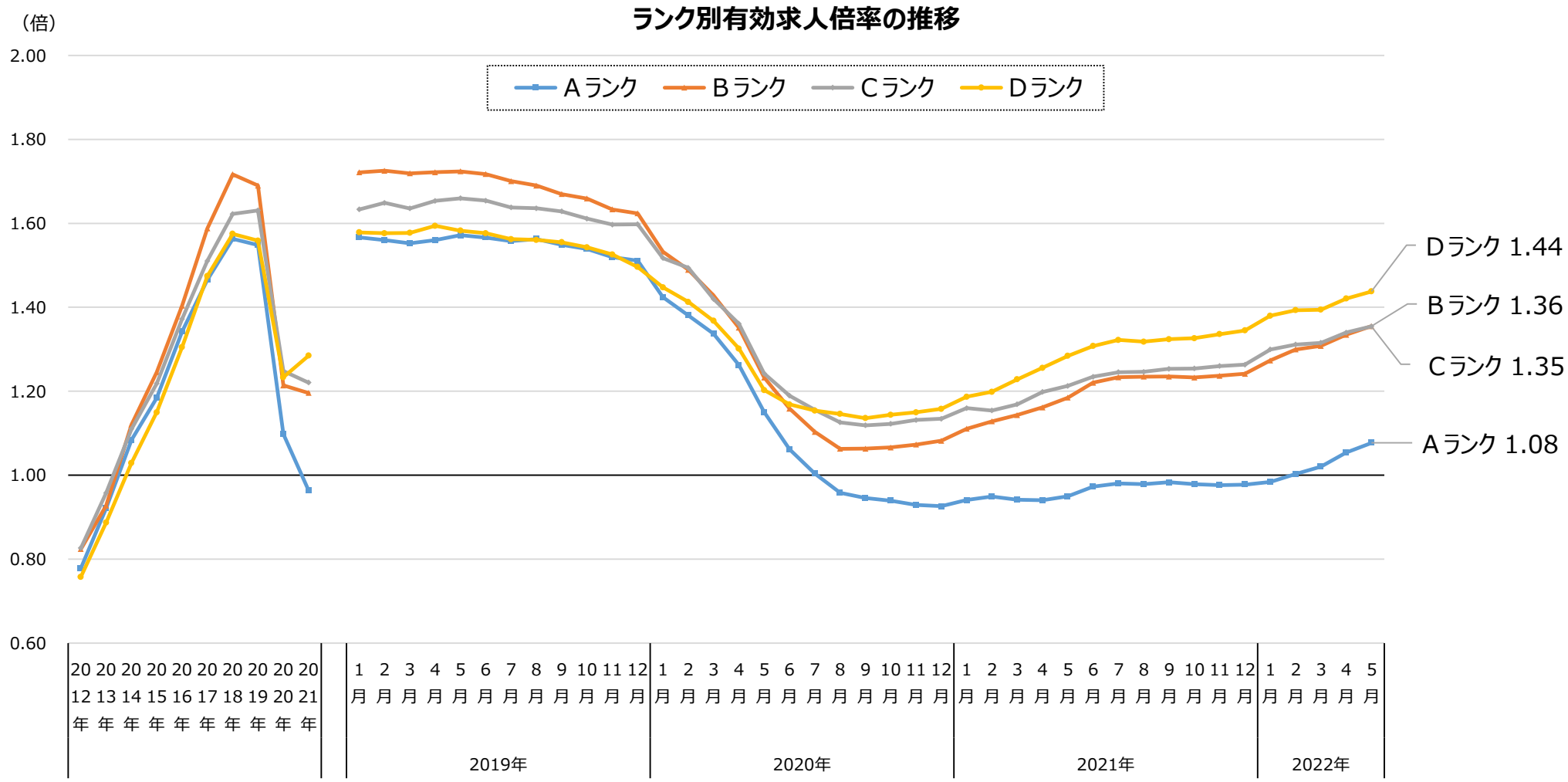

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年１月の水準を概ね回復している。

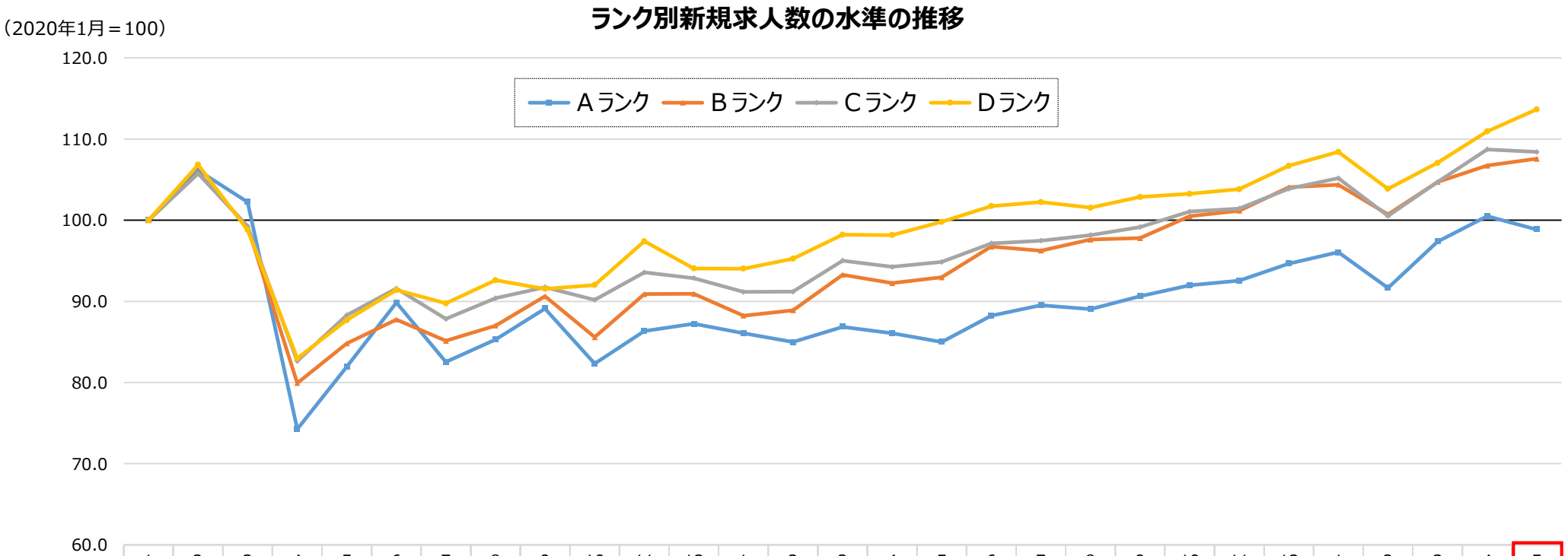

	2020年												2021年												2022年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5	98.9
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7	107.6
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7	108.4
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9	113.7

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
２．各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○　日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業，飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

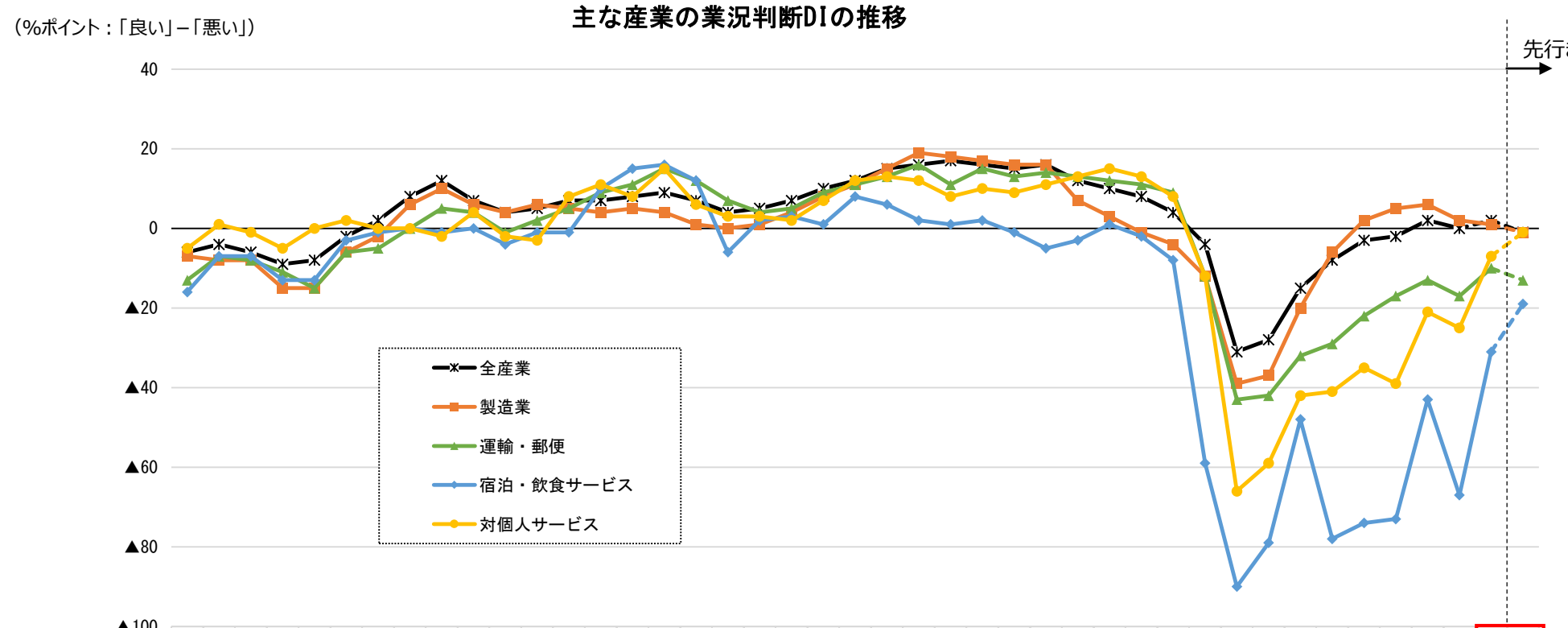

	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
	2012年				2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年	
全産業	▲6	▲4	▲6	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	▲1
製造業	▲7	▲8	▲8	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	▲1
運輸・郵便	▲13	▲7	▲8	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲13
宿泊・飲食サービス	▲16	▲7	▲7	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲19
対個人サービス	▲5	1	▲1	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲1

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．調査対象は、資本金２千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。
２．2022年９月の数値は、2022年６月調査による「先行き（３か月後）の状況」の数値。
３．「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

参考資料No.3

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和４年）

連合　　第7回(最終) 回答集計結果(令和４年７月５日)

	平均賃上げ方式（加重平均）	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	304組合　1,480,050人 6,637円（6,051円） 2.18%（2.02%）	30組合　99,310人 2,308円（2,518円） 0.67%（0.74%）	29組合　121,026人 1,147円（356円） 0.40%（0.13%）
300～999人	533組合　291,462人 6,093円（5,522円） 2.25%（2.06%）	53組合　30,249人 3,002円（1,618円） 1.02%（0.56%）	42組合　22,626人 1,666円（917円） 0.67%（0.37%）
100～299人	740組合　135,270人 5,842円（5,291円） 2.27%（2.05%）	68組合　12,271人 1,861円（844円） 0.70%（0.32%）	69組合　12,112人 1,719円（558円） 0.71%（0.24%）
～99人	636組合　32,128人 5,461円（4,885円） 2.24%（2.01%）	86組合　4,122人 1,633円（855円） 0.64%（0.35%）	94組合　4,479人 1,464円（755円） 0.62%（0.33%）
規模計	2,213組合　1,938,910人 6,474円（5,831円） 2.20%（2.03%）	237組合　145,952人 2,090円（1,197円） 0.75%（0.44%）	234組合　160,243人 1,536円（679円） 0.62%（0.28%）

(注) 1　（　）内の数値は、令和３年7月5日付　第7回(最終)集計結果。
　　2　平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　3　個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
　　4　個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)　　第7回(最終) 回答集計結果(令和４年７月５日)

			単純平均	加重平均
時給	337組合 754,004人	賃上げ額	21.37円（16.38円）	23.43円（19.91円）
		平均時給	1,057.31円（1,023.96円）	1,047.00円（1,038.77円）
月給	100組合 27,425人	賃上げ額	3,728円（3,480円）	3,997円（3,667円）
		賃上げ率	1.75%（1.64%）	1.85%（1.72%）

(注) 1　（　）内の数値は、令和３年７月５日付　第７回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第１回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
主要21業種 大手252社	89社 7,430円（6,040円） 2.27%（1.82%）

(注) 1　原則として,従業員数500人以上の企業を対象。
　　2　158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　（　）内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第１回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
17業種 754社	249社 5,219円（4,444円） 1.97%（1.72%）

(注) 1　従業員数500人未満の企業を対象。
　　2　252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち３社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　了承、妥結を含む。
　　4　（　）の数値は、令和３年6月11日付第1回集計結果。

５　夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月５日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.33ヶ月		0.15ヶ月	2.18ヶ月	
		2,509組合	1,820,757人		2,435組合	1,406,199人
	回答額	708,319円		48,070円	660,249円	
		1,862組合	1,030,274人		1,814組合	1,078,620人
年間	回答月数	4.87ヶ月		0.25ヶ月	4.62ヶ月	
		2,018組合	1,827,428人		1,933組合	1,781,130人
	回答額	1,560,045円		39,921円	1,520,124円	
		1,237組合	1,080,221人		1,136組合	1,183,121人

注　１ △はマイナスを表す。以下同じ。
　　２ 数値は組合員一人当たりの加重平均。
　　３ 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社　数	妥　結　額	増　減　率	社　数	妥　結　額	増　減　率
総　平　均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注１　調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。
　２　20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。
　３　数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
　４　増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和元年			令和２年				令和３年				令和４年	
	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下　　卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下　　サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移（５業種別）

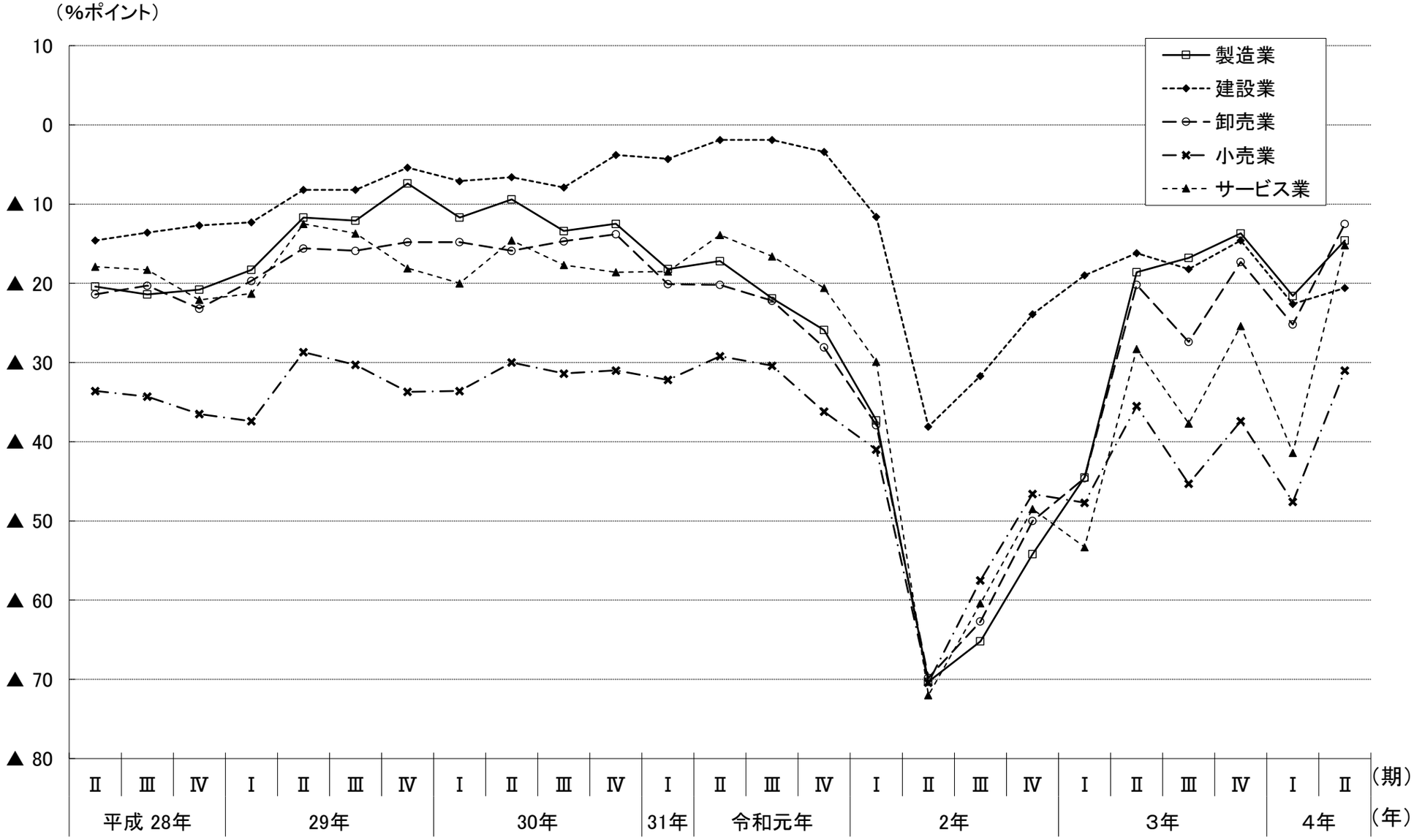

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）前年同期比「好転」－「悪化」

令和４年７月 19 日（火）13 時～
於　東京労働局１－１会議室（11 階）

第３回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

参考資料　委員からの追加要望資料

以上

参考資料

委員からの追加要望資料

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○　国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注）　2022年６月は速報値。

輸入物価指数(円ベース･前年同月比)の推移

○　輸入物価指数については、2022年に入ってから円ベース･前年同月比で30%を超える水準で推移している。

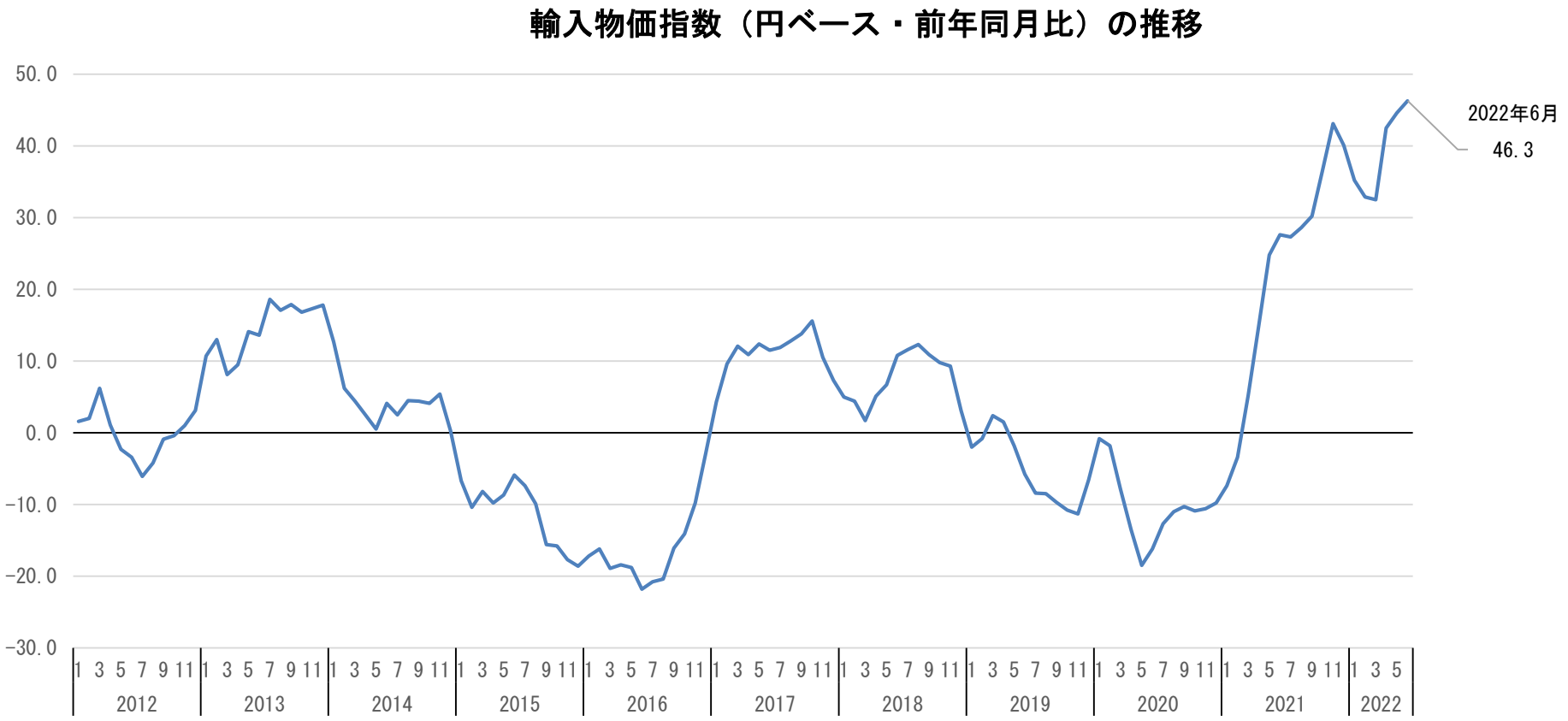

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注）　2022年６月は速報値。

令和４年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,861 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和２年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

４．集計労働者　30,533 人
（うち、令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者は 25,609 人（83.9%））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和４年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和４年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和４年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和２年度分、令和３年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和４年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和４年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和３年６月分、令和４年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和３年６月分、令和４年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和３年６月分、令和４年６月分〕

6．利用上の注意

（1）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（2）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（3）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（4）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性	就業形態	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	ランク	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
計	A	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
	B	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,317	1,339	1.7	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1
	C	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,307	1,335	2.1	1.0	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4
	D	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,209	1,230	1.7	1.4	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7
	計	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,223	1,244	1.7	0.6	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3
男	A	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
	B	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
	C	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,500	1,527	1.8	1.0	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4
	D	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
	計	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
女	A	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
	B	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
	C	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
	D	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
	計	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
一般	A	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
	B	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
	C	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
	D	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
	計	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
パート	A	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
	B	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
	C	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
	D	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
	計	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

（資料注）第４表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

令和４年７月 25 日（月）15 時～
於　中野サンプラザ（15 階）

第４回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

参考資料 No.1　足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2　主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

参考資料No.1

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

（新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む）

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2022年６月の消費者物価指数の「総合」は＋2.4%、「生鮮食品を除く総合」は＋2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋2.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

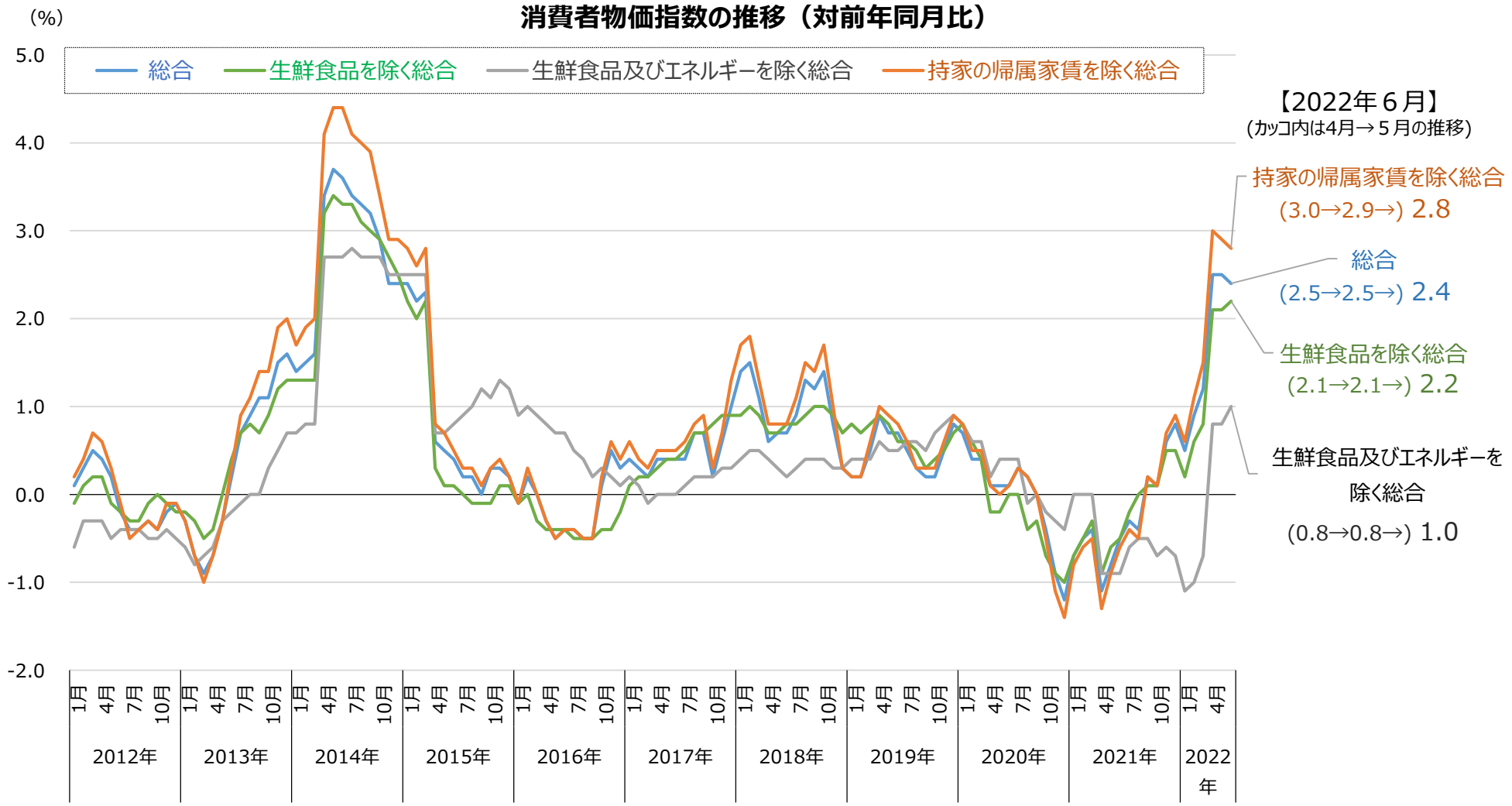

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2022年６月に＋2.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、食料品及びエネルギーの寄与度が大きくなっている。

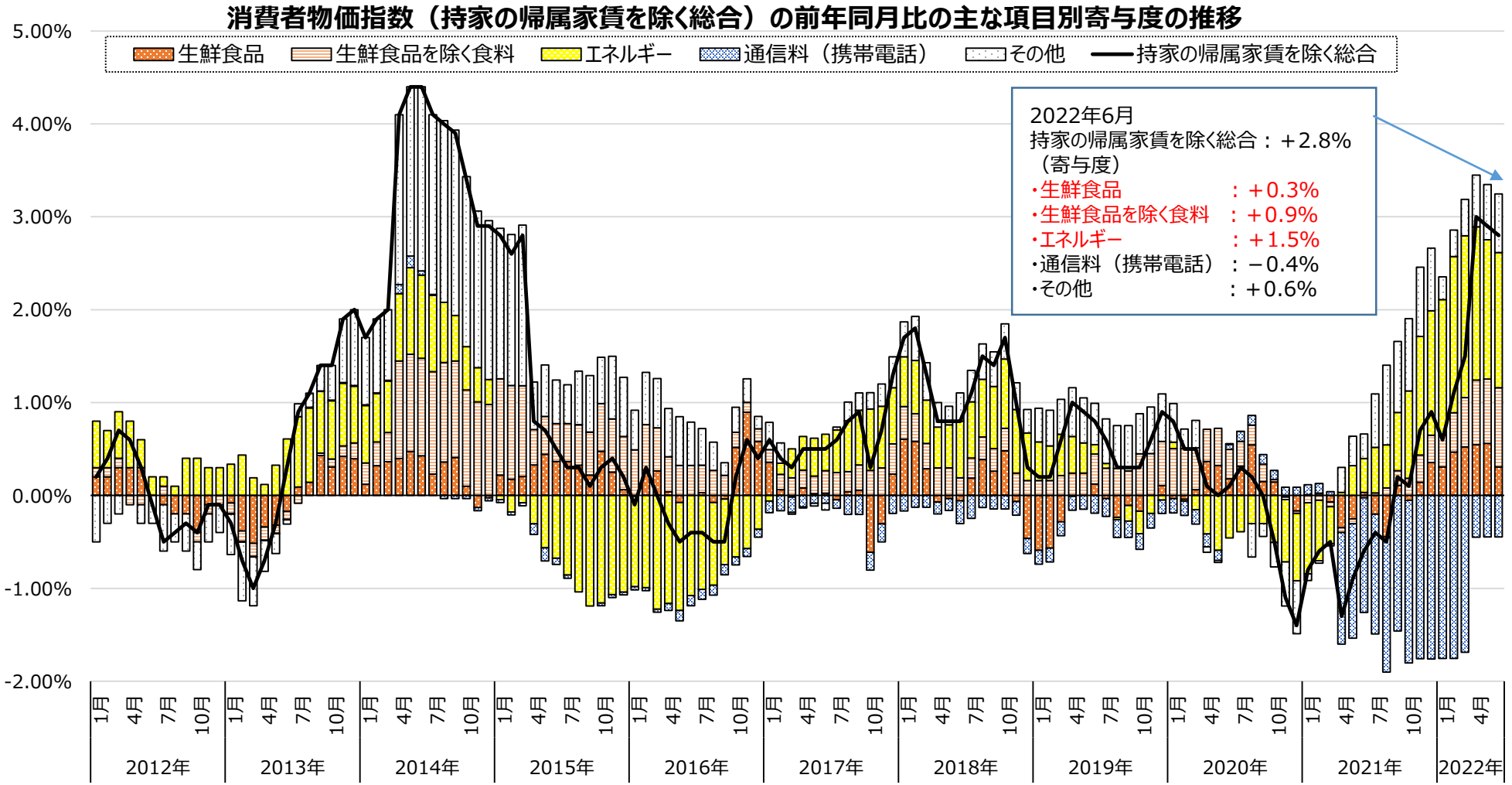

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○　消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年６月では、「基礎的支出項目」は＋4.4%である一方、「選択的支出項目」は＋0.2%となっている。

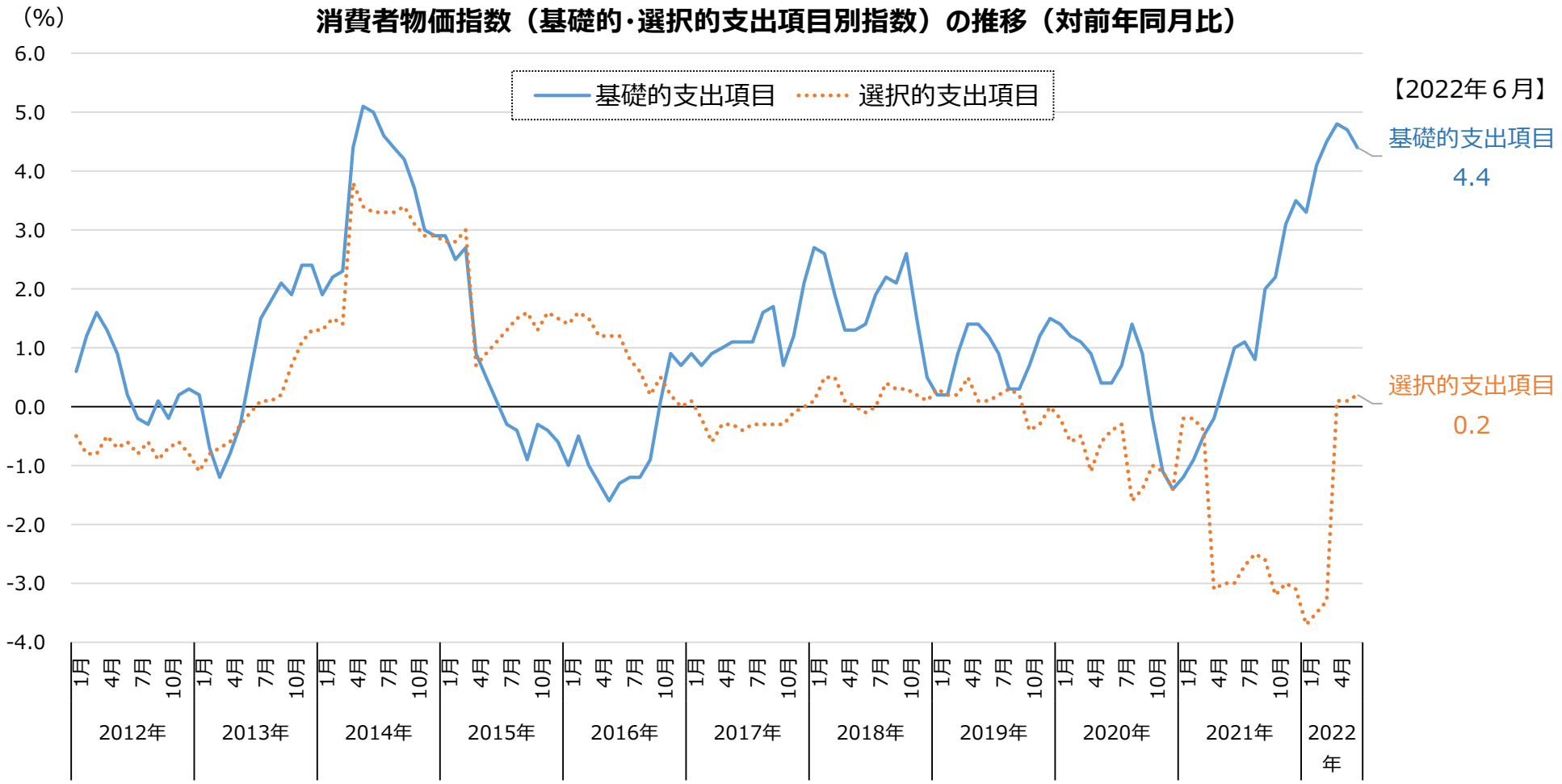

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
　　選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
　　２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
　　３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○　消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年６月では、「１か月に１回程度以上の購入」は＋4.4%、「１ヶ月に１回程度未満の購入」は＋2.2%となっている。

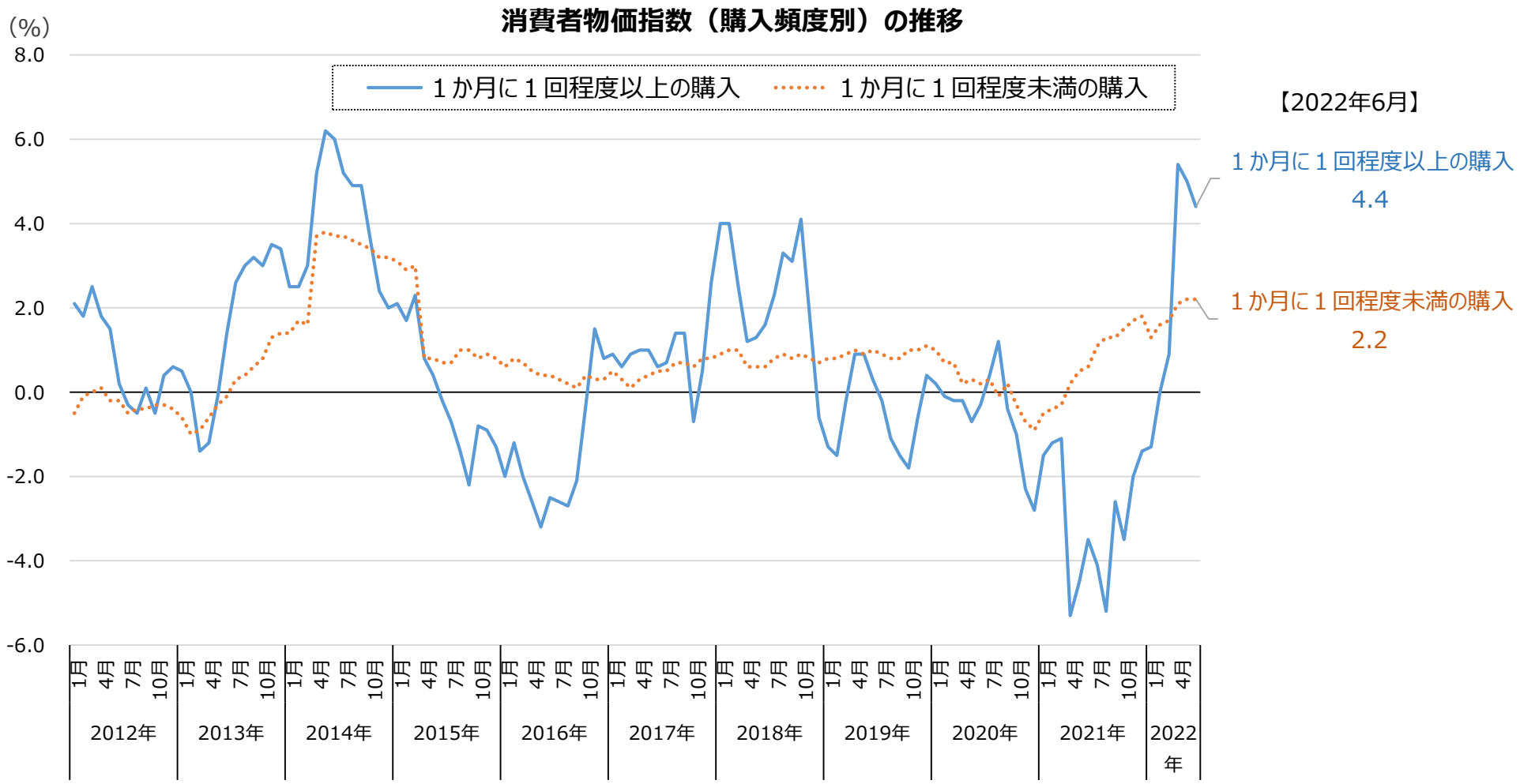

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
　　２．購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

参考資料No.2

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分＼年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	３年	令和４年						(参考) 令和４年１月～６月の各ランクの平均
											１月	２月	３月	４月	５月	６月	
全　国	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	
Ａランク	△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	1.88
Ｂランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5	1.82
Ｃランク	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7	1.75
Ｄランク	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	1.77

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、各年における適用ランクである。

5　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県（注1・2）	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
A	東京	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.5	2.9	2.9	2.8
A	神奈川	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	0.5	1.2	1.7	3.1	2.9	2.6
A	大阪	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.2	0.8	1.0	2.9	2.7	2.6
A	愛知	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.4	0.9	1.4	2.9	3.1	2.7
A	埼玉	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	0.7	1.2	1.6	3.2	3.2	2.8
A	千葉	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	0.0	0.7	1.1	2.9	2.5	2.4
B	京都	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	0.8	1.5	1.5	3.1	2.9	2.7
B	兵庫	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	0.8	1.1	1.1	2.7	2.3	2.2
B	静岡	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	0.2	0.7	1.2	2.7	2.8	2.6
B	滋賀	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	0.5	0.9	0.8	2.5	2.2	1.8
B	茨城	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.7	1.5	3.0	2.6	2.3
B	栃木	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	0.3	0.7	1.3	3.0	3.1	2.0
B	広島	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	0.5	1.1	1.5	2.6	2.9	2.7
B	長野	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	1.1	2.0	2.2	3.4	3.2	3.7
B	富山	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	0.5	0.7	1.3	3.0	3.0	3.1
B	三重	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.7	1.0	2.7	2.3	2.3
B	山梨	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	0.8	1.1	1.5	2.6	2.6	2.7
C	群馬	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.3	1.3	3.0	2.8	2.9
C	岡山	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	0.2	0.4	0.5	1.8	2.2	2.3
C	石川	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	0.1	1.0	0.9	2.3	2.1	1.8
C	香川	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6	1.0	2.7	2.5	2.4
C	奈良	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	1.0	1.1	1.4	3.1	3.4	3.2
C	宮城	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	0.7	1.5	1.9	3.2	3.3	3.4
C	福岡	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	0.0	0.4	0.8	2.1	2.2	2.6
C	山口	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	1.2	1.3	1.3	2.9	3.0	3.2
C	岐阜	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	0.2	0.9	1.0	2.7	2.5	2.4
C	福井	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.3	0.7	2.7	2.2	2.5
C	和歌山	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	0.1	0.2	0.5	2.3	2.2	2.3
C	北海道	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	0.8	1.5	1.8	3.5	3.6	3.6
C	新潟	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	1.2	1.4	1.9	3.5	3.5	3.3
C	徳島	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	0.6	0.9	1.3	2.3	2.0	1.9
D	福島	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	0.4	1.0	1.6	3.4	3.3	3.3
D	大分	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	△ 0.3	0.3	0.4	1.9	2.3	2.0
D	山形	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.4	1.1	2.8	2.8	2.8
D	愛媛	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1	0.6	0.9	2.0	2.0	2.5
D	島根	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	0.5	0.8	1.1	2.5	2.7	2.9
D	鳥取	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	0.1	0.6	1.0	2.6	2.5	2.2
D	熊本	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	0.1	0.5	2.1	2.2	2.2
D	長崎	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	0.1	0.4	1.0	2.4	2.5	2.4
D	高知	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.4	0.5	2.3	2.4	2.4
D	岩手	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	0.3	0.8	1.5	2.7	3.2	2.9
D	鹿児島	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	0.1	1.7	2.2	2.1
D	佐賀	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.2	0.2	0.7	2.9	3.1	3.1
D	青森	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	1.5	2.1	2.2	6.8	3.8	4.3
D	秋田	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	2.3	2.3	2.7	4.1	4.1	4.2
D	宮崎	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	0.2	0.6	1.0	2.6	2.5	2.3
D	沖縄	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	0.5	0.8	1.2	3.4	3.6	3.6

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）1　数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　2　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。